

# 「認知症高齢者等を支えるやさしい地域づくりに向けた成年後見制度の利用に係る相談体制とネットワーク構築に関する調査研究」報告書

---

令和元年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)

令和2年3月

**MRI** 株式会社三菱総合研究所

ヘルスケア・ウェルネス事業本部

「認知症高齢者等を支えるやさしい地域づくりに向けた成年後見制度の利用に係る  
相談体制とネットワーク構築に関する調査研究」報告書 目次

<b>1. 事業概要</b> .....	<b>1</b>
1.1 事業の目的 .....	1
1.2 事業の実施経過 .....	1
1.2.1 検討委員会の開催 .....	1
1.2.2 市町村アンケート調査の実施 .....	2
1.2.3 市町村に対する取り組み事例ヒアリング調査、関係者向け勉強会の開催 .....	3
1.2.4 中核機関立ち上げに向けたヒント集の作成 .....	4
1.2.5 事業報告会の開催 .....	4
<b>2. 市町村アンケート調査の結果</b> .....	<b>6</b>
2.1 市町村アンケート調査の概要 .....	6
2.1.1 調査目的 .....	6
2.1.2 調査対象・回収状況 .....	6
2.1.3 調査時期 .....	6
2.1.4 調査方法 .....	6
2.1.5 調査内容 .....	6
2.1.6 調査結果概要 .....	7
2.2 市町村アンケートの集計結果 .....	18
2.2.1 成年後見の利用促進に関わる庁内体制、相談窓口の状況 .....	18
2.2.2 成年後見の利用促進体制整備の取り組み方針 .....	24
2.2.3 中核機関の設置検討 .....	30
2.2.4 中核機関の設置・運営に関する課題 .....	49
2.2.5 自由意見 .....	66
<b>3. 市町村に対する取り組み事例ヒアリング調査の結果</b> .....	<b>68</b>
3.1 取り組み事例ヒアリング調査の概要 .....	68
3.1.1 調査目的 .....	68
3.1.2 調査対象・時期 .....	68
3.1.3 調査方法 .....	68
3.1.4 調査内容 .....	68
3.2 鳥取県鳥取市～専門職、社協が運営する2つの権利擁護センターと市行政で機能分散型の中核機関を設置～ .....	70
3.2.1 自治体の基本情報 .....	70
3.2.2 社会資源の状況 .....	71
3.2.3 中核機関の設置検討状況 .....	75
3.3 鳥取県米子市～専門職が運営する権利擁護センターと官民共同で中核機関の設置を検討～ .....	79
3.3.1 自治体の基本情報 .....	79
3.3.2 社会資源の状況 .....	80

3.3.3 中核機関の設置検討状況 .....	82
3.4 岡山県井原市～県マニュアルを活用して市直営の地域包括支援センターを中核機関 と位置付け～ .....	85
3.4.1 自治体の基本情報 .....	85
3.4.2 社会資源の状況 .....	86
3.4.3 中核機関の設置検討状況 .....	88
3.5 岡山県総社市～既存の権利擁護センターを一機関集中型の中核機関として位置付け ～ .....	93
3.5.1 自治体の基本情報 .....	93
3.5.2 社会資源の状況 .....	94
3.5.3 中核機関の設置検討状況 .....	97
3.6 広島県広島市～地域福祉計画をきっかけに大都市でも地域に根差し包括的な対応が できる中核機関のあり方を検討～ .....	102
3.6.1 自治体の基本情報 .....	102
3.6.2 社会資源の状況 .....	103
3.6.3 中核機関の設置検討状況 .....	105
<b>4. 関係者向け勉強会の開催結果 .....</b>	<b>108</b>
4.1 関係者向け勉強会の開催概要 .....	108
4.1.1 勉強会開催の目的 .....	108
4.1.2 対象市町村・時期 .....	108
<b>5. 中核機関立ち上げに向けたヒント集 .....</b>	<b>109</b>
5.1 中核機関とは何か .....	109
5.2 中核機関立ち上げに向けたヒント・事例紹介 .....	119
5.3 参考資料 .....	128
<b>6. 事業報告会の開催結果 .....</b>	<b>129</b>
6.1 事業報告会の概要 .....	129
6.1.1 名称 .....	129
6.1.2 開催目的 .....	129
6.1.3 主催 .....	129
6.1.4 日時・場所 .....	129
6.1.5 プログラム .....	129
6.1.6 参加者数 .....	130
6.1.7 参加者アンケート結果 .....	131
6.2 事業報告会資料 .....	131
<b>7. 資料編 .....</b>	<b>132</b>
7.1 アンケート調査票 .....	132
7.2 事業報告会資料 .....	141

## 1. 事業概要

### 1.1 事業の目的

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域包括ケアシステムを構築するためには、介護・予防・保健医療といった直接的なサービス提供だけでなく、認知症等により財産の管理や日常生活等に支障がある高齢者を地域全体で支えることが求められる。

成年後見制度はこうした高齢者を支えるための重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないため、平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成 29 年に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された。この計画では、5 年間を目途に市町村において権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築することが掲げられているが、具体的な取り組みが進んでいる市町村は少ない。

そこで、本事業では、検討委員会を設置し、市町村における高齢者の権利擁護の実態、成年後見制度の利用が低調である要因を把握したうえで、制度の広報、制度利用の相談、制度利用促進（マッチング）、後見人支援等の機能の整備方策、本人を見守る「チーム」・地域の専門職団体から成る「協議会」・コーディネートを行う「中核機関」の連携体制の構築方策を提示する。

これらの成果をふまえて、事業報告会を開催するとともに、市町村行政等に報告書を配布することで、今後の各地域における高齢者を含めた総合的な権利擁護体制の構築に向けた促進することを目的とする。

### 1.2 事業の実施経過

本事業の実施経過は以下の通りである。

#### 1.2.1 検討委員会の開催

事業企画、進捗管理、結果分析、報告書のとりまとめを行う委員会を構成し、運営した。

検討委員会の委員は、学識経験者、都道府県・市町村行政、関係団体から構成した（委員名簿については、巻末奥付を参照）。また、オブザーバーとして、中国四国厚生局、家庭裁判所が参加した。

検討委員会の開催経過は以下の通りである。

図表 1 検討委員会の開催経過

回	日時	場所	議題
第 1 回	令和元年 8 月 20 日 (火) 10 時～12 時	中国四国厚生局 本局 鉄砲町庁 舎 2 階会議室	(1) 開会 (2) 出席者紹介 (3) 研究計画について (4) 成年後見制度の利用促進に向けた中核機関設置と地域ネットワークのあ

回	日時	場所	議題
			り方について（意見交換） （5）市町村アンケート調査について
第2回	令和元年 11月18日(月) 13時～15時	中国四国厚生局 本局 鉄砲町庁 舎 2階会議室	（1）開会 （2）市町村アンケート調査結果（速報値） について （3）中核機関設置・地域連携ネットワー ク構築に向けたパンフレットの構成 について （4）事業報告会について
第3回	令和元年3月	書面開催	（1）報告書とりまとめについて

## 1.2.2 市町村アンケート調査の実施

成年後見制度利用促進基本計画では、平成33年度を目途に市町村において権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築することが掲げられているが、具体的な取り組みが進んでいる市町村は少ない状況である。

そこで、中国ブロック5県に所在する市町村の高齢者の権利擁護所管部局を対象に、アンケート調査を実施し、高齢者の権利擁護支援の実施状況、中核機関の設置検討状況とそこで地域包括支援センターに期待する役割について把握し、今後の地域連携ネットワーク構築のあり方検討の基礎資料とする。

### (1) 市町村アンケート調査

市町村アンケート調査の結果概要は以下の通りである。

図表 2 市町村アンケート調査の調査対象・回収状況

調査対象	中国ブロック5県に所在する107市町村の高齢者の権利擁護所管部局
回収数	103件（回収率96%）
調査方法	中国ブロック5県を通じた電子メールで配布・電子メールで回収

図表 3 市町村アンケート調査からみえた中核機関設置の現状と課題

- 成年後見制度の利用促進に複数部署がかかわっている市町村が7割で、多くの市町村で庁内での連携・調整が必要となっている。
- 多くの市町村で庁内での連携・調整が求められている現状において、成年後見制度の利用促進について庁内で検討する組織がない市町村が過半数であった。また、庁内組織がある場合も、取り組み方針の組織決定ができるような管理職レベルの会議体がある市町村は1割であった。
- 庁外を含めて検討する組織がある市町村は全体の1/3程度で、将来的には「協議会」に発展できる可能性がある。一方、庁外を含めて検討する組織がない残り2/3程度の市町村については、組織の必要性を庁内外の関係者で共有し、まず場をつくるのが課題となっている。
- 成年後見制度利用促進の取り組みの推進力となる計画策定について検討していない

市町村が4割である。計画を策定している市町村では、地域福祉計画や高齢・障害の分野別計画と一体的に策定している割合が半数で、既存組織の有効活用による委員会運営の負担軽減、行政事務局の事務負担の低減とともに、庁内の連携・調整や関連施策の包括化にも有効といえる。

- 権利擁護センター設置済みの市町村は4割で、中核機関として位置づけることができる可能性がある。
- 中核機関の設置検討状況をみると、設置済み・検討中の市町村が全体の3/4である。ただ、その運営形態は未定が4割であり、検討していない市町村を含めると、中核機関の設置が見通せない市町村が1/3程度ある。
- 中核機関設置の具体的な方向性が決まっている市町村をみると、直営・単独市町村で事業実施を検討している割合が高い。まずは小規模に立ち上げ、様子を見ながら拡充を検討しようとする流れがうかがえる。また、設置方法は一機関に機能集中させるモデルが4割、複数で機能分担を分担するモデルが14%であった。
- 一機関集中型の中核機関の役割としては、広報、相談受付、受任調整会議、後見人の相談対応等への期待が高い。しかし、中核機関が全ての機能を抱え込むわけではないため、地域の状況に応じた担い手確保、関係機関の連携が重要である。また、中核機関の設置当初に全ての機能を整備するわけではないため、中核機関の設置検討にあわせて段階的な機能整備・拡充のロードマップづくりが求められている。
- 中核機関の各機能の提供エリアは単独市町村の割合が高いが、市民後見人の養成、後見人支援、後見監督等では、広域対応も一定割合ある。これらについては、市町村間の調整を含め県が果たすべき役割も大きい。
- 中核機関設置後に地域包括支援センターに期待されるのは、利用者の身近できめ細かな情報を得ているからこそできる支援、具体的には、ニーズキャッチ・見極め、身近な相談対応である。
- 中核機関の設置・検討にかかる課題をみると、中核機関の設置が努力義務であるためか「業務多忙で検討時間が取れない」が最も多い。ついで、庁内外の関係者の合意形成、ニーズ把握、担い手確保、予算措置、広域対応等があげられている。
- 中核機関の検討をしていない市町村は、庁内で検討中、庁外含め検討中の市町村に比べて課題が多い。課題が多いため検討に着手できないのかもしれないが、検討を進める中で少しずつ課題は解消される可能性もうかがえることから、できることからまず検討を開始することが期待される。

### 1.2.3 市町村に対する取り組み事例ヒアリング調査、関係者向け勉強会の開催

中核機関立ち上げ推進パンフレットの作成の基礎資料とするため、中国5県ですでに中核機関の設置に取り組んでいる市町村を対象に、取り組み事例ヒアリング調査を実施するとともに、中核機関立ち上げを促進するための関係者向け勉強会を開催し、中核機関立ち上げの現状と課題について把握した。

具体的には、中国ブロック5県の県行政、本事業調査研究委員会の委員への照会により、既に中核機関の検討を始めている市町村を紹介いただき、地域、取り組み主体、内容等のバランスを考慮し、各県1~2事例程度、合計8事例を対象として選定した。このうち、3事例に中核機関立ち上げを支援するための関係者向け勉強会の開催協力を依頼し、講師とし

て本事業検討委員会の委員を派遣した。また、その他の5事例に対して取り組み事例ヒアリング調査を実施した。

取り組み事例ヒアリング調査、関係者向け勉強会の実施経過は以下の通りである。

図表 4 取り組み事例ヒアリング調査の対象・時期

No.	市町村名	調査日時
1	鳥取県鳥取市	令和元年11月11日(月) 13:00~15:00
2	鳥取県米子市	令和元年12月9日(月) 13:00~15:00
3	岡山県総社市	令和元年12月20日(金) 10:00~12:00
4	岡山県井原市	令和元年12月20日(金) 14:00~16:00
5	広島県広島市	令和2年2月6日(木) 14:00~15:30

図表 5 関係者向け勉強会の対象・時期等

No.	市町村名	勉強会開催日時	対象者	講師
1	島根県益田・鹿足圏域(益田市、津和野町、吉賀町)	令和元年11月20日(水) 18:00~20:00	益田・鹿足後見センター定例会参加者	本事業検討委員会 手島委員長
		令和2年1月31日(金) 13:30~17:30	益田市、津和野町、吉賀町の行政担当者	
2	山口県山口市	令和2年1月27日(月) 13:00~15:00	山口市行政、山口市社協の担当者	
3	山口県宇部市	令和元年9月13日(金) 10:00~12:00	障害者・認知症高齢者とその家族、障害者と高齢者の支援者(医療機関、福祉サービス事業者、司法関係者等)	本事業検討委員会 中井委員

#### 1.2.4 中核機関立ち上げに向けたヒント集の作成

市町村アンケート調査、取り組み事例ヒアリング、関係者向け勉強会開催の結果をふまえ、今後中核機関立ち上げのプロセスを検討する市町村に参考情報を提供し、中核機関の立ち上げを推進するためのヒント集を作成した。

#### 1.2.5 事業報告会の開催

市町村の高齢福祉所管部局、地域包括ケアセンター100人程度を対象に、アンケート調査結果を紹介するとともに、認知症高齢者等を支えるやさしい地域づくりに向けた成年後見制度の利用に係る地域連携ネットワーク構築の構築方策を周知するための事業報告会(セ

ミナー)を開催した。

図表 6 事業報告会の開催概要

名称	令和元年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業「認知症高齢者等を支えるやさしい地域づくりに向けた成年後見制度の利用に係る相談体制とネットワーク構築に関する調査研究」事業報告会 『中核機関のつくり方・活かし方～地域の支援システムと成年後見制度の利用促進～』
日時	令和2年2月14日(金) 13:00～16:30
場所	TKP ガーデンシティ広島駅前大橋 ホール6A (広島県広島市南区京橋町1-7 アスティ広島京橋ビルディング)
主催	株式会社三菱総合研究所
参加者	市町村行政(成年後見所管部署、地域包括ケア所管部署他)、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人(社協以外)、社協・社会福祉法人以外の福祉・介護サービス事業者、地域包括支援センター、権利擁護センター、成年後見センター、社会福祉士(団体含む)等 73人
参加費	無料



## 2. 市町村アンケート調査の結果

### 2.1 市町村アンケート調査の概要

#### 2.1.1 調査目的

現在の高齢者の権利擁護支援の実施状況、中核機関の設置検討状況とそこで地域包括支援センターに期待する役割について把握し、今後の地域連携ネットワーク構築のあり方検討の基礎資料とする。

#### 2.1.2 調査対象・回収状況

中国ブロック 5 県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）に所在する市町村の高齢者の権利擁護所管部局全数（107 件）を対象に調査を実施した。回収数は 103 件（回収率 96%）であった。

#### 2.1.3 調査時期

- 令和元年 10 月 4 日：県の権利擁護所管部局に管内市町村への調査票配布を依頼
- 令和元年 10 月 24 日：〆切
- 令和元年 12 月 13 日：回収受付〆切

#### 2.1.4 調査方法

電子メールによる配布・回収。

#### 2.1.5 調査内容

調査内容は以下の通りである。

図表 7 市町村アンケート調査の調査項目

<p>(行政の庁内体制、相談窓口)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○成年後見制度の所管部署</li><li>○相談窓口の箇所数：地域包括支援センター、基幹相談支援センター、自立相談支援機関</li><li>○権利擁護センター：設置有無、設置時期、運営形態、事業対象地域、機能</li></ul> <p>(取り組み方針)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○庁内の検討体制</li><li>○庁外を含めた検討体制：有無、会議体の種類、「協議会」としての位置づけ、協議テーマ、メンバー</li><li>○市町村計画の策定：策定有無、計画期間、計画の位置づけ、中核機関の記載有無</li></ul>
--

**(中核機関の設置検討状況)**

- 中核機関の設置有無
- 中核機関の設置に向けてこれまでに実施した取り組み
- 中核機関の設置時期
- 中核機関の運営形態
- 中核機関の事業対象地域
- 中核機関の設置方法、中核機関が対応する機能、提供するエリア
- 地域包括支援センターのかかわり
- 中核機関の設置・運営に関する課題

## 2.1.6 調査結果概要

市町村アンケート調査の結果概要は以下の通りである。

**図表 8 市町村アンケート調査からみえた各市町村の現状と課題**

- 成年後見制度の利用促進に複数部署がかかわっている市町村が 7 割で、多くの市町村で庁内での連携・調整が必要となっている。
- 多くの市町村で庁内での連携・調整が求められている現状において、成年後見制度の利用促進について庁内で検討する組織がない市町村が過半数であった。また、庁内組織がある場合も、取り組み方針の組織決定ができるような管理職レベルの会議体がある市町村は 1 割であった。
- 庁外を含めて検討する組織がある市町村は全体の 1/3 程度で、将来的には「協議会」に発展できる可能性がある。一方、庁外を含めて検討する組織がない残り 2/3 程度の市町村については、組織の必要性を庁内外の関係者で共有し、まず場をつくることが課題となっている。
- 成年後見制度利用促進の取り組みの推進力となる計画策定について検討していない市町村が 4 割である。計画を策定している市町村では、地域福祉計画や高齢・障害の分野別計画と一体的に策定している割合が半数で、既存組織の有効活用による委員会運営の負担軽減、行政事務局の事務負担の低減とともに、庁内の連携・調整や関連施策の包括化にも有効といえる。
- 権利擁護センター設置済みの市町村は 4 割で、中核機関として位置づけることができる可能性がある。
- 中核機関の設置検討状況をみると、設置済み・検討中の市町村が全体の 3/4 である。ただ、その運営形態は未定が 4 割であり、検討していない市町村を含めると、中核機関の設置が見通せない市町村が 1/3 程度ある。
- 中核機関設置の具体的な方向性が決まっている市町村をみると、直営・単独市町村で事業実施を検討している割合が高い。まずは小規模に立ち上げ、様子を見ながら拡充を検討しようとする流れがうかがえる。また、設置方法は一機関に機能集中させるモデルが 4 割、複数で機能分担を分担するモデルが 14%であった。
- 一機関集中型の中核機関の役割としては、広報、相談受付、受任調整会議、後見人の相談対応等への期待が高い。しかし、中核機関が全ての機能を抱え込むわけではなく、地域の状況に応じた担い手確保、関係機関の連携が重要である。また、中核

機関の設置当初に全ての機能を整備するわけではないため、中核機関の設置検討にあわせて段階的な機能整備・拡充のロードマップづくりが求められている。

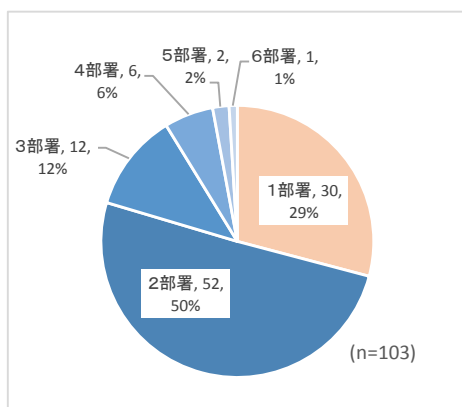
- 中核機関の各機能の提供エリアは単独市町村の割合が高いが、市民後見人の養成、後見人支援、後見監督等では、広域対応も一定割合ある。これらについては、市町村間の調整を含め県が果たすべき役割も大きい。
- 中核機関設置後に地域包括支援センターに期待されるのは、利用者の身近できめ細かな情報を得ているからこそできる支援、具体的には、ニーズキャッチ・見極め、身近な相談対応である。
- 中核機関の設置・検討にかかる課題をみると、中核機関の設置が努力義務であるためか「業務多忙で検討時間が取れない」が最も多い。ついで、庁内外の関係者の合意形成、ニーズ把握、担い手確保、予算措置、広域対応等があげられている。
- 中核機関の検討をしていない市町村は、庁内で検討中、庁外含め検討中の市町村に比べて課題が多い。課題が多いために検討に着手できないのかもしれないが、検討を進める中で少しずつ課題は解消される可能性もうかがえることから、できることからまず検討を開始することが期待される。

### (1) 成年後見制度の利用促進に関わる行政の庁内体制

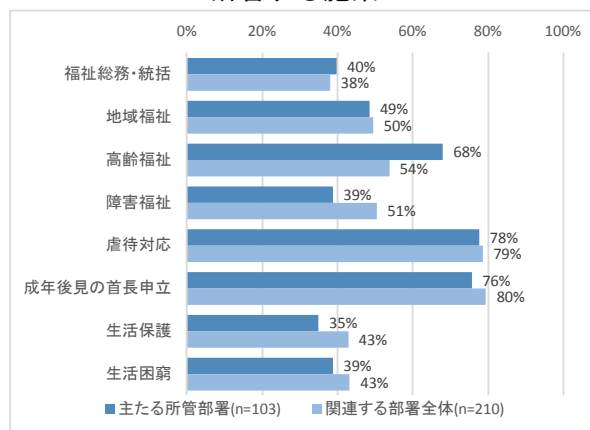
成年後見制度の利用促進に関わる部署数平均は2.0ヶ所であった。複数部署がかかわっている市町村が7割であり、多くの市町村で庁内での連携・調整が必要となっている。

成年後見制度の利用促進に関わる主たる所管部署は、成年後見制度利用者が多い高齢福祉を所管している割合が高かった。

図表 9 成年後見制度の利用に関わる部署数



図表 10 成年後見制度の利用に関わる部署が所管する施策

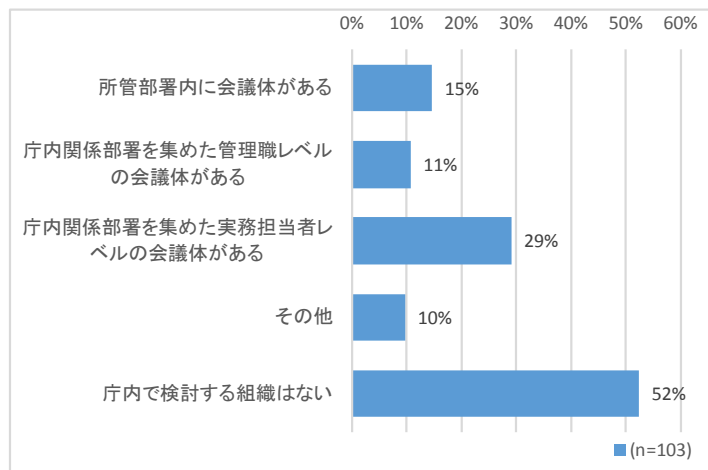


### (2) 成年後見制度の利用促進について庁内で検討する組織

前項で見た通り、多くの市町村で庁内での連携・調整が求められている現状において、庁内検討のための組織の有無をみると、庁内検討の組織がない市町村が過半数であった。

また、庁内組織がある場合も、所管部署単体や関係部署の実務担当者レベルの会議体に止まっており、取り組み方針の組織決定ができるような管理職レベルの会議体がある市町村は1割であった。

図表 11 成年後見制度の利用促進体制整備について庁内で検討する組織の有無

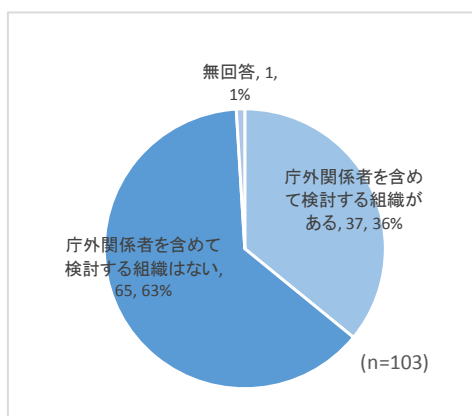


### (3) 成年後見制度の利用促進について庁外を含めて検討する組織

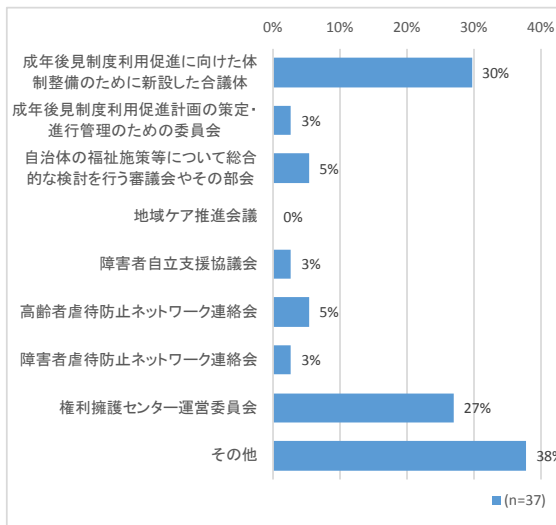
成年後見制度の利用促進について庁外を含めて検討する組織の有無をみると、組織がある市町村は全体の1/3程度であった。会議の位置づけは体制整備のために新設、権利擁護センターの運営委員会が多く、また、7割程度の市町村で中核機関の設置・運営方針や機能の整備方針が議題となっていることから、将来的には「協議会」に発展できる可能性がある。

一方で、庁外を含めて検討する組織がない残り2/3程度の市町村については、組織の必要性を庁内外の関係者で共有し、まず場をつくることが課題となっている。

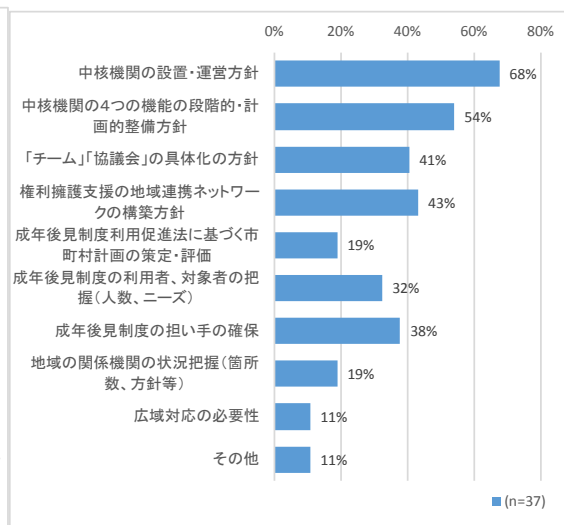
図表 12 成年後見制度の利用促進体制整備について庁外を含めて検討する組織の有無



図表 13 庁外を含めて検討する組織の位置づけ



図表 14 庁外を含めて検討する組織で取り上げた議題

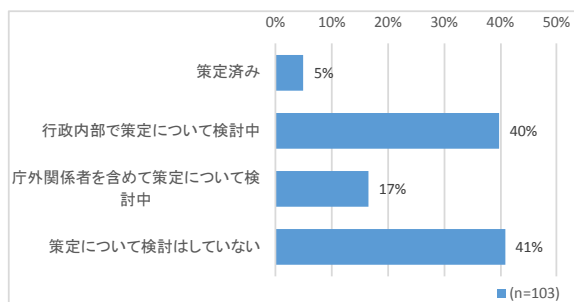


#### (4) 市町村としての成年後見利用促進計画の策定

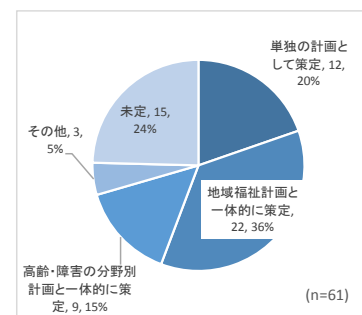
成年後見制度利用促進の取り組みの推進力となる計画策定の状況を見ると、計画策定について検討していない市町村が4割である。

計画を策定している市町村での計画の位置づけを見ると、単独の計画として策定している市町村は2割で、地域福祉計画や高齢・障害の分野別計画と一体的に策定している市町村が半数であった。他の計画との一体的な策定は、既存組織の有効活用による委員会運営の負担軽減、行政事務局の事務負担の低減とともに、庁内の連携・調整や関連施策の包括化にも有効といえる。

図表 15 市町村計画の策定有無



図表 16 計画の位置づけ

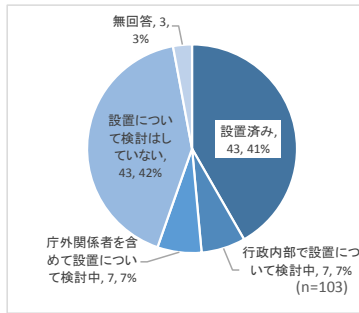


#### (5) 権利擁護センターの設置状況

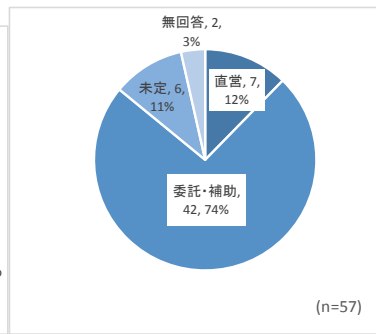
権利擁護センターの設置状況を見ると、設置済みの市町村が4割である。

権利擁護センターの業務内容は中核機関に求められる機能と重複する部分も多いと考えられるため、市町村がもつ中核機関の運営イメージと合致するのであれば権利擁護センターを中核機関として位置づけることが一案であり、地域の関係者での協議が期待される。

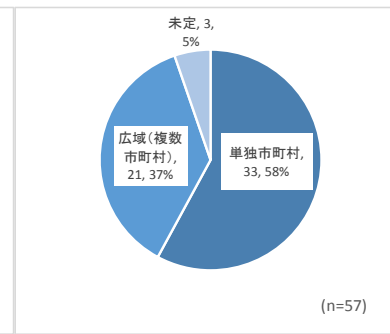
図表 17 権利擁護センターの設置有無



図表 18 権利擁護センターの運営形態



図表 19 権利擁護センターの事業実施対象地域



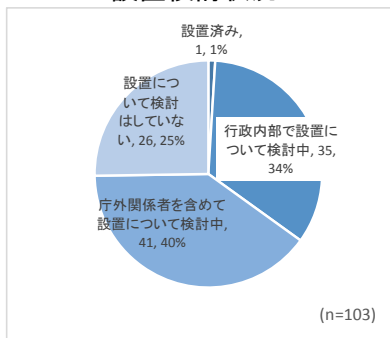
## (6) 中核機関の設置検討

中核機関の設置検討状況を見ると、設置済み・検討中の市町村が全体の3/4である。

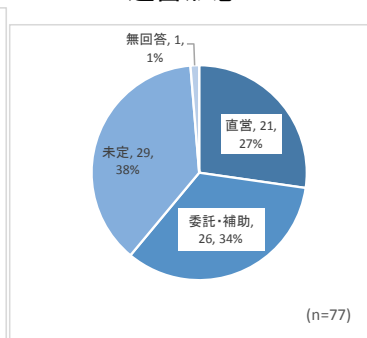
ただ、その運営形態は未定が4割であり、検討していない市町村を含めると、中核機関の設置が見通せない市町村が1/3程度ある。

中核機関設置の具体的な方向性が決まっている市町村を見ると、直営・単独市町村で事業実施を検討している割合が高い。前項の権利擁護センターとは傾向が異なり、まずは小規模に立ち上げ、様子を見ながら拡充を検討しようとする流れがうかがえる。

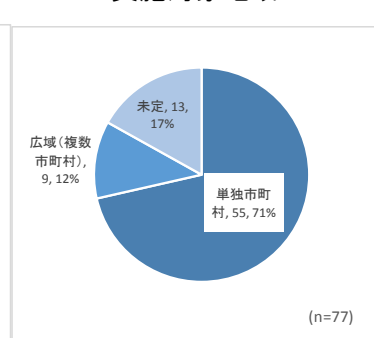
図表 20 中核機関の設置検討状況



図表 21 中核機関の運営形態



図表 22 中核機関の事業実施対象地域

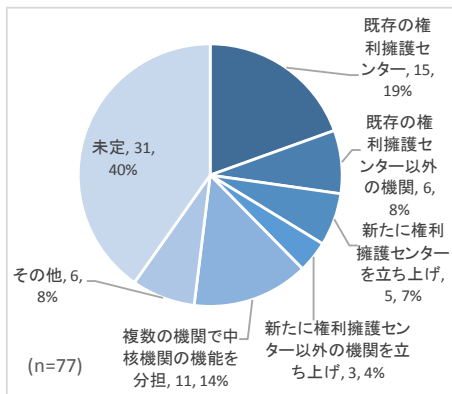


## (7) 中核機関の設置方法

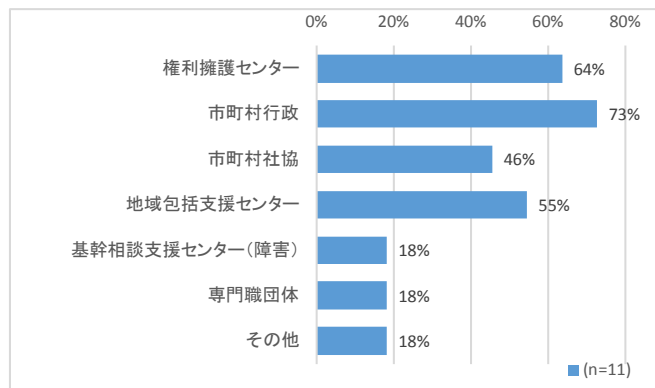
中核機関を設置済み・検討中の場合、設置方法をみると、一機関に機能集中させるモデルが4割、複数で機能分担を分担するモデルが14%であった。

一機関に機能集中させるモデルの場合、7割は既存または新設の権利擁護センターを活用している。一方、機能分担モデルの場合、機能を分担する機関は市町村行政、権利擁護センター、地域包括支援センター、市町村社協の割合が高かった。

図表 23 中核機関の設置方法



図表 24 機能分担モデルで中核機関の機能を分担する機関



### (8) 中核機関の役割（一機関機能集中モデル）

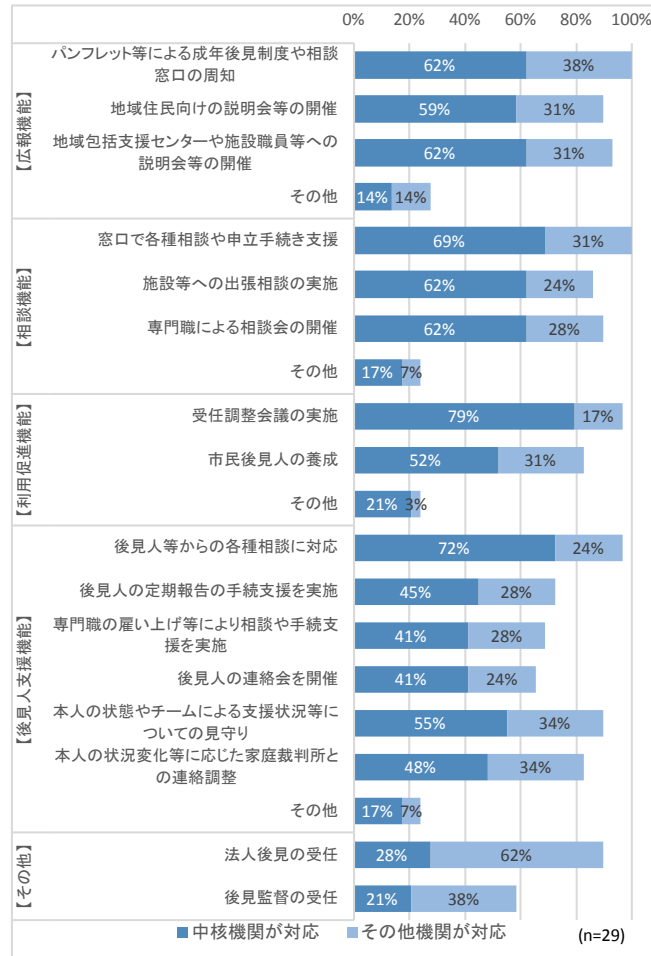
一機関に機能集中させるモデルの場合の中核機関の役割をみると、広報、相談受付、受任調整会議、後見人の相談対応等への期待を中心に、多くの機能を中核機関が担う想定となっている。

しかし、中核機関が成年後見制度の利用促進に向けた全ての機能を抱え込むわけではなく、地域のニーズや社会資源の状況に応じて他の関係機関が担う機能も一定割合あるため、地域の実情に応じた機能の担い手確保方策の検討や関係機関の連携が必要といえる。

また、中核機関の設置当初に成年後見制度の利用促進機能の全てを整備する計画ではないため、中核機関の設置検討の際にはあわせて地域の状況に応じた段階的な機能整備・拡充のロードマップづくりが求められているといえる。

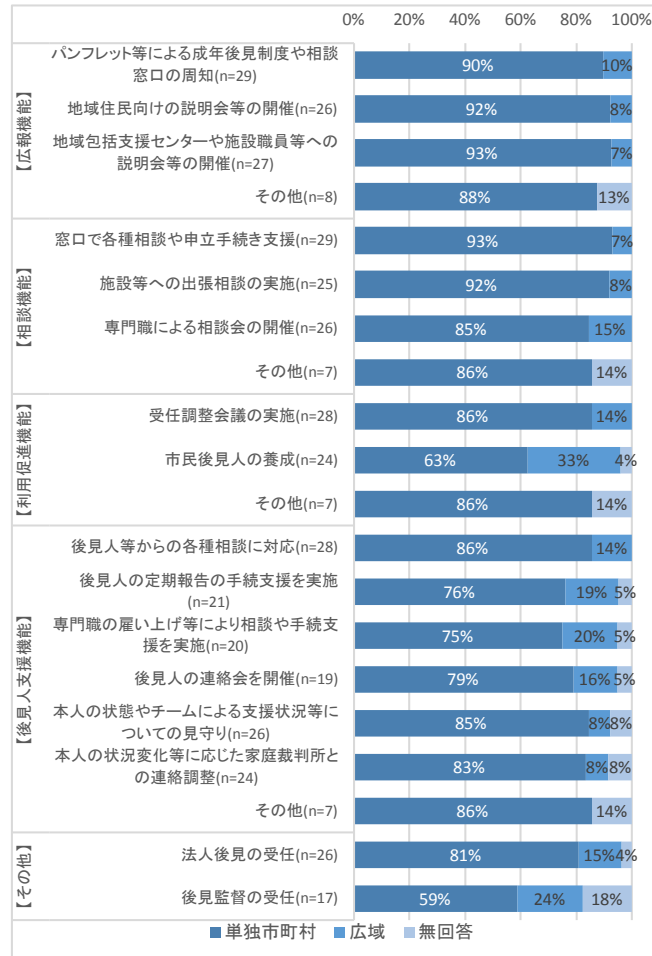
一方、中核機関の各機能の提供エリアをみると、どの機能も単独市町村の割合が高いが、市民後見人の養成、後見人支援、後見監督等では、広域対応も一定割合ある。人材確保、事務・財政負担の軽減、効率的な機能提供の観点から広域対応が望まれる機能については、市町村間の調整を含め県が果たすべき役割も大きいといえる。

図表 25 一機関に機能集中させるモデルでの成年後見制度の利用促進機能の担い手





図表 26 一機関に機能集中させるモデルでの成年後見制度の利用促進機能の提供エリア

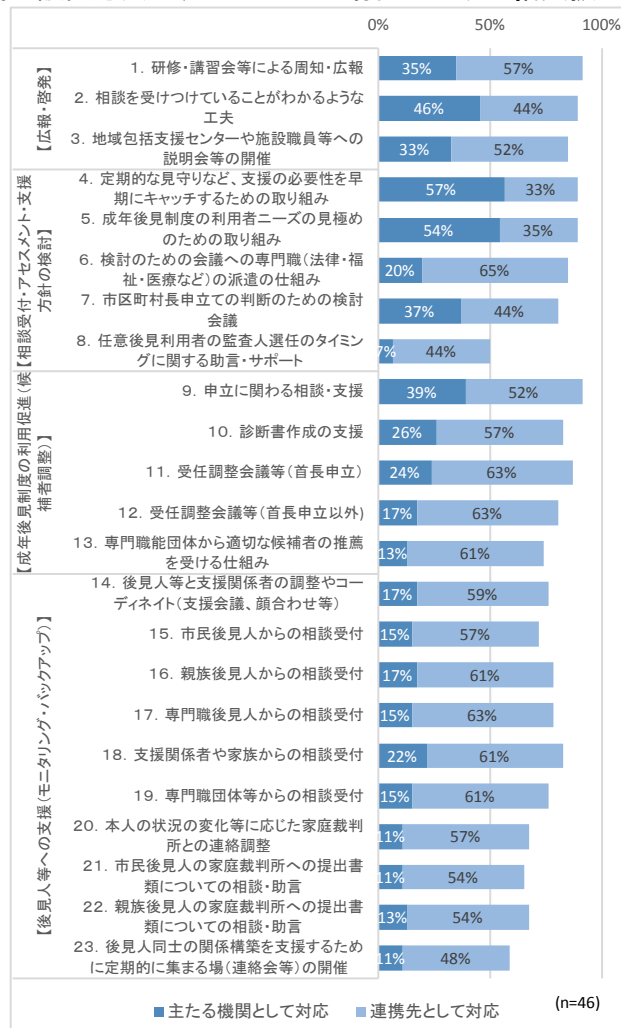


### (9) 中核機関と地域包括支援センターのかかわり

地域包括支援センターは、総合相談・権利擁護の窓口として、高齢者の成年後見制度の利用促進において重要な位置を占める。

中核機関設置後にセンターに期待されるのは、利用者の身近できめ細かな情報を得ているからこそできる支援である。具体的には、定期的な見守りなど支援の必要性を早期にキャッチするための取り組み、成年後見制度の利用者ニーズの見極めのための取り組み、市区町村長申立の判断のための検討会議、相談を受け付けていることが分かるような工夫、申立に関わる相談・支援等である。

図表 27 中核機関の設置方法が決まっている場合：地域包括支援センターのかかわり

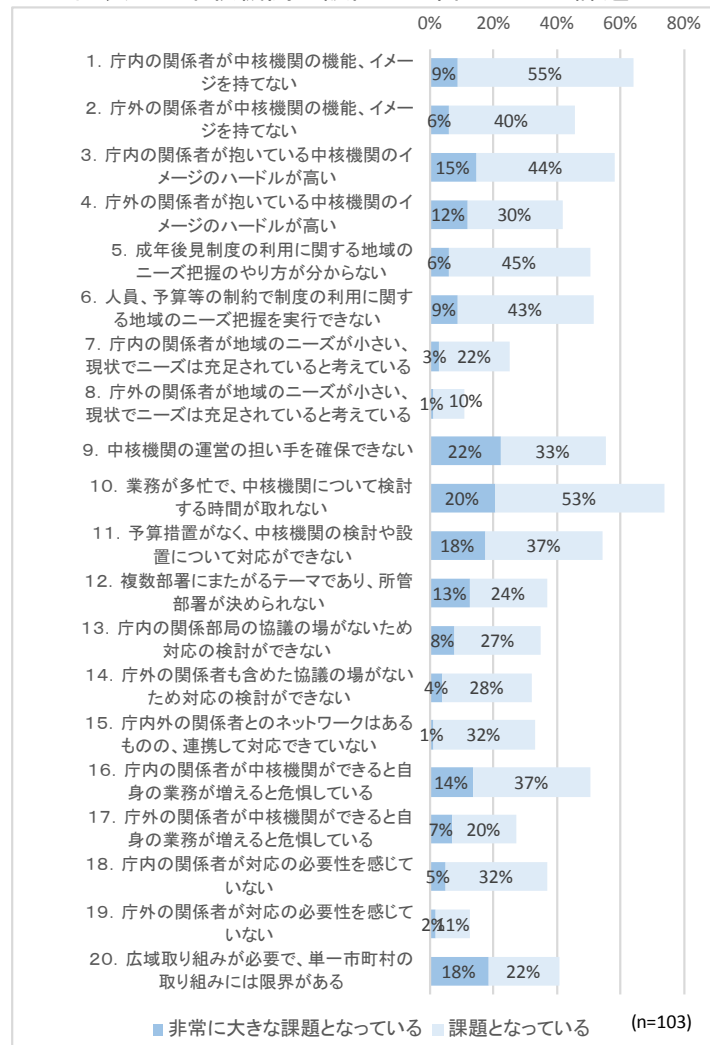


## (10) 中核機関の設置・運営にかかる課題

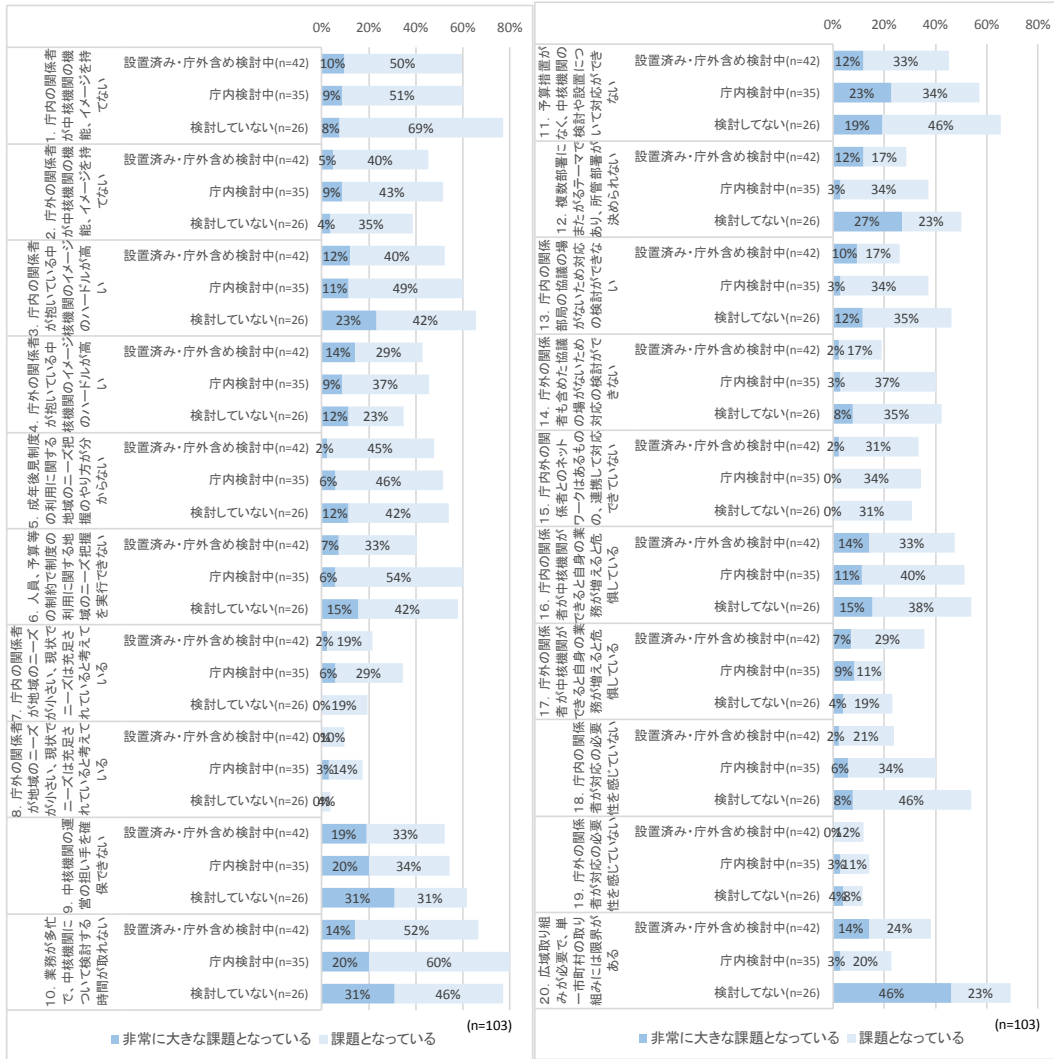
中核機関の設置・運営にかかる課題をみると、中核機関の設置が努力義務であるためか「業務が多忙で検討時間がとれない」の割合が最も高い。ついで、「庁内の関係者がイメージを持ってない」「庁内の関係者のイメージのハードルが高い」「庁内の関係者が自身の業務が増えると危惧している」といった庁内での合意形成、「地域のニーズ把握のやり方が分からない」「人員、予算等の制約で地域のニーズ把握を実行できない」といったニーズ把握、「運営の担い手を確保できない」「予算措置がない」といった課題があげられている。

中核機関の検討状況別にみると、検討していない市町村は、庁内で検討中の市町村、庁外含め検討中の市町村に比べて課題の割合が高い。課題が多いために検討に着手できないのかもしれないが、この回答からは検討を進める中で少しずつ課題は解消される可能性もうかがえることから、できることからまず検討を開始することが期待される。

図表 28 中核機関の設置・運営にかかる課題



図表 29 中核機関の設置・運営にかかる課題；中核機関の検討状況別



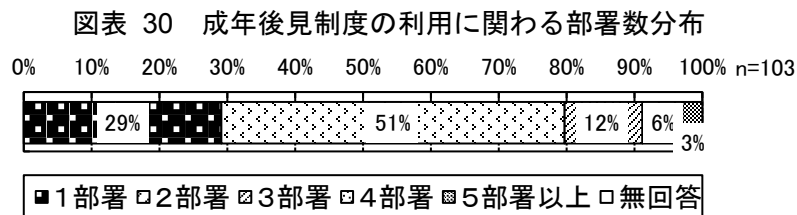
## 2.2 市町村アンケートの集計結果

### 2.2.1 成年後見の利用促進に関わる庁内体制、相談窓口の状況

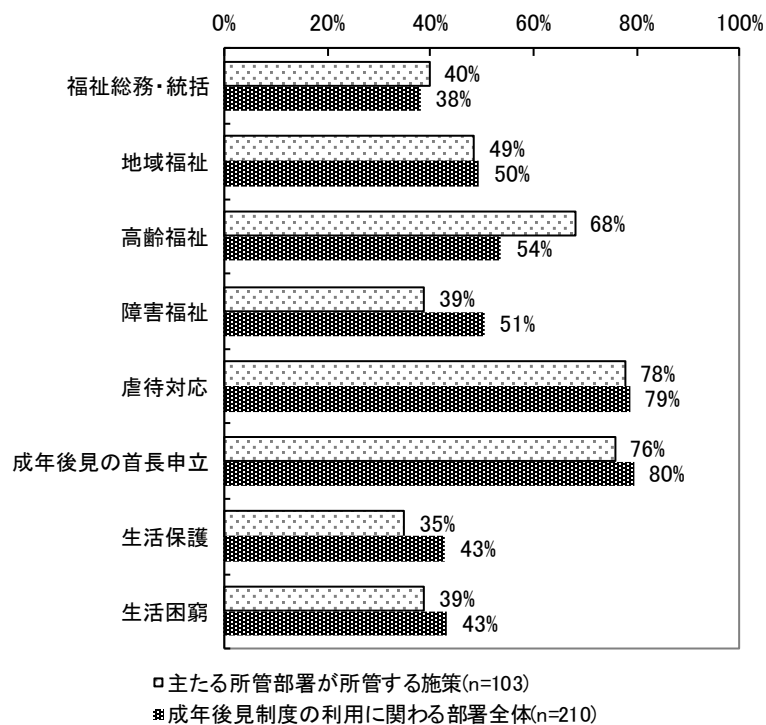
#### (1) 成年後見制度の利用に関わる部署

市町村で成年後見制度の利用に関わる部署数は、平均 2.0 件であった。部署数の分布を見ると、庁内調整が必要ない「1 部署」は 29%であり、「2 部署」が 51%、「3 部署」が 12%であった。

主たる所管部署が所管する施策は、「虐待対応」が 78%、「成年後見の首長申立」が 76%、「高齢福祉」68%であった。



図表 31 成年後見制度の利用に関わる部署が所管する施策（複数可）



## (2) 高齢者等の相談窓口

高齢者等の相談窓口のうち、地域包括支援センターの箇所数平均は合計 3.74 か所であった（人口平均 68,541 人）。

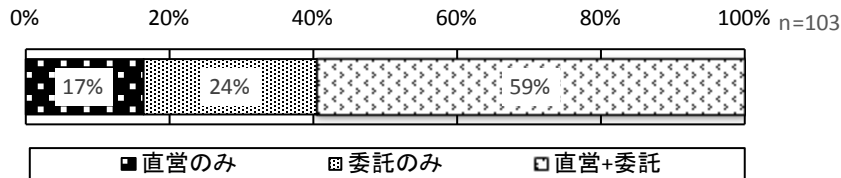
また、地域包括支援センターの運営形態をみると、「直営のみ」が 17%、「委託のみ」が 24%、「直営+委託」が 59%であった。

地域包括支援センターにおける認知症支援のための体制をみると、地域包括支援センターに「認知症初期集中支援チーム」が配置されている割合は 84%、「認知症地域支援推進員」が配置されている割合は 81%であった。

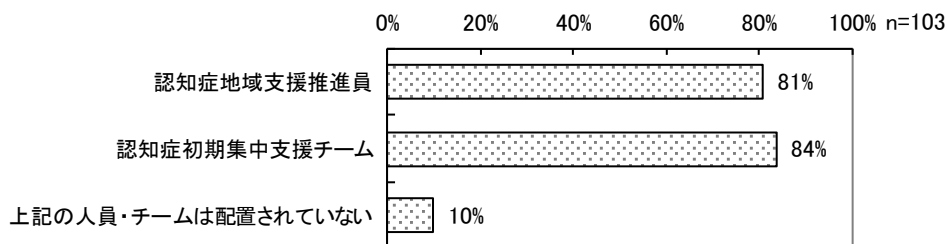
図表 32 高齢者等の相談窓口の箇所数平均

		直営	委託	合計
地域包括支援センター	基幹型	0.49	0.27	0.76
	機能強化型	0.01	0.34	0.35
	その他	0.32	1.36	1.68
	ブランチ	0.31	0.64	0.95
基幹相談支援センター（障害）		0.10	0.51	0.61
障害者相談支援事業所（一般的な窓口）		0.23	2.14	2.37
自立相談支援機関（生活困窮）		0.27	0.60	0.87
N		103		

図表 33 地域包括支援センターの運営形態



図表 34 地域包括支援センターにおける認知症支援の体制（複数可）

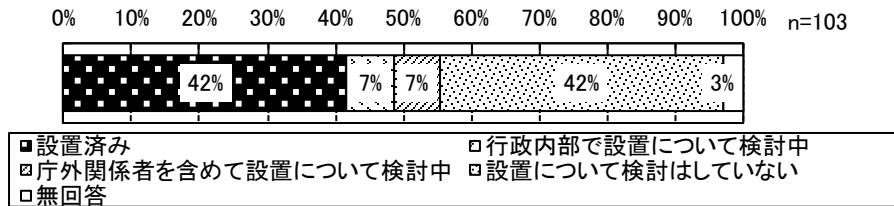


### (3) 権利擁護センター<sup>1</sup>

#### 1) 権利擁護センターの設置状況

権利擁護センターの設置状況をみると、「設置済み」が42%、「行政内部で設置について検討中」「庁外関係者を含めて設置を検討中」が各7%であった。一方で、「設置について検討していない」が42%であった。

図表 35 権利擁護センターの設置有無



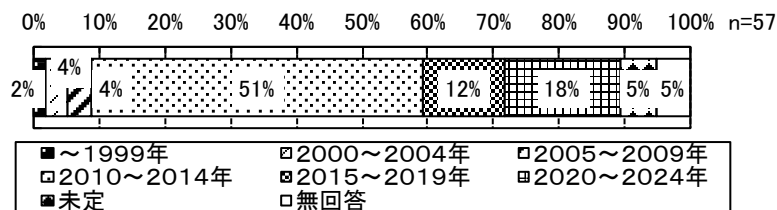
#### 2) 権利擁護センターの設置時期、運営形態、事業対象地域

センター設置済み・設置検討中の場合、センターの設置時期をみると、「2010年～2014年」が51%で最も多く、「2015～2019年」が12%、「2020年～」が18%であった。

センターの運営形態は、「委託・補助」が74%で、委託先は、「社協」が57%、「その他法人」が41%であった。

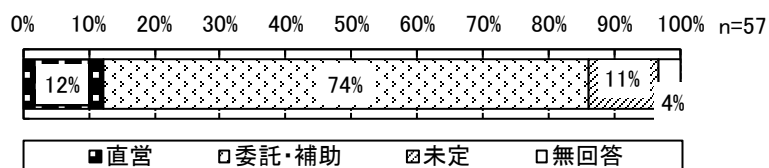
センターの事業対象地域は、「単独市町村」が58%、「広域（複数市町村）」が37%であった。

図表 36 権利擁護センターの設置時期（予定含む）〔センター設置済み・設置検討中の場合〕

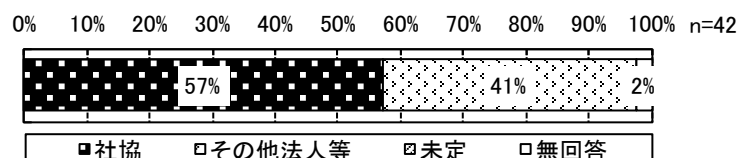


<sup>1</sup> ここでいう「権利擁護センター」とは、権利擁護センター、成年後見センター等の名称の如何を問わず、高齢者や障害者、日常生活上の判断に不安のある方が、地域で安心して生活できるよう、日常生活全般、財産の管理、消費・契約上の問題に関する相談に乗ったり、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を支援したりするセンターで、直営・委託・補助等により市町村が運営に関与しているセンターをさす。

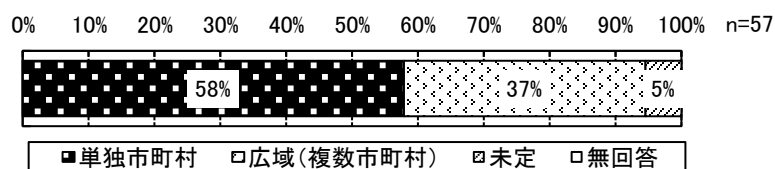
図表 37 権利擁護センターの運営形態（予定含む）〔センター設置済み・設置検討中の場合〕



図表 38 権利擁護センターの運営委託・補助先〔センター設置済み・設置検討中で、運営形態が「委託・補助」の場合〕



図表 39 権利擁護センターの事業対象地域（予定含む）〔センター設置済み・設置検討中の場合〕



### 3) 権利擁護センターが担う成年後見制度の利用に関する機能

権利擁護センターが担っている成年後見制度の利用に関する機能をみると、広報機能では、「パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知」が91%で最も多く、「地域住民向けの説明会等の開催」が67%、「地域包括支援センターや施設職員等への説明回答の開催」が65%であった。

相談機能では、「窓口で各種相談や申立手続き支援（専門職（団体）の紹介含む）」が95%で最も多く、「専門職による相談会の実施」が58%であった。

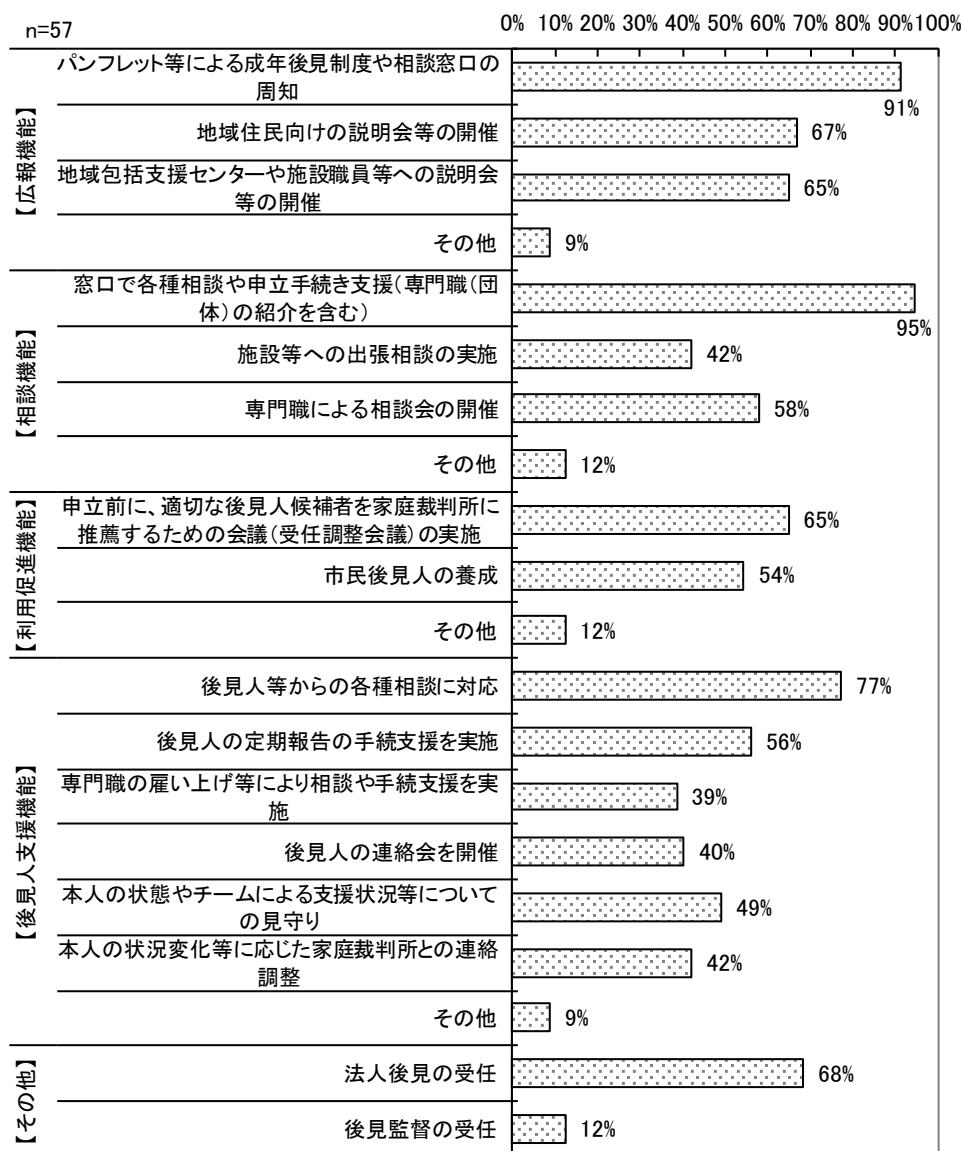
利用促進機能では、「申立前に、適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦するための会議（受任調整会議）の実施」が65%で最も多く、「市民後見人の養成」は54%であった。

後見人支援機能では、「後見人等からの各種相談に対応」が77%で最も多く、「後見人の定期報告の手続き支援を実施」が56%、「本人の状態やチームによる支援状況等についての見守り」が49%であった。

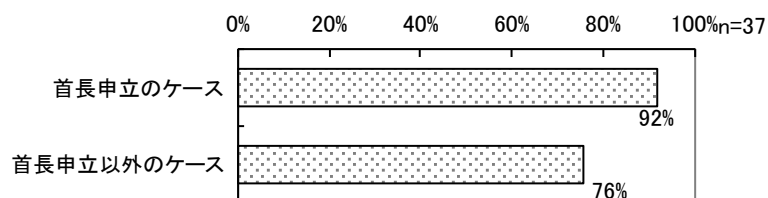
その他機能としての「法人後見の受任」は68%であった。



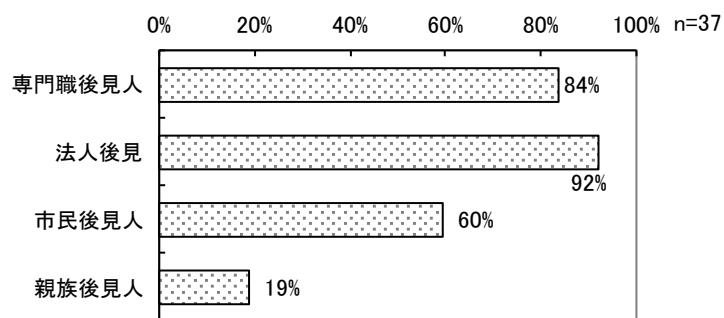
図表 40 権利擁護センターが担っている成年後見制度の利用に関する機能（予定含む）  
（複数可） [センター設置済み・設置検討中の場合]



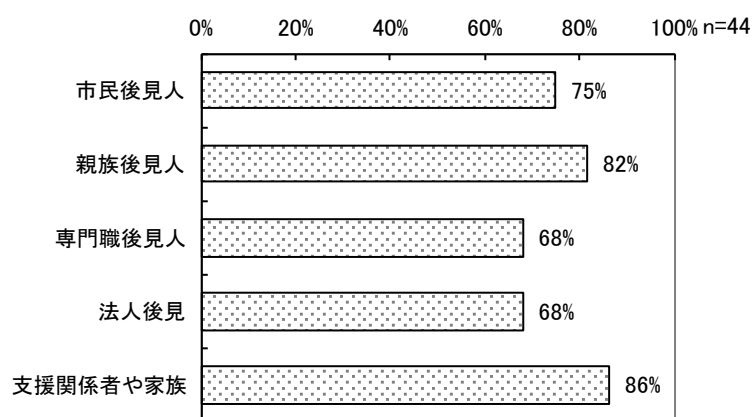
図表 41 受任調整会議の対象となるケース（複数可） [権利擁護センターで会議を実施している場合]



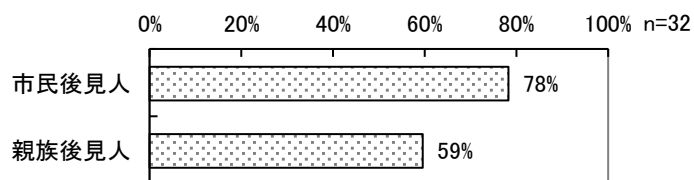
図表 42 受任調整会議の対象となる候補者（複数可） [権利擁護センターで会議を実施している場合]



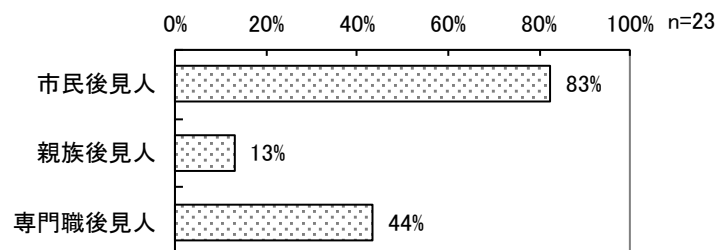
図表 43 後見人等からの相談の受付対象（複数可） [権利擁護センターで相談に対応している場合]



図表 44 後見人の手続支援の対象（複数可） [権利擁護センターで手続支援を実施している場合]



図表 45 後見人の連絡会の対象（複数可） [権利擁護センターで連絡会を開催している場合]

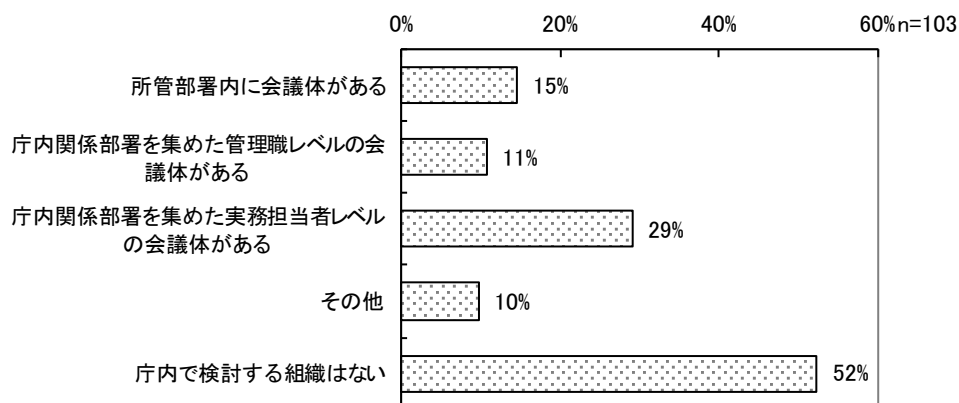


## 2.2.2 成年後見の利用促進体制整備の取り組み方針

### (1) 成年後見制度の利用促進体制整備について庁内で検討する組織

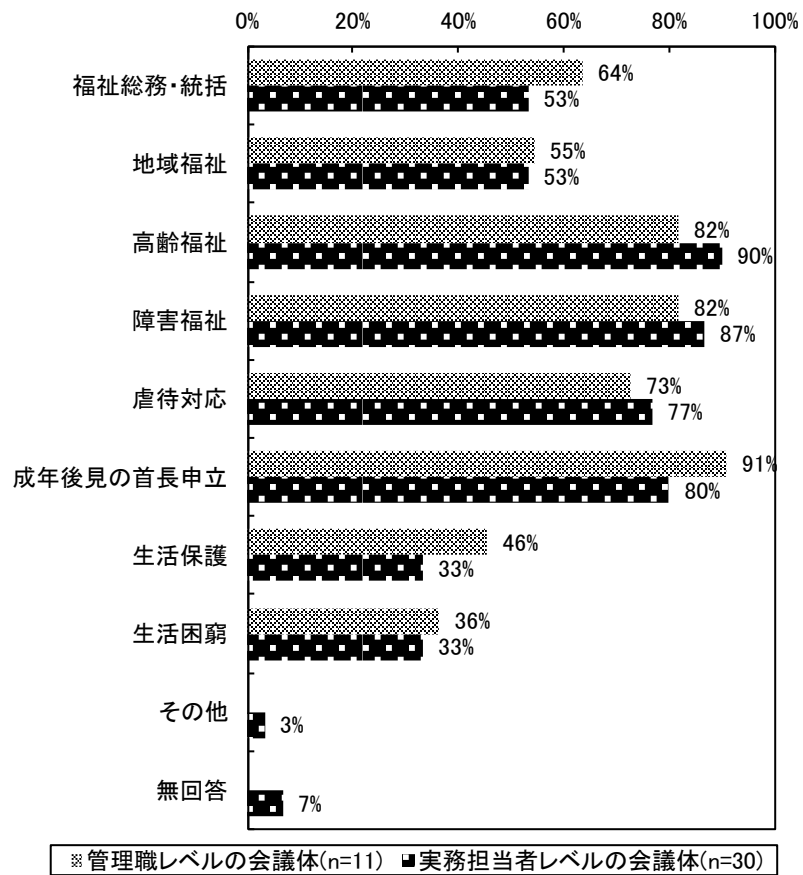
成年後見制度の利用促進体制整備について庁内で検討する組織の有無をみると、「庁内で検討する組織はない」が52%で過半数を占めた。

図表 46 成年後見制度の利用促進体制整備について庁内で検討する組織の有無（複数可）



検討組織がある場合、「庁内関係部署を集めた実務担当者レベルの会議体がある」が29%、「所管部署内に会議体がある」が15%であり、成年後見制度の利用促進体制整備の取り組み方針の意思決定ができるような「庁内関係部署を集めた管理職レベルの会議体がある」とした割合は11%であった。

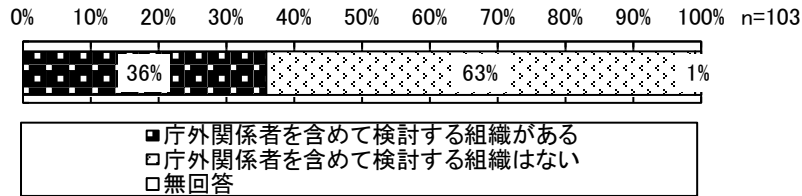
図表 47 成年後見制度の利用促進体制整備について庁内で検討する組織への参画部署  
(複数可) [組織がある場合]



## (2) 成年後見制度の利用促進体制整備について庁外関係者を含めて検討する組織

成年後見制度の利用促進体制整備について庁外関係者を含めて検討する組織の有無をみると、「庁外関係者を含めて検討する組織はない」が63%であった。

図表 48 成年後見制度の利用促進体制整備について庁外関係者を含めて検討する組織の有無



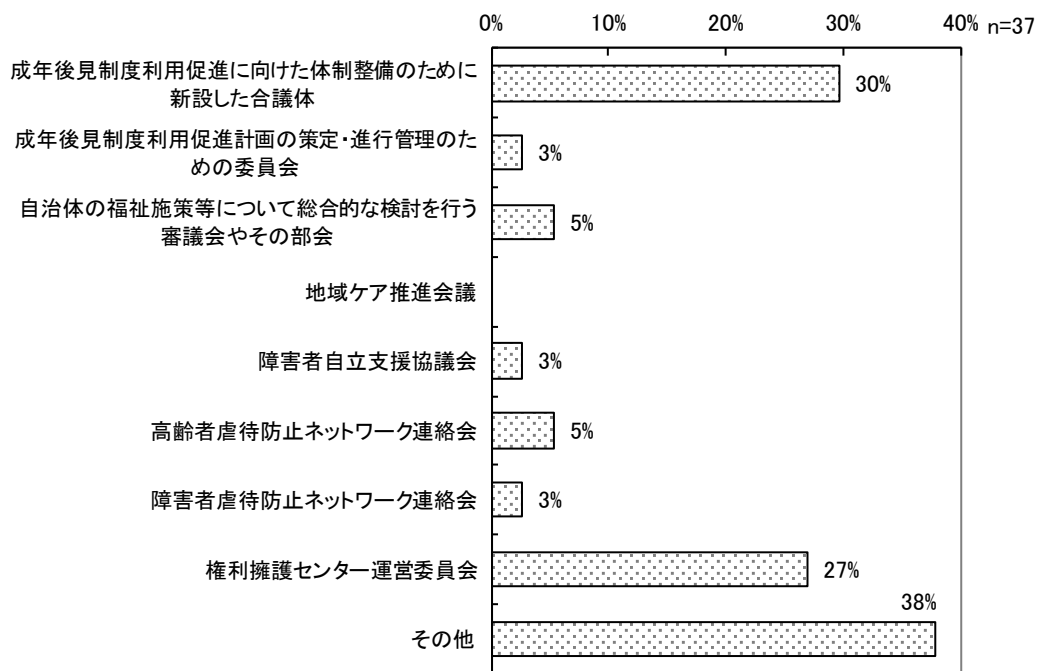
庁外関係者を含めて検討する組織がある場合、その組織の位置づけは、「成年後見制度利用促進に向けた体制整備のために新設した合議体」が30%、「権利擁護センター運営委員会」が27%、「その他」が38%であった。「その他」の自由記述としては、権利擁護支援検討会、権利擁護支援の関係者の広域での連絡会議、会議体を設置するための準備会等があった。

このうち、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会（各種専門職団体・関係機関が参加して、協力・連携強化を協議し、地域課題の検討・調整・解決などを行う会議体）として位置づけられているのは、「成年後見制度利用促進に向けた体制整備のために新設した合議体」11件のうち3件、「権利擁護センター運営委員会」10件のうち3件、「その他」14件のうち4件であった。

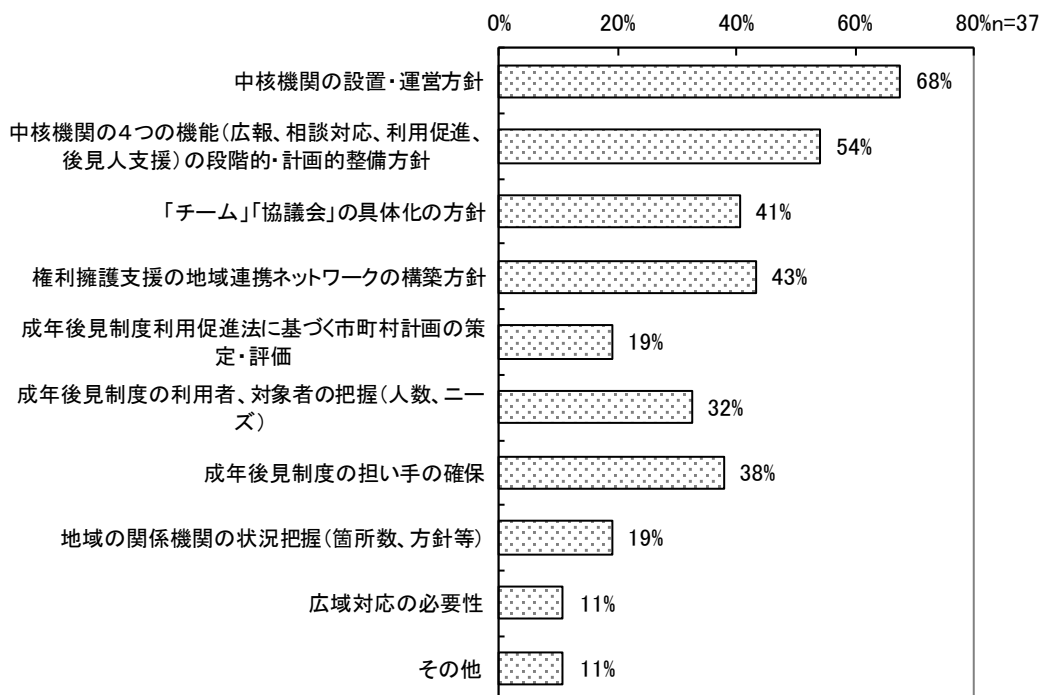
検討組織でこれまで議題として取り上げた具体的なテーマは、「中核機関の設置・運営方針」が68%、「中核機関の4つの機能（広報、相談対応、利用促進、後見人支援）の段階的・計画的整備方針」が54%、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築方針」が43%、「『チーム』『協議会』の具体化の方針」が41%であった。

検討組織に参画しているメンバーは、「弁護士（専門職団体を含む）」が89%、「社会福祉士（専門職団体を含む）」が84%、「司法書士（専門職団体を含む）」が81%と、専門職の割合が高かった。次いで、「地域包括支援センター」が78%、「市町村社会福祉協議会」が76%、「家庭裁判所」が51%であった。

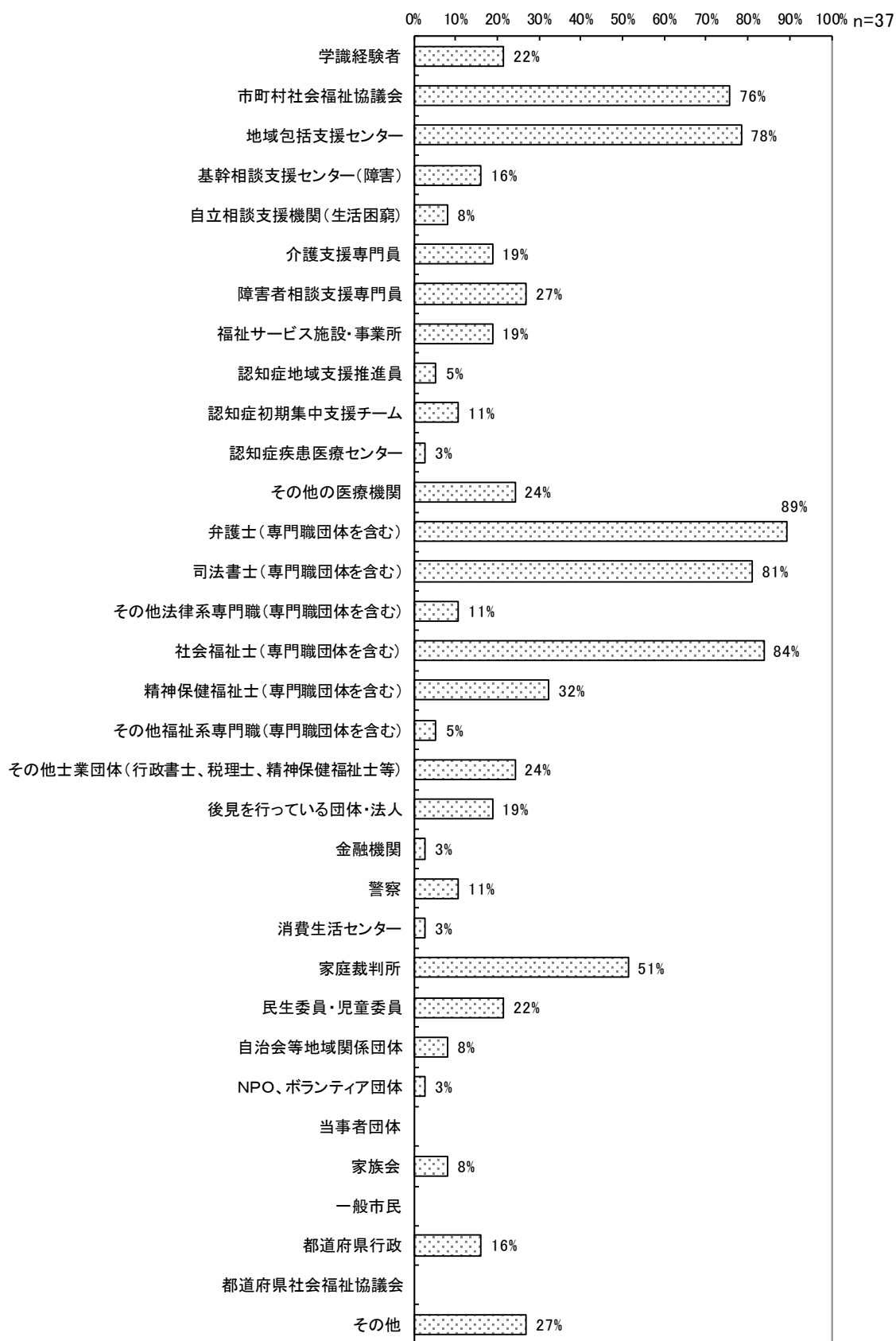
図表 49 成年後見制度の利用促進体制整備について庁外関係者を含めて検討する組織の位置づけ（複数可） [組織がある場合]



図表 50 成年後見制度の利用促進体制整備について庁外関係者を含めて検討する組織でこれまで議題として取り上げた具体的なテーマ（複数可） [組織がある場合]



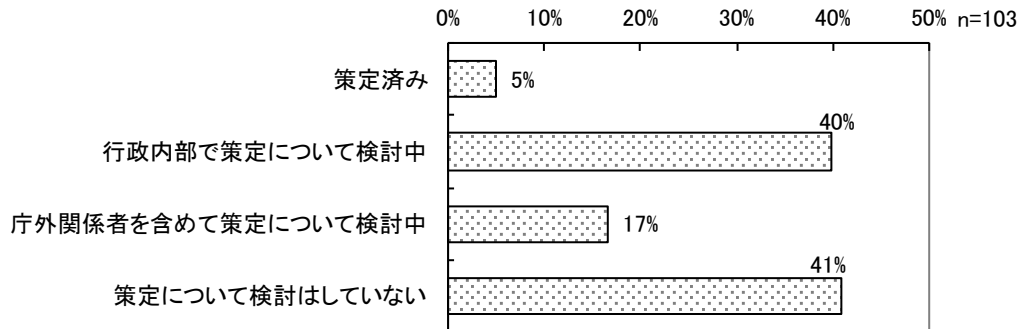
図表 51 成年後見制度の利用促進体制整備について庁外関係者を含めて検討する組織に  
 参画しているメンバー（複数可）〔組織がある場合〕



### (3) 成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画

成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定有無をみると、「策定済み」が 5%、「行政内部で策定について検討中」が 40%、「庁外関係者を含めて策定について検討中」が 17%であった。一方、「策定について検討はしていない」が 41%であった。

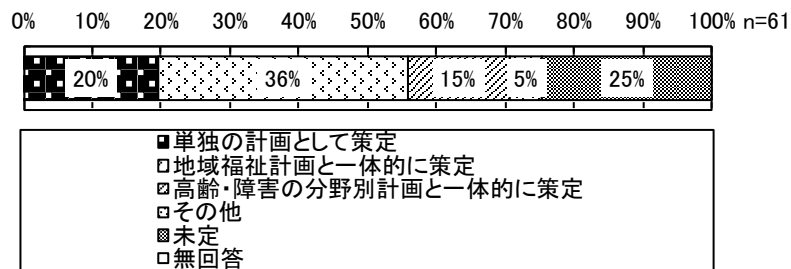
図表 52 成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定有無（複数可）



計画策定済み・策定検討中の場合、計画の位置づけをみると、「地域福祉計画と一体的に策定」が 36%、「単独の計画として策定」が 20%、「高齢・障害の分野別計画と一体的に策定」が 15%であった。

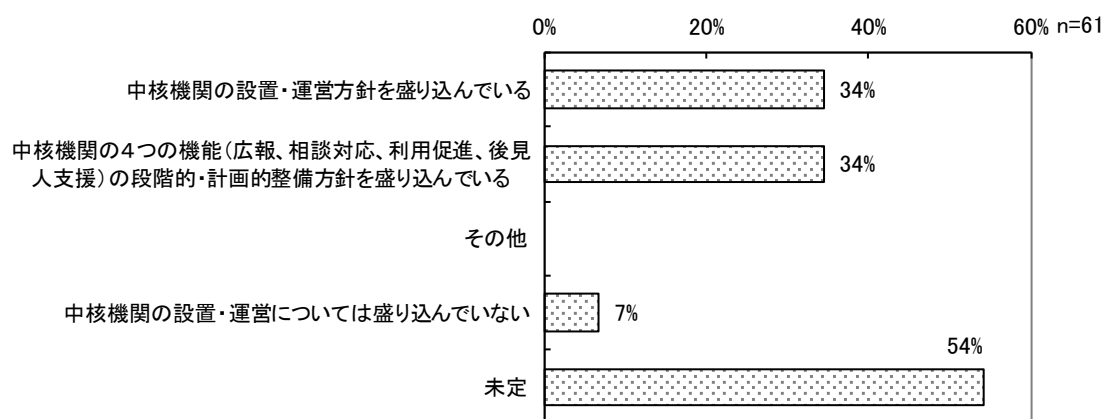
また、計画の中に盛り込まれている中核機関の設置・運営に関する内容をみると、「中核機関の設置・運営方針を盛り込んでいる」「中核機関の4つの機能（広報、相談対応、利用促進、後見人支援）の段階的・計画的整備方針を盛り込んでいる」は 34%であった。

図表 53 成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の位置づけ（予定含む）〔計画策定済み・策定検討中の場合〕





図表 54 成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画における中核機関の設置・運営に関する内容〔計画策定済み・策定検討中の場合〕



### 2.2.3 中核機関の設置検討

#### (1) 中核機関の設置状況

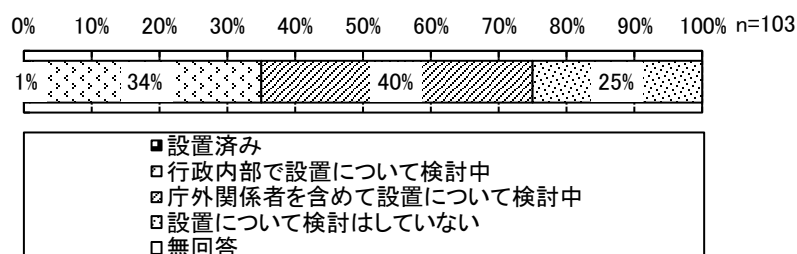
中核機関の設置状況をみると、「設置済み」1%、「庁外関係者を含めて設置について検討中」が40%、「行政内部で設置について検討中」が34%であった。一方で「設置について検討はしていない」が25%であった。

人口規模別にみると、「庁外関係者を含めて設置について検討中」「行政内部で設置について検討中」をあわせた検討中の割合は7割前後で大きな差はないが、人口規模が大きいと、「行政内部で設置について検討中」の割合が高く、まず庁内の調整が必要なことがうかがえる。

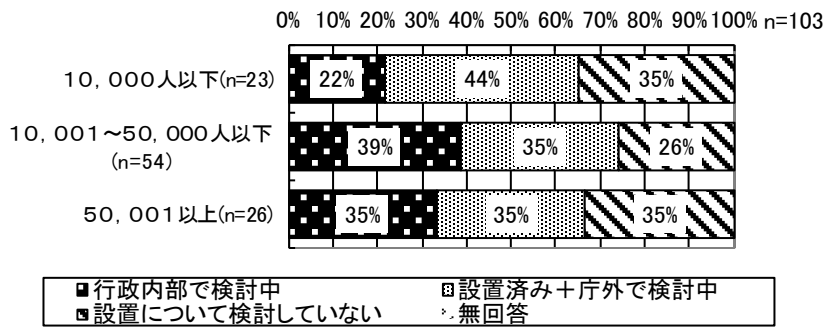
権利擁護センターの有無別にみると、センター「設置あり」は「設置なし」に比べて「設置済み+庁外含めて検討中」の割合が高く、中核機関設置に向けた取り組みが具体的に進捗していることがうかがえた。

首長申立の件数（人口5万人あたり）別にみると、首長申立件数が大きいほど「設置済み+庁外含めて検討中」の割合が高く、中核機関設置に向けた取り組みが具体的に進捗していることがうかがえた。

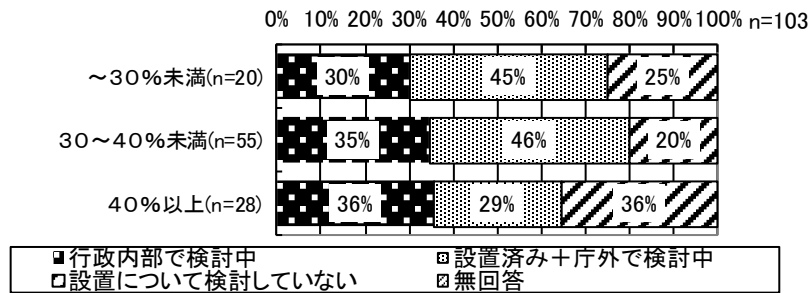
図表 55 中核機関の設置有無



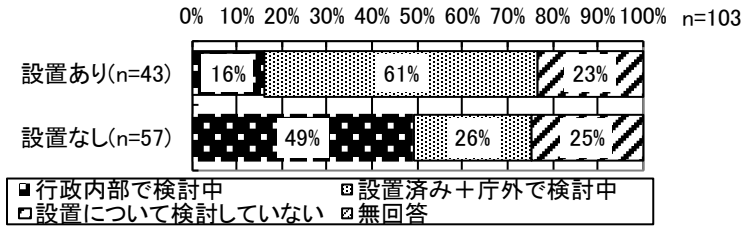
図表 56 中核機関の設置有無；人口規模別



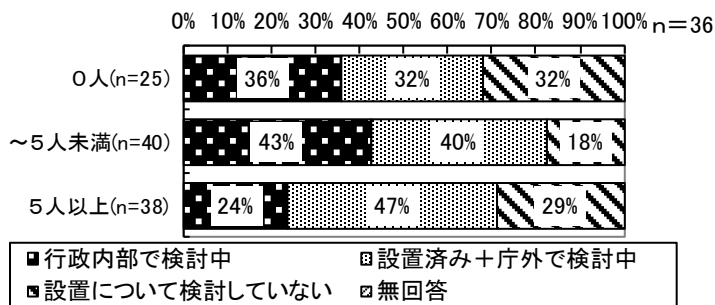
図表 57 中核機関の設置有無；高齢化率別



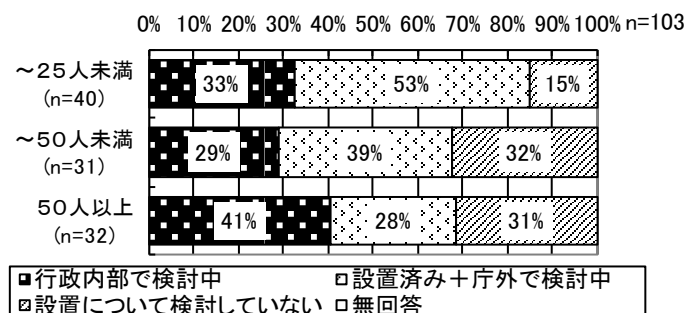
図表 58 中核機関の設置有無；権利擁護センターの有無別



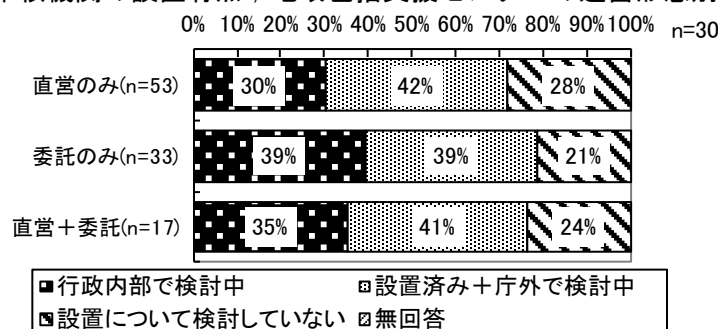
図表 59 中核機関の設置有無；首長申立の件数（人口5万人あたり）別



図表 60 中核機関の設置有無；日常生活自立支援事業の利用者数（人口5万人あたり）



図表 61 中核機関の設置有無；地域包括支援センターの運営形態別

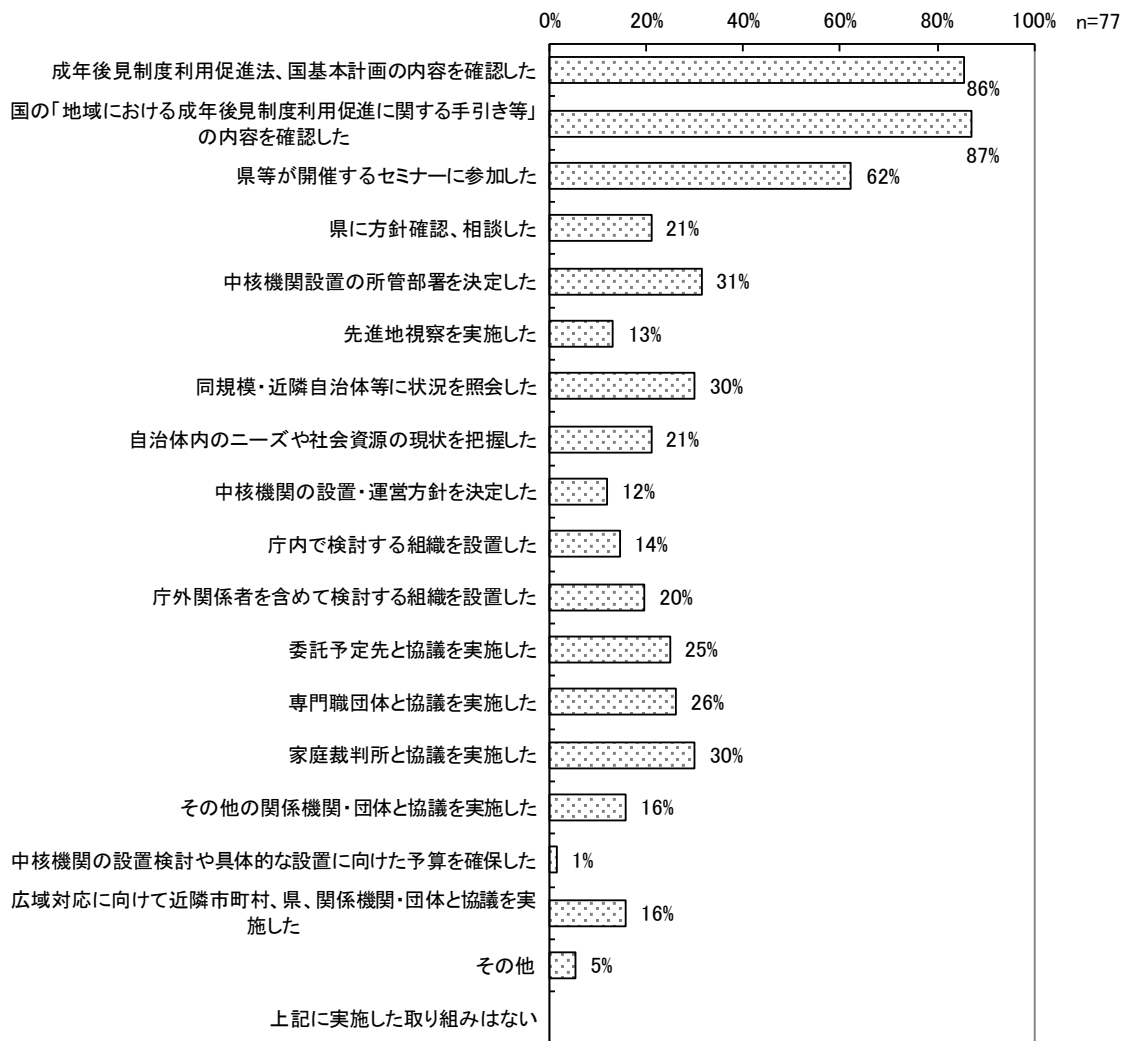


## (2) 中核機関の設置に向けた取り組み

中核機関設置済み・設置検討中の場合、中核機関の設置に向けてこれまでに実施した取り組みをみると、「国の『地域における成年後見制度利用促進に関する手引き等』の内容を確認した」が87%、「成年後見制度利用促進法、国基本計画の内容を確認した」が86%、「県等が開催するセミナーに参加した」が62%、「同規模・近隣自治体等に状況を照会した」が30%で、基本的には情報収集の段階にあることがうかがえた。

具体的に検討を進めるために、「中核機関設置の所管部署を決定した」は31%であり、「家庭裁判所と協議を実施した」は30%、「専門職団体と協議を実施した」は25%、「委託予定先と協議を実施した」は25%であった。

図表 62 中核機関の設置に向けてこれまでに実施した取り組み



### (3) 中核機関の設置時期、運営形態、事業対象地域、設置方法

中核機関設置済み・設置検討中の場合、中核機関の設置時期をみると、「2020年」が23%、「2021年」が34%で、「2022年」が3%で、6割は、国の定めた成年後見利用促進基本計画の工程表にそって中核機関の設置を進めていく方向であることがうかがえた。一方で、「未定」が23%であった。

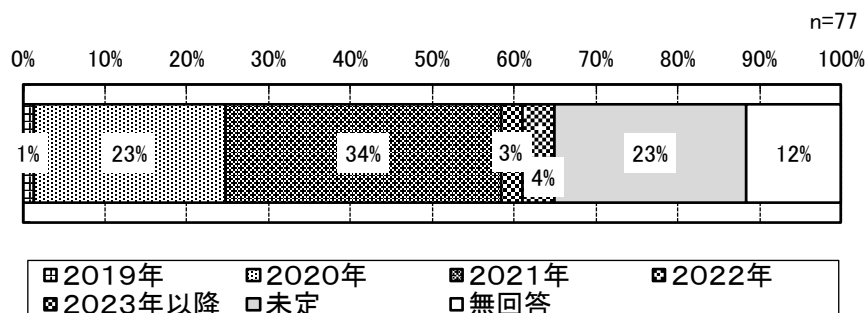
中核機関の運営形態は、「委託・補助」が34%、「直営」が27%であり、権利擁護センターに比べると「直営」の割合が高かった。一方で、「未定」が38%であった。なお、「委託・補助」の場合の委託先は、「社協」が65%で最も多かった。

中核機関の事業対象地域は、「単独市町村」が71%で、権利擁護センターに比べると「単独市町村」の割合が高かった。

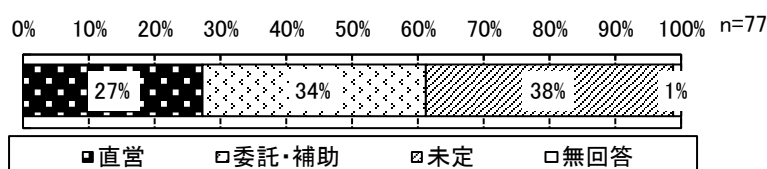
中核機関の設置方法をみると、「未定」が40.3%で最も多く、「既存の権利擁護センターを中核機関と位置付け、機能を付加する」が20%をはじめとして、「1機関に機能集中させるモデル」が38%であり、「複数の機関で中核機関の機能を分担する」が14%であった。

一方で、「未定」が40%であった。

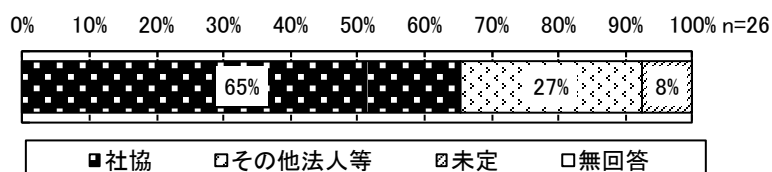
図表 63 中核機関の設置時期（予定含む） [中核機関設置済み・設置検討中の場合]



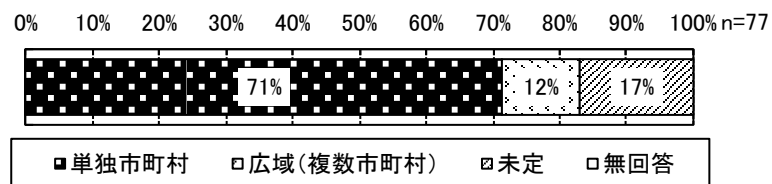
図表 64 中核機関の運営形態（予定含む） [中核機関設置済み・設置検討中の場合]



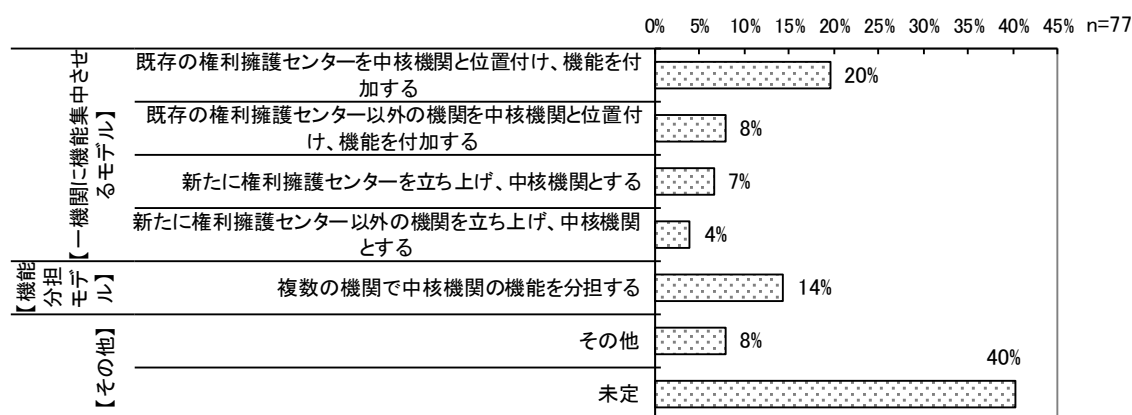
図表 65 中核機関の運営委託・補助先 [中核機関設置済み・設置検討中で、運営形態が「委託・補助」の場合]



図表 66 中核機関の事業対象地域（予定含む） [中核機関設置済み・設置検討中の場合]



図表 67 中核機関の設置方法（予定含む）〔中核機関設置済み・設置検討中の場合〕



#### (4) 中核機関が担う成年後見制度の利用促進に係る機能

一機関に機能集中させるモデルの場合の中核機関の役割をみると、広報、相談受付、受任調整会議、後見人の相談対応等への期待を中心に、多くの機能を中核機関が担う想定となっている。

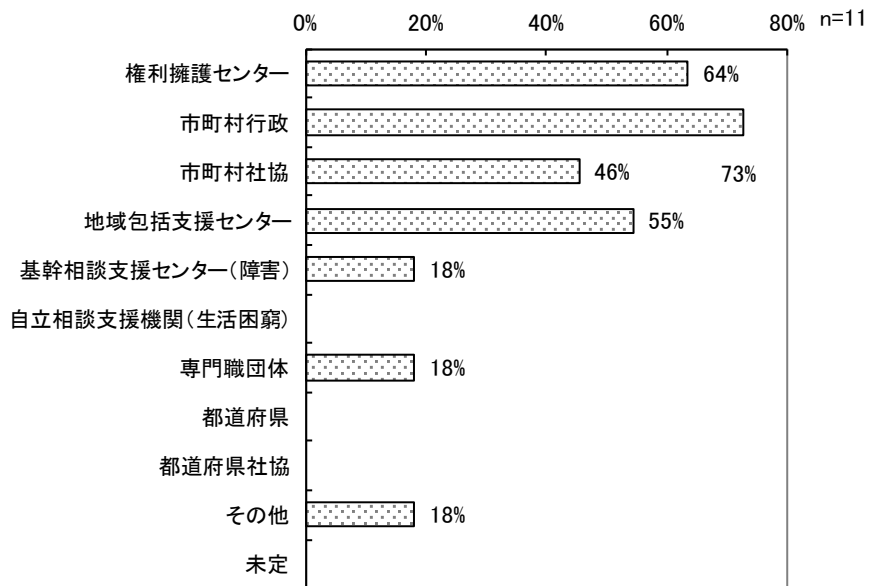
しかし、中核機関が成年後見制度の利用促進に向けた全ての機能を抱え込むわけではなく、実施なしの機能もあるため、中核機関の設置検討の際には、地域の実情に応じた機能の担い手確保方策の検討や関係機関の連携、段階的な機能整備・拡充のロードマップづくりが求められているといえる。

一方、中核機関の各機能の提供エリアをみると、どの機能も単独市町村の割合が高いが、市民後見人の養成、後見人支援、後見監督等では、広域対応も一定割合ある。

図表 68 成年後見制度の利用促進に係る機能に対応する機関と提供単位〔中核機関設置済み・設置検討中で、設置方法が「一機関に機能集中させるモデル」の場合〕

	主として対応する機関										対応機関ありの場合：提供単位		
	中核機関	権利擁護センター	市町村行政	市町村社協	地域包括支援センター	専門職団体	都道府県	その他	実施なし	無回答	単独市町村	広域	無回答
n=29													
<b>【広報機能】</b>													
1.パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知	18 62%	4 14%	3 10%		4 14%						26 90%	3 10%	
2.地域住民向けの説明会等の開催	17 59%	2 7%	5 17%		2 7%			2 7%	1 3%	24 92%	2 8%		
3.地域包括支援センターや施設職員等への説明会等の開催	18 62%	2 7%	5 17%		2 7%			1 3%	1 3%	25 93%	2 7%		
4.その他	4 14%		2 7%		1 3%			1 3%	4 14%	17 59%	7 88%		1 13%
<b>【相談機能】</b>													
5.窓口で各種相談や申立手続き支援(専門職(団体)の紹介を含む)	20 69%	4 14%	1 3%		4 14%						27 93%	2 7%	
6.施設等への出張相談の実施	18 62%	3 10%	1 3%		2 7%	1 3%		3 10%	1 3%	23 92%	2 8%		
7.専門職による相談会の開催	18 62%	4 14%	1 3%	1 3%	1 3%	1 3%		2 7%	1 3%	22 85%	4 15%		
8.その他	5 17%				1 3%			1 3%	5 17%	17 59%	6 86%		1 14%
<b>【利用促進機能】</b>													
9.申立前に、適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦するための会議(受任調整会議)の実施	23 79%	3 10%	1 3%					1 3%		1 3%	24 86%	4 14%	
10.市民後見人の養成	15 52%	2 7%	1 3%	2 7%	1 3%		1 3%	2 7%	4 14%	1 3%	15 63%	8 33%	1 4%
11.その他	6 21%							1 3%	5 17%	17 59%	6 86%	0	1 14%
<b>【後見人支援機能】</b>													
12.後見人等からの各種相談に対応	21 72%	5 17%	1 3%			1 3%				1 3%	24 86%	4 14%	
13.後見人の定期報告の手続支援を実施	13 45%	6 21%						2 7%	7 24%	1 3%	16 76%	4 19%	1 5%
14.専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施	12 41%	6 21%	1 3%					1 3%	8 28%	1 3%	15 75%	4 20%	1 5%
15.後見人の連絡会を開催	12 41%	5 17%						2 7%	9 31%	1 3%	15 79%	3 16%	1 5%
16.本人の状態やチームによる支援状況等についての見守り	16 55%	3 10%	1 3%		2 7%			4 14%	2 7%	1 3%	22 85%	2 8%	2 8%
17.本人の状況変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整	14 48%	5 17%			1 3%	1 3%		3 10%	4 14%	1 3%	20 83%	2 8%	2 8%
18.その他	5 17%							2 7%	5 17%	17 59%	6 86%		1 14%
<b>【その他】</b>													
19.法人後見の受任	8 28%	4 14%		12 41%				2 7%	2 7%	1 3%	21 81%	4 15%	1 4%
20.後見監督の受任	6 21%	5 17%		1 3%		1 3%		4 14%	10 35%	2 7%	10 59%	4 24%	3 18%

図表 69 中核機関の機能を分担する機関 [中核機関設置済み・設置検討中で、設置方法が「機能分担モデル」の場合]





図表 70 成年後見制度の利用促進に係る機能に対応する機関と提供単位（機能分担モデル）〔中核機関設置済み・設置検討中で、設置方法が「機能分担モデル」の場合〕

	主として対応する機関								対応機関ありの場合：提供単位		
	権利擁護センター	市町村行政	市町村社協	地域包括支援センター	専門職団体	その他	実施なし	無回答	単独市町村	広域	無回答
n=11											
<b>【広報機能】</b>											
1.パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知	2 18%	5 46%		3 27%		1 9%			8 73%	3 27%	
2.地域住民向けの説明会等の開催	1 9%	4 36%	1 9%	4 36%		1 9%			10 91%	1 9%	
3.地域包括支援センターや施設職員等への説明会等の開催	2 18%	4 36%	1 9%	2 18%		1 9%	1 9%		8 80%	2 20%	
4.その他		1 9%		1 9%		2 18%	3 27%	4 36%	4 100%		
<b>【相談機能】</b>											
5.窓口で各種相談や申立手続き支援(専門職(団体)の紹介を含む)	1 9%	4 36%		4 36%		2 18%			11 100%		
6.施設等への出張相談の実施		2 18%		3 27%	2 18%	3 27%	1 9%		10 100%		
7.専門職による相談会の開催	4 36%			2 18%	2 18%	2 18%	1 9%		6 60%	4 40%	
8.その他	1 9%			1 9%		1 18%	3 27%	4 36%	3 75%	1 25%	
<b>【利用促進機能】</b>											
9.申立前に、適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦するための会議(受任調整会議)の実施	3 27%	4 36%		1 9%	1 9%	1 9%	1 9%		6 60%	4 40%	
10.市民後見人の養成	5 46%	1 9%	3 27%				2 18%		4 44%	5 56%	
11.その他	1 9%			1 9%		1 9%	3 27%	5 46%	2 67%	1 33%	
<b>【後見人支援機能】</b>											
12.後見人等からの各種相談に対応	6 55%	1 9%		1 9%	2 18%		1 9%		4 40%	6 60%	
13.後見人の定期報告の手続支援を実施	4 36%		1 9%	1 9%	2 18%	1 9%	2 18%		4 44%	5 56%	
14.専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施	4 36%			1 9%	2 18%	1 9%	3 27%		3 38%	5 63%	
15.後見人の連絡会を開催	5 46%		1 9%	1 9%	1 9%	1 9%	2 18%		3 33%	6 67%	
16.本人の状態やチームによる支援状況等について の見守り	6 55%			2 18%		1 9%	2 18%		3 33%	6 67%	
17.本人の状況変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整	5 46%	2 18%		1 9%		2 18%	1 9%		4 40%	6 60%	
18.その他	1 9%			1 9%		1 9%	3 27%	5 46%	2 67%	1 33%	
<b>【その他】</b>											
19.法人後見の受任	7 64%		3 27%				1 9%		5 50%	5 50%	
20.後見監督の受任	2 18%				1 9%	1 9%	6 55%	1 9%	1 25%	3 75%	

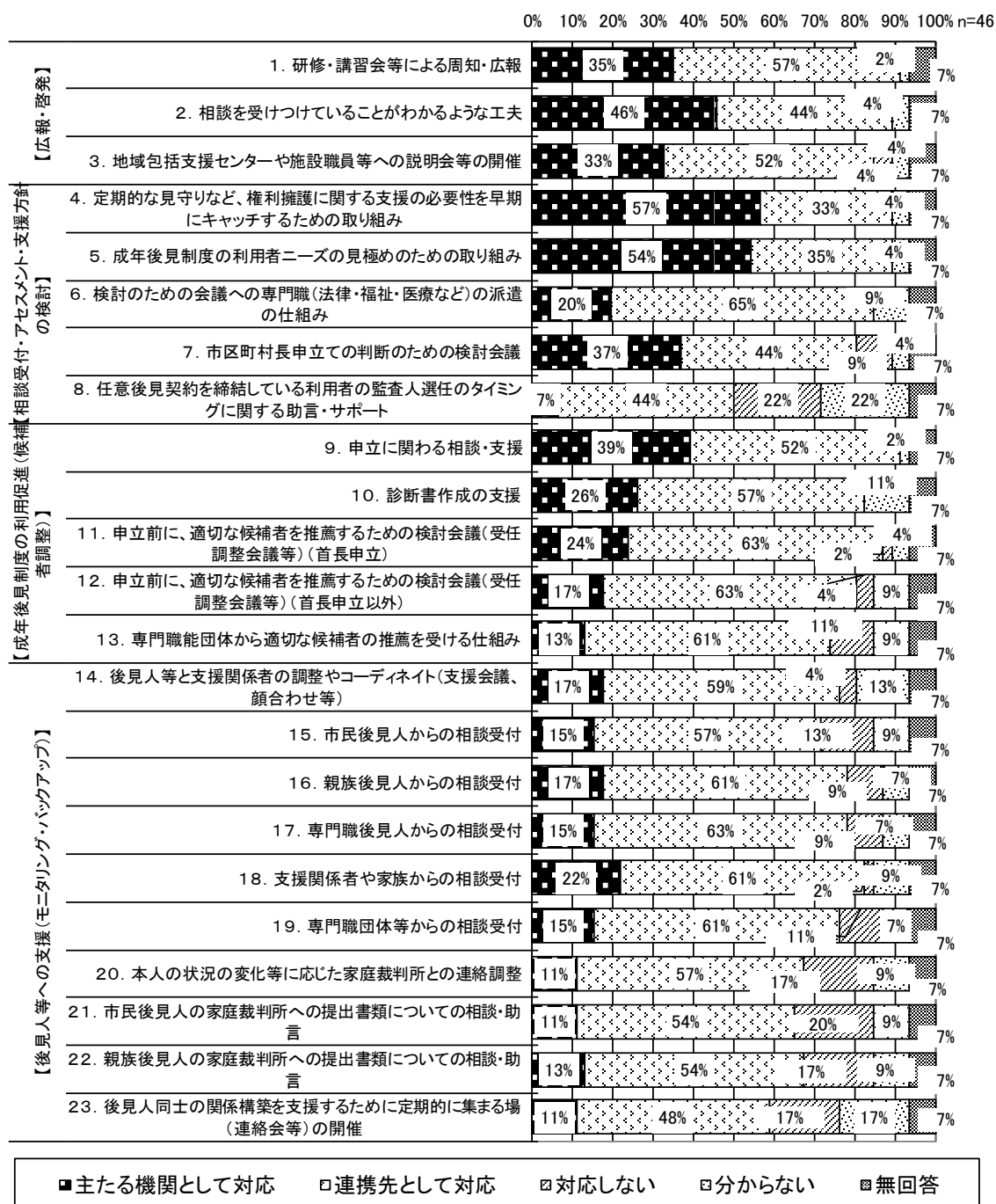
#### (5) 中核機関の設置と成年後見制度の利用段階に応じた地域包括支援センターのかかわり

中核機関設置済み・設置検討中の場合、高齢者の成年後見制度の利用促進において総合相談・権利擁護の窓口として重要な位置を占める地域包括支援センターが、成年後見制度の利用段階に応じて中核機関をはじめとした地域の関係機関とどのように役割分担するのが望ましいかを分析した。

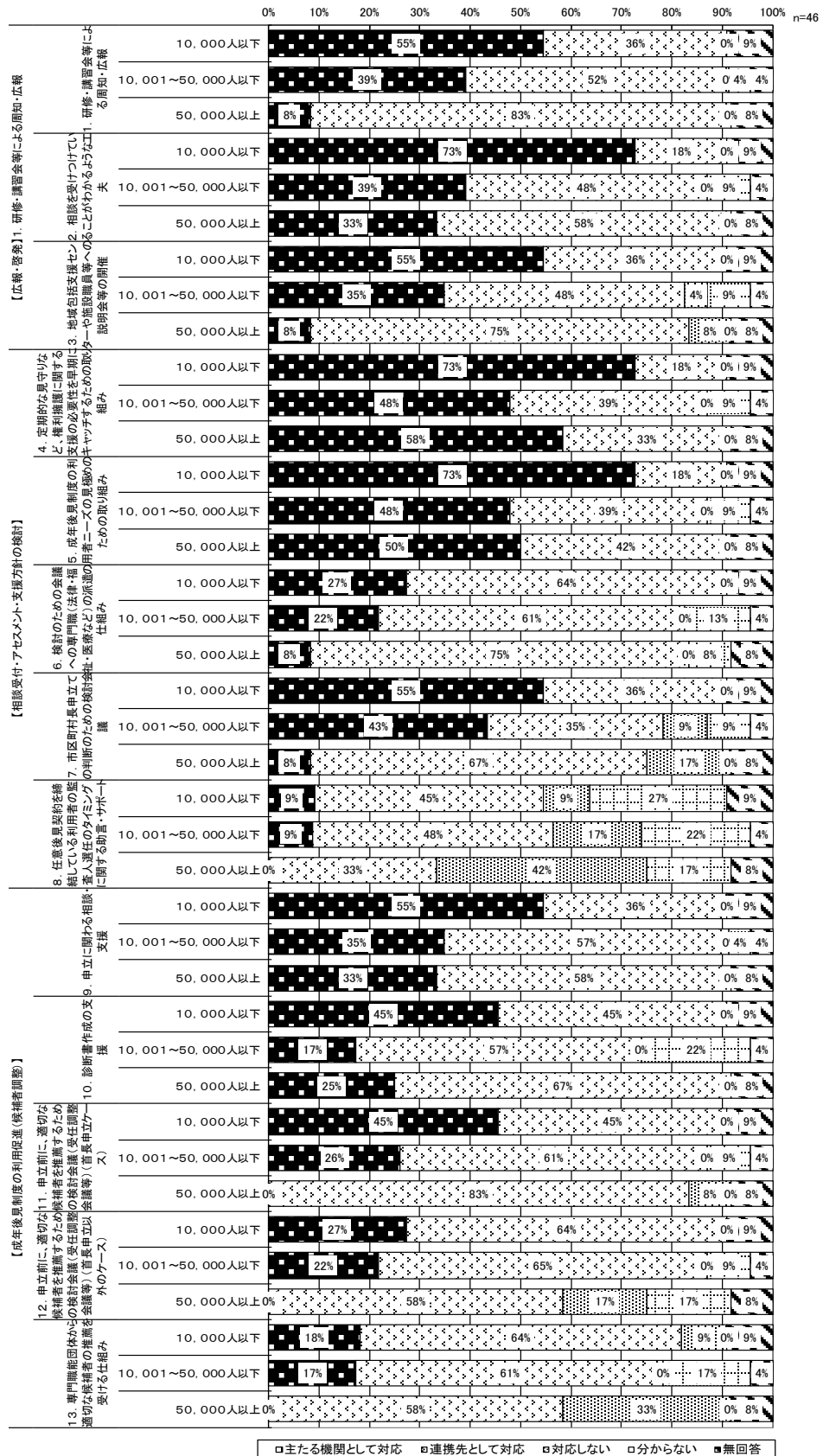
地域包括支援センターが「主たる機関として対応」することが望ましい機能をみると、「定期的な見守りなど、権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチするための取り組み」が57%、「成年後見制度の利用者ニーズの見極めのための取り組み」が54%、「市区町村長申立ての判断のための検討会議」が37%、「相談を受け付けていることがわかるような工夫」が46%、「申立に関わる相談・支援」が39%であり、制度利用者の身近で日常的な支援を行う機関として、相談受付・アセスメント・支援方針の検討段階における役割への期待が高いことが明らかになった。

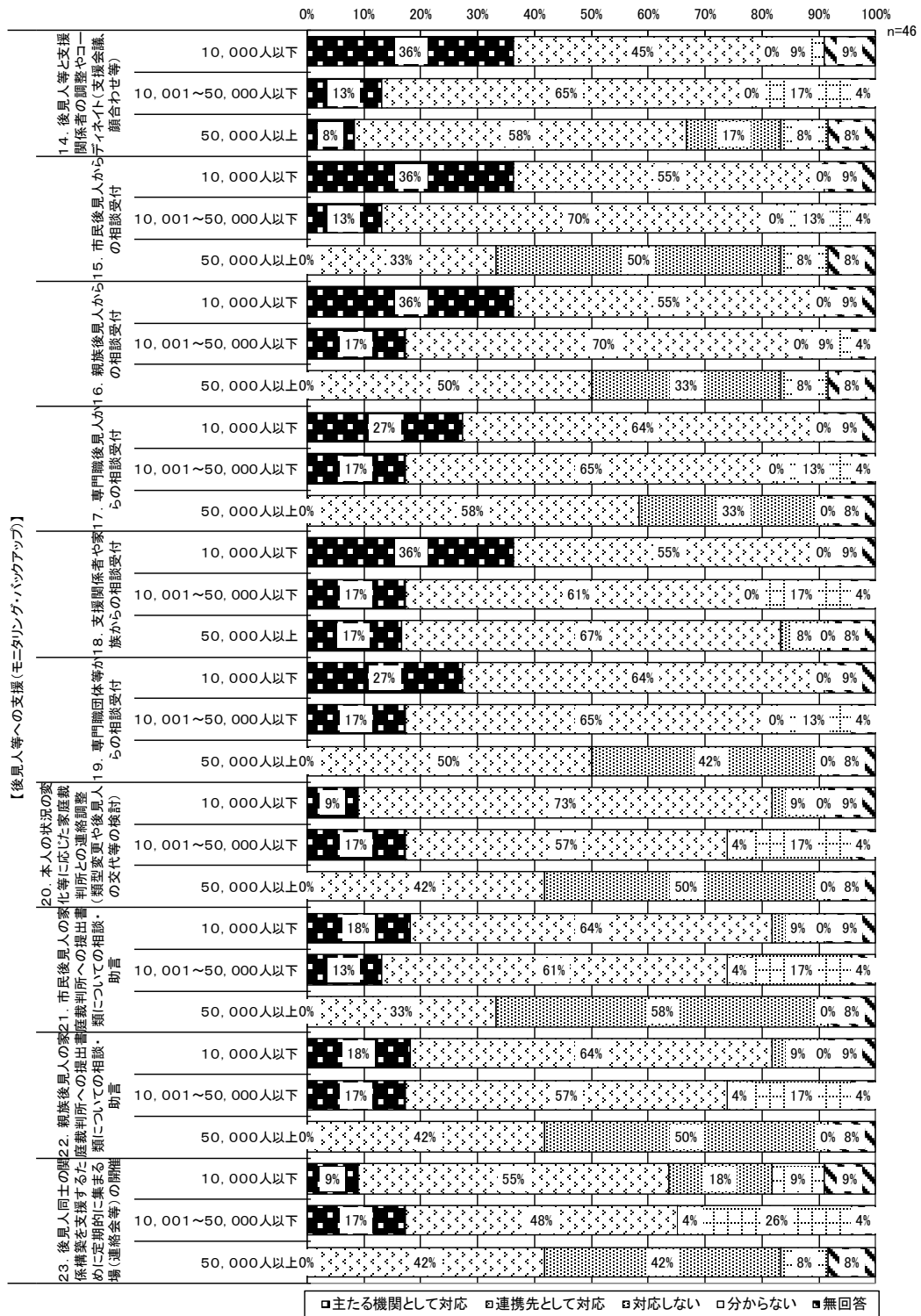
地域包括支援センターの運営形態別にみると、いずれの機能についても「直営のみ」「直営＋委託」は「委託のみ」に比べて地域包括支援センターに「主たる機関として対応」することが望ましいとする割合が高かった。

図表 71 成年後見制度の利用段階に応じた地域包括支援センターのかかわり [中核機関設置済み・設置検討中で、設置方法が決まっている場合]

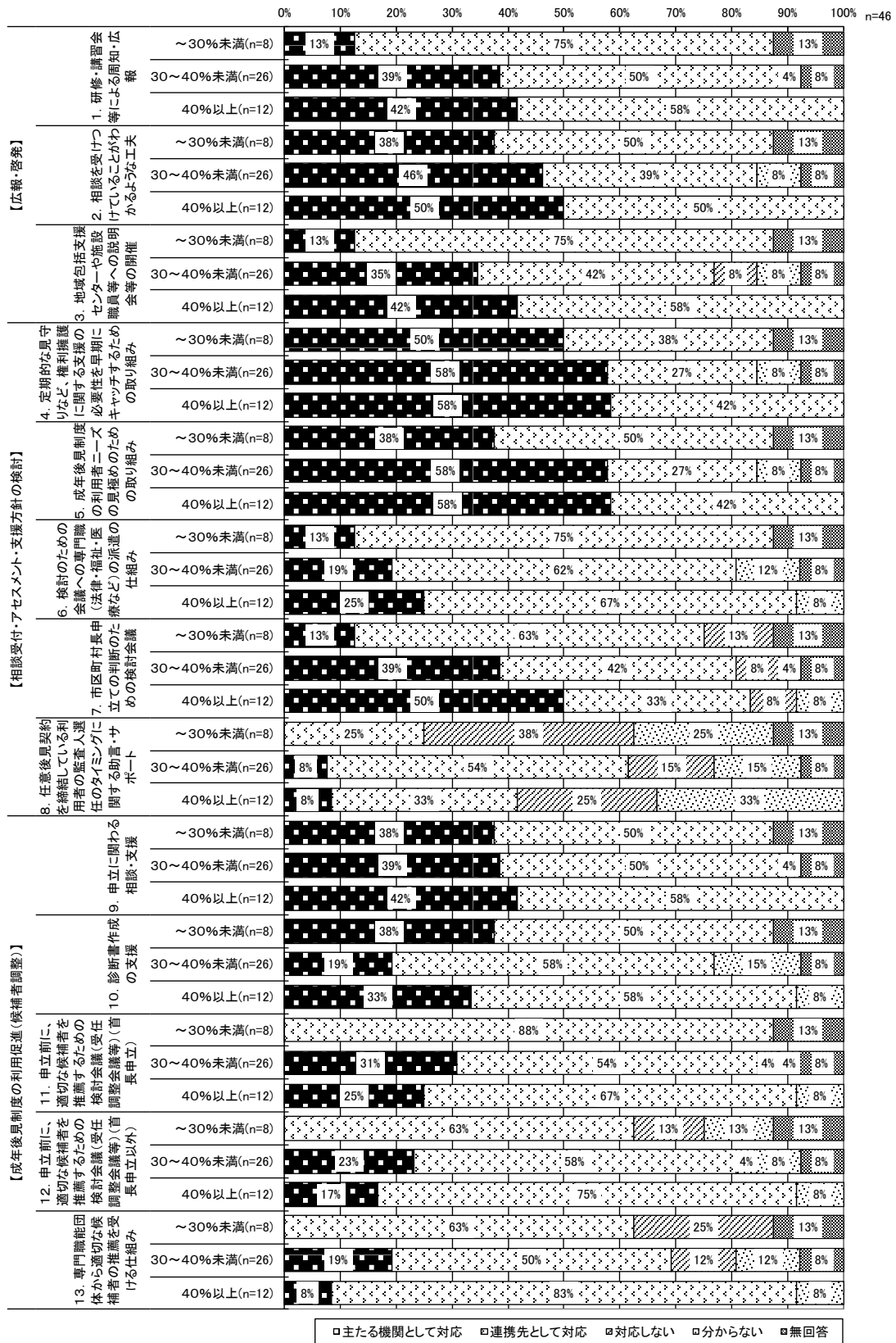


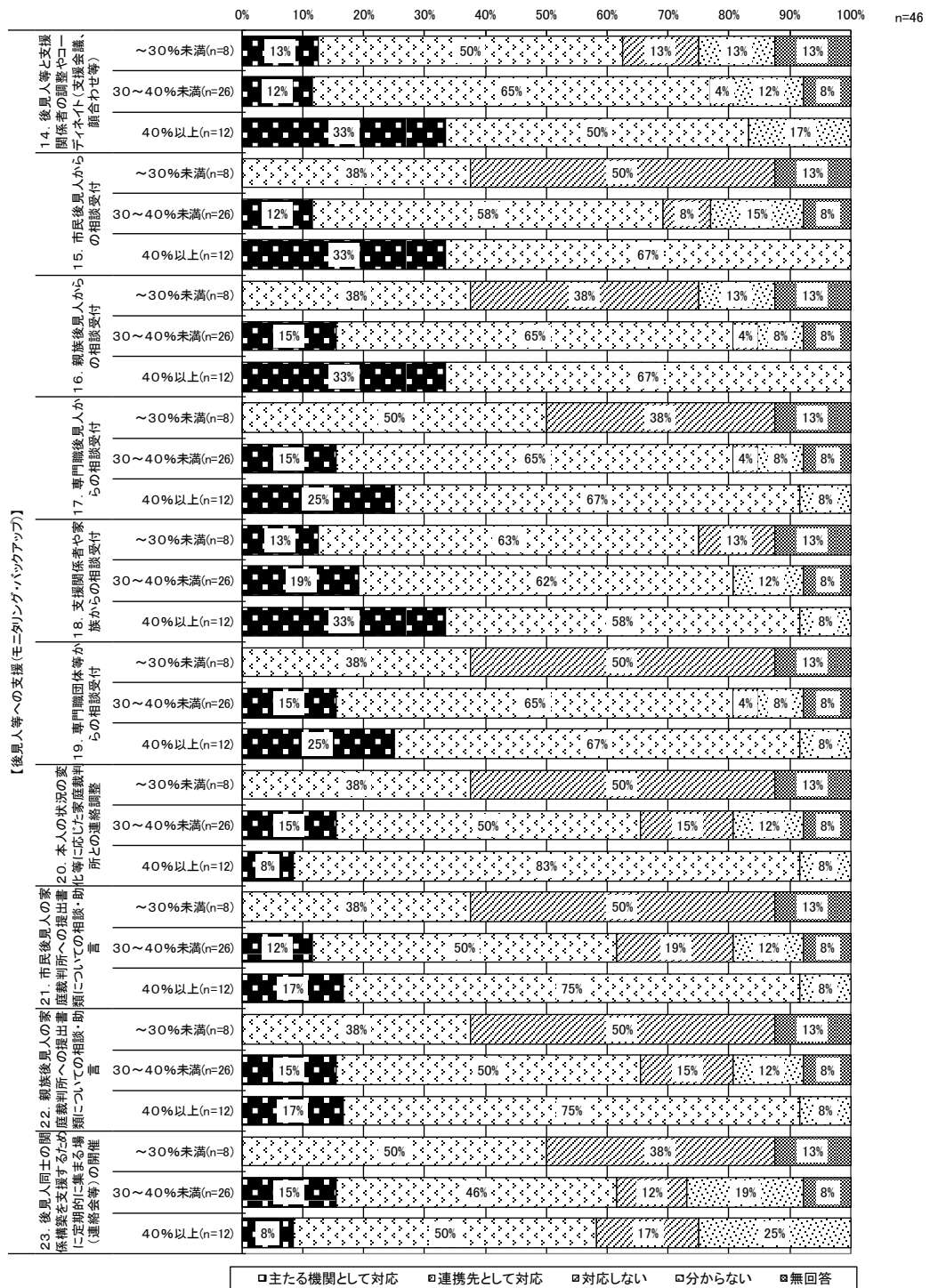
図表 72 成年後見制度の利用段階に応じた地域包括支援センターのかかわり；人口規模別〔中核機関設置済み・設置検討中で、設置方法が決まっている場合〕



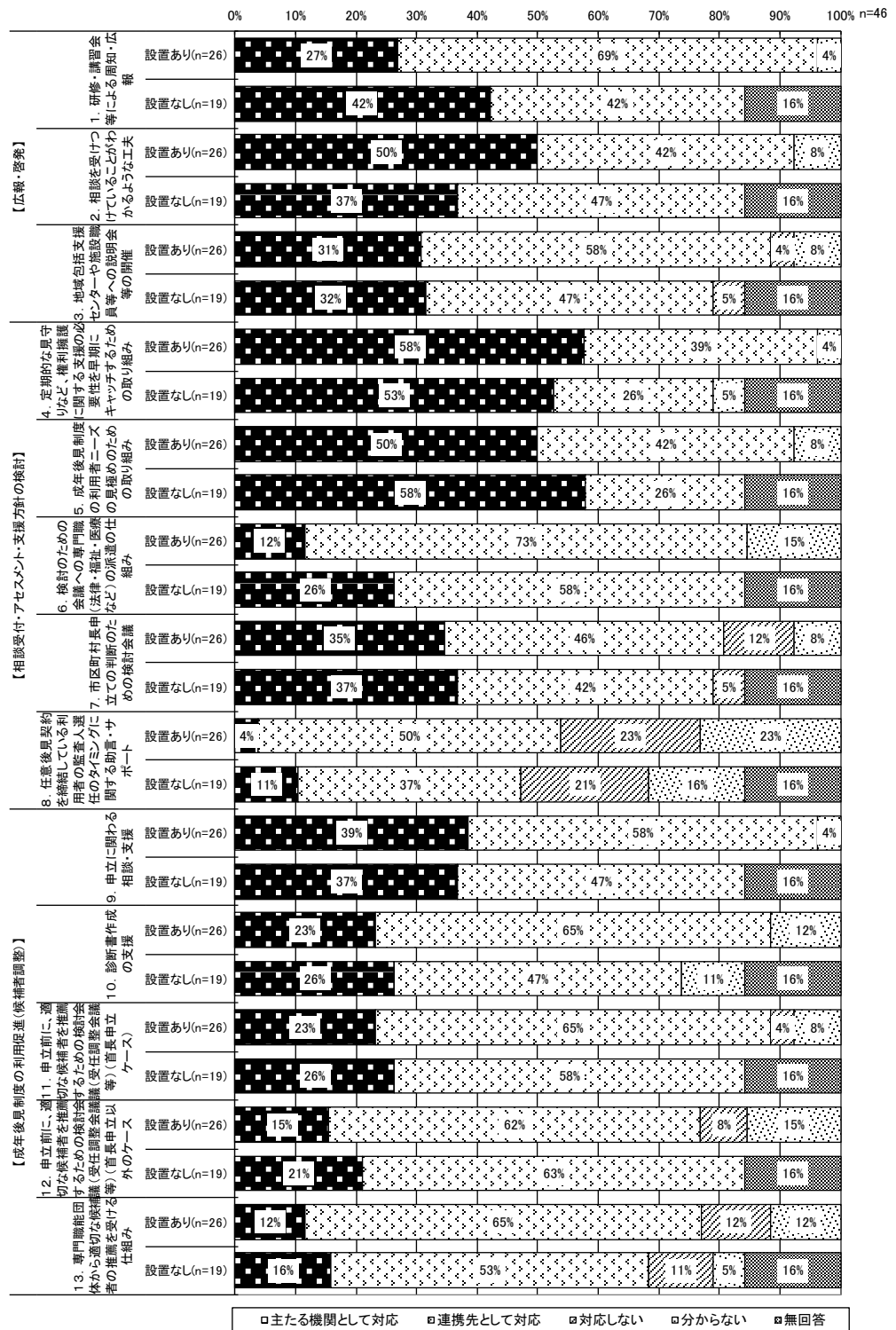


図表 73 成年後見制度の利用段階に応じた地域包括支援センターのかかわり；高齢化率別〔中核機関設置済み・設置検討中で、設置方法が決まっている場合〕

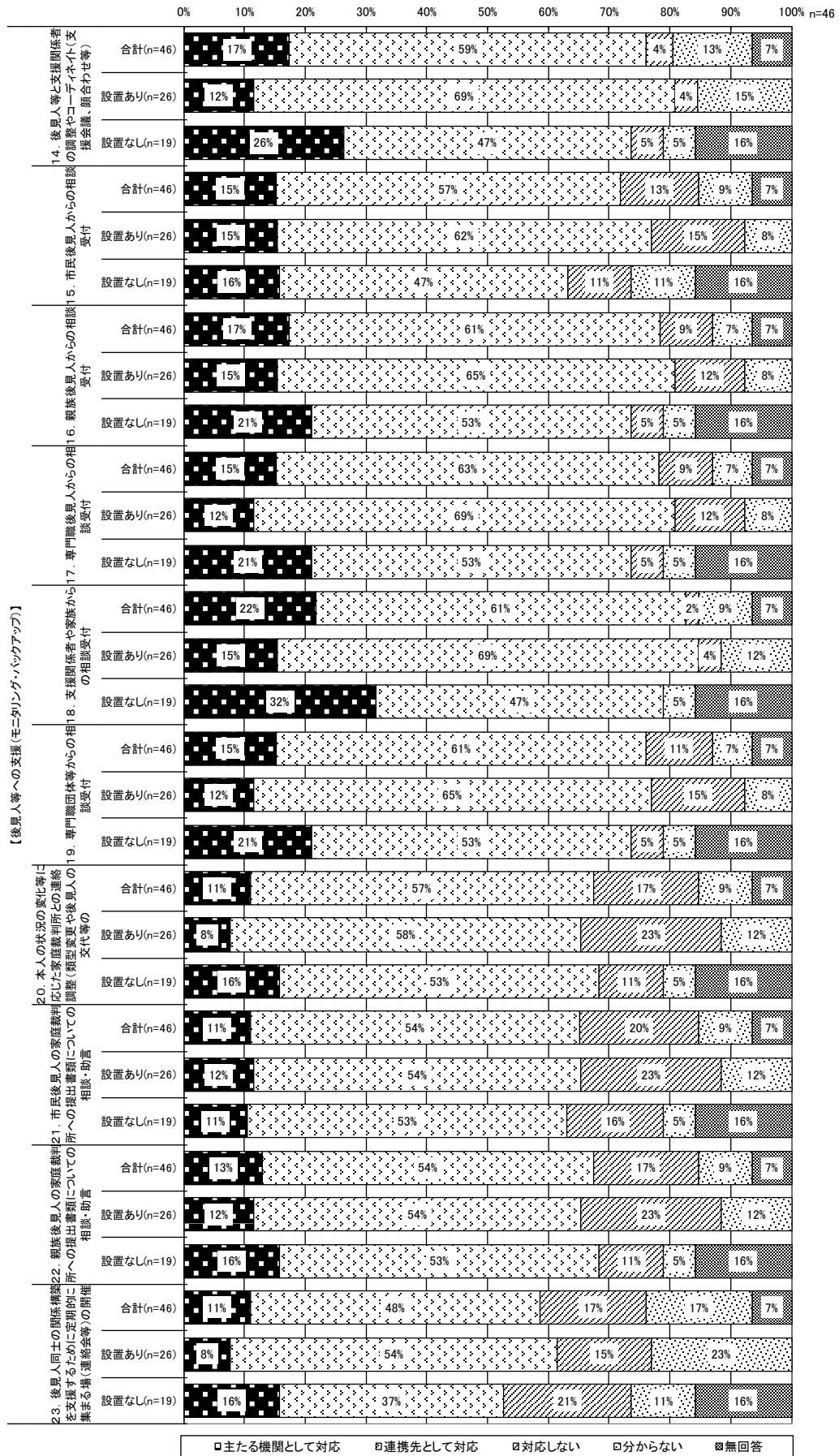




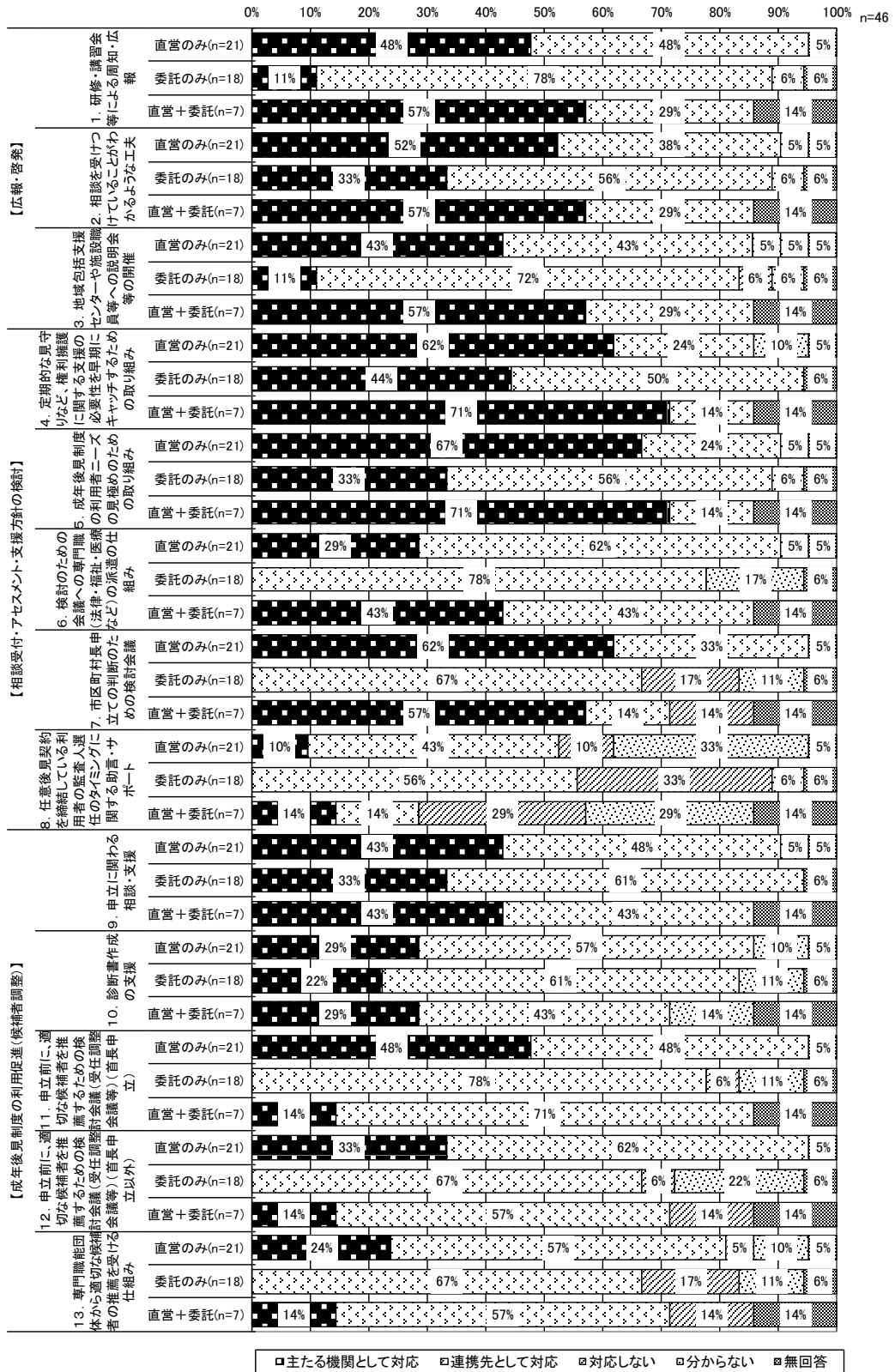
図表 74 成年後見制度の利用段階に応じた地域包括支援センターのかかわり；権利擁護センターの有無別 [中核機関設置済み・設置検討中で、設置方法が決まっている場合]

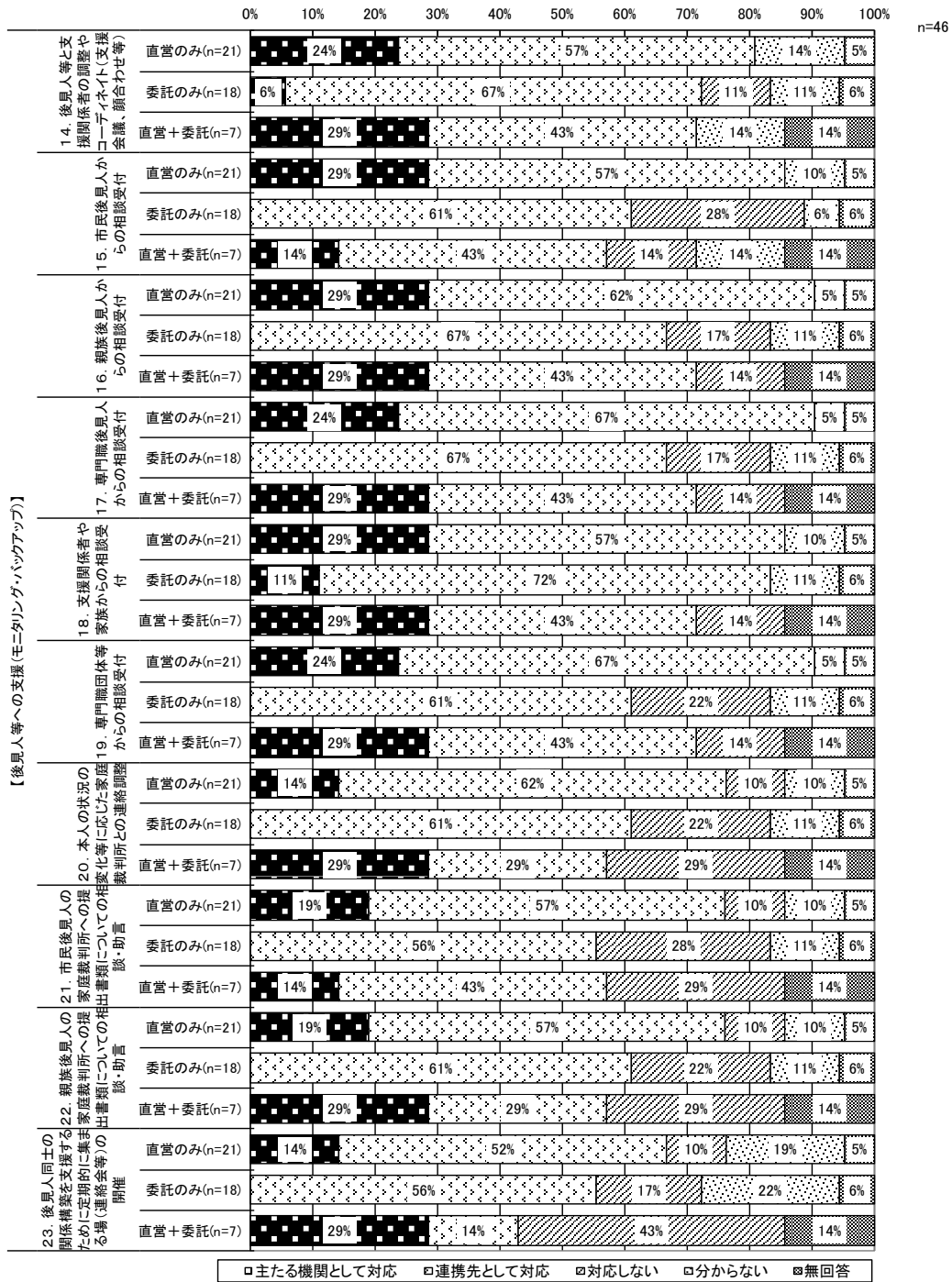






図表 75 成年後見制度の利用段階に応じた地域包括支援センターのかかわり；地域包括支援センターの運営形態別〔中核機関設置済み・設置検討中で、設置方法が決まっている場合〕





## 2.2.4 中核機関の設置・運営に関する課題

中核機関の設置・運営について「非常に大きな課題となっている」と回答された項目をみると、「中核機関の運営の担い手を確保できない」が22%、「業務が多忙で、中核機関について検討する時間が取れない」が20%、「予算措置がなく中核機関の検討や設置について対応ができない」「広域取り組みが必要で、単一市町村の取り組みには限界がある」が各18%であった。

一方、「非常に大きな課題となっている」「課題となっている」と回答した割合をあわせてみると、「業務が多忙で、中核機関について検討する時間が取れない」が74%、「予算措置がなく、中核機関の検討や設置について対応ができない」が54%であることから、人員確保も含めた予算の裏付けが重要であることがうかがえた。

また、「庁内の関係者が中核機関の機能、イメージを持ってない」が64%、「庁内の関係者が抱えている中核機関のイメージのハードルが高い」が58%、「庁内の菅駅舎が中核機関ができると自身の業務が増えると危惧している」が51%であることから、まず庁内の関係者に中核機関設置の意義と機能について正しく理解してもらうことが重要であることがうかがえた。

また、「成年後見制度の利用に関する地域のニーズ把握のやり方が分からない」「人員、予算、その他の制約で成年後見制度の利用に関する地域のニーズ把握を実行できない」が各51%であることから、効果的・効率的なニーズ把握の進め方についての情報提供が重要であることがうかがえた。

さらに、「中核機関の運営の担い手を確保できない」が55%であることから、市町村が自分たちだけで抱え込まず、専門職団体や地域の関係機関等と地域の現状を確認し、地域全体として成年後見制度の利用促進をどのような役割分担で協働して進めていくか合意形成する方法の提示が重要であることがうかがえた。

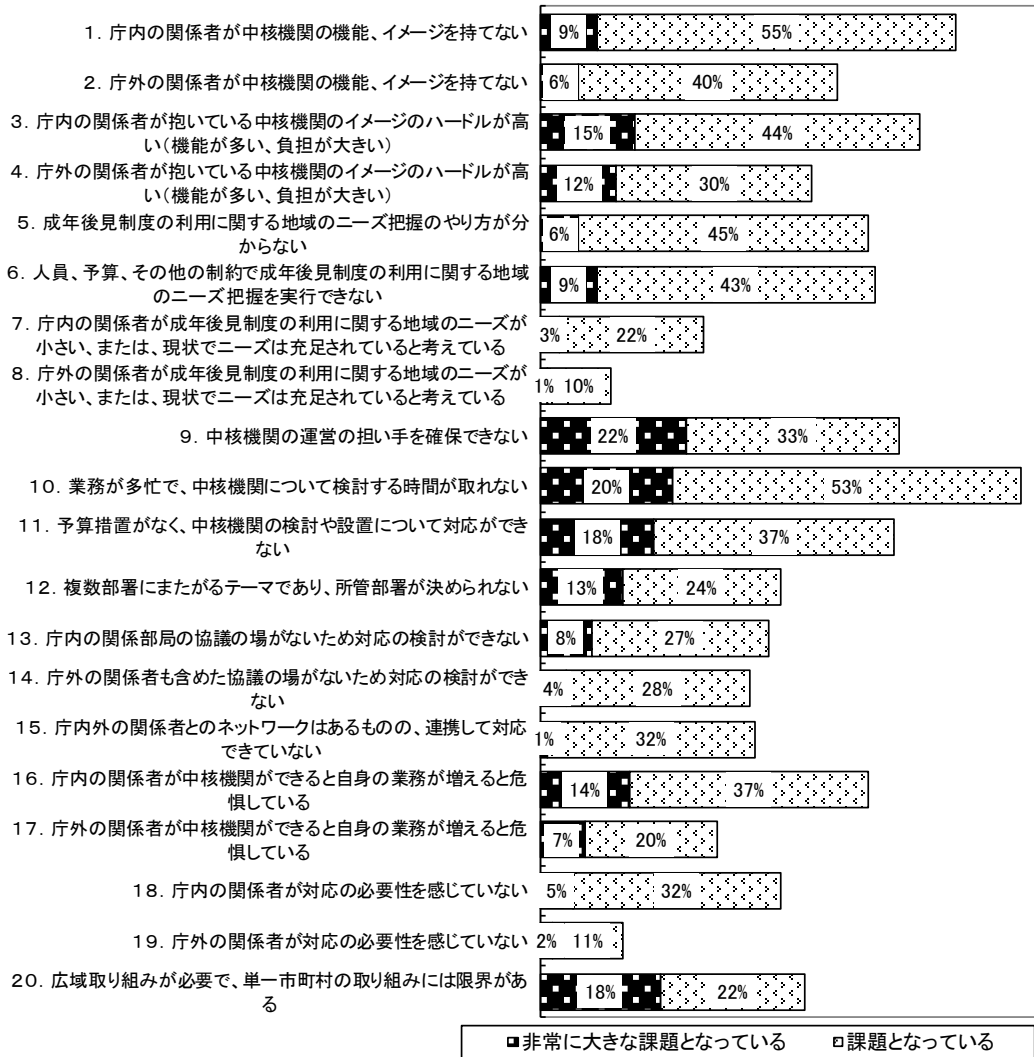
人口規模別にみると、「広域取り組みが必要で単一市町村の取り組みには限界がある」ことを課題とした割合は、人口規模が小さいほど高かった。

高齢化率別にみると、「庁内の関係者が成年後見制度の利用に関する地域のニーズが小さい、または、現状でニーズは充足されていると考えている」ことを課題とした割合は、高齢化率が低いほど高かった。

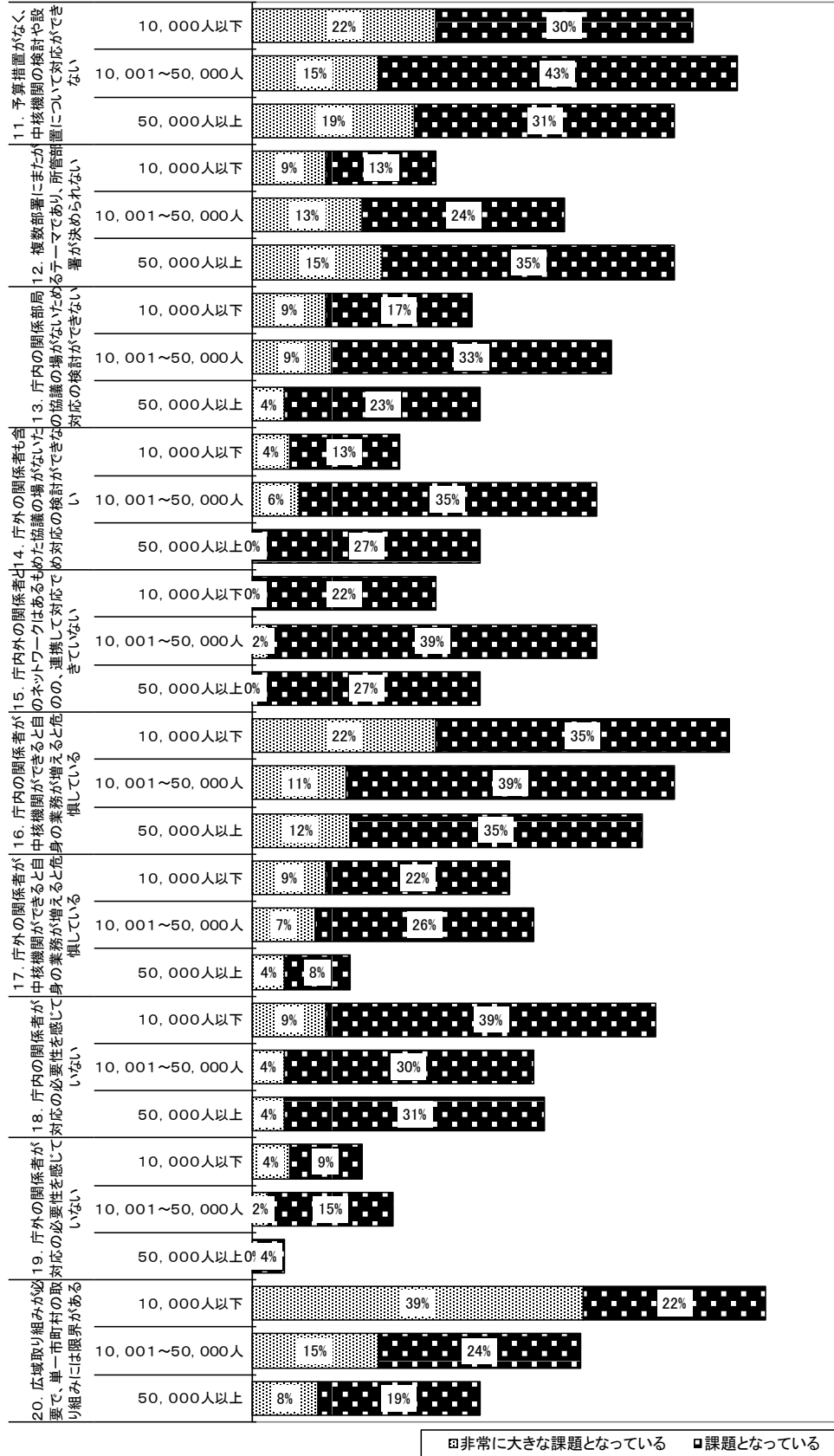
権利擁護センターの有無別にみると、「庁内の関係者が中核機関の機能、イメージを持ってない」「庁外の関係者が中核機関の機能、イメージを持ってない」「庁内の関係者が中核機関ができると自身の業務が増えると危惧している」「中核機関の運営の担い手を確保できない」「予算措置がなく、中核機関の検討や設置について対応ができない」ことを課題とした割合は、センター設置がないほうが高かった。

図表 76 中核機関の設置・運営に関する課題；全体

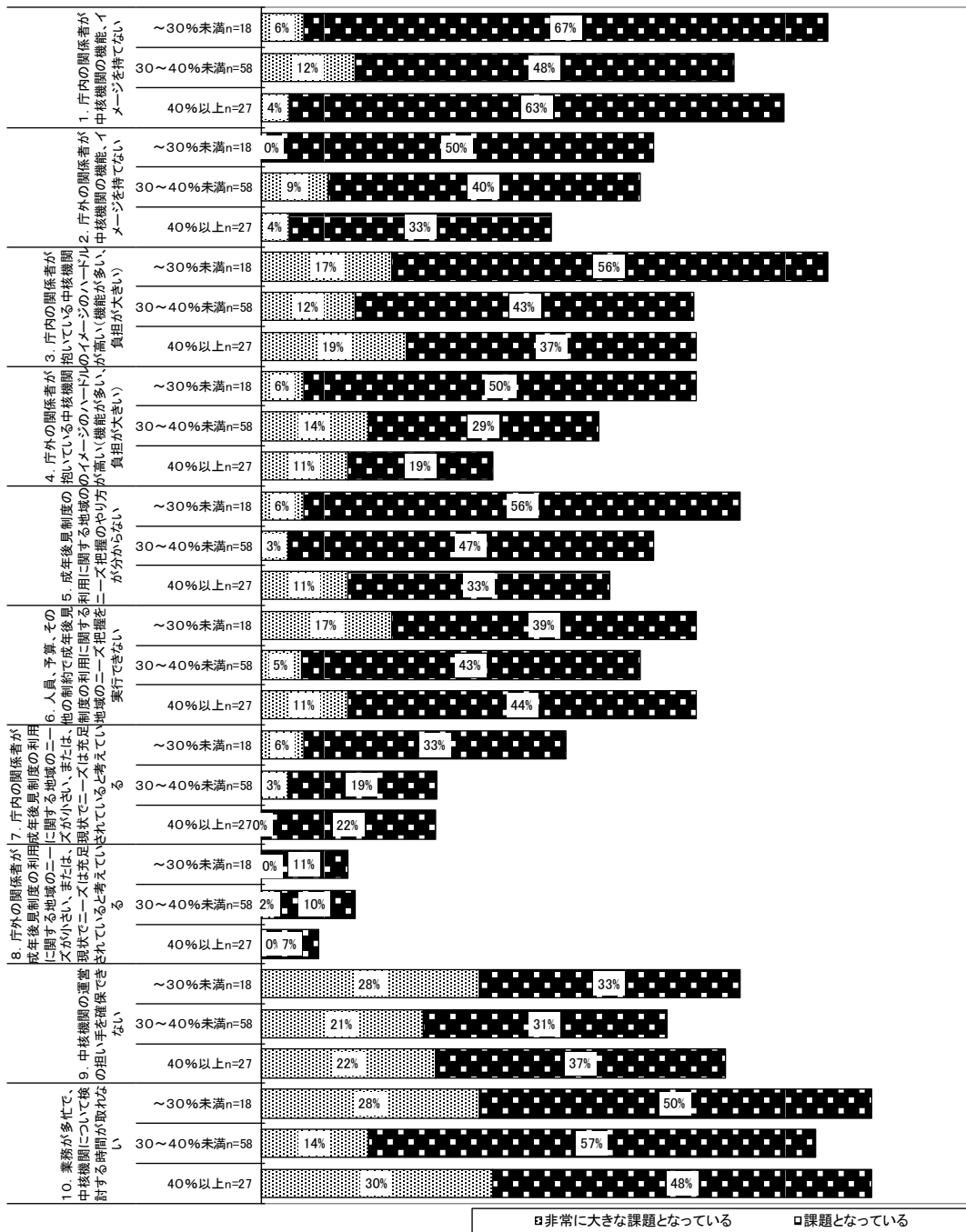
n=103



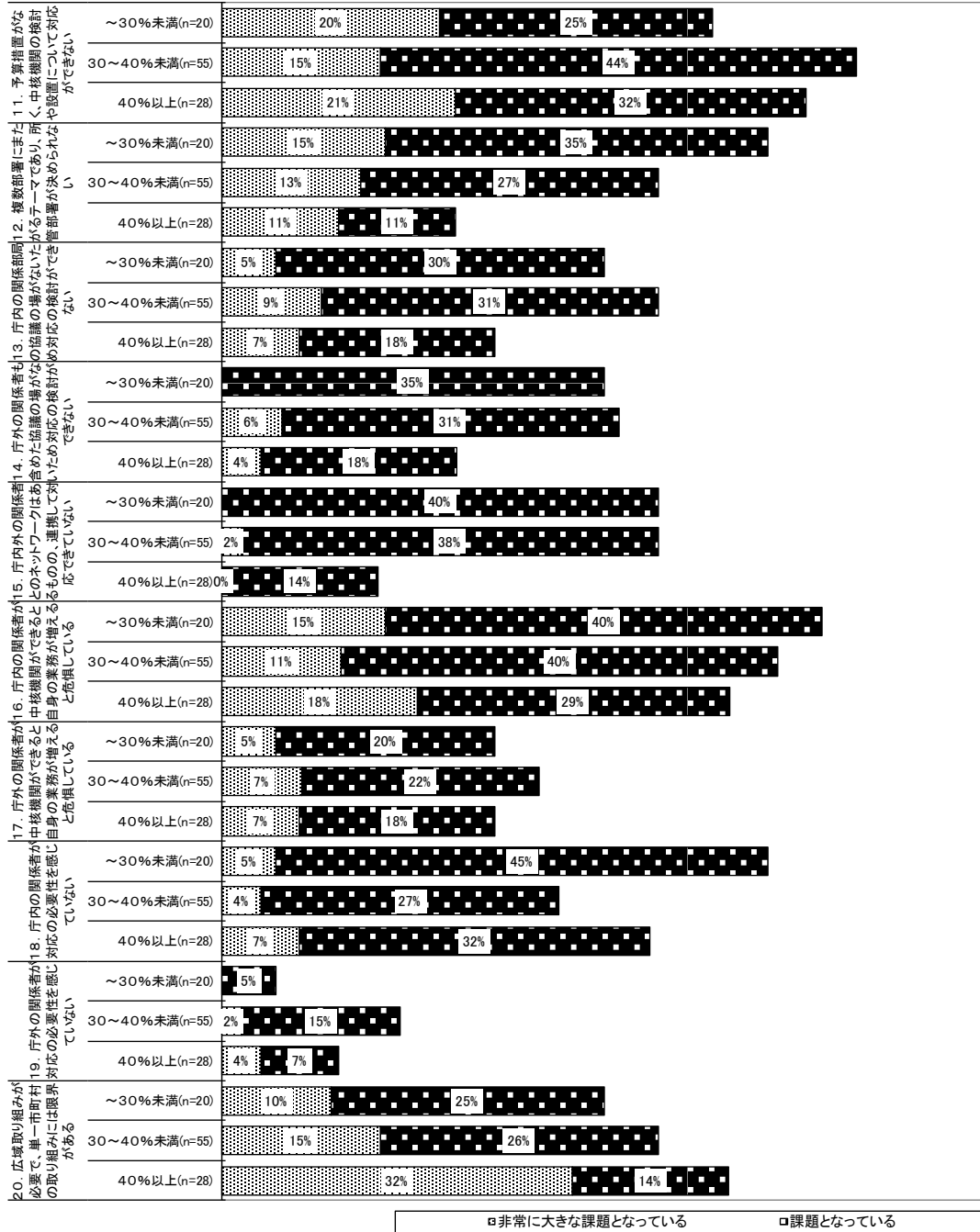




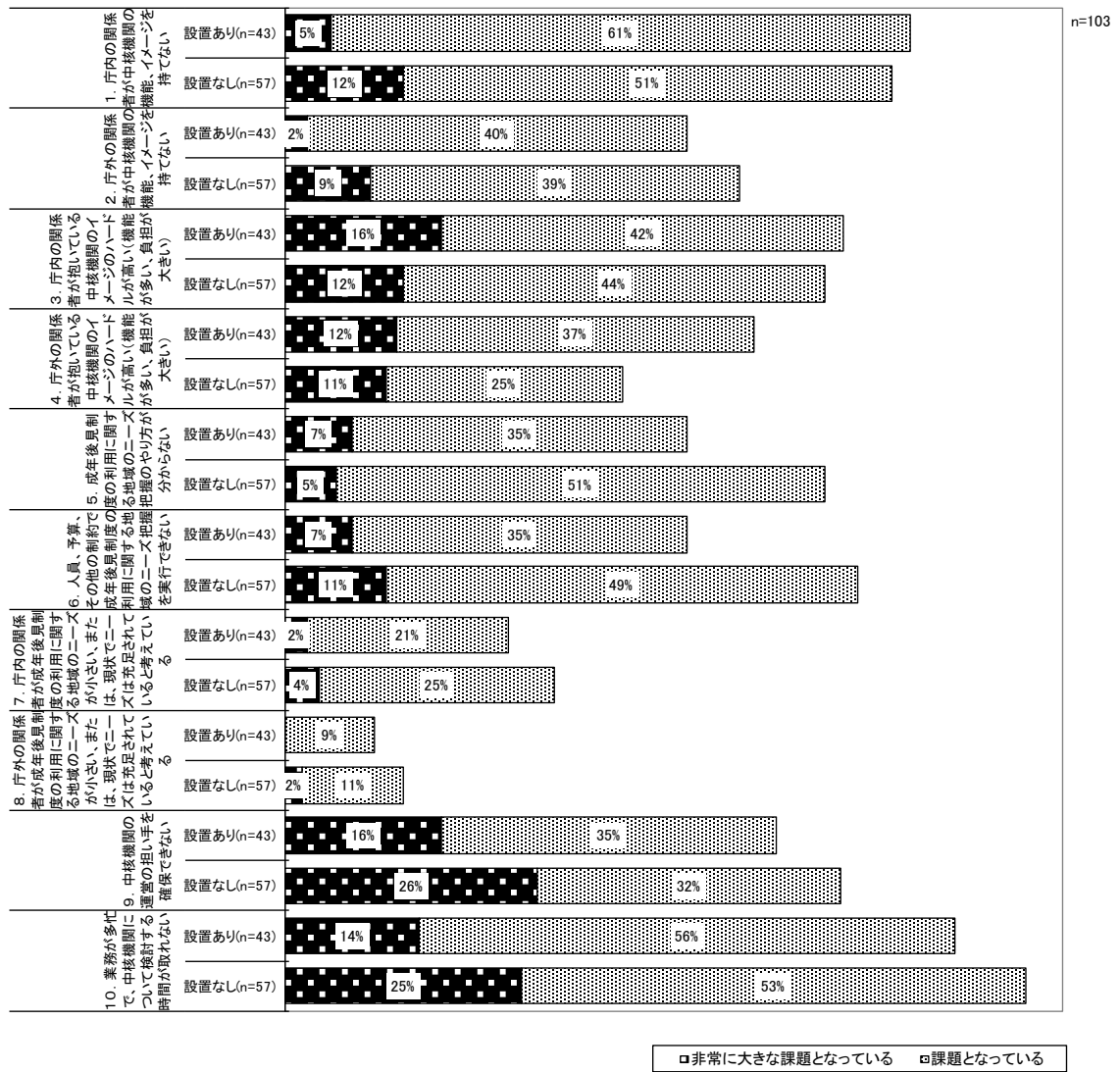
図表 78 中核機関の設置・運営に関する課題；高齢化率別

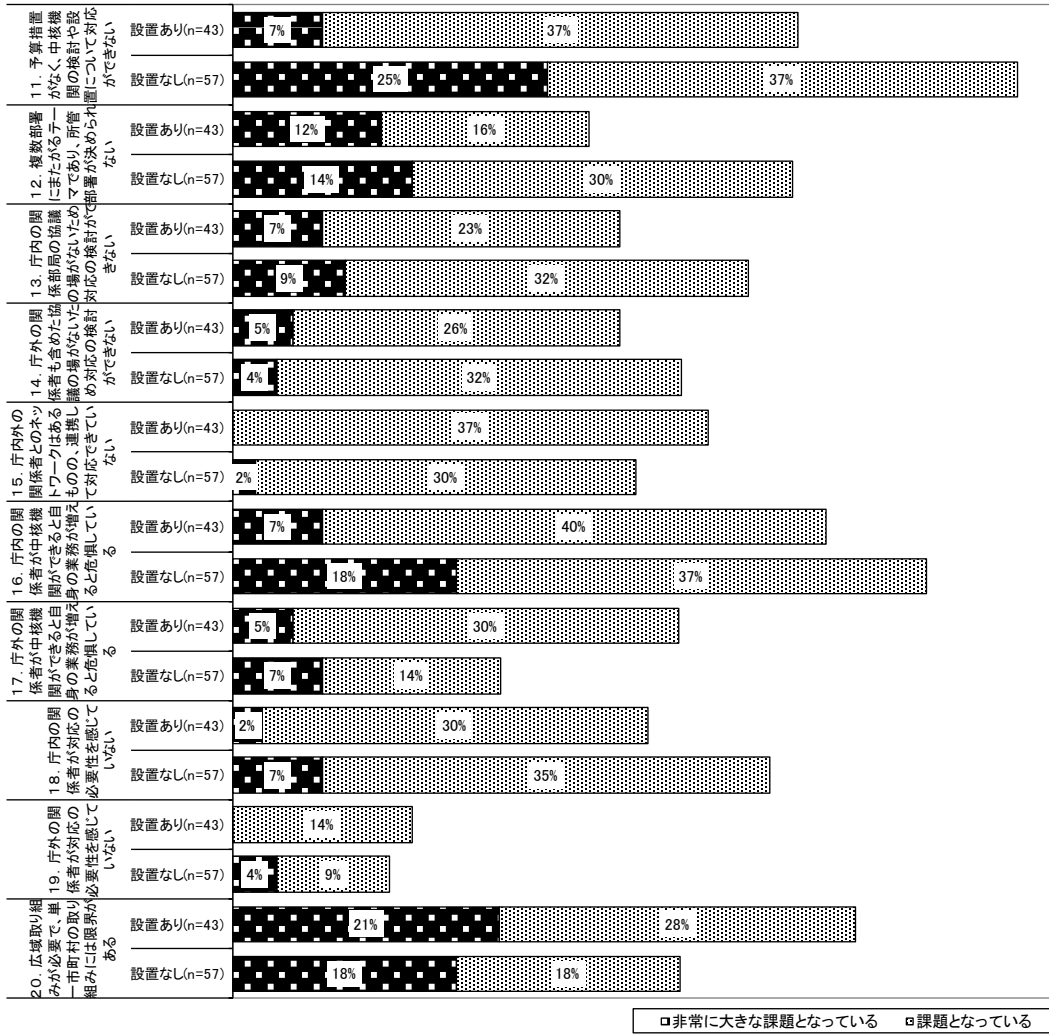




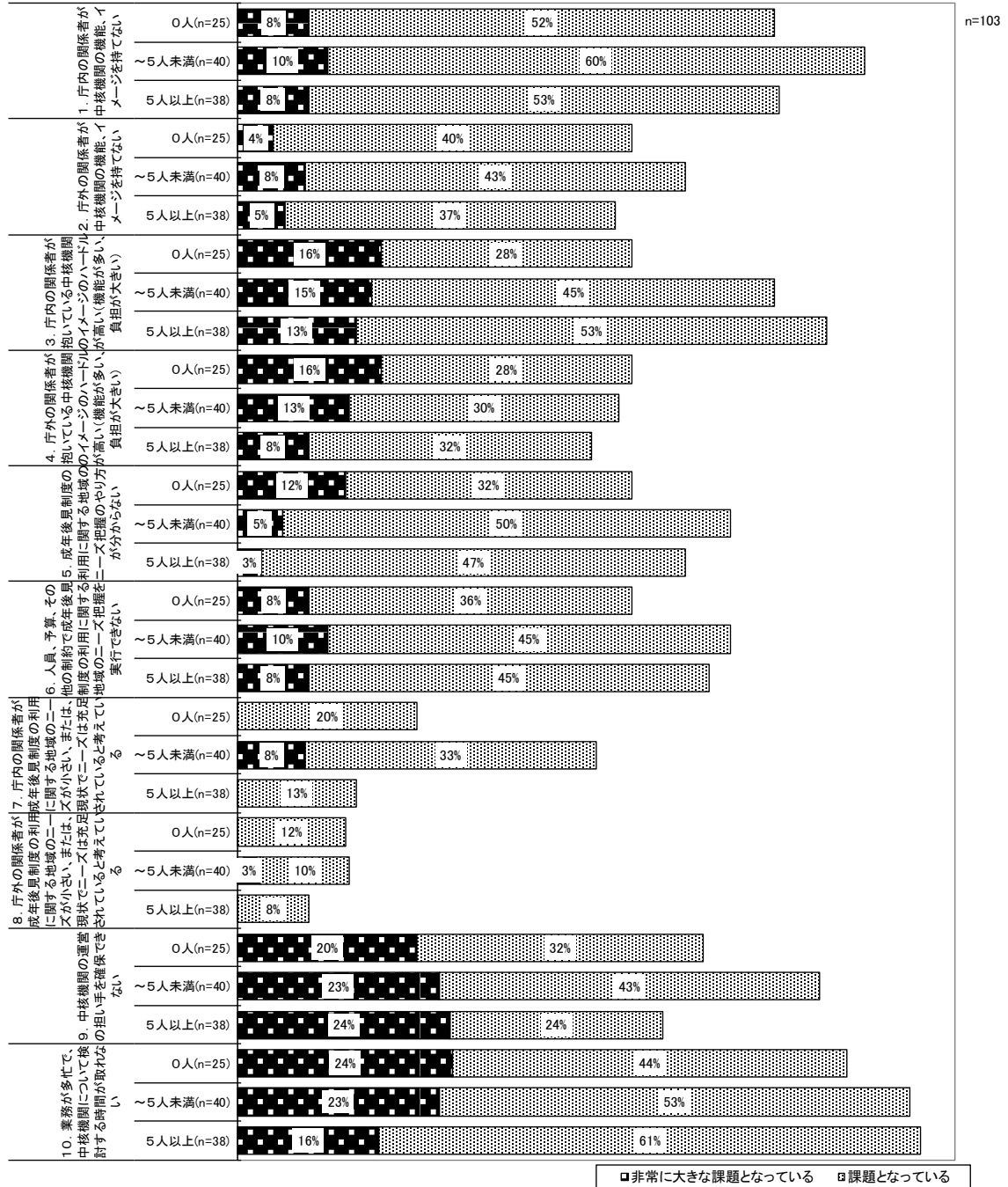


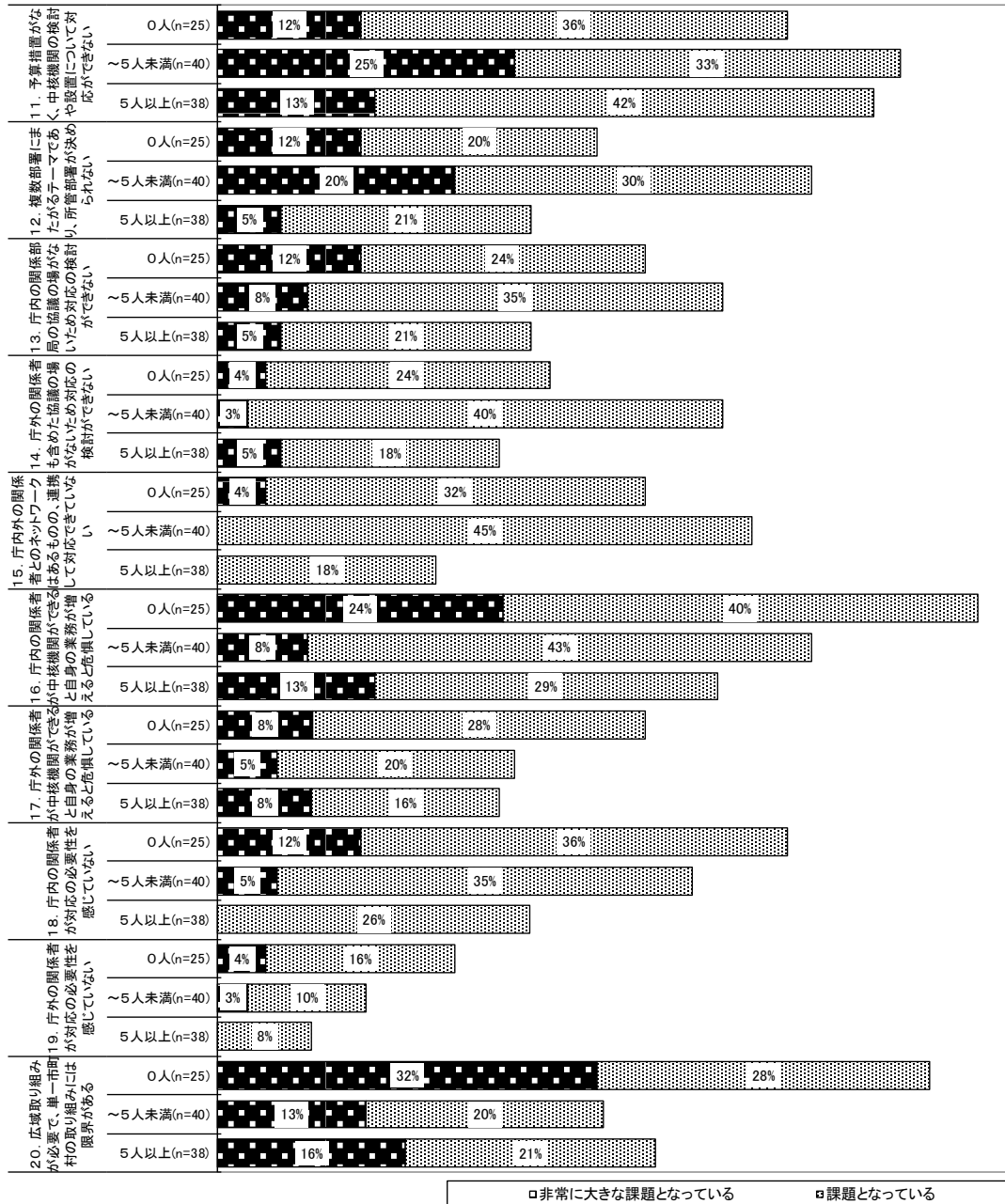
図表 79 中核機関の設置・運営に関する課題；権利擁護センターの有無別



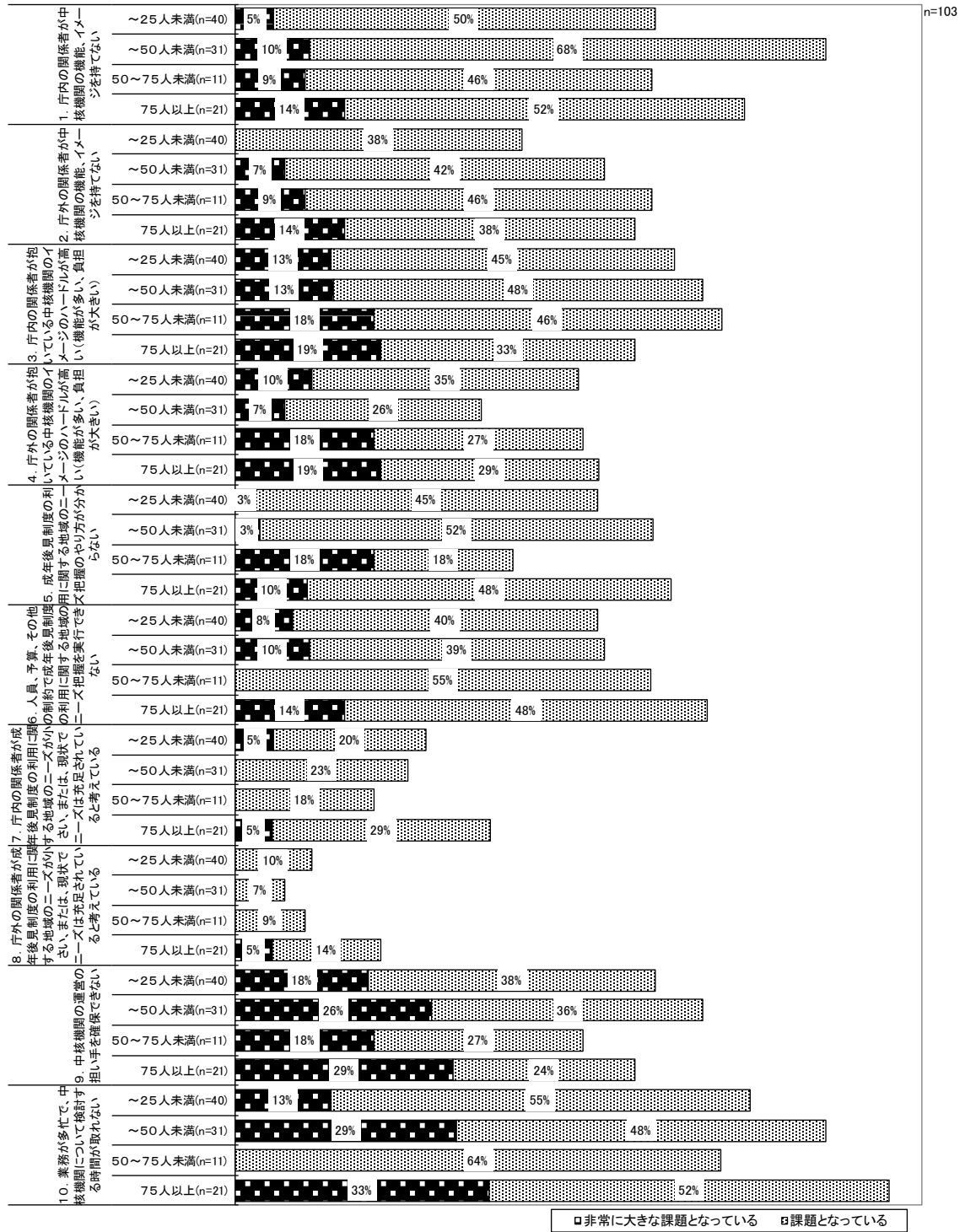


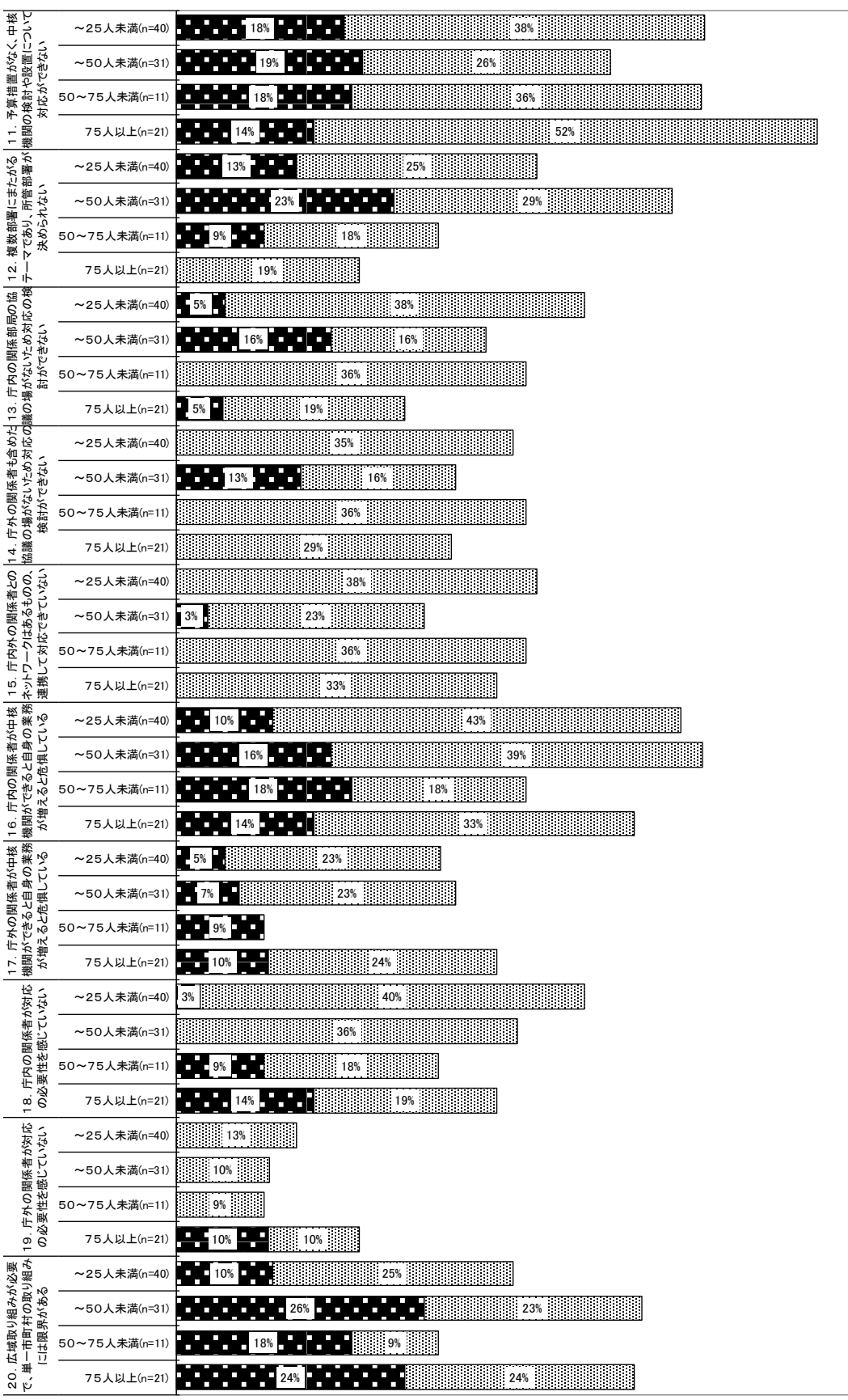
図表 80 中核機関の設置・運営に関する課題；首長申立の件数（人口5万人あたり）別





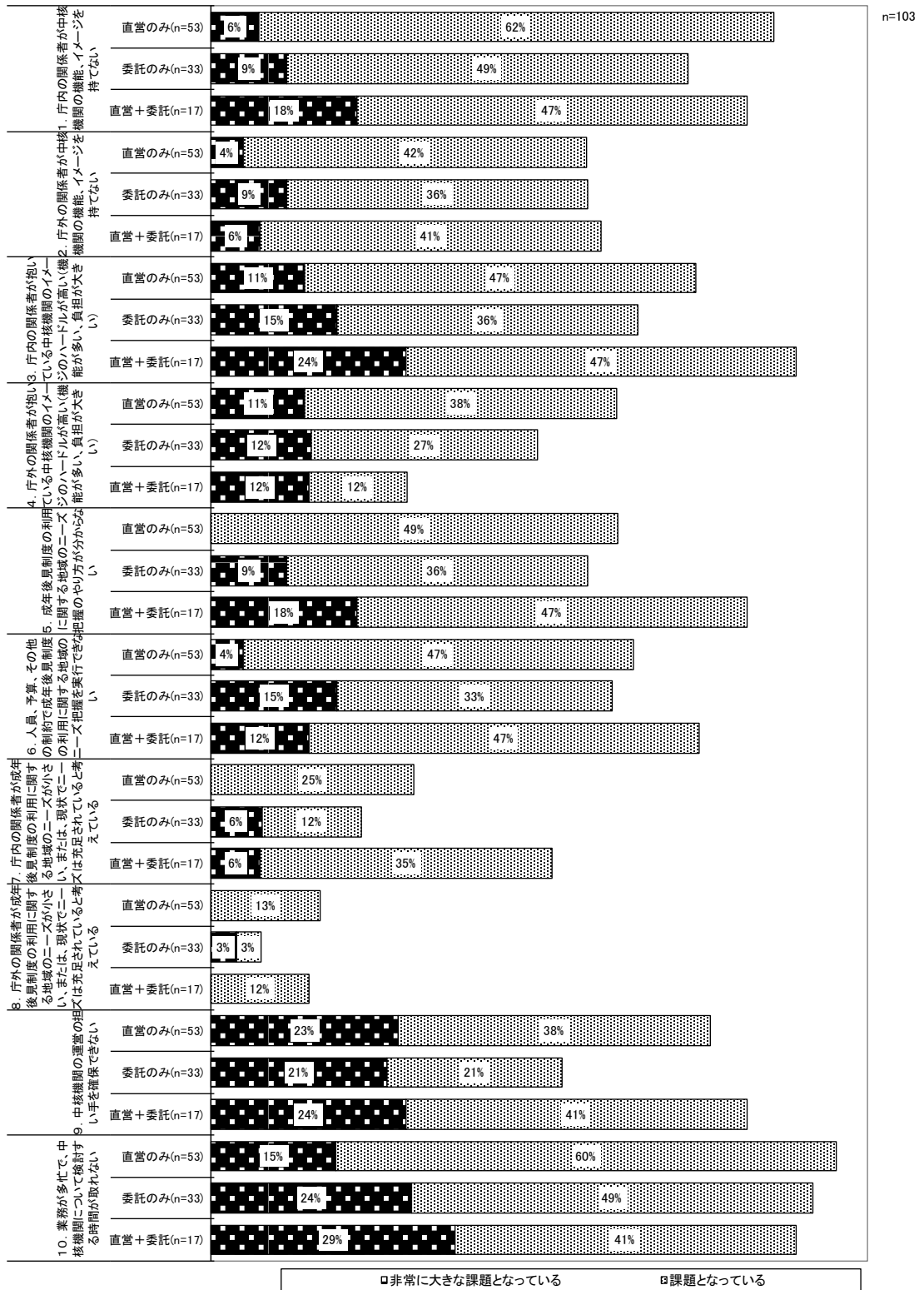
図表 81 中核機関の設置・運営に関する課題；日常生活自立支援事業の利用者数（人口5万人あたり）別



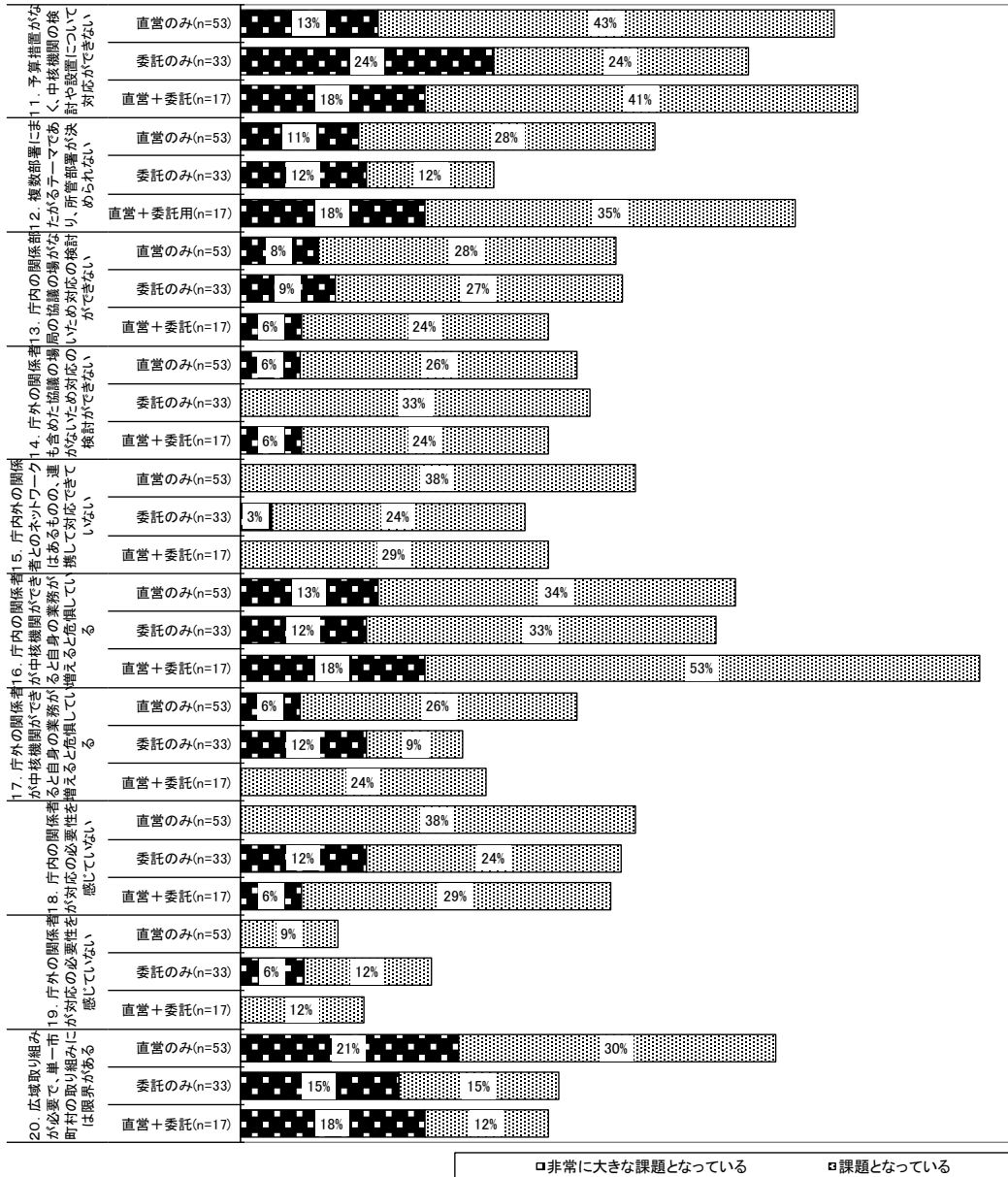


□非常に大きな課題となっている      ▨課題となっている

図表 82 中核機関の設置・運営に関する課題；地域包括支援センターの運営形態別

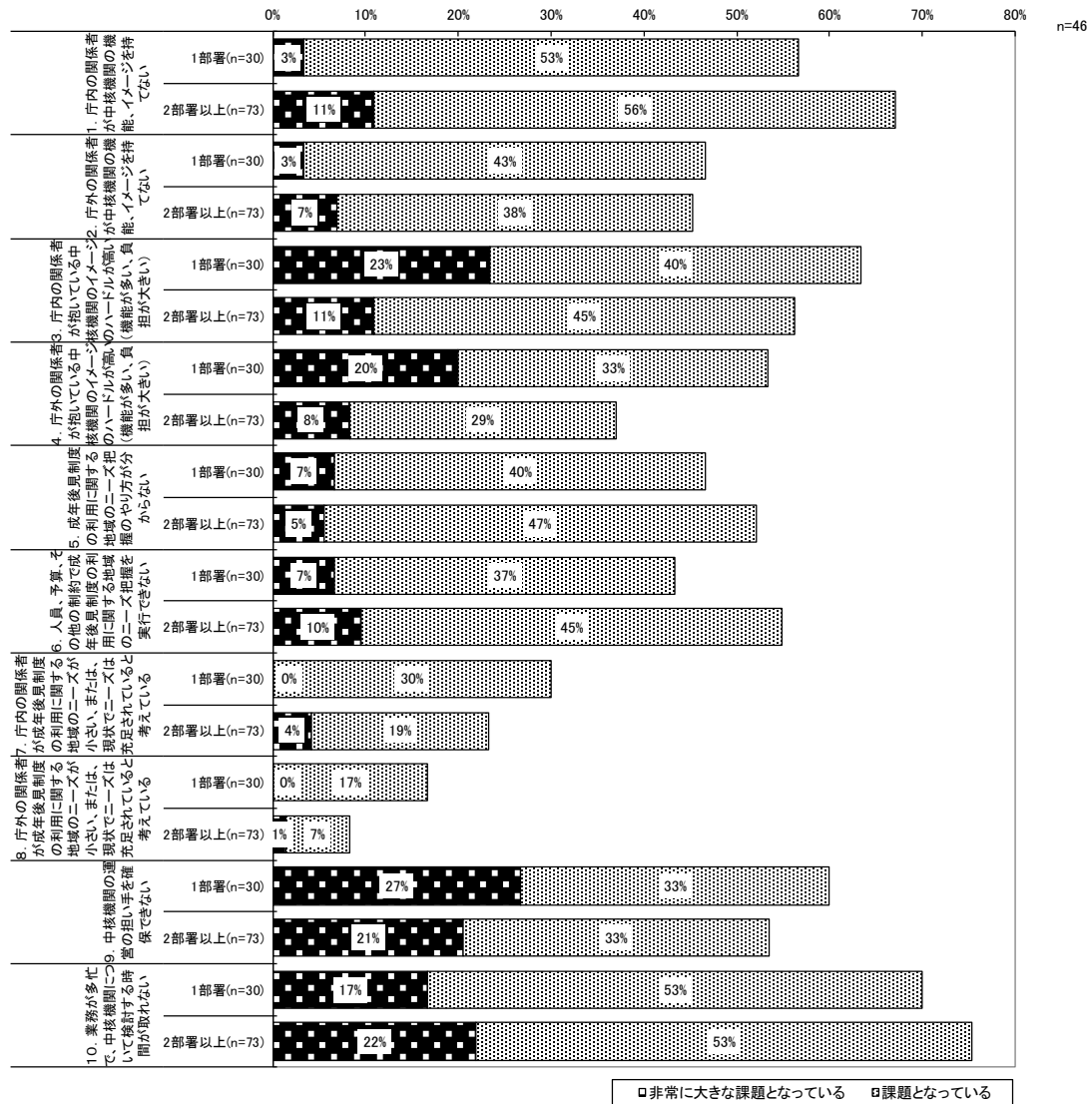


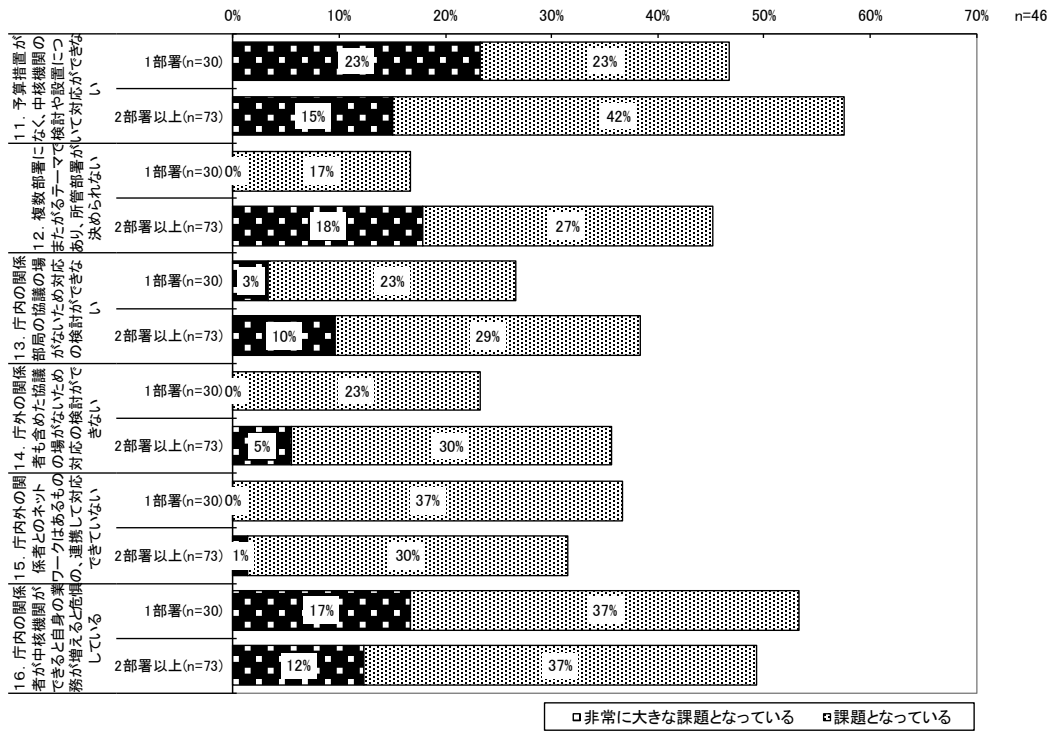




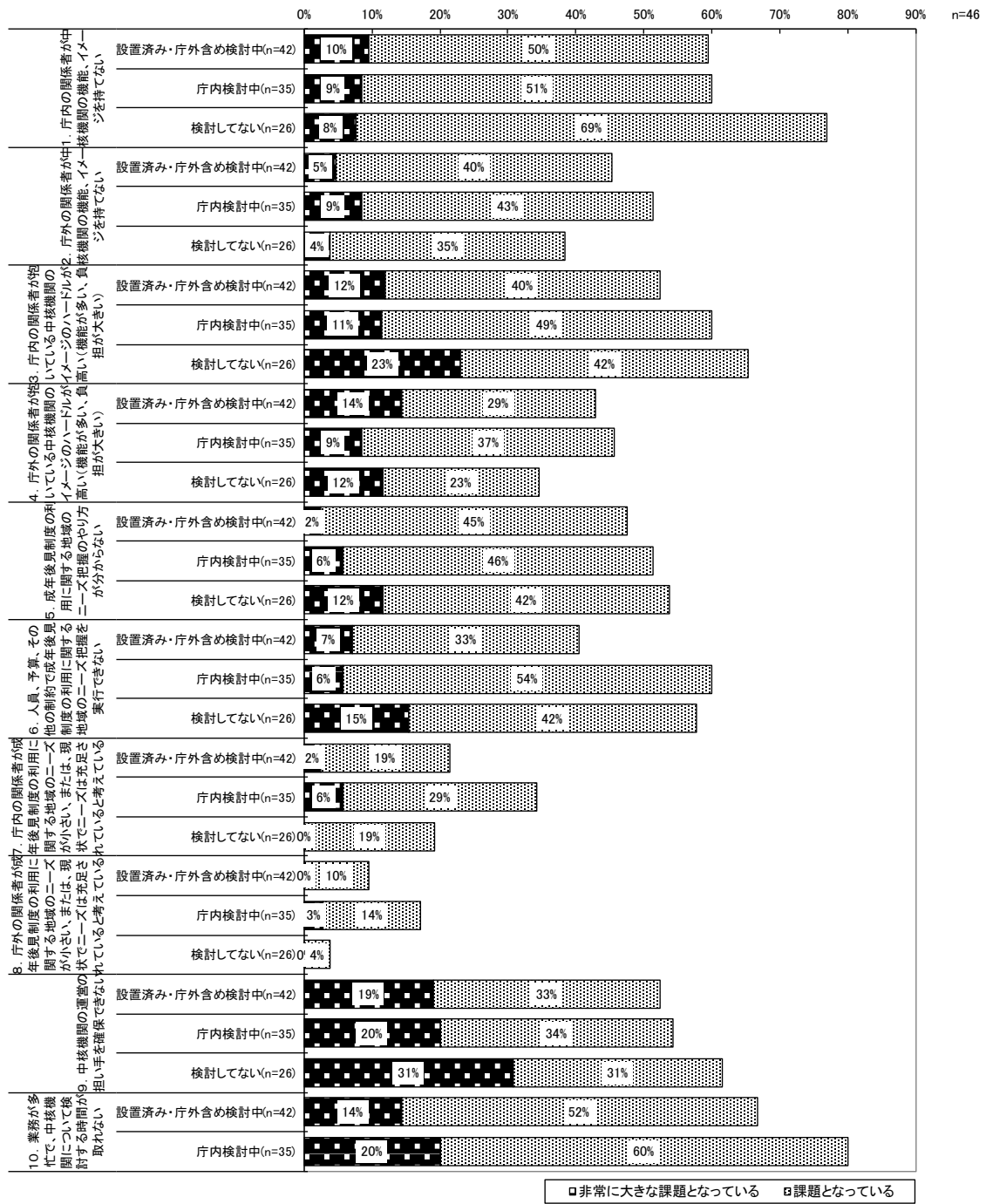
□非常に大きな課題となっている      ▨課題となっている

図表 83 中核機関の設置・運営に関する課題；成年後見制度の利用に関わる部署数別





図表 84 中核機関の設置・運営に関する課題；中核機関の設置状況別





ため、役割を期待されても限界がある。交付金の額を専任レベルに増やしてほしい。

- ✓ 中核機関の設置を市の単独で行うことの業務的、人間的な負担感が大きいと感じており、議論が進んでいかない状況である。
- ✓ 後見支援センター等を設置している自治体については、円滑に体制整備が進むと思われるが、それ以外の自治体は費用面やマンパワーからみても令和3年度までに体制を整えることはかなりハードルが高い。

#### ● 中核機関設置のための財政支援

- ✓ 当市では市社協に業務委託し、権利擁護支援センターを設置・運営している。同センターを活用して、今後中核機関の設置等を検討しているが、この場合、国の補助事業の対象は、全国に類を見ない先進的な取組に対する事業等のみが対象である。当該補助事業の条件が厳しいため、単市予算で検討をせざるを得ない。国の基本計画に基づく既存センターを活用する中核機関の設置等に対する補助事業の拡充等を検討して頂きたい。
- ✓ 中核機関の運営に関し、負担金・補助金等の財政的な支援が欲しい。
- ✓ 成年後見制度の推進を進めると、利用支援事業の申請及び利用が増大する可能性があるため、事業に対する自治体への補助金等支援をして頂きたい。

#### ● 研修会の開催、参考情報の提供等

- ✓ 研修等実施してもらいたい、県外での実施は予算との関係もあるので、参加しやすいものしてもらいたい。
- ✓ 全国的になかなか体制整備が進まない現状をみても分かるように、県内でも本格的に検討を進めている自治体は数少ない状況である。本市においても、市内の成年後見等に関するニーズ調査を進めているとはいえ、市内でも本市における体制整備の必要性の認識が薄く、他部署との連携が難しいがゆえに、思うように検討を進められていないと感じている。そのため、県内各市町で情報共有を行う場を設けたり、検討を進める上で助言を行うなど、もっと積極的に県や厚生局から各市町に働きかけていただきたい。
- ✓ 中核機関で各種相談業務にあたる職員のノウハウや経験の蓄積をどのように行っていくべきかは、今後の課題です。年に1、2回の国が開催する研修に参加するだけでは不十分と考えており、もっと小さな市町レベルで県が主体的に研修を開催するなど、職員を育てることにもう少し注力していただきたい。
- ✓ 県の役割として、複数の市町村担当者で協議や意見交換、勉強等をする場を設定してほしい。

#### ● 広域対応における市町村間の調整、支援

- ✓ 中核機関を権利擁護支援センターに委託する方向については町も、受託先候補も同意見だが、業務の内容等について見解の相違や、意見の一致しない点があり、話が進んでいない。権利擁護支援センター自体が広域で設置のため、中核機関についても単町で話を進めにくく、他町の状況を注視しながら対応を検討している状況。
- ✓ 現在広域での直営の権利擁護センターを設置している。美作市が中心となって、運営等していただいている。今後中核機関の設置も広域で検討しているところであり、人口規模の小さい自治体では限界があるため、広域での設置運営について後押しをしていただきたい。
- ✓ 専門職不足のため、町単独で中核機関を設置することは困難。広域的に設置している市町村等の情報があれば教えてほしい。
- ✓ 圏域での後見センターが設立されており、圏域市町を含めた協議が必要と感じている。

#### ● その他

- ✓ これだけ必要だと言われるのであれば、法律で明確に設置義務であると定めてほしい。
- ✓ 利用促進は必要だが、後見人が不足している。市民後見人の担い手がないことに不安を感じている。利用支援についても今後予算的にどんどん膨らむことが予測される。
- ✓ 地域包括支援センター（直営）があり、中核機関の設置となると、業務の線引きが難しい。専門職も限られている。
- ✓ 地域福祉、権利擁護において県社協、市町村社協が積極的に動くよう、働きかけていただきたい。

### 3. 市町村に対する取り組み事例ヒアリング調査の結果

#### 3.1 取り組み事例ヒアリング調査の概要

##### 3.1.1 調査目的

中核機関立ち上げ推進パンフレットの作成の基礎資料とするため、中国 5 県ですでに中核機関の設置に取り組んでいる市町村を対象に、取り組み事例ヒアリングを実施し、中核機関立ち上げの現状と課題について把握した。

##### 3.1.2 調査対象・時期

中国ブロック 5 県の県行政、本事業調査研究委員会の委員への照会により、既に中核機関の検討を始めている市町村を紹介いただき、地域、取り組み主体、内容等のバランスを考慮し、各県 1～2 事例程度、合計 8 事例を対象として選定した。このうち、5 事例に対して取り組み事例ヒアリングを依頼した。

取り組み事例ヒアリングの対象者は、市町村行政の担当で、成年後見制度の利用促進、中核機関の設置検討について、地域としての取り組み・事業全般を把握し、課題意識をお話いただける方とした。主として、行政担当者を想定したが、事業の実施状況に応じて、中核機関立ち上げに関係する法人・団体等の担当者にも対応いただいた。

調査対象、調査時期は以下の通りである。

図表 86 取り組み事例ヒアリング調査の対象・時期

No.	市町村名	調査日時
1	鳥取県鳥取市	令和元年 11 月 11 日 (月) 13:00～15:00
2	鳥取県米子市	令和元年 12 月 9 日 (月) 13:00～15:00
3	岡山県総社市	令和元年 12 月 20 日 (金) 10:00～12:00
4	岡山県井原市	令和元年 12 月 20 日 (金) 14:00～16:00
5	広島県広島市	令和 2 年 2 月 6 日 (木) 14:00～15:30

##### 3.1.3 調査方法

訪問ヒアリング調査

##### 3.1.4 調査内容

調査内容は以下の通りである。

図表 87 取り組み事例ヒアリング調査の調査項目

(基本情報)
○人口、世帯数、面積、高齢化率
○地域の特徴 (地域性、産業等)

**(行政の庁内体制、相談窓口)**

- 成年後見制度の所管部署
- 相談窓口の箇所数：地域包括支援センター、基幹相談支援センター、自立相談支援機関
- 権利擁護センター：設置有無、設置時期、運営形態、事業対象地域、機能

**(成年後見制度利用促進に向けた取り組み方針)**

- 庁内の検討体制
- 庁外を含めた検討体制：有無、会議体の種類、「協議会」としての位置づけ、協議テーマ、メンバー
- 市町村計画の策定：策定有無、計画期間、計画の位置づけ、中核機関の記載有無

**(中核機関の設置検討状況)**

- 中核機関の設置有無
- 中核機関の設置に向けてこれまでに実施した取り組み
- 中核機関の設置時期
- 中核機関の運営形態
- 中核機関の事業対象地域
- 中核機関の設置方法、中核機関が対応する機能、提供するエリア
- 地域包括支援センターのかかわり
- 中核機関の設置・運営に関する課題



### 3.2 鳥取県鳥取市～専門職、社協が運営する2つの権利擁護センターと市行政で機能分散型の中核機関を設置～

#### 3.2.1 自治体の基本情報

##### (1) 基本データ

人口	188,286 人	高齢化率	28.4%
世帯数	79,960 世帯	面積	765.31 km <sup>2</sup>
高齢者数	65～74 歳		75 歳以上
合計	26,369 人		27,115 人

出所) 人口、世帯数：鳥取市住民基本台帳（平成31年1月1日時点）

面積：国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」（令和元年10月1日時点）

##### (2) 地域の特徴（地域性、産業等）

鳥取市は平成16年11月に近隣8町村との合併により、山陰地方初の20万人都市となり、市域の一体的な発展と個性豊かな自然、文化など固有の風土を生かした特色あるまちづくりに取り組んでいる。また、鳥取県の県都として、「鳥取・因幡定住自立圏」の中心市として、圏域全体に必要な生活機能の強化に関して中心的な役割を担っている。

近年は、無料の高速道路「鳥取自動車道」の全線開通や山陰自動車道・山陰近畿自動車道の整備進展、鳥取砂丘コナン空港を発着とする「鳥取－東京」間の1日5便運航など、高速ネットワークの充実により、日本海沿岸の物流拠点として、輸送面においてその利便性の高さが注目されているほか、山陰海岸ジオパークのユネスコ世界ジオパーク認定や世界で唯一、砂の彫刻「砂像」を常設展示する「鳥取砂丘砂の美術館」の開館、地震など災害リスクの少ない立地を生かした企業の進出、UJI ターンの促進による移住者の増加など、持続的な発展・飛躍に向け明るい展望を見通せる一面も備わりつつある。

一方で、出生率の低下や若者を中心とする転出超過を要因とする人口減少による社会構造の変化、地域経済の再生や雇用状況のさらなる改善、まちのにぎわい創出といった課題に直面している。

鳥取県の東部、中部、西部の3圏域のうち、東部圏域（1市4町で構成）に位置している。



図表 90 鳥取市の高齢者等の相談窓口の箇所数

		直営	委託	合計
地域包括支援センター	基幹型	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	機能強化型	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	その他	4ヶ所	1ヶ所	5ヶ所
	ブランチ	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
基幹相談支援センター(障害)		0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
障害者相談支援事業所(一般的な窓口)		0ヶ所	6ヶ所	6ヶ所
自立相談支援機関(生活困窮)		1ヶ所	0ヶ所	0ヶ所

※令和元年10月1日時点

### (3) 権利擁護センターの設置状況

#### (専門職が設立した(一社)とっとり東部権利擁護支援センター)

認知症や障害などにより判断能力が十分でない方の成年後見制度のニーズが急速に高まっているため、平成24年6月に、弁護士、司法書士、社会福祉士及び行政書士の有志を中心に医師、精神保健福祉士など専門職で「一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター(愛称 アドサポセンターとっとり)」(以下「アドサポ」という。)が設立された。

行政は「アドサポ」設立には関与していないが、平成25年度から、鳥取県及びセンターが活動エリアとしている県の東部圏域1市4町(鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町)で、運営費の支援を行っている。

当初は、県と市町が同額を支援していたが、平成29年度からは市町の支援額のほうが大きくなっている。県の補助金は、県の東部、中部、西部圏域に各1ヶ所ある権利擁護支援センターに均等に支出されており、東部圏域だけ増額といった対応は難しいためである。

鳥取市は、当初補助金として支援していたが、将来的に「アドサポ」に中核機関の機能の一部を委託することを視野に令和元年度から委託に切り替えた。

市町の運営費負担は当初人口按分としていたが、市町によって相談件数等にばらつきが出てきたため、平成29年度からは相談件数、法人後見受任件数も按分指標とすることにした。権利擁護支援を町社協に委託し、「アドサポ」に頼らなくても自前で相談対応できるようになったので将来的には委託をやめるとい町も出てきている。

市町から「アドサポ」への委託契約は個別に進めており、内容について市町間で特別に調整する場は設けていない。ただ、「アドサポ」から次年度予算の見積を受け取る際には、市町の担当者が一堂に会して協議するので、委託内容に大きな差はない。

図表 91 (一社)とっとり東部権利擁護支援センター(アドサポ)への行政からの財政支援

	鳥取県	鳥取市	4町
支援形態	●補助金	●補助金(平成25~30年度) ●委託(令和元年度~)	●委託(平成25年度~)
支援	●3,000千円(平成25~28)	●3,000千円を人口で按分(平成25~28年度)	

	鳥取県	鳥取市	4 町
金額	年度) ●4,500 千円 (平成 29 年 度～)	●6,725 千円 (平成 29 年度)、6,787 千円 (平成 30 年 度)、7,509 千円 (令和元年度当初予算) を人口、 相談件数、法人後見受任件数で按分	

図表 92 鳥取市から（一社）とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポ）への委託業務

- 虐待、複合等の困難事案の法人後見の受任
- 成年後見制度や権利擁護に係る普及啓発・広報活動
- 成年後見制度の利用に関する相談及び申立支援
- 成年後見受任者に対する支援
- 虐待やその他の権利擁護、成年後見制度に関する市への相談支援
- 市民後見人養成のための講座の運営協力、養成講座修了者の受入れ（補助員として雇用）
- 日常生活自立支援事業等関連制度からの円滑な移行の支援、法人後見の担い手の育成及び活動支援
- 地域連携ネットワークの構築のための会議、調整

（市社協の権利擁護支援センター「かけはし」）

鳥取市社協には「鳥取市権利擁護支援センター かけはし」（以下「かけはし」という）があり、日常生活自立支援事業、成年後見事業（制度利用についての相談、申し立ての支援、法人後見等の受任）、市民後見人養成事業を実施している。

（「アドサポ」と「かけはし」の役割分担）

上記の通り、市内には「アドサポ」と「かけはし」の2つの権利擁護センターが存在するが、市から委託した事業内容は異なるため特に混乱はない。

(4) 成年後見制度等の利用概況

1) 成年後見、日常生活自立支援事業の利用者数

成年後見、日常生活自立支援事業の利用者数は以下の通りである。

図表 93 成年後見、日常生活自立支援事業の利用者数

成年後見制度の利用者数	合計	683
	後見	436
	保佐	130
	補助	53
	任意後見	3
日常生活自立支援事業の利用者数		61

※平成 30 年 10 月 1 日時点

## 2) 首長申立の状況

### (首長申立件数の推移)

首長申立の件数は、平成 25 年度は 20 件弱、26 年度は 30 件、それ以降は 25 件程度、今年度は 30 件弱と推移しているが、年度によってばらつきがあり、一概に増加傾向とはいえない。平成 29 年度の首長申立件数は 24 件で、うち高齢者は 19 件であった。

### (首長申立の手続きは直営の地域包括が担当)

首長申立の手続きは、直営の地域包括支援センター単位で実施してきた。当初はノウハウがなかったため、地域包括支援センターの担当者から敷居が高いイメージを持たれていたが、対応ケース数が蓄積される中で手続きに慣れ、現在は大きな混乱はない。

### (首長申立案件の受任調整会議)

首長申立案件については、月に 1 回、市が事務局となり受任調整会議を実施している。この会議には、「アドサポ」、「かけはし」、社会福祉士会、弁護士会、司法書士会、行政書士会が参加し、受任調整を行っている。

受任調整の基本方針として、まず、市民後見人、専門職後見人の可能性を検討している。また、「かけはし」は日常生活自立支援事業の延長線上のケースを法人後見として受けている。一方、「アドサポ」はセーフティネットとして、虐待、高齢者と知的障害・精神障害の子どもがいる世帯、財産がない人、医療観察法、触法高齢者・障害者等、個人で受任することが困難なケースを法人後見で受けている。

現在の受任状況をみると、「かけはし」は日常生活自立支援事業の件数が増え繁忙のため、「アドサポ」も現行人員体制では、これ以上法人後見の受任件数を増やすのが難しくなっている。四士会は専門職後見として毎月 3 ケース程度を受任してくれているが、今後どこまで受けられるか不透明である。成年後見制度利用支援事業の利用者が平成 25 年度 12 人から平成 30 年度 80 人と急増している状況では、市民後見人も含めた今後の受任の受け皿確保は課題といえる。

なお、この会議の前身は、市と「アドサポ」、「かけはし」が毎月 1 回開催していた「市民後見運営協議会」で、令和元年度から四士会を加えて首長申立案件全般を検討する受任調整会議に改めた。これを機に市は事務局に回ることとした(ただし受任調整会議で市民後見人がふさわしいとされた案件について個別の市民後見人の意思確認など市民後見人登録機関としての役割を果たしている)。

## 3) 市民後見人の養成状況

市民後見人養成事業は、平成 27 年度から鳥取市が「かけはし」に単独で委託してきたが、平成 30 年度からは東部圏域 1 市 4 町の住民が受講できるようにした。各町社協を通じて受講者を募集したが、町には市民後見人に関する要綱等の受講後の活動の受け皿が未整備のためか、現時点では他町からの受講者はいない。

市では平成 30 年度までに講座修了者が 56 人おり、まずは、「かけはし」支援員として 23 人、「アドサポ」補助員として 18 人が登録し、経験を積んでいる。その中から後見人候補名簿に登録し、平成 29 年度から後見人等の受任が始まり、現在 4 人、6 ケース(後見 5 ケ

ース、保佐1ケース)が動いている。

図表 94 鳥取市の市民後見人の養成状況

市民後見人の養成者数	56人
市民後見人の登録者数	5人
市民後見人の成年後見人等の受任者数	4人
市民後見人の成年後見人等の受任件数	6件

※令和元年10月31日時点

#### (5) 高齢者の権利擁護における関係機関や専門職団体等との連携状況

地域の関係機関や専門職団体等とは、成年後見制度の実務運営のための受任調整会議や、「アドサポ」が主催する東部圏域の関係機関と鳥取家庭裁判所との意見交換会等に参加して情報共有を行っている。

しかし、現時点で、市として、高齢者の権利擁護について関係機関や専門職団体等と意見交換する場は設けていない。

### 3.2.3 中核機関の設置検討状況

#### (1) 市としての基本的な考え方

中核機関に求められる機能は、市から委託している「アドサポ」「かけはし」の業務と市が事務局として実施している受任調整会議等で満たしているという認識である。

このため、現在の委託契約を中核機関としての委託契約に変更することで、機能分散型の中核機関を設置する予定である。

#### (2) 成年後見制度利用促進に向けた検討体制

##### 1) 庁内体制

成年後見制度の所管部署である長寿社会課が、障害者のケースを担当する障がい福祉課等と適宜情報交換をしながら検討を進めている。

##### 2) 庁外を含めた検討体制

###### (協議会の設置を検討中)

市の成年後見制度利用促進に向けたビジョンを集約する場としての「協議会」をどのように設置・運営するかは今後の検討課題である。

主たるメンバーは、個別ケース対応を検討する受任調整会議の構成員(「アドサポ」、「かけはし」、四士会)と重複するが、これに加えて、当事者団体や金融機関等にも声をかけることを検討している。

### (3) 市町村計画の策定の状況

#### (高齢・障害の分野別計画と一体的に策定予定)

成年後見制度の利用促進については、第8期（令和3～令和5年度）鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画、及び第6期（令和3～令和5年度）鳥取市障がい福祉計画に盛り込む予定である。

地域福祉推進計画に盛り込むことも検討したが、計画期間（令和元～令和6年度）のタイミングが合わなかったため、見送った。

計画策定は少し先になるが、中核機関設置については既存の委託先への委託の位置づけが変わるだけで、市の財政負担等には大きな変更がないため、財政部局との調整も円滑に進めることができた。

### (4) 中核機関の設置に向けてこれまでに実施した取り組み

#### (「アドサポ」「かけはし」との協議)

「アドサポ」と中核機関の機能の役割分担等について協議を実施した。具体的には、現在、市から「アドサポ」に委託している8つの業務を引き続き中核機関として担ってもらい、市民後見人養成、相談窓口は「かけはし」に委託、受任調整会議は市が運営というように機能分担する想定である。

従来、「アドサポ」側からも中核機関の機能を担いたいとの意向があったので、円滑に協議が進んでいる。

また、「かけはし」とも今後調整を始める予定である。

### (5) 中核機関の設置構想

#### (既存の機関が分担している機能を中核機関として再確認)

現時点の中核機関の設置構想は以下の通りで、市行政、直営の地域包括支援センター、既存の権利擁護センターである「アドサポ」、「かけはし」で機能分散することを想定している。

なお、「かけはし」の事務所がある市施設に「アドサポ」も移転予定であり、物理的にも連携しやすくなり、市民からもアクセスしやすくなる予定である。

図表 95 鳥取市の中核機関の設置構想

設置時期	令和2年度
運営形態	直営＋委託（専門職が設立した「アドサポ」、社協が運営する「かけはし」）
事業対象地域	単独
設置方法	機能分散型

図表 96 鳥取市の中核機関における機能分担イメージ（案）

	対応機関				提供単位		
	「アドサポ」	市行政	市社協「かけはし」	地域包括支援センター	単独市町村	広域	未定
<b>【広報機能】</b>							
パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知	○	○				○	
地域住民向けの説明会等の開催				○	○		
地域包括支援センターや施設職員等への説明会等の開催	○					○	
その他	—	—	—	—			
<b>【相談機能】</b>							
窓口で各種相談や申立手続き支援（専門職（団体）の紹介を含む）	○		○	○	○		
施設等へ出張相談の実施	○			○	○		
専門職による相談会の開催	○			○	○		
その他	—	—	—	—			
<b>【利用促進機能】</b>							
申立前に、適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦するための会議（受任調整会議）の実施		○			○		
市民後見人の養成			○			○	
その他	—	—	—	—			
<b>【後見人支援機能】</b>							
後見人等からの各種相談に対応	○					○	
後見人の定期報告の手続支援を実施			○		○		
専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施	—	—	—	—			
後見人の連絡会を開催	○					○	
本人の状態やチームによる支援状況等についての見守り	○					○	
本人の状況変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整	○					○	
その他	—	—	—	—			
<b>【その他】</b>							
法人後見の受任	○		○			○	
後見監督の受任	—	—	—	—			

(6) 中核機関と地域包括支援センターのかかわり

一義的な相談受付窓口は住民に身近な地域包括支援センターとし、そこでの対応が難しい困難ケースを「アドサポ」につなぐ方針である。

今後は、地域包括支援センターを10ヶ所程度に拡充予定であり、権利擁護に関する相談に対しよりきめ細かな対応が可能となる。



なお、現在も、地域包括支援センター職員は、困難ケースについては「アドサポ」のスーパーバイズを受けて対応しているため、当面、中核機関を設置することで地域包括支援センターの業務負荷が変動することはない見込みである。

#### (7) 中核機関に期待すること

地域の権利擁護の中核として他機関と連携し更に権利擁護を推進することを期待する。

#### (8) 中核機関の設置・運営に関する課題

##### (中核機関のイメージづくり)

中核機関とはどのようなものか、どのように設置を進めればよいのか、国の基本計画を見ただけでは具体的なイメージがわかなかった。

県から、「既存の機関が分担している機能を中核機関として再確認すればよい」との助言を受け、市として考えている方向性でよいという確認ができたので、前に進むことができた。

##### (「アドサポ」への委託業務の拡大、人員・予算確保)

親族後見人への支援、受任調整会議の開催等の事務作業を伴う事業も「アドサポ」に委託したいが、現行の人員体制では難しい。

ただ、現在の委託費でも人件費は多くの割合を占めているため、さらに人件費を確保することが難しい。

#### (9) 中核機関の設置促進に向けて、関係機関に期待すること

中核機関だけでなく、各機関がそれぞれ役割を分担しながら連携を図っていくことを期待する。

### 3.3 鳥取県米子市～専門職が運営する権利擁護センターと官民共同で中核機関の設置を検討～

#### 3.3.1 自治体の基本情報

##### (1) 基本データ

人口	148,524 人	高齢化率	28.4%
世帯数	66,756 世帯	面積	132.42 km <sup>2</sup>
高齢者数	65～74 歳		75 歳以上
合計	20,579 人		21,635 人

※人口、世帯数は、平成 31 年 1 月 1 日時点（出所）米子市住民基本台帳

※面積は、令和元年 10 月 1 日時点（出所）国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」

##### (2) 地域の特徴（地域性、産業等）

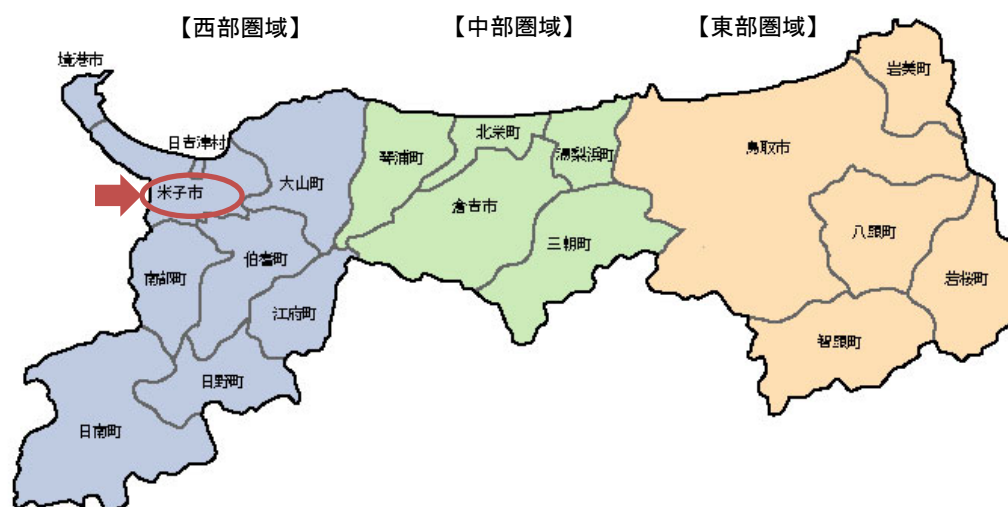
米子市は、鳥取県の西部、山陰のほぼ中央に位置し、南東に中国地方最高峰の大山、北に日本海、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約登録の中海を有する、豊かな自然環境に恵まれた街で、市の大半は平坦な地形である。

道路、鉄道、空港などの利便性が高く、古くから地域の交通結節点・宿泊拠点、人の行き来が盛んな「山陰の商都」として栄えてきた。そのため、米子市民は明るく開放的で、外からの移住者を快く受け入れる気質がある。

市の特色として、鳥取大学医学部附属病院をはじめ医療機関が充実していることが挙げられ、高齢者にも子育て世帯にもやさしい環境で、企業、商店等が集積する市街地と住宅地や農地がある郊外など、同じ市内でも地域により特徴があり、それらがうまく融合している暮らしやすい街である。

鳥取県の東部、中部、西部の 3 圏域のうち、西部圏域（2 市 6 町 1 村で構成）に位置している。

図表 97 米子市の位置



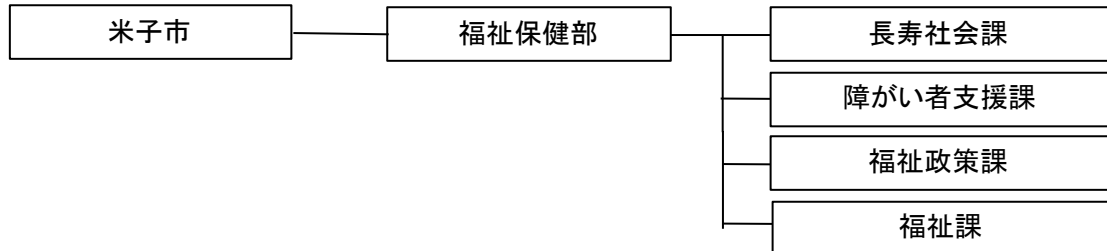
出所）鳥取県ウェブサイト、<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=9577>、2020 年 3 月 18 日取得

### 3.3.2 社会資源の状況

#### (1) 成年後見制度利用促進に関連する庁内体制

成年後見制度利用促進に関連する庁内体制は以下の通りである。

図表 98 米子市の成年後見制度利用促進に関連する庁内体制



#### (2) 高齢者等の相談窓口

地域包括支援センターは7ヶ所あり、市内の6法人に委託している。

成年後見制度の利用者の支援について、西部圏域内の地域包括支援センターが直営の市町村の場合はセンターが受任調整までかかわる例もあるが、米子市の場合は委託業務の範囲内で権利擁護のニーズをキャッチし地域ケア会議で情報提供するところまでのかかわりである。

図表 99 米子市の高齢者等の相談窓口の箇所数

		直営	委託	合計
地域包括支援センター	基幹型	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	機能強化型	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	その他	0ヶ所	7ヶ所	7ヶ所
	ランチ	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
基幹相談支援センター(障害)		1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所
障害者相談支援事業所(一般的な窓口)		0ヶ所	4ヶ所	4ヶ所
自立相談支援機関(生活困窮)		0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

※令和元年10月1日時点

#### (3) 権利擁護センターの設置状況

##### (専門職が設立した(一社)権利擁護ネットワークほうき)

平成16年に、西部圏域(9市町村)を活動エリアとして、社会福祉士会、弁護士会、司法書士会を中心とした勉強会(任意団体)を立ち上げ、成年後見ネットワークを構築した。その活動の蓄積を踏まえ、平成24年に「一般社団法人権利擁護ネットワークほうき(愛称西部サポートセンターうえるかむ)」が設立され、管内市町村からの委託費と県補助金を主な財源として法人後見活動を開始した。

管内市町村からの委託費は1年あたり合計450万円を人口と相談件数で按分しており、

県補助金はこれと同額の 450 万円となっている。市町村と権利擁護ネットワークほうきは個別に委託契約を締結しているが、西部圏域として一体的に活動できるよう 9 市町村と権利擁護ネットワークほうきで覚書も締結している。

権利擁護ネットワークほうきに参加している会員は、令和元年 5 月 30 日時点で 65 人（弁護士 11 人、社会福祉士 28 人、司法書士 5 人、精神保健福祉士 3 人、行政書士 3 人、税理士 1 人、市民後見人社員 14 人）である。

権利擁護ネットワークほうきの主な活動は以下の通りで、西部圏域の成年後見人の不足状況をふまえて法人後見の充実と市民後見人の養成に力を入れている。

法人後見については、法律職・福祉職がそれぞれの専門性を活かして支援を行うため複数担当を基本としており、支援のフェーズに応じてキーパーソンが交代できるようにして、支援の継続性を担保している。また、職員が受け取る報酬は後見報酬の金額やケースの内容にかかわらず一律 8000 円とし残りの報酬を法人共通の財源とすることで、報酬の少ない困難なケースであってもきめ細かな対応ができるようにしている。

図表 100 権利擁護ネットワークほうきの主な活動

- 法人後見の実施：平成 24 年度から平成 30 年度までに 151 件を受任している。そのうち、首長申立ケースは 78 件、現在も活動中のケースは 99 件である。
- 市民後見人養成講座の実施：平成 24 年度から開始し、平成 30 年度までに 122 人が講座を修了し、20 人が活動している。
- 後見監督人のあっせん
- 後見申立の支援
- 成年後見制度の広報：パンフレットを作成・配布している
- なんでも相談会の開催：西部圏域の各市町村に、法律職 2～3 人、福祉職 2 人を派遣して実施している。
- 運営委員会の開催：毎月 1 回、法人受任の可否、他団体への紹介・就任依頼等を実施。委員会は弁護士 3 人、福祉職 3 人、市町村職員 1 人（西部圏域の市町村で持ち回り）で構成され、今年度から司法書士、行政書士も参加するようになった。首長申立案件は申立予定の市町村担当者も参加している。
- 定例学習会の開催：年 11 回学習会を開催し、毎回 25 人前後が参加している。

#### (4) 成年後見制度等の利用概況

##### 1) 成年後見、日常生活自立支援事業の利用者数

成年後見、日常生活自立支援事業の利用者数は以下の通りである。

図表 101 成年後見、日常生活自立支援事業の利用者数

成年後見制度の利用者数	合計		301
		後見	241
		保佐	41
		補助	12
		任意後見	7

※平成 30 年 10 月 1 日時点

## 2) 首長申立の状況

米子市の首長申立件数は 10 件程度で推移しており、平成 30 年度は 15 件、うち高齢者が 14 件であった。

米子市は弁護士や司法書士が多く、直接そこに相談して親族等が申立をしているケースも一定数あるため、市全体の 1 年あたりの申立件数はこの 2 倍程度あるのではないかと思われる。

## 3) 市民後見人の養成状況

市民後見人は、施設利用中や家族間で係争がなく簡易であって、報酬が見込めないケースの担い手として人材養成を進めている。なお、市民後見人には、受任後の活動を支援できるよう、権利擁護ネットワークほうきの社員として活動してもらっている。

また、米子市社協、境港市社協、日南市社協は権利擁護ネットワークほうきの団体社員となり、社協職員が主に日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行したケースの市民後見人として活動している。将来的にこの活動が社協の法人後見受任につながり、受け皿の拡充となることを期待している。

図表 102 米子市の市民後見人の養成状況

市民後見人の養成者数	75 人
市民後見人の登録者数	75 人
市民後見人の成年後見人等の受任者数	7 人
市民後見人の成年後見人等の受任件数	7 件

※平成 30 年度末時点

## (5) 高齢者の権利擁護における関係機関や専門職団体等との連携状況

権利擁護ネットワークほうきの運営委員会で、弁護士、福祉職、西部圏域の市町村職員が毎月 1 回、後見人の受任調整を実施している。

また、権利擁護ネットワークほうきの運営適正化委員会において、権利擁護ネットワークほうきから 9 市町村の担当課長に対して、年 1 回、当該年度の事業報告と次年度事業計画の説明を行い、今後の権利擁護支援の進め方について協議している。なお、具体的な課題の協議については、これとは別に、年 2 回運営適正化委員会担当者会議を開催している。

### 3.3.3 中核機関の設置検討状況

#### (1) 市としての基本的な考え方

権利擁護ネットワークほうきや西部圏域の市町村と官民共同、広域で取り組んできた権利擁護支援の蓄積を生かし、庁内の関係各課の連携を強化しながら、米子市の社会資源の状況を踏まえた地域連携ネットワークを構築したい。

## (2) 成年後見制度利用促進に向けた検討体制

### 1) 庁内体制

これまでは、高齢者、障害者のケース対応を所管する長寿社会課、障がい者支援課が、権利擁護ネットワークほうき（P79）の運営委員会と一緒に参加したり、個別ケースで連携してきたが、定期的な連絡会議等は設置していなかった。

令和元年度に福祉政策課が分野横断の地域福祉計画を策定し、その内容を踏まえて令和2年度に成年後見制度利用促進計画を単独で策定することになったため、長寿社会課、障がい者支援課と福祉政策課で今後の庁内体制について検討を始めている。この検討には権利擁護ネットワークほうきも参加し、中核機関や地域ネットワークのあり方について協議を始めている。

### 2) 庁外を含めた検討体制

#### （権利擁護ネットワークほうき、西部圏域市町村とのあり方検討）

権利擁護ネットワークほうき事務局、西部圏域の9市町村、三士会が、平成29年度に「成年後見制度利用促進法のあり方検討会」を設置し、官民共同で地域連携ネットワークや中核機関のあり方について検討した。

その結果、9市町村それぞれに行政の方針や市社協等への権利擁護事業の委託状況が異なるため、西部圏域としての広域対応ではなく各市町村が主体的に地域の状況に応じて中核機関のあり方を検討し、その内容に応じて一部機能を権利擁護ネットワークほうきに委託することになる見込みである。

## (3) 市町村計画の策定の状況

#### （単独の計画として策定予定）

令和元年度に策定している地域福祉計画の内容を踏まえ、庁内の関係部署が連携し福祉政策課が所管して令和2年度に単独の計画を策定予定である。

地域福祉計画と一体的に策定することも検討したが、スケジュール的に間に合わなかったため、地域福祉計画で論点提起した内容について来年度、社会福祉審議会で検討する予定である。

計画内容の検討はこれからだが、市内の社会資源を確認した上で地域連携ネットワークの主体や中核機関のあり方を確認できればよい。

計画期間は未定である。

## (4) 中核機関の設置に向けてこれまでに実施した取り組み

#### （権利擁護ネットワークほうきとの地域連携ネットワークのあり方検討）

P83「(2)2)庁外を含めた検討体制」参照。

#### （基本計画策定に向けた庁内関係各課の調整）

P83「(3)市町村計画の策定の状況」参照。

(5) 中核機関の設置構想

令和2年度に、米子市単独設置を前提に具体的な検討を進める予定である。

(6) 中核機関と地域包括支援センターのかかわり

令和2年度に具体的な検討を進める予定である。

(7) 中核機関に期待すること

令和2年度に具体的な検討を進める予定のため、現時点では分からない。

(8) 中核機関の設置・運営に関する課題

(庁内外の関係者の中核機関に関するイメージの共有)

庁内では、これまで権利擁護支援については長寿社会課、障がい者支援課を中心に協議してきたが、その他の部署でも権利擁護に関する相談を受けることはある。その際に適切な対応を行い、状況に応じて中核機関等につなぐことができるように、庁内全体で権利擁護支援の重要性や中核機関の意義について認識する必要がある。このイメージが共有できれば、予算確保や人員体制整備が進みやすくなるのではないか。

庁外では、ニーズキャッチや個別ケース対応を円滑に進めるために、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、社会福祉法人、医療機関、金融機関、ライフラインの事業者等に成年後見制度利用促進の必要性や中核機関の内容・機能を理解いただいた上で地域連携ネットワークを充実させる必要がある。

(9) 中核機関の設置促進に向けて、関係機関に期待すること

(県からの情報提供)

県が、市町村の中核機関の検討の場に参加して県内市町村の中核機関の検討状況等を集約したり、先行している市町村の事例を紹介したりしてくれるのは、市の方向性を検討するための参考情報として役立つ。

### 3.4 岡山県井原市～県マニュアルを活用して市直営の地域包括支援センターを中核機関と位置付け～

#### 3.4.1 自治体の基本情報

##### (1) 基本データ

人口	40,639 人	高齢化率	35.9%
世帯数	16,854 世帯	面積	243.54 km <sup>2</sup>
高齢者数	65～74 歳	75 歳以上	
合計	6,440 人	8,146 人	

出所) 人口、世帯数：井原市住民基本台帳（平成 31 年 1 月 1 日時点）

面積：国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」（令和元年 10 月 1 日時点）

##### (2) 地域の特徴（地域性、産業等）

岡山県の西南部に位置し、広島県に隣接する。平成の大合併により、旧井原市・芳井町・美星町の 3 つの市町が合併し、現在の井原市となった。小田川（高梁川支流）流域の平野部や、国道 313 号線（主に広島県との県境）を中心に市街地が広がっており、市街地を除いては、ほとんどが山間部となっている。

同じく岡山県西南部に位置する井笠地域（井原市・笠岡市・浅口市・矢掛町・里庄町）の市町や、高梁川流域（井笠地域＋倉敷市・総社市・新見市・早島町）の市町との連携だけでなく、隣接する広島県福山市とも生活圏・経済圏を一体化しながら、県境を越えた連携を行っている。

産業では、温かな気候に恵まれ、古くから里山や田園を利用した農業が行われている。また、繊維産業も非常に盛んであり、近年は有名ブランドの生地として使用される「井原デニム（ジーンズ生地）」を用いた町おこしが活発に行われている。

図表 103 井原市の位置



出所) 井原市ウェブサイト、<http://www.city.ibara.okayama.jp/docs/2017012600454/>、2020 年 3 月 18 日取得



### 3.4.2 社会資源の状況

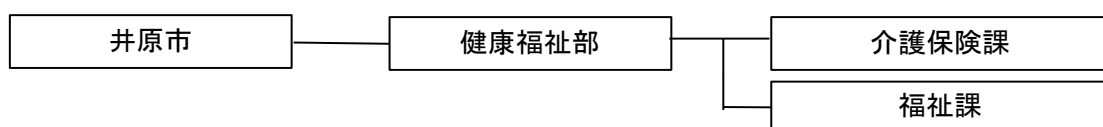
#### (1) 成年後見制度利用促進に関連する庁内体制

成年後見制度利用促進に関連する庁内体制は以下の通りである。

高齢者分野は健康福祉部介護保険課 地域包括支援センター係、障害者分野は健康福祉部福祉課 障害福祉係が相談窓口となり、それぞれに助言や成年後見制度利用支援事業（申立費用助成・報酬助成）、市長申立等の対応を実施している。

関係各課の定期的な連絡会議等はなく、ケースが発生した際に必要に応じて担当者が話し合いの場を設けている。中核機関の設置後は庁内連携体制を強化したいと考えている。

図表 104 井原市の成年後見制度利用促進に関連する庁内体制



#### (2) 高齢者等の相談窓口

（直営の地域包括支援センターで市内のニーズを網羅的にキャッチ）

直営の地域包括支援センターが市役所本庁に 1 ヶ所あり、社会福祉士と保健師が地区分担でケース対応をしている。合併前の町単位に支所があるが、そこに寄せられた相談についても本庁の地域包括支援センターに集約される。

新規のケアプランはすべて地域包括支援センターで立案するため、市内の全ての要支援ケースを把握できる。また、権利擁護の一環として虐待対応も行っているため、市内の成年後見ニーズを早い段階から網羅的にキャッチできる。

図表 105 井原市の高齢者等の相談窓口の箇所数

		直営	委託	合計
地域包括支援センター	基幹型	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所
	機能強化型	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	その他	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	ランチ	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
基幹相談支援センター（障害）		0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
障害者相談支援事業所（一般的な窓口）		0ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
自立相談支援機関（生活困窮）		1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所

※令和元年10月1日時点

#### (3) 権利擁護センターの設置状況

権利擁護センターは設置しておらず、今後も設置予定はない。

#### (4) 成年後見制度等の利用概況

##### 1) 成年後見、日常生活自立支援事業の利用者数

成年後見、日常生活自立支援事業の利用者数は以下の通りである。

成年後見制度利用に関わる地域の社会資源として、市内に弁護士事務所が1ヶ所、司法書士事務所が2ヶ所ある。また、市内の後見案件に対応可能な法人団体として、NPO 法人あんしん（本部：井原市）、NPO 法人井笠いきいきネット（本部：笠岡市）がある。（令和元年11月末現在）

図表 106 井原市の成年後見、日常生活自立支援事業の利用者数

成年後見制度の利用者数	合計	54
	後見	35
	保佐	16
	補助	5
	任意後見	0
日常生活自立支援事業の利用者数		24

※成年後見制度の利用者数：令和元年7月10日時点

※日常生活自立支援事業利用者数：令和元年10月28日時点

##### 2) 首長申立の状況

首長申立は、高齢者分は井原市地域包括支援センター（健康福祉部 介護保険課）、障害者分を健康福祉課 障害福祉係が実施する。

家族関係の希薄化が進んでおり、親族が確認されているにもかかわらず、申立に協力してもらえないケースが増加している。

図表 107 井原市の首長申立件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
首長申立件数	5 件	3 件	3 件
うち高齢者	4 件	3 件	2 件

##### 3) 市民後見人の養成状況

井原市では、平成 23 年度から市民後見人の養成を開始し、井原市市民後見人バンクを整備して、指定された岡山県及び井原市が実施する研修を終え、バンクに登録した人を井原市市民後見人として管理・運用している。現在まで、累計 13 人の市民後見人を養成しており、令和元年 11 月末時点で 11 人がバンクに登録している。市民後見人の活動支援体制を強化するため、令和元年度から市民後見人全員を NPO 法人井笠いきいきネットに加入させ、市と法人とで連携しながら管理・運用を行うこととした。

市民後見人の説明会は、成年後見制度の普及・啓発を目的とした講演会を兼ねて開催し、広く周知している。また、市民後見人の確保を目的として、従来の募集要件である「市内在住」で「30 歳以上 70 歳以下」を緩和し、令和元年度から「市内在住または市内に通勤」で

「20 歳以上 74 歳以下」とした。

市民後見人による受任が開始されたのは平成 25 年度で、現在まで累計 15 件の案件（1 人に対し、市民後見人が 2 人で身上監護・財産管理を分担した場合、2 件と計算）に対応している。

また、毎月 1 回、市民後見人による定例会（井原市民後見人ネットワーク）を開催し、権利擁護アドバイザーへの相談や、市民後見人同士の情報共有・後見活動に係る相談の場としている。

図表 108 井原市の市民後見人の養成状況

市民後見人の養成者数	16 人
市民後見人の登録者数	15 人
市民後見人の成年後見人等の受任者数	8 人
市民後見人の成年後見人等の受任件数	8 件

※令和元年度末時点

#### (5) 高齢者の権利擁護における関係機関や専門職団体等との連携状況

##### （井原市高齢者権利擁護推進会議での施策協議）

平成 27 年度に、高齢者虐待防止ネットワーク協議会と市民後見人養成事業運営委員会を統合し、井原市高齢者権利擁護推進会議を設置した。会議は、弁護士、医師、民生委員、社会福祉協議会、介護保険施設長、介護支援専門員、精神保健福祉士、警察、消防といった有識者や関係機関職員から構成され、虐待や成年後見制度利用、市民後見人の養成に関する施策の協議を行っている。

### 3.4.3 中核機関の設置検討状況

#### (1) 市としての基本的な考え方

井原市では、誰もが安心して地域で暮らせるための施策として、市直営の地域包括支援センターが中心となって、成年後見制度利用に関する相談対応を行ってきた。また、平成 23 年度からは市民後見人の養成を、平成 24 年度からは成年後見制度利用支援事業（申立費用助成・報酬助成）を開始した。

現在も、第 7 期井原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、「誰もが生きがいをもち、いきいきと暮らせるまち～高齢者が尊厳を持ってその人らしい自立した生活を送れるまちづくり～」を基本理念とし、地域包括ケアシステム構築のための施策のひとつとして、地域包括支援センターが成年後見制度の利用促進を推進している。

#### (2) 成年後見制度利用促進に向けた検討体制

##### 1) 庁内体制

成年後見制度の利用促進施策については、所管課である健康福祉部 介護保険課（井原市地域包括支援センター）が中心となり、同じく所管課である健康福祉部 福祉課（障害福祉

係)と随時協議を行っている。

## 2) 庁外を含めた検討体制

### (協議会としての「井原市権利擁護推進会議」の新設)

従来、障害者の相談支援については井笠地域3市2町で広域対応していたが、人員不足のため、令和2年度から広域対応が解消され、市に相談業務が戻ってくることになった。

これを機に、高齢者、障害者全体としての権利擁護体制を再構築することにし、令和2年度から、既存の井原市高齢者権利擁護推進会議(P87)に障害福祉分野を含めた「井原市権利擁護推進会議」を新たに整備し、「協議会」として位置付ける予定である。

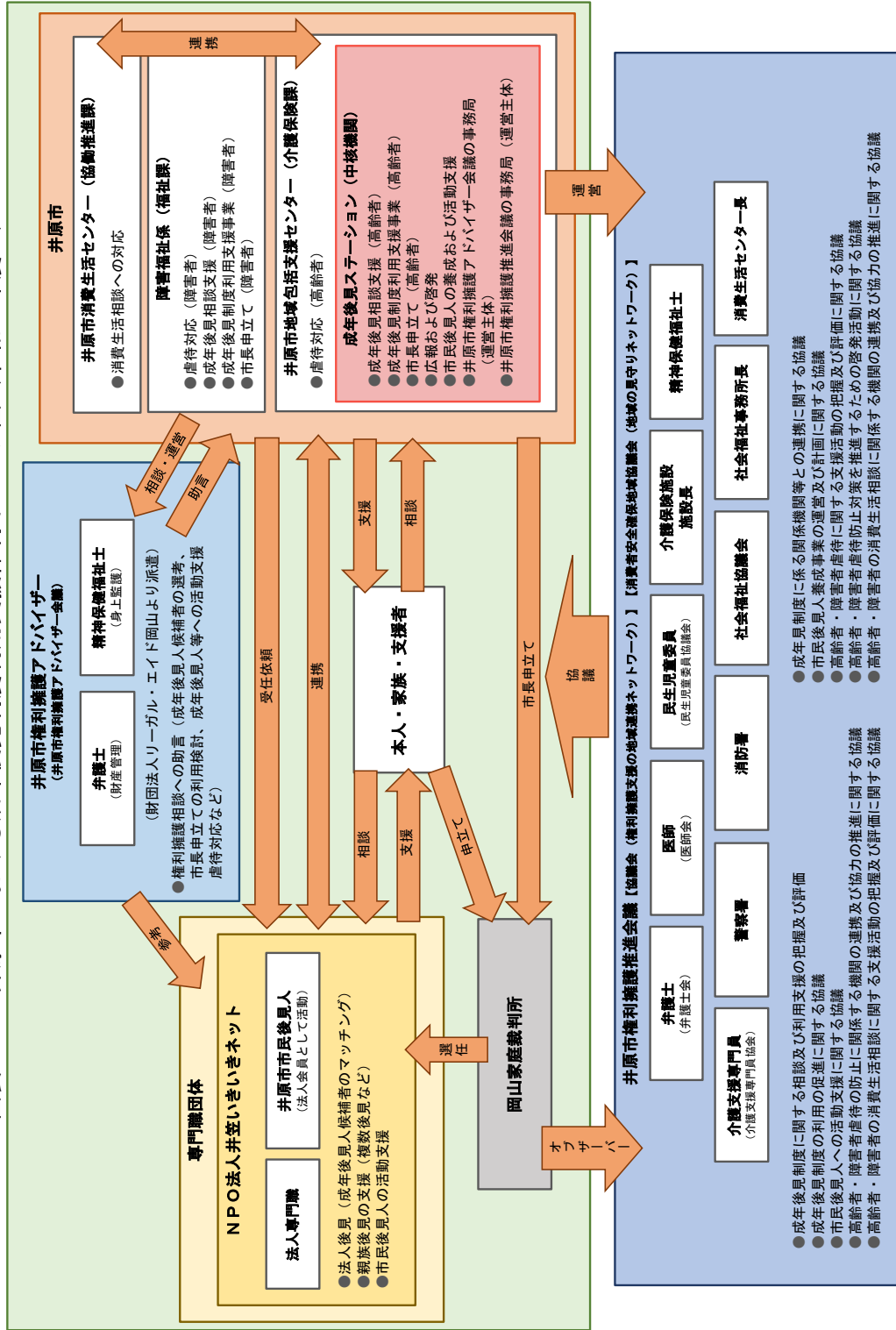
会議には、これまでのメンバーに加え、家庭裁判所職員がオブザーバーとして参加することが内定している。

この会議の事務局として、従来の地域包括支援センターに加え、障害者を所管する福祉課、消費生活相談を所管する協働推進課も参画することで、この会議を「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」としても位置付け、関係者の負担を軽減しながら実効性のある協議ができるように企図している。

### (権利擁護アドバイザーからの助言体制)

井原市は(公)リーガル・エイド岡山と権利擁護アドバイザー契約を結んでおり、アドバイザーである弁護士(財産管理)・精神保健福祉士(身上監護)から、月1回、権利擁護に関する専門的助言を受けられる体制を構築しており、ここで後見人の受任調整も実施している。このため、中核機関の設置についても、まずはアドバイザーと協議して設置イメージ案を作成した。

図表 109 井原市における成年後見制度利用支援体制イメージ図（令和2年度～）



出所) 井原市とアラインング時提供資料

### (3) 市町村計画の策定の状況

(高齢・障害の分野別計画と一体的に策定予定)

第8期(令和3～令和5年度)の井原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に中核機関や成年後見制度利用促進に関する項目を設け、市町村計画として位置付けることを想定している。

井原市地域福祉計画は平成27～令和6年度を計画期間として策定済みであったため、中核機関の規定についての協議はしていない。

### (4) 中核機関の設置に向けてこれまでに実施した取り組み

(「【岡山版】中核機関設置マニュアル」を参照して設置検討)

中核機関の設置については昨年度から研修会に参加していたが、高齢者分野はすでに一定程度の機能が整備できている中で、これ以上どう対応すればよいか分からずにいた。

令和元年8月に県が開催した市町村向けの「中核機関設置に係る研修会」で、岡山県、岡山家庭裁判所、岡山弁護士会、岡山県司法書士会、岡山社会福祉士会が作成した「【岡山版】中核機関の設置及び支援体制の手引き」「(別紙)【岡山版】中核機関設置マニュアル」の説明があり、具体的にどこまで何をすればよいかA4 4ページで簡潔に提示されたことで、具体的な設置までの取り組みイメージができた。また、条例制定や新たな予算確保は必要ないことも確認できた。

そこで、この手引き、マニュアルを参照しながら、岡山家庭裁判所職員との意見交換を行った後、市地域包括支援センターと健康福祉部福祉課とで充当できる既存の機能・機関や課題・補足すべき機能を整理し、権利擁護アドバイザーの助言も受けながら、具体的な設置の方向性についてほぼ決定した。

この中核機関の設置案について、令和元年10月に井原市高齢者権利擁護推進会議で協議し、令和2年1月に健康福祉部 介護保険課、福祉課、市民生活部 協働推進課(井原市消費生活センター)とともに、中核機関及び消費者安全確保地域協議会(消費安全法)設置に向けた最終的な協議を行い、各種要綱の新規作成や改正作業を進めている。

### (5) 中核機関の設置構想

現時点の中核機関の設置構想は以下の通りで、市直営の地域包括支援センターを中核機関として位置づけ、健康福祉部福祉課と連携して案件に対応することを想定している。

図表 110 井原市の中核機関の設置構想

設置時期	令和2年度
運営形態	直営(地域包括支援センター、福祉課)
事業対象地域	単独市町村
設置方法	一機関集中型

### (6) 中核機関と地域包括支援センターのかかわり

市直営の地域包括支援センターを中核機関に位置付ける。

図表 111 「【岡山版】中核機関設置マニュアル2019」に基づく井原市における中核機関設置に向けた機能、課題の検討

目安年数	大項目	中項目	行政機関・中核機関の役割	充てられる井原市の機能・機関	課題・補足	
2020年度中	中核機関の体制	中核機関としての役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>専従（専務可）職員との連携</li> <li>情報の集約</li> <li>運営委員会の管理</li> </ul>	地域包括支援センター		
		広域の推進役としての役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の選任・依頼</li> <li>権限のある行政職員との連携</li> <li>中核機関の課題検討・調整・解決</li> <li>協議会のおちのちの検討</li> </ul>	井原市高齢者権利保護推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害分野の広域が必要</li> <li>⇒事例の運営に福祉課が関与（障害者分の報告など）</li> </ul>	
	中核機関の機能	広報・啓発機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の発見、相談機会の増大を目指した広報・啓発</li> </ul>	広域包括支援センター		
		相談機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見制度に精通した専門職が関与して検討・判断を行える相談機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口が設置されている（高齢者）</li> <li>福祉課（障害者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時的な相談窓口は広域包括支援センターとする</li> <li>⇒障害分野の相談は福祉課へ</li> </ul>	
2021年度以降	中核機関の機能	後見制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見制度に精通した専門職が関与して検討・判断を行える相談機能</li> </ul>	井原市高齢者権利保護アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>アドバイザーへの相談機能について、障害分野の広域が必要</li> </ul>	
		利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見制度に精通した専門職が関与して検討・判断を行える相談機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>井原市高齢者権利保護アドバイザー</li> <li>井原市高齢者権利保護アドバイザー会議</li> </ul>		
	中核機関の機能	後見制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見制度に精通した専門職が関与して検討・判断を行える相談機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利保護支援の方針検討</li> <li>首長申立に関する書類作成・事務への支援</li> <li>首長申立案件の候補者推薦への専門職の関与（会議開催・メール連携等専門職による意見を聞く機会を確保する）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域包括支援センター（高齢者）</li> <li>福祉課（障害者）</li> <li>井原市高齢者権利保護アドバイザー</li> <li>井原市高齢者権利保護アドバイザー会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アドバイザーへの相談機能について、障害分野の広域が必要</li> </ul>
		利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見制度に精通した専門職が関与して検討・判断を行える相談機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所後見人の育成・支援</li> <li>法人後見機関の設置、担当者の育成</li> </ul>	井原市広域包括支援センター NPO法人井原いきいきネット	
		後見人等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見人等の適正な活動への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の設置</li> <li>専門職相談員の確保</li> <li>支援チーム編成の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域包括支援センター（高齢者）</li> <li>福祉課（障害者）</li> </ul>	

ここまでの中核機関としての機能をスタート可能であれば、

出所) 井原市ヒアリング時提供資料

## (7) 中核機関に期待すること

### (広報・啓発機能の強化)

中核機関を設置することで、成年後見利用促進のために今取り組んでいることを改めて整理し、周知することができる。また、市として、成年後見利用促進に注力していることを伝えやすくなる。

中核機関の立ち上げ後は、市民に分かりやすく、要点を押さえた1枚のチラシで事業紹介し、相談窓口について案内したいと考えている。

## (8) 中核機関の設置・運営に関する課題

既存のシステムを用いた中核機関設置の検討を進めているため、設置・運営に関する課題は特に想定していない。

既存の機能・機関を中核機関に充当するので、新規の予算要求も人員増も予定していない。できるだけ業務負荷がかからない形で設置検討を進めている。

## (9) 中核機関の設置促進に向けて、関係機関に期待すること

### (地域の状況に応じた具体的な目安となるツール作成)

井原市では、令和元年8月まで、中核機関の設置方針等について全く定まっていなかったが、県と家庭裁判所、三士会が、権利擁護について全国的にも進んでいる岡山県の状況を踏まえた分かりやすい中核機関設置マニュアルを作成し情報提供してくれてから、一気に設置に向けての検討を進めることができた。

同じように設置が可能な状況にあるにかかわらず、どのように検討を進めて行けばよいか分からない市町村は多くあると思われるので、県や県社協、専門職団体、家庭裁判所が協力し、地域の状況に応じた中核機関の設置について具体的な目安となるツールを作成し周知してもらいたい。

### (ニーズ把握のための家庭裁判所からの情報提供)

地域の成年後見ニーズを把握し今後の施策を検討するための基礎資料として、家庭裁判所が保有している成年後見の利用実績のデータを提供してくれるとよい。

### (市と直接関係ない第三者の助言)

中核機関の設置に向けた地域の既存の機能・機関の整理や課題抽出においては、市と直接関係ない外部有識者からの助言が得られると、新たな気づきが得やすい。県や県社協、専門職団体、家庭裁判所等が、検討の場で、中核機関の機能拡充の時系列や他の市町村の状況等を踏まえた客観的な視点からスーパーバイズをしてくれるとよい。



### 3.5 岡山県総社市～既存の権利擁護センターを一機関集中型の中核機関として位置付け～

#### 3.5.1 自治体の基本情報

##### (1) 基本データ

人口	69,151 人	高齢化率	27.8%
世帯数	27,766 世帯	面積	211.9 km <sup>2</sup>
高齢者数	65～74 歳	75 歳以上	
合計	9,770 人	9,466 人	

出所) 人口、世帯数：総社市住民基本台帳（平成 31 年 1 月 1 日時点）

面積：国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」（令和元年 10 月 1 日時点）

##### (2) 地域の特徴（地域性、産業等）

総社市は、岡山県の南西部に位置し、東部は岡山市、南部は倉敷市の県下の 2 大都市に隣接し、西部は井原市及び矢掛町に、北部は高梁市及び吉備中央町に接している。

市内中心部には、北から南に、岡山県の三大河川のひとつである高梁川が貫流している。

縄文時代以前から続いているとみられる吉備文化、高梁川をはじめとする豊かな自然環境などを背景に、住宅都市・学園都市として発展している。また、岡山空港や高速道路、市内に 7 つの駅がある鉄道などの広域交通網が形成され、岡山市や倉敷市に隣接していることから、物流や製造業などの企業も設置され、人口も増加している。市全体の高齢化率は 27.8% であるが、高梁市に隣接する地区では 50% と高いなど地域ごとに違いがみられる。

第 2 次総社市総合計画（平成 28 年 4 月策定）では、「全国屈指の福祉文化先駆都市」を総社市の目指す都市像としており、総社市独自に福祉を重視した政策・事業が進められている。

図表 112 総社市の位置



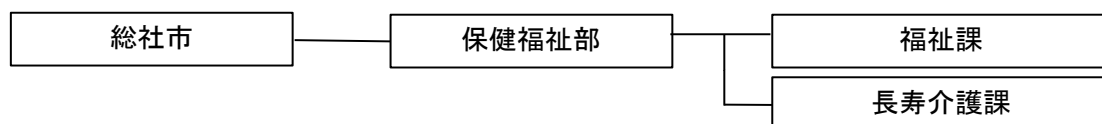
出所) 総社市ウェブサイト、[http://www.city.soja.okayama.jp/seisakutyousei/siseizyouhou/sojashi\\_puro/ichi.html](http://www.city.soja.okayama.jp/seisakutyousei/siseizyouhou/sojashi_puro/ichi.html)  
2020 年 3 月 18 日取得

### 3.5.2 社会資源の状況

#### (1) 成年後見制度利用促進に関連する庁内体制

成年後見制度利用促進に関連する庁内体制は以下の通りで、高齢分野を所管する長寿介護課と障害分野を所管する福祉課が連携して対応している。

図表 113 総社市の成年後見制度利用促進に関連する庁内体制



#### (2) 高齢者等の相談窓口

地域包括支援センターは市内 6 か所の施設に委託している。

図表 114 総社市の高齢者等の相談窓口の箇所数

		直営	委託	合計
地域包括支援センター	基幹型	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	機能強化型	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	その他	0ヶ所	6ヶ所	6ヶ所
	ブランチ	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
基幹相談支援センター(障害)		0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
障害者相談支援事業所(一般的な窓口)		0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
自立相談支援機関(生活困窮)		0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

※令和元年10月1日時点

#### (3) 権利擁護センターの設置状況

##### (市社協に委託した「権利擁護センター“しえん”」)

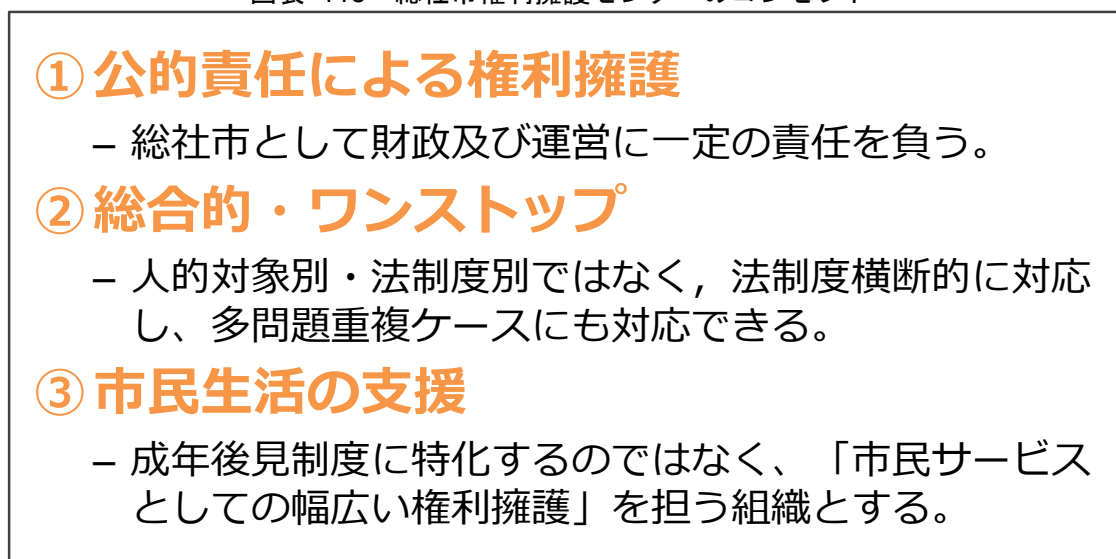
総社市は「支援学校を卒業した後の働く場所は総社市が担う」という考えに基づき、平成23年度から平成27年度までの5年間で障害者1,000人の雇用を目指す「障がい者千人雇用」プロジェクトに取り組んだ。障害者雇用数は現在1,000人以上となり、そのうち750人以上が市内で働いている。雇用促進とともに詐欺や消費者被害への対応が必要になった。

同じ時期に、平成18年度の立ち上げ以降6年間直営で運営してきた地域包括支援センターを委託に切り替えることになり、成年後見制度の利用支援や虐待対応等の権利擁護分野において地域包括支援センターをバックアップするセンターが必要になった。

そこで、平成24年9月に「総社市の権利擁護のしくみづくりに関する検討委員会」を立ち上げ、成年後見制度や虐待等に対応する権利擁護システム及び体制のあり方について検討した。この委員会は地域自立支援協議会の部会から発足し、半年間で8回の協議と視察3ヶ所を経て、平成25年4月に市社協に委託して「権利擁護センター“しえん”」が発足した。

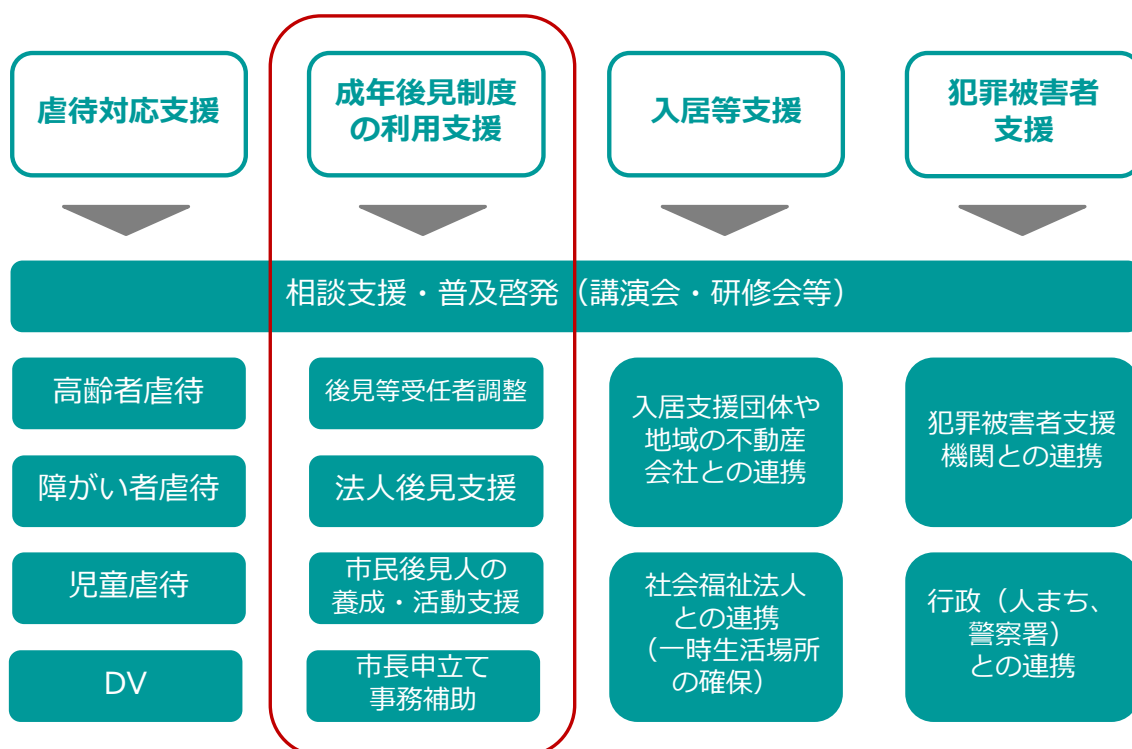
総社市権利擁護センターのコンセプト、業務内容は以下の通りである。

図表 115 総社市権利擁護センターのコンセプト



出所) 平成 25 年 3 月「総社市の権利擁護のしくみづくりに関する検討委員会報告書」

図表 116 総社市権利擁護センターの業務内容



出所) 総社市社協ヒアリング時支給資料

市社協の権利擁護センターを所管する部署は、生活困窮支援センター、ひきこもり支援センターも受託している。3センターあわせて専従6人、兼務2人、嘱託1人、弁護士2人のスタッフがいたるため、相互フォローしながら業務を進めることができています。

#### (4) 成年後見制度等の利用概況

##### 1) 成年後見、日常生活自立支援事業の利用者数

成年後見、日常生活自立支援事業の利用者数は以下の通りである。

権利擁護センターに寄せられた相談は、最初の段階で成年後見、日常生活自立支援事業いずれで対応することが望ましいか十分検討し、保佐・補助類型も活用して最もふさわしい制度につながるようになっている。

図表 117 総社市の成年後見、日常生活自立支援事業の利用者数

成年後見制度の利用者数	合計	120
	後見	73
	保佐	37
	補助	10
	任意後見	0
日常生活自立支援事業の利用者数		15

※平成 30 年 10 月 1 日時点

##### 2) 首長申立の状況

平成 30 年度の首長申立件数は 4 件で、うち高齢者は 3 件であった。

首長申立に必要な書類作成については、権利擁護センターが地域包括支援センター等からの情報を集約し、行政を支援して実施している。

##### 3) 市民後見人の養成状況

総社市は、岡山市、倉敷市と隣接していることもあり専門職後見人の受け手が一定数確保できていること、市民後見人養成講座（岡山県主催の 7 日間の座学＋市主催の 4 日間の座学と実習）の受講には一定のコストがかかることから、確実に市民後見人としての活動を依頼できる人材を 1 年あたり 1～3 人のペースで少しずつ養成している。

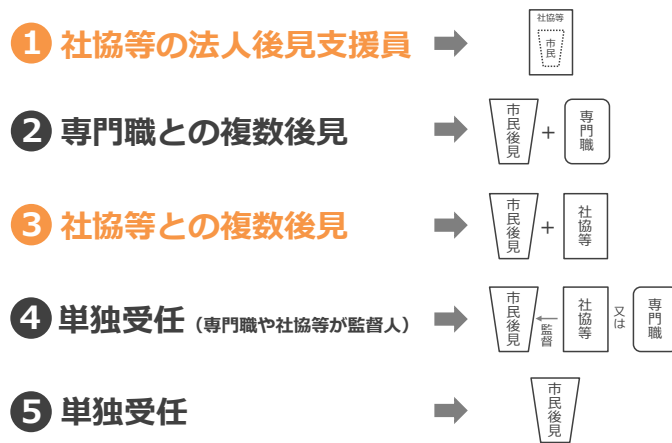
養成講座の修了者は市民後見人バンクに登録し、社協の法人後見支援員、社協との複数後見で経験を積んでいる。今後は、社協以外の専門職との複数後見や単独後見にステップを進めていきたいと考えている。

図表 118 総社市の市民後見人の養成状況

市民後見人の養成者数	22 人
市民後見人の登録者数	18 人
市民後見人の成年後見人等の受任者数	5 人
市民後見人の成年後見人等の受任件数	5 件

※平成 29 年度末時点

図表 119 総社市の市民後見人の活動形態



出所) 総社市社協ヒアリング時支給資料

(5) 高齢者の権利擁護における関係機関や専門職団体等との連携状況

(権利擁護センター運営のための委員会、ワーキンググループで連携)  
P98「3.5.3(2)2) 庁外を含めた検討体制」参照。

3.5.3 中核機関の設置検討状況

(1) 市としての基本的な考え方

総社市は、全国屈指の福祉文化先駆都市を実現するため、平成 27 年度に総合政策部が所管して既存の制度にとらわれない独自の福祉政策を検討する「全国屈指福祉会議」を立ち上げ、全庁の部長級職員と外部有識者で、高齢者支援、障害者支援、ひきこもり支援、児童虐待、待機児童ゼロ、発達障害児支援等のテーマについて協議・検討している実績がある。また、地域にとって本当に必要な施策であれば、期限付きの国の財源ではなく独自財源で持続性を担保して実施すべきという方針があるため、福祉分野の新規施策にかかる予算を確保しやすい環境がある。

そうした中で、「市民サービスとしての幅広い権利擁護」の一環として成年後見制度の利用促進も重要なテーマであると考え、「成年後見制度利用促進基本計画」を受けて、中核機関を整備することとした。

(2) 成年後見制度利用促進に向けた検討体制

1) 庁内体制

成年後見制度利用促進に向けては、高齢分野を所管する長寿介護課と障害分野を所管する福祉課が連携して対応している。

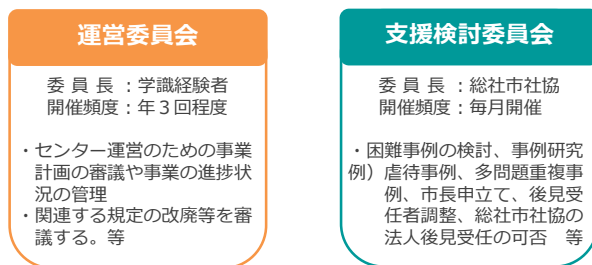
## 2) 庁外を含めた検討体制

### (権利擁護センター運営のための委員会、ワーキンググループ)

権利擁護センター（P94）には、センター運営のための事業計画の審議や事業の進捗状況を管理する「運営委員会」と困難事例の検討、事例研究を行う「支援検討委員会」があり、「運営委員会」には市保健福祉部の部課長が参画しているため、公的責任による権利擁護体制の構築・維持について行政としてその場で意思決定ができる。

また、この2つの委員会の下に課題解決型のワーキンググループが設置されている。このワーキンググループの一つとして、平成30年度から「成年後見制度利用促進ワーキンググループ」が設置され、中核機関の体制整備についての検討を進めた上で、平成31年4月に中核機関を設置した。

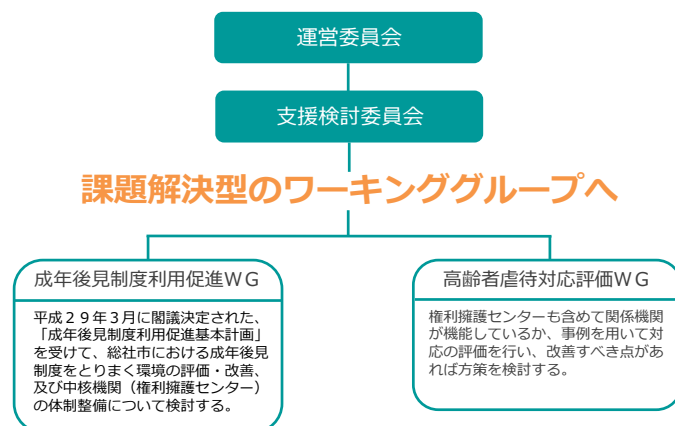
図表 120 総社市権利擁護センターの運営委員会と支援検討委員会



(運営委員・支援検討委員)  
 学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、○民生委員児童委員協議会、○地域包括ケア会議、○地域自立支援協議会、総社市（保健福祉部長、関係5課）、総社市社協、総社市権利擁護センター  
 (※○は運営委員のみ)

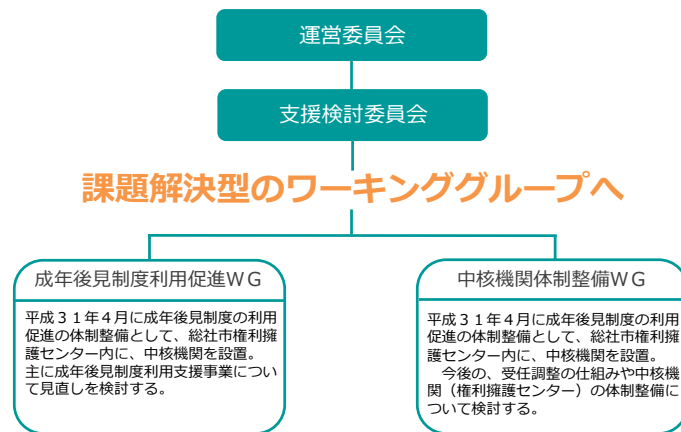
出所) 総社市社協ヒアリング時支給資料

図表 121 総社市権利擁護センター組織図（平成30年度）



出所) 総社市社協ヒアリング時支給資料

図表 122 総社市権利擁護センター組織図（令和元年度）



出所) 総社市社協ヒアリング時支給資料

### (3) 市町村計画の策定の状況

市町村計画の策定については検討していない。

### (4) 中核機関の設置に向けてこれまでに実施した取り組み

(権利擁護センターの課題解決型のワーキンググループで検討)

P98「(2)2) 庁外を含めた検討体制」参照。

### (5) 中核機関の設置状況

(既存の権利擁護センターを中核機関として位置づけ)

市社協に委託した権利擁護センターを中核機関として位置づけ、平成31年4月に中核機関を設置した。

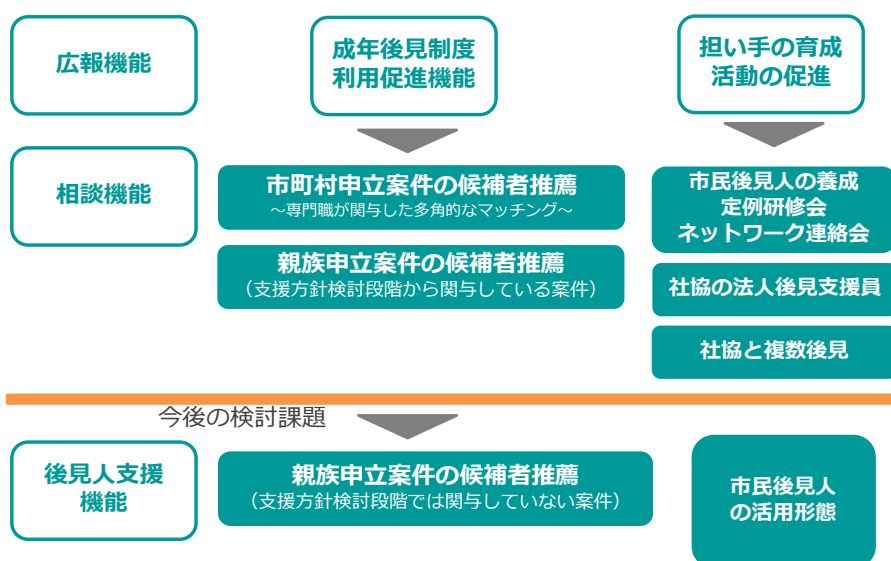
現在、中核機関が担っている機能は、従来、権利擁護センターが担ってきた広報、相談、首長申立案件の候補者推薦、支援方針検討段階からかかわっている親族申立案件の候補者推薦、市民後見人の養成・活動支援である。

権利擁護センターが従来対応してこなかった後見人支援機能については、今後、段階的に付加する計画である。

図表 123 総社市の中核機関の設置状況

設置時期	平成31年4月 ※設置済み
運営形態	委託（総社市社会福祉協議会）
事業対象地域	単独市町村
設置方法	一機関集中型

図表 124 総社市権利擁護センター（中核機関）の機能



出所) 総社市社協ヒアリング時支給資料

#### (6) 中核機関と地域包括支援センターのかかわり

地域包括支援センターは、地域の最前線の相談受付窓口として、権利擁護ニーズをキャッチする上で非常に重要な役割を担っている。

そうした地域包括支援センターのバックアップをするために権利擁護センター（中核機関）が設置されており、平成30年度から月1回弁護士、社協の社会福祉士が成年後見に関する無料相談会で、権利擁護に関する相談を受け付けている。また、地域包括支援センターの社会福祉士が定期的で開催する福祉職ミーティングには権利擁護センターも参加し、情報共有を図っている。

権利擁護センターは総合的・ワンストップの窓口であること、毎月の支援検討委員会で困難事例を検討する場を提供していることが地域包括支援センターにも認知されているため、何かあった時にはすぐに相談するネットワークができています。

#### (7) 中核機関に期待すること

##### （市民からの相談窓口としての認知度向上）

中核機関の立ち上げを機に、改めて権利擁護センターを成年後見制度の窓口として広報することで、市民に窓口が認知され、相談や出前講座の問合せが増えている。

#### (8) 中核機関の設置・運営に関する課題

##### （市の関係各課の調整）

中核機関の設置・運営については、市行政が財政及び運営に一定の責任を負う必要があるが、市の内部だけで中核機関の体制整備について検討すると関係各課の調整が煩雑である。

総社市の場合、権利擁護支援センターを受託している市社協が、センターの運営主体として積極的に中核機関のあり方と予算について提案し、これを受けた市の担当課が財政に部に予算要求することで円滑に中核機関を設置することができた。



こうしたスタイルをとれた理由としては、これまで市と市社協が様々な事業で協働し横断的な総合相談支援体制を確立してきたこと、市役所と市社協の建物が隣接しておりすぐに協議ができる物理的環境にあること、市社協から市に出向者を出す人事交流があること等が考えられる。

#### (9) 中核機関の設置促進に向けて、関係機関に期待すること

##### (市町村単独での取り組みが難しい人材育成や会議体運営の広域対応)

市町村の規模や社会資源の状況によっては、市町村単独で市民後見人を養成したり、受任調整を行ったり、協議会を運営することは、費用面で効率的でなかったり、体制構築が難しい場合がある。そうした場合には、県や県社協、専門職団体等が広域対応を推進してもらいたい。

### 3.6 広島県広島市～地域福祉計画をきっかけに大都市でも地域に根差し包括的な対応ができる中核機関のあり方を検討～

#### 3.6.1 自治体の基本情報

##### (1) 基本データ

人口	1,196,138 人	高齢化率	24.8%
世帯数	564,275 世帯	面積	906.68 km <sup>2</sup>
高齢者数	65～74 歳		75 歳以上
合計	152,296 人		148,448 人

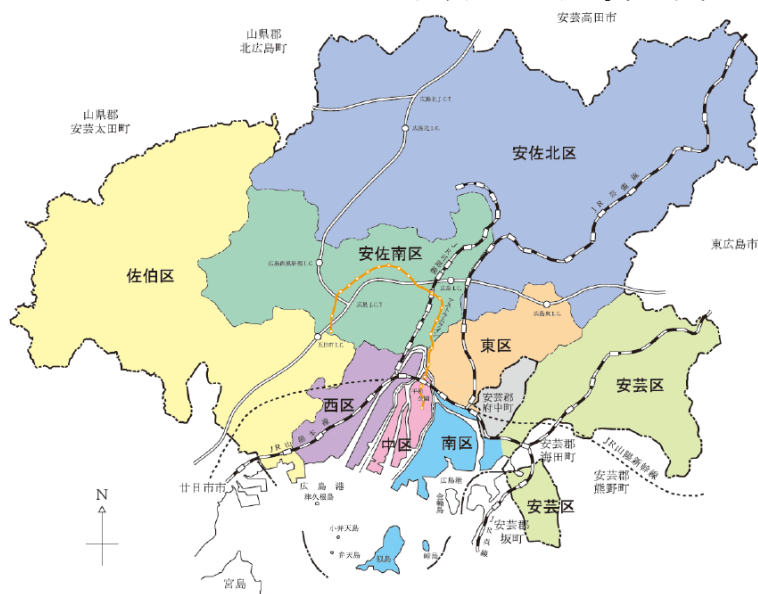
出所) 人口、世帯数：広島市住民基本台帳（平成 31 年 1 月 1 日時点）

面積：国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」（令和元年 10 月 1 日時点）

##### (2) 地域の特徴（地域性、産業等）

広島市は、広島県の西部に位置し広島湾に面する政令指定都市で、中四国地方の中核都市として商業施設や官公庁、企業の本・支店などが集積している。市内にはものづくりの高い技術などを有する地場産業が多くあり、また、恵まれた自然環境を有しているため、農林水産業も盛んである。市内は 8 つの行政区に分かれており、区の人口は 8 万人～24 万人、高齢化率も 20%～32%までばらつきがあり、主たる産業等の地域性も様々である。

図表 125 広島市の位置



出所) 広島市ウェブサイト、<https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/110652.pdf>、2020 年 3 月 18 日取得

### 3.6.2 社会資源の状況

#### (1) 成年後見制度利用促進に関連する庁内体制

成年後見制度利用促進に関連する庁内体制は以下の通りである。

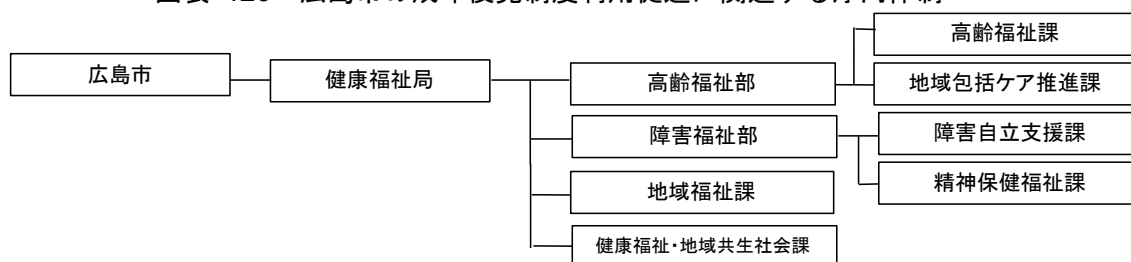
広島市は政令市のため、各区役所に高齢、障害それぞれの相談受付担当部署があり、本庁では高齢福祉課、障害自立支援課、精神保健福祉課が所管部署となっている。

現時点では、成年後見制度利用促進に関連する部署の定期的な連絡会議等はない。

相談受付は一義的に区役所に対応し、対応しきれない相談について本庁と連携することになっているが、区役所と本庁それぞれに分野別の部署があるため、ケースごとにどの範囲で連携すればよいか課題となっている。

このため、今後、区役所の高齢、障害の窓口を総合化することを視野にモデル事業を実施している。具体的には、東区において、区役所厚生部に地区担当保健師を配置するなど地域共生社会の実現に向けた組織体制の再編を先行的に行い、地区社会福祉協議会等が地域生活課題の相談を包括的に受け止める場づくりなどを進めている。

図表 126 広島市の成年後見制度利用促進に関連する庁内体制



#### (2) 高齢者等の相談窓口

地域包括支援センターは41ヶ所あり、市内の社会福祉法人等に委託している。委託業務の中に高齢者の総合相談窓口業務が含まれているので、成年後見制度に関する相談が入った場合には内容に応じて関係機関につながり、実態として申立支援等を行っているところは少ない。

地域包括支援センターの所管部署は、高齢福祉課ではなく、地域包括ケア推進課である。

図表 127 広島市の高齢者等の相談窓口の箇所数

		直営	委託	合計
地域包括支援センター	基幹型	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	機能強化型	0ヶ所	8ヶ所	8ヶ所
	その他	0ヶ所	33ヶ所	33ヶ所
	ブランチ	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
基幹相談支援センター(障害)		0ヶ所	8ヶ所	8ヶ所
障害者相談支援事業所(一般的な窓口)		0ヶ所	9ヶ所	9ヶ所
自立相談支援機関(生活困窮)		0ヶ所	8ヶ所	8ヶ所

※令和元年10月1日時点

### (3) 権利擁護センターの設置状況

現時点で権利擁護センターはない。

### (4) 成年後見制度等の利用概況

#### 1) 成年後見、日常生活自立支援事業の利用者数

成年後見、日常生活自立支援事業の利用者数は以下の通りである。

図表 128 成年後見、日常生活自立支援事業の利用者数

成年後見制度の利用者数	合計	1840
	後見	1478
	保佐	250
	補助	81
	任意後見	31
日常生活自立支援事業の利用者数		415

※平成 30 年 10 月 1 日時点

#### 2) 市長申立の状況

市長申立件数は 1 年あたり 70～80 件で推移しており、そのうち高齢者が 9 割を占めている。

市長申立の事務手続は区役所が進め、不明点がある場合には本庁に照会がある。どの区などの担当者が対応しても共通の運用ができるよう、どのような場合に市長申立をするか、親族への働きかけはどの程度行うか等、具体的で典型的な事例を交えた取り扱い方針を整理したいが、繁忙のため対応できていない。このため、相談受付時にもう少し丁寧にケース検討ができれば他に対応方法があるかもしれないケースまで市長申立で対応することになり、業務量が増えている印象がある。

#### 3) 市民後見人の養成状況

平成 25 年度に「広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会」を設置し、平成 30 年度まで 8 回にわたり市民後見人の育成及び活用のあり方について検討し、情報交換を行った。懇談会の委員は、学識経験者 2 人、社会福祉士会、弁護士会、司法書士会の代表、市社会福祉協議会の事務局長で構成され、市の高齢福祉課が庶務を行い、障害自立支援課、精神保健福祉課も出席している。

ここでの検討結果をふまえ、広島市では市社協に委託して市民後見人の養成に取り組んでいる。

図表 129 広島市の市民後見人の養成状況

市民後見人の養成者数	17人
市民後見人の登録者数	0人
市民後見人の成年後見人等の受任者数	0人
市民後見人の成年後見人等の受任件数	0件

※平成29年度末時点

## (5) 高齢者の権利擁護における関係機関や専門職団体等との連携状況

### (三士会との情報交換)

平成28年度から社会福祉士会、弁護士会、司法書士会が成年後見制度の利用促進に向けて情報交換を行う非公式な会議があり、平成30年度に広島市にも声かけがあったため参加するようになった。広島市に加えて、県、県社協、広島市社協、広島家庭裁判所の担当者も参加している。開催頻度は、2、3か月に1回程度である。

ここでは、国の資料を用いて利用促進の意義等について出席者で勉強したり、利用促進の取り組みの現状について市から情報提供したり、三士会が県内の他市町村の取り組み状況を訪問調査した結果を報告したりしている。

平成30年度当初は議論についていけない部分もあったが、令和元年度の地域福祉計画改訂を機に市としても成年後見制度の利用促進が大きなテーマとなってきたので、積極的に参加できるようになってきた。

## 3.6.3 中核機関の設置検討状況

### (1) 市としての基本的な考え方

令和元年度からスタートした地域福祉計画の記載にそって、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置について検討を進める。

### (2) 成年後見制度利用促進に向けた検討体制

#### 1) 庁内体制

成年後見制度の事務を所管する高齢福祉課、精神保健福祉課、障害自立支援課を中心に検討している。

予算要求等は、成年後見の対応ケース数が多い高齢福祉課が担当している。

#### 2) 庁外を含めた検討体制

##### (「広島市成年後見制度利用促進検討会議」での検討)

令和元年9月に「広島市成年後見制度利用促進検討会議」を設置し、成年後見制度利用促進に向けた検討を始め、これまでに2回の会議を開催した。

この会議は、平成25年度から継続してきた「広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会」(P104)を拡充したもので、委員は、学識経験者2人、社会福祉士会、弁護士会、司

法書士会の代表、市社会福祉協議会、市内の地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、精神科医師、区役所の課長で構成され、事務局は市の高齢福祉課、障害福祉課、障害自立支援課、精神保健福祉課に置いている。

会議では、関係機関に対して成年後見制度に関するニーズ調査を実施し、中核機関の運営主体等について検討している。

### (3) 市町村計画の策定の状況

#### (地域福祉計画、高齢・障害の分野別計画と一体的に策定)

令和元～令和5年度を計画期間とする「広島市地域共生社会実現計画（地域福祉計画）」において「第5章 安心して暮らすことができる生活環境の整備 第3 権利擁護の推進」の取り組みの一つとして「認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるために権利擁護支援を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、保健・医療・福祉・司法が連携する仕組みである地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方について、関係機関と調整の上、検討します」という記載を盛り込んだ。

これをふまえて、令和元年度から「広島市成年後見制度利用促進検討会議」で中核機関の設置等について検討している。その検討結果をふまえ、具体的な内容については次期の高齢・障害の分野別計画に盛り込む予定である。

### (4) 中核機関の設置に向けてこれまでに実施した取り組み

#### (「広島市成年後見制度利用促進検討会議」での検討)

P105「(2)2)庁外を含めた検討体制」参照。

### (5) 中核機関の設置構想

令和3年度に、市社協に委託して設置したいと考えているが、具体的な機能等の検討はこれからである。

委託先は地域に根差して区単位に拠点を置き、権利擁護支援の視点から高齢者、障害者等にかかわらず包括的に幅広い対応ができる必要がある。その視点から市社協が妥当と考えている。

市社協は、現時点でも、権利擁護支援に関する相談対応、日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行した人の法人後見、市民後見人の養成等を実施しているため、中核機関の機能を一定程度担えているといえる。

### (6) 中核機関と地域包括支援センターのかかわり

今後具体的な検討を進める予定である。

### (7) 中核機関に期待すること

今後具体的な検討を進める予定のため、現時点では分からない。

## (8) 中核機関の設置・運営に関する課題

### (庁内関係各課の連携強化を通じた中核機関の必要性の認識共有)

成年後見制度の事務を所管する課として、高齢福祉課、精神保健福祉課、障害自立支援課があるが、高齢ケースが圧倒的に多いので、予算要求や「広島市成年後見制度利用促進検討会議」の事務局運営は高齢福祉課が主導する形となっている。

利用促進の趣旨を考えると、地域共生社会を見据えた体制整備の一環であるといえるため、地域共生社会推進室や地域福祉課の参画を得たいが、当面、後見人の不足等の大きな課題は顕在化しておらず、中核機関設置の必要性について認識にばらつきがあるため、今後連携を強化し、市全体として中核機関設置の必要性について認識共有する必要がある。

### (体制整備を進める行政職員の不足)

区役所での成年後見制度の利用、市長申立に関する相談件数は大きく伸びており、区役所から本庁にも多くの相談が寄せられる。

個別ケースへの対応については回答しているが、中核機関の設置を含めた地域の連携体制を検討し、区ごとの状況を十分把握した上でどの区でも共通の運用ができるような市としての方針を示すには至っていない。本庁の限られた職員数では必須事業への対応が優先となり、中核機関を含めた体制整備等の検討は後回しになりがちである。

また、今後さらに相談件数が増えることが予想されるため、区役所職員の増員も必要である。

## (9) 中核機関の設置促進に向けて、関係機関に期待すること

### (県等からのアドバイザー派遣)

中核機関の設置について、いつでも気軽に個別に相談ができ、広島市の状況をふまえて直接助言をしてくれるアドバイザーがいるとよい。県内の他の市町村の情報も入手しづらいので、アドバイザーから、広島市の課題を踏まえた上で参考になる事例や情報を提供してもらいたい。

### (県等による市町村向け研修の実施)

国の研修は遠方開催が多く参加負担が大きいので、県単位で研修が開催されると参加しやすい。

成年後見制度の運用の難しさは、対応の流れ、事務手続き等にあるのではなく、共通の判断基準が示されていない中でケースの状況に応じて個別に対応判断をしなければならない点にある。制度運用を円滑化するためには個別事例の蓄積、集約が重要なので、県が市町村に呼びかけ事例を持ち寄り共有するような研修を開催すると、単一市町村で取り組むよりも効率的なのではないか。必要に応じて、そこに社協や専門職団体も参加すれば、地域ネットワークの構築にも役立つ。

## 4. 関係者向け勉強会の開催結果

### 4.1 関係者向け勉強会の開催概要

#### 4.1.1 勉強会開催の目的

中核機関立ち上げ推進パンフレットの作成の基礎資料とするため、中国 5 県ですでに中核機関の設置に取り組んでいる市町村を対象に、中核機関立ち上げを促進するための関係者向け勉強会を開催し、中核機関立ち上げの現状と課題について把握した。

#### 4.1.2 対象市町村・時期

中国ブロック 5 県の県行政、本事業調査研究委員会の委員への照会により、既に中核機関の検討を始めている市町村を紹介いただき、地域、取り組み主体、内容等のバランスを考慮し、各県 1~2 事例程度、合計 8 事例を対象として選定した。このうち、3 事例に中核機関立ち上げを支援するための関係者向け勉強会の開催協力を依頼し、講師として本事業検討委員会の委員を派遣した。

関係者向け勉強会の対象市町村をはじめとした開催経過は以下の通りである。

図表 130 関係者向け勉強会の対象・時期等

No.	市町村名	勉強会開催日時	対象者	講師
1	島根県益田・鹿足圏域（益田市、津和野町、吉賀町）	令和元年 11 月 20 日 （水）18:00~20:00 「	益田・鹿足後見センター 一定例会参加者	本事業検討委員会 手島委員長
		令和 2 年 1 月 31 日（金） 13:30~17:30	益田市、津和野町、吉賀町の行政担当者	
2	山口県山口市	令和 2 年 1 月 27 日（月） 13:00~15:00	山口市行政、山口市社協の担当者	
3	山口県宇部市	令和元年 9 月 13 日（金） 10:00~12:00	障害者・認知症高齢者とその家族、障害者と高齢者の支援者（医療機関、福祉サービス事業者、司法関係者等）	本事業検討委員会 中井委員



## 5. 中核機関立ち上げに向けたヒント集

市町村アンケート調査、取り組み事例ヒアリング、勉強会開催の結果をふまえ、今後中核機関立ち上げを検討する市町村に参考情報を提供するため、中核機関の立ち上げに向けたヒント集を取りまとめた。

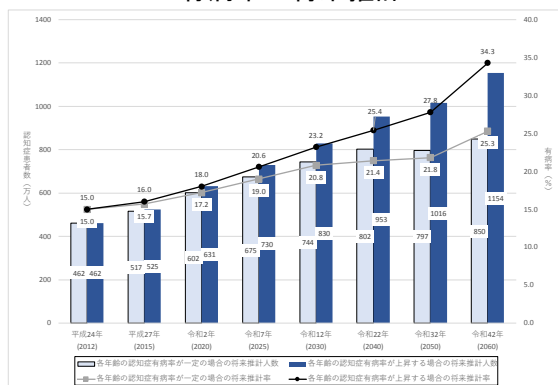
### 5.1 中核機関とは何か

#### (1) 成年後見制度をめぐる背景

(認知症高齢者は増えているが、成年後見制度の利用者はごく少数)

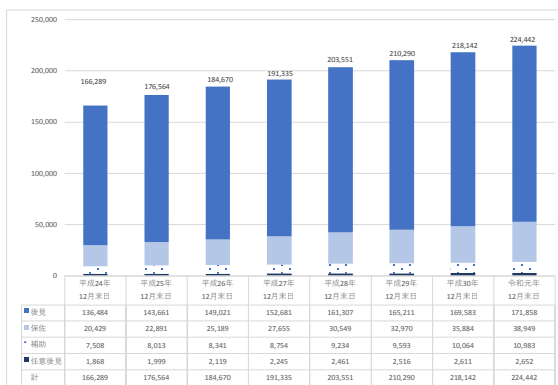
- 認知症高齢者数は増加しており、令和2年に600万人程度、令和7年に700万人程度という推計がある。
- 認知症等により判断能力が低下すると、預貯金の引き出し等、金銭管理が困難になったり、介護サービスや入院が必要になっても契約が困難であったり、消費者被害、詐欺等のターゲットになるおそれがある。
- このため、成年後見制度により支援する必要があるが、令和元年12月末日の成年後見制度の利用者数は22.4万人に止まっている。これは、制度を必要とする認知症高齢者、知的・精神障害者の規模に比べて極めて少ない。
- また、成年後見制度には本人の判断能力に応じて後見、保佐、補助の3類型があり、本人が判断能力を有している間に、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて支援のあり方を決めておく任意後見もあるが、後見に比べてその他の類型の利用は少なく、社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されていないことがうかがえる。

図表 131 65歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計



出所) 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)

図表 132 成年後見制度の利用者数の推移

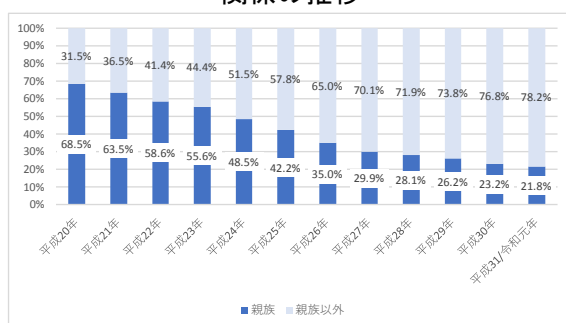


出所) 最高裁判所「成年後見関係事件の概況」

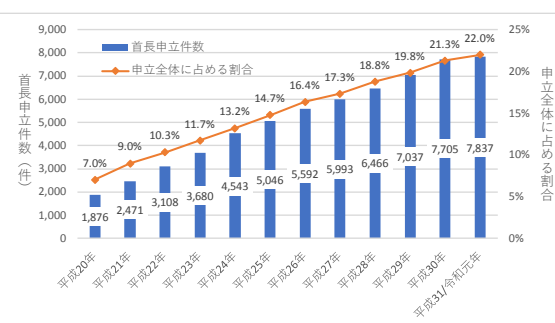
(親族以外の後見人や市町村長申立が増加し、高齢者を社会全体で支える仕組みが必要に)

- 成年後見制度の開始当初は親族後見人が 9 割以上を占めていたが、その割合は少しずつ低くなり、令和元年には第三者後見人が 78.2%となっている。第三者後見人の多くを占める弁護士、司法書士、社会福祉士には地域偏在があり、既に担い手となる専門職が不足してきている地域がある。
- また、単身高齢者等が増加する中で、成年後見制度の利用申立ができる親族等がないケースが増えており、市町村長申立が増加している。
- こうした状況では、専門職がそれぞれの専門性を発揮しながら相互補完できる協力体制、親族等がない高齢者を市町村をはじめとした地域の関係者がチームで支援できる体制等、高齢者を社会全体で支える仕組みの充実が求められている。

図表 133 成年後見人等と本人との関係の推移



図表 134 市町村長申立の推移



出所) 最高裁判所「成年後見関係事件の概況」

出所) 最高裁判所「成年後見関係事件の概況」

(成年後見制度利用促進法の施行、基本計画の策定)

- こうした成年後見制度をめぐる状況をふまえ、平成 22 年 10 月の成年後見法世界会議では「成年後見制度に関する横浜宣言」が出され、日本の課題として、現行成年後見法の改正とその運用の改善、公的支援システムの創設、新たな成年後見制度の可能性の模索が指摘された。
- ここまでみてきた成年後見制度の現状に加え、この「横浜宣言」も後押しとなり、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成 29 年 3 月には、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「成年後見制度利用促進基本計画」が策定(閣議決定)された。

図表 135 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

<b>&lt;計画のポイント&gt;</b>	※計画対象期間：概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。
<b>(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善</b>	⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代 ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
<b>(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</b>	⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備 ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備
<b>(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和</b>	⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

出所) 厚生労働省ウェブサイト、<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/keikaku-green.pdf>、2020年3月18日取得

図表 136 成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
<b>I 制度の周知</b>	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
<b>II 市町村計画の策定</b>	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
<b>III 利用者がメリットを実感できる制度の運用・適切な後見人等の選任のための検討の促進・診断書の在り方等の検討・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等</b>	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
	診断書の在り方等の検討				
	意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
<b>IV 地域連携ネットワークづくり・市町村による中核機関の設置・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進</b>	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
	相談体制・地域連携ネットワーク構築支援(各地域の実情に応じた取組の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
<b>V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討</b>	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
	専門職団体等による自主的な取組の促進				
<b>VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討</b>	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
<b>VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し</b>	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

出所) 厚生労働省ウェブサイト、<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/keikaku-green.pdf>、2020年3月18日取得

## (2) 中核機関の定義・機能

### 1) 中核機関の定義

(中核機関は地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関)

- 「成年後見制度利用促進基本計画」では、今後の施策の目標の一つとして、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークと中核機関を構築することが掲げられている。
- ここでは、中核機関とは、「専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関」と定義されている。

(ハコモノではなく要件もないので、地域に応じて柔軟に整備可能)

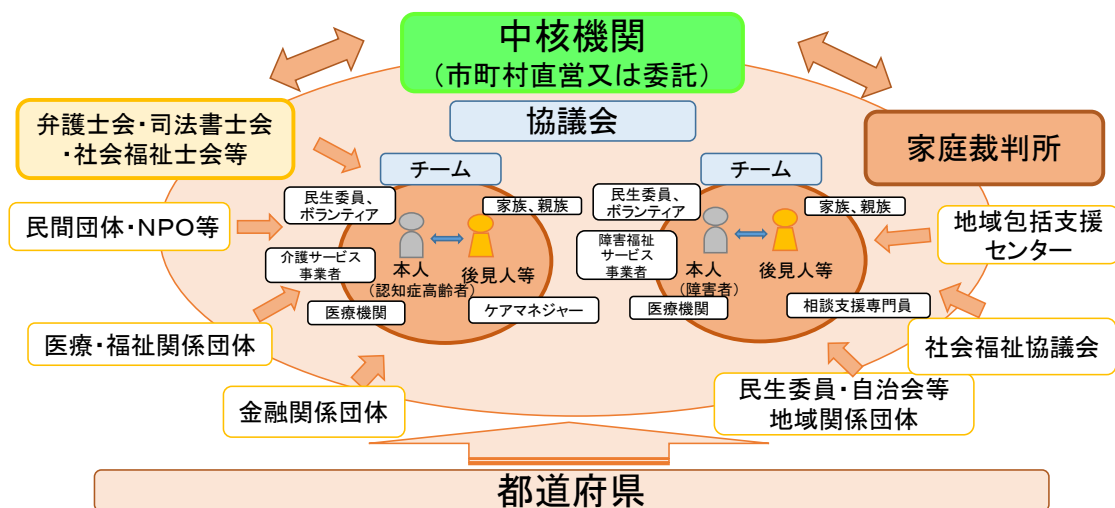
- 中核機関は、ハコモノを新設するものではなく具体的な要件もない。このため、地域の要支援者の数やニーズ、支援する機関や専門職といった社会資源の状況、これまでの権利擁護支援の取り組みの蓄積等を踏まえ、地域に応じて柔軟に整備することが可能である。

図表 137 地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備イメージ

● 実務的には、協議会の設置と、地域連携ネットワークの中核となる機関の指定等

### “権利擁護のセーフティネット”

全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。



※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体  
 ※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

出所) 厚生労働省ウェブサイト、<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000512140.pdf>、2020年3月18日取得

図表 138 「成年後見制度利用促進基本計画」において目標として掲げられた  
権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

<p>2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等</p> <p>(2) 今後の施策の目標等</p> <p>①今後の施策の目標</p> <p>イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。</p> <p>(a)権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指す。</li> <li>○ 各地域における相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備する。</li> <li>○ また、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する。こうしたチーム対応は、連携して本人を支援する既存の枠組みも活用しながら行う。</li> <li>○ このため、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める。</li> <li>○ さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）の設置に向けて取り組む。</li> <li>○ こうした取組は、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」などの既存の取組も活用しつつ、地域の実情に応じて進めていく。</li> </ul>
--

出所) 「成年後見制度利用促進基本計画」平成 29 年 3 月 24 日閣議決定

## 2) 中核機関の機能

(広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援の 4 つの機能を段階的・計画的に整備)

- 「成年後見制度利用促進基本計画」では、中核機関が担うべき具体的機能として、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の 4 つの機能を段階的・計画的に整備することを掲げるとともに、不正防止効果にも配慮すべきとしている。

(中核機関の機能は、自ら担うだけでなく地域連携ネットワークの関係団体で分担可能)

- 中核機関の機能は、中核機関自らが全てを担う必要はなく、地域の実情に応じて地域連携ネットワークの関係団体で機能を分担することも調整可能としている。

(「小さく生んで大きく育てる」視点でまず中核機関を整備)

- 成年後見制度の利用者数がごく少数であることを踏まえると、一刻も早く全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整えることが急務である。
- その意味では、成年後見支援センターや権利擁護センターなどの既存の取り組みも活用しながら、既存の機能で中核機関を整備し、段階的・計画的に機能を拡充するような「小さく生んで大きく育てる」視点が重要である。

図表 139 中核機関が担う4つの機能

優先して 整備すべき 機能	広報機能	■ 制度の利用が必要な人を発見するための広報・周知
	相談機能	■ 早期段階から相談できる体制の整備 ■ 相談をしやすい相談体制の整備
段階的・ 計画的に 整備	成年後見制度 利用促進 機能	■ 受任者調整(マッチング)等の支援 ■ 担い手の養成・活動の促進(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援) ■ 日常生活自立支援事業からの円滑な移行
	後見人支援 機能	■ 後見等の開始後の継続的な支援(スーパーバイズ、家裁への報告書作成支援など)

出所) 本事業検討委員会 手島洋委員長(県立広島大学)作成

図表 140 「成年後見制度利用促進基本計画」に記載された  
地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき4つの機能

<p>3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</p> <p>④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等</p> <p>各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきである。</p> <p>なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。</p> <p>また、市町村・都道府県において、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成や「成年後見支援センター」等の運営等の取組が既に進められている地域もあるが、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、こうした既存の取組の活用等を含め、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整備を進めていく必要がある。</p> <p><u>ア) 広報機能</u></p> <p>○ 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を上げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。</p> <p>○ 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等)と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。</p> <p>○ その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意する。</p> <p><u>イ) 相談機能</u></p> <p>○ 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築する。その際には、地域の専門職団体や法テラス等の協力を得ることも想定される。</p> <p>○ 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行う。</p>
--

- ・市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行う。
- ・その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する。
- ※ 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応が必要となる場合もあり、市町村と都道府県が連携し支援する必要がある。
- ※ 各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。

#### ウ) 成年後見制度利用促進機能

##### (a)受任者調整（マッチング）等の支援

- 親族後見人候補者の支援
  - ・後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行う。
- 市民後見人候補者等の支援
  - ・市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。
- 受任者調整（マッチング）等
  - ・専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
  - ・中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
  - ・家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。
- 家庭裁判所との連携
  - ・中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。

##### (b)担い手の育成・活動の促進

- 市民後見人の研修・育成・活用
  - ・市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行ってきたが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。
  - ・さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。
- 法人後見の担い手の育成・活動支援
  - ・後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。
  - ・担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とする NPO 法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。
  - ・若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

### (c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有している。
- 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。
- 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である高齢者・障害者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべきである。

### エ) 後見人支援機能

- 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、
  - ・ 法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ること。
  - ・ 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作ること（ケース会議開催等）。など、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、支援する。
- ※ 上記チームに加わる関係者として、例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられるが、必要に応じて、これに専門職も加わることも考えられる。
- 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援する。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行う。
- 地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげることとする。

### オ) 不正防止効果

- 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていけば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待される。
- このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることも期待される。
- 上記のような体制が整備されることにより、これまでは、後見人において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がるものと期待される。
- 家庭裁判所への報告や家庭裁判所による監督を補完する形で、後見人による不正の機会を生じさ



せない仕組みや監督などを行う機能を家庭裁判所の外でもどのように充実させていくかについては、法務省等において、最高裁判所や専門職団体、金融機関等とも連携し、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備による不正防止効果も視野に入れつつ、実効的な方策を検討する。

(中略)

#### ⑥優先して整備すべき機能等

- 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするという観点から、まずは、上記④ア) 広報機能やイ) 相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきである。
- また、促進法成立時の参議院内閣委員会附帯決議において、障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるような社会環境の整備を行う旨の決議がなされたことを踏まえ、保佐・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において成年後見制度の利用の相談ができるよう、市町村においては、特に、各地域の相談機能(④イ)の機能)の整備に優先して取り組むよう努めるべきである。
- ④ウ) 成年後見制度利用促進機能とエ) 後見人支援機能についても、今後の認知症高齢者の増加にも対応し、市町村長申立ての適切な実施や、「親亡き後」の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていく支援体制を早期に整備していく観点等からは、早期の整備が期待される場所であるが、まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等について、必要に応じ都道府県の支援を得つつ、早期に設置し、各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備に努めるべきである。
- 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。
- なお、成年後見制度を利用している高齢者・障害者やその後見人の相談対応等の支援も、意思決定支援や身上保護を重視した運用の充実を図る観点から重要であり、既存の資源や仕組み、特に専門職団体を活用するなどにより対応し、見守り体制の強化など支援の必要なケースへの対応等に努めるべきである。

出所) 「成年後見制度利用促進基本計画」平成29年3月24日閣議決定

### (3) 中核機関設置・運営のパターン

- 中核機関の設置・運営形態には様々なパターンが考えられる。
- 設置の区域について、単独は市町村が単独で設置するものであり、広域は複数市町村が共同して設置するものである。
- 運営主体について、直営は市町村が直接設置し運営するものであり、委託は事業の全部または一部を団体等に委託するものである。
- 設置の区域、運営主体は地域の実情に応じて最適なパターンを選択すればよいが、市町村は設置主体として中核機関の整備・運営に責任をもち、庁内関係各課や地域の幅広い関係者を巻き込んだ連携を進める必要がある。

図表 141 中核機関の設置・運営パターン別の特徴

【設置の区域】	【運営主体】	【概要】
単独	直営	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政が直接的に成年後見制度利用促進の責務を果たす方法</li> <li>■ 行政が直接設置・運営することで中核機関の公益性、信頼性、運営の安定性を確保できると考えた場合に選ばれる方法と考えられる</li> <li>■ 成年後見制度に関する事業以外の高齢者・障害者の虐待対応、生活困窮者支援などの業務を一元的に行う体制整備を同時に行うことも考えられる</li> <li>■ いま適切な業務委託先が見出せない場合に、当面の対応として直営で行うことも考えられる</li> </ul>
	社協委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当該の市町村社会福祉協議会に中核機関の全部または一部を業務委託する方法</li> <li>■ 既に権利擁護センターが設置されていて、その機能を活用し発展的に中核機関として位置づける場合に選ばれられると考えられる</li> <li>■ 行政の成年後見制度利用促進に関する責務を果たすうえで、協議会の事務局の機能だけは行政が担う事例もある(愛知県豊田市)</li> <li>■ 地域福祉の総合推進組織であり地域内の住民と関係機関・団体の協議体組織である社会福祉協議会の利点を活かした方法である</li> </ul>
広域	社協委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一定の圏域内の複数の市町村が歩調を合わせて圏域内の特定の社会福祉協議会に業務委託を行う方法</li> <li>■ 社会福祉協議会と市町村はそれぞれ個別に委託契約を締結し、その運営費もそれぞれの市町村から支払われる</li> <li>■ 小規模の市町村が個々に中核機関の機能を整備することが困難な場合に広域による市町村共同型が選ばれることが多い</li> <li>■ 委託先に社会福祉協議会が選ばれる理由は前記の〈単独・社協委託型〉のとおりだが、広域の場合は中核機関の役割と地元の社会福祉協議会の役割の違いや連携方策の検討が必要となる</li> </ul>
	NPO等委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一定の圏域内の複数の市町村が歩調を合わせて圏域内の特定の特定非営利活動法人(NPO法人)等に業務委託を行う方法</li> <li>■ 前記の〈広域・社協委託型〉で示したと同様に小規模の市町村が個々に中核機関の機能を整備することが困難な場合に選ばれることが多い</li> <li>■ 広域の地域で既に成年後見支援を目的として専門職等が任意に連携するネットワーク組織又はNPO法人等を構築している場合にその組織に業務委託することが考えられる</li> </ul>

出所) 本事業検討委員会 手島洋委員長(県立広島大学)作成

図表 142 「成年後見制度利用促進基本計画」に記載された中核機関の設置・運営形態

<p>3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</p> <p>⑤中核機関の設置・運営形態</p> <p>ア) 設置の区域</p> <p>○ 中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。</p> <p>○ ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなど柔軟な実施体制が検討されるべきである。</p> <p>イ) 設置の主体</p> <p>○ 設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報に基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい。</p> <p>○ その際には、下記ウ)に記述するように、例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託すること(複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託)や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう検討されるべきである。</p> <p>○ さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所(本庁・支部・出張所)単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。</p> <p>○ 地域連携ネットワークや中核機関の業務については、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定にのっとり、自主的かつ主体的に、広域的に対応することが必要な地域における地域連携ネットワーク・中核機関の整備の支援及び人材養成や専門職団体との連携確保等広域的な対応が必要となる業務等につき、市町村と協議を行い、必要な支援を行うものとする。</p>
--

#### ウ) 運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO 法人、公益法人等）を市町村が適切に選定するものとする。
- また、市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる。

#### エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

- 協議会等の構成メンバーとなる関係者のうち、特に、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）は、市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画するとともに、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待される。

出所) 「成年後見制度利用促進基本計画」平成 29 年 3 月 24 日閣議決定

## 5.2 中核機関立ち上げに向けたヒント・事例紹介

### (1) 社会保障・セーフティネットとしての成年後見の利用環境を整備する市町村の役割

- 成年後見制度利用促進基本計画では「市町村は、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める」とされているが、努力義務に止まっている。このため、市町村担当者が限られ業務多忙の中では、中核機関の設置に関する検討は、必要性を感じながらも優先順位が低くなりがちである。
- 一方で、介護保険制度と同時に施行された成年後見制度は、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らしていくためのセーフティネットとして介護保険と両輪をなすものであるが、現状では必要な人が誰でも成年後見制度を利用できているとはいえない。
- 今後、認知症高齢者や親族のいない単身高齢者の増加が見込まれる中で、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる環境を整備することは、利用者数を増やすことが目的ではなく、制度利用が必要な人にサービスを届ける「成年後見の社会化」を目指す取り組みといえる。
- これは、市町村が地域の特性を踏まえながら構築を進めている住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの一環といえ、その手段の一つとしての中核機関の設置において市町村が果たすべき役割はきわめて大きい。

### 事例紹介

#### (権利擁護センター＝中核機関のコンセプトで市の責務を確認：総社市)

中核機関でもある総社市権利擁護センターでは、その運営コンセプトとして以下の3点を掲げ、市民サービスとしての幅広い権利擁護を提供する市の公的責任を確認している。

- ①公的責任による権利擁護：総社市として財政及び運営に一定の責任を負う。
- ②総合的・ワンストップ：人的対象別・法制度別ではなく、法制度横断的に対応し、多問題重複ケースにも対応できる。

③市民生活の支援：成年後見制度に特化するのではなく、「市民サービスとしての幅広い権利擁護」を担う組織とする。

## (2) 所管部署と庁内関係課との連携

- 市町村アンケート調査では、成年後見制度の利用促進に複数部署がかかわっている市町村が7割で、多くの市町村で庁内での連携・調整が必要となっている。しかし、これについて庁内で検討する組織がない市町村が過半数であり、複数部署にまたがるテーマなので所管部署が決められないという課題が明らかになった。
- また、直接利用者に関わる部署とそうでない庁内関係各課、利用者に関わる部署でも対応ケース数の多寡によって、成年後見制度の利用促進の必要性に対する意識に温度差があるため、庁内関係者が中核機関の機能・イメージを持ってない、ハードルが高い、業務が増える危惧がある、現状でニーズは充足されていると考えているといった課題が明らかになった。
- 市町村が中核機関の設置主体としてその整備・運営に責任をもつためには、成年後見制度の利用促進の必要性、地域の課題に気づいた所管部署が、まず庁内関係各課を巻き込んで整備・運営方針を示し、市町村行政として地域の幅広い関係者と中核機関設置に向けて協働できる環境を整備する必要がある。
- 庁内関係各課による連絡会議等を設置するのに時間を要する場合は、社会福祉士等、専門職としての共通の視点から庁内、地域の課題抽出ができる職員がまず横断的に課題を共有することから始めることも一案である。

## 事例紹介

### (地域福祉計画の策定をきっかけに庁内体制を構築：米子市)

これまでは、高齢者、障害者のケース対応を所管する長寿社会課、障がい者支援課が、個別ケースで必要に応じて連携してきたが、定期的な連絡会議等は設置していなかった。

令和元年度に福祉政策課が分野横断の地域福祉計画を策定し、その内容を踏まえて令和2年度に成年後見制度利用促進計画を単独で策定することになったことをきっかけに、長寿社会課、障がい者支援課に、従来具体的な連携が少なかった福祉政策課も含めて今後の庁内体制について検討を始めている。

権利擁護に関する相談は、庁内どの部署でも受け付ける可能性があり、その際に適切な対応を行い状況に応じて中核機関等につなぐことができるためには、庁内全体で権利擁護支援の重要性や中核機関の意義について認識する必要がある。今回の検討をきっかけにこのイメージが共有できれば、予算確保や人員体制整備が進みやすくなると期待している。

なお、この検討には、専門職団体が立ち上げ、中核機関の一部機能を委託する想定である権利擁護ネットワークほうきも参加し、中核機関や地域ネットワークのあり方について協議を始めている。

### (行政の部長級と有識者で独自の福祉政策を検討する「全国屈指福祉会議」：総社市)

総社市は、全国屈指の福祉文化先駆都市を実現するため、平成27年度に総合政策部が所管して既存の制度にとらわれない独自の福祉政策を検討する「全国屈指福祉会議」を立

ち上げ、全庁の部長級職員と外部有識者で様々なテーマについて協議・検討している。

**（受託者の市社協からの提案を受ける形で行政関係各課が連携・調整：総社市）**

市の内部だけで中核機関の体制整備について検討すると関係各課の調整が煩雑であるため、権利擁護支援センターを受託している市社協が、センターの運営主体として積極的に中核機関のあり方と予算について提案し、これを受けた市の担当課が財政に部局に予算要求することで円滑に中核機関を設置することができた。

こうしたスタイルをとれた理由としては、これまで市と市社協が様々な事業で協働し横断的な総合相談支援体制を確立してきたこと、市役所と市社協の建物が隣接しておりすぐに協議ができる物理的環境にあること、市社協から市に出向者を出す人事交流があること等が考えられる。

**（包括的な相談体制構築の構築に向けたモデル事業の実施と庁内の連携強化方策の検討：広島市）**

広島市は政令市のため、各区役所に高齢、障害それぞれの相談受付担当部署があり、本庁では高齢福祉課、障害自立支援課、精神保健福祉課が所管部署となっている。相談受付は一義的に区役所で対応し、対応しきれない相談について本庁と連携することになっているが、区役所と本庁それぞれに分野別の部署があるため、ケースごとにどの範囲で連携すればよいかが課題となっている。

このため、今後、区役所の高齢、障害の窓口を総合化することを視野にモデル事業を実施している。具体的には、一つの区を選んで区役所厚生部に地区担当保健師を配置するなど地域共生社会の実現に向けた組織体制の再編を先行的に行い、地区社会福祉協議会等が地域生活課題の相談を包括的に受け止める場づくりなどを進めている。

**(3) 地域の関係者・機関との合意形成の場づくり、運営の担い手確保**

- 市町村アンケート調査では、庁外関係者が中核機関の機能・イメージを持ってない、ハードルが高い、運営の担い手を確保できないという課題が明らかになった。
- 専門職団体や関係機関等の庁外を含めた検討組織が設置されている市町村は全体の1/3程度で、将来的には「協議会」に発展できる可能性がある。一方、庁外を含めて検討する組織がない残り2/3程度の市町村については、組織の必要性を庁内外の関係者で共有し、まず場をつくるのが課題となっている。
- 一方で、各地域には、既に地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく協議会、地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会、権利擁護センターの運営協議会等が存在し、参画するメンバーが重複する場合も多い。
- このため、地域の関係者・機関との連携体制の強化、自発的な協力に向けた合意形成の場として「協議会」の設置を検討する場合は、屋上屋を架するものとならないよう、参加者の負担軽減や事務局業務の効率化にも配慮しながら、既存組織の活用や既存の会議体との有機的な連携を進めることが求められる。



## 事例紹介

### （専門職が立ち上げた広域の権利擁護センターと市町村が官民共同で協議：米子市）

県西部圏域（9市町村）を対象とする広域で成年後見ネットワークを構築するために専門職団体が立ち上げた権利擁護ネットワークほうきと西部圏域の市町村が、権利擁護ネットワークほうきを運営するための各種会議体で権利擁護支援のあり方について官民共同で協議している。具体的には、月1回の運営委員会で、弁護士、福祉職、西部圏域の市町村職員が後見人の受任調整を実施し、年1回の運営適正化委員会で、権利擁護ネットワークほうきから9市町村の担当課長に対して、当該年度の事業報告と次年度事業計画の説明を行い、今後の権利擁護支援の進め方について協議している。これに加えて、年2回の運営適正化委員会担当者会議で具体的な課題について検討している。

また、平成29年度に「成年後見制度利用促進法のあり方検討会」を設置し、権利擁護ネットワークほうき事務局、西部圏域の9市町村、三士会が、中核機関のあり方について検討し、中核機関については各市町村が主体的に地域の状況に応じて一部機能を権利擁護ネットワークほうきに委託することになる見込みである。

### （井原市権利擁護推進会議で協議、消費者安全確保地域協議会としても位置付け：井原市）

平成27年度に、高齢者虐待防止ネットワーク協議会と市民後見人養成事業運営委員会を統合し、井原市高齢者権利擁護推進会議を設置し虐待や成年後見制度利用、市民後見人の養成に関する施策の協議を行ってきた。

令和2年度から障害者の相談支援の広域対応が解消され、市に相談業務が戻ってくることをきっかけに、高齢者、障害者全体としての権利擁護体制を再構築することにし、この会議を、障害福祉分野を含めた「井原市権利擁護推進会議」に発展させ、「協議会」として位置付ける予定である。

この会議の事務局として、従来の地域包括支援センターに加え、障害者を所管する福祉課、消費生活相談を所管する協働推進課も参画することで、この会議を「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」としても位置付け、関係者の負担を軽減しながら実効性のある協議ができるように企図している。

### （権利擁護センター運営のための委員会、ワーキンググループで課題解決：総社市）

市社協委託で運営している権利擁護センターには、センター運営のための事業計画の審議や事業の進捗状況を管理する「運営委員会」と困難事例の検討、事例研究を行う「支援検討委員会」があり、「運営委員会」には市保健福祉部の部課長が参画しているため、公的責任による権利擁護体制の構築・維持について行政としてその場で意思決定ができる。

また、この2つの委員会の下に課題解決型のワーキンググループが設置されている。その一つとして、平成30年度から「成年後見制度利用促進ワーキンググループ」が設置され、中核機関の体制整備についての検討を進めた上で、平成31年4月に中核機関を設置した。

### （「広島市成年後見制度利用促進検討会議」での検討：広島市）

令和元年8月に「広島市成年後見制度利用促進検討会議」を設置し、成年後見制度利用

促進に向けた検討を始め、これまでに2回の会議を開催した。

この会議は、平成25年度から継続してきた「広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会」を拡充したもので、委員は、学識経験者2人、社会福祉士会、弁護士会、司法書士会の代表、市社会福祉協議会、市内の地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、精神科医師、区役所の課長で構成され、事務局は市の高齢福祉課、障害福祉課、障害自立支援課、精神保健福祉課に置いている。

#### (4) ニーズの把握・顕在化

- 市町村アンケート調査では、地域のニーズ把握のやり方が分からない、人員・予算等の制約で地域のニーズ把握を実行できない、関係者が現状でニーズは充足されていると考えているという課題が明らかになった。
- ニーズ把握の方法としては、統計データ等を活用した推計、ユーザーである住民を対象としたアンケート調査等も考えられるが、これらの方法では、個別性の高い成年後見制度の利用ニーズを的確に把握することは難しい場合も多い。このため、まずは相談受付・支援を行っている関係機関を対象にアンケート調査等を実施する方法が一案である。
- また、ニーズを顕在化させる方法は調査だけではない。地域包括支援センターの箇所数や職員数を増やしたり、多機関の協働による包括的支援体制構築事業等を活用した総合相談窓口を設置し、地域のニーズが集約される仕組みをつくる、相談窓口や関係機関に寄せられる相談について対応している専門職と一緒に棚卸してみる、成年後見制度の前段階のニーズが集まりやすい日常生活自立支援事業のケースの具体的な内容を検討してみるといった取り組みを通じて、実際に自分たちのまちで「成年後見制度の利用が必要な人」としてどのような人がどの程度存在するのか、具体的なケースに基づいて特徴や課題を明確化することも有効である。



#### 事例紹介

##### (地域包括の箇所数を増やし住民に身近な相談窓口を拡充してニーズ把握：鳥取市)

地域包括支援センターは、住民に身近な合併時の旧市町村域を基本単位として整備を進めてきた。現在は直営5ヶ所であるが、今後、住民ニーズをよりきめ細かく把握・対応するために運営形態を委託に切り替え、10ヶ所程度に増やす計画である。

##### (直営の地域包括支援センターで市内のニーズを網羅的にキャッチ：井原市)

直営の地域包括支援センターが市役所本庁にあり、社会福祉士と保健師が地区分担でケース対応をしている。合併前の町単位に支所があるが、そこに寄せられた相談についても本庁の地域包括支援センターに集約される。

新規のケアプランはすべて地域包括支援センターで立案するため、市内の全ての要支援ケースを把握できる。また、権利擁護の一環として虐待対応も行っているため、市内の成年後見ニーズを早い段階から網羅的にキャッチできる。

##### (障害者の雇用促進とともに権利擁護支援ニーズが顕在化：総社市)

総社市は「支援学校を卒業した後の働く場所は総社市が担う」という考えに基づき、平

成 23 年度からの 5 年間で障害者 1,000 人の雇用を目指す「障がい者千人雇用」プロジェクトに取り組んだ。障害者雇用数は現在 1,000 人以上となり、そのうち 750 人以上が市内で働いている。雇用促進とともに、地域で暮らす障害者の数が増え、詐欺や消費者被害への対応をはじめとした権利擁護支援ニーズが顕在化し、権利擁護支援センター設置の契機の一つとなった。

（「広島市成年後見制度利用促進検討会議」での関係機関へのアンケート調査：広島市）

日頃から権利擁護や成年後見制度に関して市民からの相談受付及び支援を行っている関係機関（高齢者・障害者を支援する福祉・医療の関係機関、金融機関等）を対象に、相談状況や成年後見制度の利用に関わる要望などを把握し、中核機関の設置に向けて必要な機能・役割についての検討材料とするためのアンケート調査を行った。

#### (5) 中核機関の機能の段階的・計画的な整備

- 市町村アンケート調査では、庁内外の関係者が中核機関の機能・イメージを持ってない、ハードルが高いという課題が明らかになった。
- 「成年後見制度利用促進基本計画」では、中核機関が担うべき具体的機能としては、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の 4 つの機能が掲げられているが、ハコモノを新設するものではなく、地域に応じて柔軟に整備することが可能であることをまず庁内外の関係者が認識する必要がある。
- また、中核機関の機能は中核機関自らが全てを担う必要はなく、地域の実情に応じて地域連携ネットワークの関係団体で分担することも可能である。また、既存の機能で中核機関を整備し段階的・計画的に機能を拡充することで差し支えない。「成年後見制度利用促進基本計画」においても優先的に整備すべき機能は広報、相談の 2 つと記載されている。
- まずは、庁内の関係各課、地域の関係者・機関が、それぞれ取り組んでいる権利擁護支援について情報共有し、市町村全体として見たときに 4 つの機能のうちどの部分は充足しておりどの部分は未整備かを一覧化し共通認識とすることが重要である。権利擁護支援が全く行われていない地域はないので、中核機関の設置検討はゼロからの出発ではなく、現状で十分かという点検の視点から出発し、できることから始めればよい。
- その次に、既に機能はあるがさらなる充実が必要なもの、未整備の機能について、地域の実情をふまえてどのように段階的・計画的に整備するか、関係者全員でロードマップを作成し、取り組みを推進することが期待される。



#### 事例紹介

（既存の権利擁護センターへの委託契約を中核機関としての契約に切り替え：鳥取市）

中核機関に求められる機能は、市から委託している専門職が設立した（一社）とっとり東部権利擁護支援センター、市社協の権利擁護支援センターの業務と、市が事務局として実施している受任調整会議等で満たしているという認識である。

このため、現在の 2 つのセンターへの委託契約を中核機関としての委託契約に変更することで、機能分散型の中核機関を設置する予定である。



**(直営の地域包括支援センターを中核機関として位置づけ、障害所管部署との連携を強化：井原市)**

岡山県、岡山家庭裁判所、岡山弁護士会、岡山県司法書士会、岡山社会福祉士会が作成した「【岡山版】中核機関の設置及び支援体制の手引き」をもとに、市地域包括支援センターと健康福祉部福祉課とで充当できる既存の機能・機関、課題・補足すべき機能を整理し、具体的な設置の方向性を検討した。その結果、市直営の地域包括支援センターを中核機関として位置づけ、健康福祉部福祉課と連携して案件に対応することを想定している。

**(既存の権利擁護センターを中核機関として位置づけ、段階的に機能付加：総社市)**

市社協に委託した権利擁護センターを中核機関として位置づけ、平成31年4月に中核機関を設置した。

現在、中核機関が担っている機能は、従来、権利擁護センターが担ってきた広報、相談、首長申立案件の候補者推薦、支援方針検討段階からかかわっている親族申立案件の候補者推薦、市民後見人の養成・活動支援である。

権利擁護センターが従来対応してこなかった後見人支援機能については、今後、段階的に付加する計画である。

#### (6) 中核機関を運営するための財源確保

- 市町村アンケート調査では、予算措置がなく中核機関の検討や設置について対応ができないという課題が明らかになった。
- 中核機関の設置検討はゼロからの出発ではなく、現状の権利擁護支援の取り組みで十分かという点検の視点から出発し、既存の機能で中核機関を整備し段階的・計画的に機能を拡充することでよいので、当面は既存施策の位置づけを中核機関に変更するだけで新規予算を確保しなくても取り組むことは可能である。
- 一方で、中核機関の設置後に機能を拡充し権利擁護支援の質を上げていくためには、予算の拡充が必要なことも予想される。その場合には、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、多機関の協働による包括的支援体制構築事業、その他国庫補助事業等と連携して一体的に実施できないか、限られた人材・財源を効率的・効果的に検討することが必要である。



#### 事例紹介

**(委託の位置づけが中核機関に代わるだけで財政負担に変更はなし：鳥取市)**

成年後見制度の利用促進については、令和3年度からの次期介護保険事業計画・高齢者福祉計画、障がい福祉計画に盛り込む予定である。

計画に基づいた施策のほうが市の財政部局との調整は円滑に進められる場合が多いが、計画策定は少し先になるが、中核機関設置については既存の委託先への委託の位置づけが変わるだけで、市の財政負担等には大きな変更がないため、財政部局との調整も円滑に進めることができた。

**(既存の機能を中核機関に充当することで新規予算要求はなし：井原市)**

既存の機能・機関を中核機関に充当するので、新規の予算要求も人員増も予定していな

い。できるだけ業務負荷がかからない形で設置準備を進めている。

**(生活困窮、引きこもり支援も含めて総合的な支援体制を構築し、財源を確保：総社市)**  
市社協の権利擁護センターを所管する部署は、生活困窮支援センター、引きこもり支援センターも受託している。3センターあわせて専従6人、兼務2人、嘱託1人、弁護士2人のスタッフがいるため、相互フォローしながら業務を進めることができている。

**(地域に必要な施策は持続性を担保できる市独自財源で実施：総社市)**

市として、地域にとって本当に必要な施策であれば、期限付きの国の財源ではなく独自財源で持続性を担保して実施すべきという方針があるため、福祉分野の新規施策にかかる予算を確保しやすい環境がある。

## (7) 中核機関と地域包括支援センターの連携

- 中核機関設置後に地域包括支援センターに期待されるのは、利用者の身近できめ細かな情報を得ているからこそできる支援、具体的には、ニーズキャッチ・見極め、身近な相談対応である。
- また、センターが直営の場合には、地域包括支援センターとしての立場に加え、行政としての立場でより幅広い業務を担っていることが多いため、中核機関として位置づける選択肢もありうる。



### 事例紹介

**(地域包括を委託に切り替え住民に身近な窓口を増やし、中核機関と連携：鳥取市)**

地域包括支援センターは、住民に身近な合併時の旧市町村域を基本単位として整備を進めてきた。原則として直営であるが、今後、住民ニーズをよりきめ細かく把握・対応するために、運営形態を委託に切り替え箇所数を増やす予定である。

一義的な相談受付窓口は住民に身近な地域包括支援センターとし、そこでの対応が難しい困難ケースは専門職が設立した（一社）とっとり東部権利擁護支援センター（令和2年度から中核機関を委託予定）につなぐ方針である。

**(首長申立手続きノウハウを蓄積し、地域包括で申立対応できる人材を育成：鳥取市)**

首長申立の手続きは、直営の地域包括支援センター単位で実施している。当初はノウハウがなかったため、地域包括支援センターの担当者から敷居が高いイメージを持たれていたが、対応ケース数が蓄積される中で手続きに慣れ、現在は大きな混乱はない。

**(地域包括ケアシステム構築の一環として直営の地域包括支援センターを中核機関に位置付け：井原市)**

直営の地域包括支援センターが市役所本庁にあり、支所からの相談も含め集約される。地域包括支援センターは、新規のケアプランの全件作成や虐待対応等を通じて地域の実情を把握しながら、地域包括ケアシステム構築のための施策のひとつとして成年後見制度の利用促進を推進してきたので、これを中核機関と位置付ける予定である。

## (8) 広域対応と県・県社協、専門職団体等の役割

- 市町村アンケート調査では、小規模市町村を中心に、広域取り組みが必要で単一市町村の取り組みには限界があるという課題が明らかになった。
- 単一市町村では、市民後見人養成の対象人数が少なく事務・財政負担とのバランスが取れなかったり、地域連携ネットワークを構築しようとしても専門職の地域偏在により十分な人材が確保できない場合もある。
- このような場合に、県は市町村のニーズに応じて中核機関の整備の支援として管内市町村の情報収集や参考事例の提供をしたり、国から発出される各種情報のポイントをまとめた研修会を開催したり、人材養成や専門職団体との連携確保等に取り組んだり、専門性の高い司法に関する関係機関との連携を主導したり、広域的な対応を取ることが求められる（成年後見制度利用促進法第15条参照）。
- また、市町村が庁内外の関係者との連携・調整、中核機関の検討を進める際、県がその場に同席し、地域の状況をふまえて第三者の客観的な立場から助言したり、広域対応に向けて市町村間の調整をしたりして、アドバイザーとして地域の合意形成を後押しするアウトリーチ型の支援も期待される。
- こうした県の取り組みに、専門職団体や県社協等も積極的に参加し、専門性を持ち継続的に支援を実践する立場から地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて活躍することが期待される。



### 事例紹介

#### （市町社協、一般社団法人が連携した広域での市民後見人養成：鳥取市）

鳥取市では、平成27年度から県の予算を活用して市民後見人養成事業を市社協に単独で委託してきたが、平成30年度からは東部圏域1市4町の住民が受講できるようにし、各町社協を通じて受講者を募集している。町単独の養成は人数が少なく町行政の負担が過大となること、養成後の活動支援は東部圏域を活動エリアとする（一社）とっとり東部権利擁護支援センター（令和2年度から中核機関を委託予定）が担うことをふまえると、広域対応が効率的である。

#### （県からの周辺市町村の取り組み状況等の情報提供：米子市）

県が、市町村の中核機関の検討の場に出席して県内市町村の中核機関の検討状況等を集約したり、先行している市町村の事例を紹介したりしてくれている。これらは、市の方角性を検討するための参考情報として役立つ。

#### （「【岡山版】中核機関設置マニュアル」を参照して設置検討が加速：井原市）

中核機関の設置について、高齢者分野はすでに一定程度の機能が整備できている中で、これ以上どう対応すればよいか分からずにいた。

令和元年8月に県が開催した市町村向け研修会で、岡山県、岡山家庭裁判所、岡山弁護士会、岡山県司法書士会、岡山社会福祉士会が作成した「【岡山版】中核機関の設置及び支援体制の手引き」の説明があり、具体的にどこまで何をすればよいかA4 4ページで簡潔に提示されたことで、具体的な設置までの取り組みイメージができた。また、条例制定や新たな予算確保は必要ないことも確認できた。

そこで、この手引き、マニュアルを参照しながら、庁内外の関係者と検討を開始し、数ヶ月で具体的な設置の方向性について決定することができ令和 2 年度から中核機関を設置することとなった。

**（権利擁護アドバイザーからの助言体制：井原市）**

井原市は（公）リーガル・エイド岡山と権利擁護アドバイザー契約を結んでおり、アドバイザーである弁護士（財産管理）・精神保健福祉士（身上監護）から、月 1 回、権利擁護に関する専門的助言を受けられる体制を構築しており、ここで後見人の受任調整も実施している。このため、中核機関の設置についても、まずはアドバイザーと協議して設置イメージ案を作成した。

**（三士会との情報交換：広島市）**

平成 28 年度から社会福祉士会、弁護士会、司法書士会が成年後見制度の利用促進に向けて情報交換を行う非公式な会議があり、平成 30 年度に広島市にも声かけがあったため参加するようになった。広島市に加えて、県、県社協、広島市社協、広島家庭裁判所の担当者も参加している。開催頻度は、2, 3 か月に 1 回程度である。

ここでは、国の資料を用いて利用促進の意義等について出席者で勉強したり、利用促進の取り組みの現状について市から情報提供したり、三士会が県内の他市町村の取り組み状況を訪問調査した結果を報告したりしている。

### 5.3 参考資料

中核機関の設置をはじめとした成年後見制度の利用促進についてさらに詳しく知りたい場合は、厚生労働省ウェブサイトを参照されたい。

ここには、成年後見制度の利用の促進に関する法律等、成年後見制度の利用の促進に関する施策等、地域における成年後見制度利用促進に関する手引き等、成年後見制度利用促進ニュースレター、自治体事例紹介、関連リンク集等が掲載されている。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

## 6. 事業報告会の開催結果

### 6.1 事業報告会の概要

#### 6.1.1 名称

令和元年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業「認知症高齢者等を支えるやさしい地域づくりに向けた成年後見制度の利用に係る相談体制とネットワーク構築に関する調査研究」事業報告会『中核機関のつくり方・活かし方～地域の支援システムと成年後見制度の利用促進～』

#### 6.1.2 開催目的

平成 28（2016）年度に成年後見制度利用促進法が施行され、国の基本計画に基づき、令和 3（2021）年度までにすべての市町村で中核機関を整備することが目指されている。しかし、中核機関の機能・イメージが持てない、地域にニーズがあるか分からない、運営の担い手を確保できない、庁内外の連携が難しい、単一市町村では対応しきれないといった課題から、対応に苦慮されている市町村が多くある。本報告会は、調査研究から見えてきた中国 5 県の中核機関設置の現状と課題をもとに、高齢者を地域で支えるシステムづくりの一環としての中核機関設置の意義、既存の地域資源やネットワークを活用した中核機関のつくり方・活かし方について、関係者で考える機会を目的として、事業報告会を開催した。

#### 6.1.3 主催

株式会社三菱総合研究所

#### 6.1.4 日時・場所

○日時：令和 2 年 2 月 14 日（金）13:00～16:30

○場所：TKP ガーデンシティ広島駅前大橋 ホール 6A（広島県広島市南区京橋町 1-7 アスティ広島京橋ビルディング）

#### 6.1.5 プログラム

事業報告会の具体的なプログラム内容は以下の通りである。

名称	令和元年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業「認知症高齢者等を支えるやさしい地域づくりに向けた成年後見制度の利用に係る相談体制とネットワーク構築に関する調査研究」事業報告会 『中核機関のつくり方・活かし方～地域の支援システムと成年後見制度の利用促進～』
日時	令和 2 年 2 月 14 日（金）13:00～16:30
場所	TKP ガーデンシティ広島駅前大橋 ホール 6A （広島県広島市南区京橋町 1-7 アスティ広島京橋ビルディング）

主催	株式会社三菱総合研究所
参加者	市町村行政（成年後見所管部署、地域包括ケア所管部署他）、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人（社協以外）、社協・社会福祉法人以外の福祉・介護サービス事業者、地域包括支援センター、権利擁護センター、成年後見センター、社会福祉士（団体含む）等 73人
参加費	無料

図表 143 事業報告会のプログラム

時間	内容
13:05～13:30	行政説明「成年後見制度利用促進における中核機関の役割」 西村 慎太郎 氏（厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室長補佐）
13:30～13:50	事業報告「調査からみえた中国 5 県の中核機関設置の現状と課題」 手島 洋 氏（県立広島大学 保健福祉学部人間福祉学科 講師、本事業委員会委員長）
13:50～14:50	事例紹介「中核機関の設置に向けた取り組み」 中井 俊雄 氏（岡山県総社市社会福祉協議会 事務局次長、岡山県社会福祉士会 顧問） 寺垣 琢生 氏（鳥取県弁護士会 高齢者・障がい者の権利に関する委員会 委員、（一社）とっとり東部権利擁護支援センター理事長） 渡辺 秀美 氏（島根県益田市 福祉環境部 高齢者福祉課 主任）
	（ 休 憩 ）
15:05～16:25	パネルディスカッション「地域づくりの一環としての中核機関の設置・活用」 《パネリスト》 事例紹介者 3 人 《コーディネーター》 手島 洋 氏（前出） 《アドバイザー》 西村 慎太郎 氏（前出）
16:25～16:30	閉会

#### 6.1.6 参加者数

事業報告会の参加者は 73 人であった。

所属区分別にみると、市町村行政（成年後見所管部署）、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉士（団体含む）の参加割合が高かった。

図表 144 事業報告会の参加者数；所属区分別

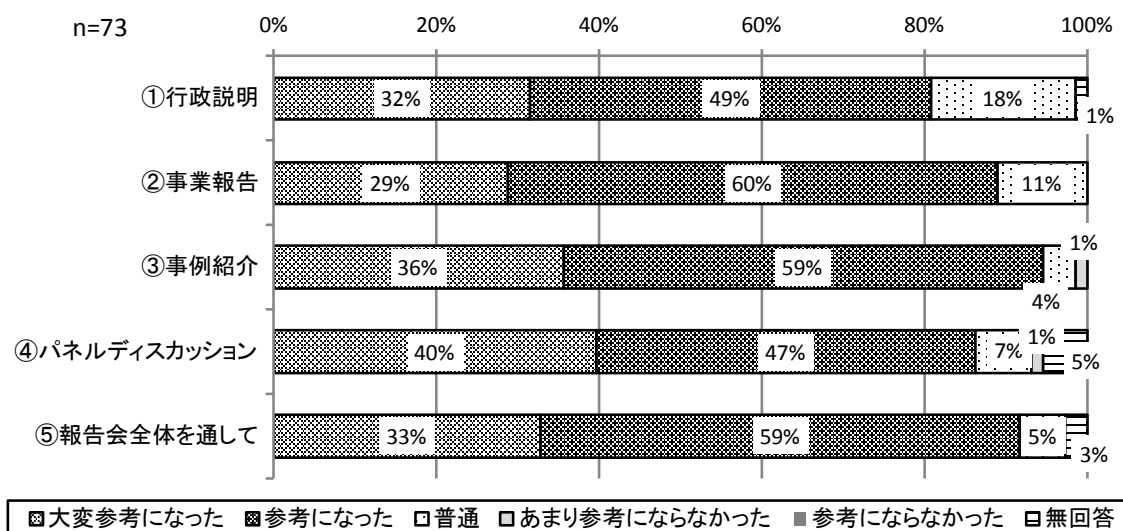
所属	人数	割合
合計	73	100%
市町村行政（成年後見所管部署）	17	23%
市町村行政（地域包括ケア所管部署）	8	11%
市町村行政（その他）	3	4%
市町村社会福祉協議会	14	19%
社会福祉法人（社協以外）	0	0%
社協・社会福祉法人以外の福祉・介護サービス事業者	0	0%
地域包括支援センター	11	15%
権利擁護センター、成年後見センター	4	5%

所属	人数	割合
社会福祉士（団体含む）	10	14%
弁護士（団体含む）	2	3%
司法書士（団体含む）	3	4%
県行政	4	5%
県社会福祉協議会	4	5%
その他	6	8%

### 6.1.7 参加者アンケート結果

事業報告会の参加者アンケートの結果をみると、どのプログラムも「大変参考になった」「参考になった」を合わせた割合が8割を超えており、概ね好評であった。

図表 145 事業報告会プログラム内容について



### 6.2 事業報告会資料

事業報告会で講師が使用した資料は、資料編 P141～参照。

## 7. 資料編

### 7.1 アンケート調査票

	⇒該当する選択肢の横に○印
	⇒プルダウンメニューから1つ選んでください
	⇒数値を入力してください
	⇒文字等を入力してください

令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業  
認知症高齢者等を支えるやさしい地域づくりに向けた成年後見制度の利用に係る  
相談体制とネットワーク構築に関する調査

基本情報（回答者情報）	
市町村名	
回答部署名	

I.成年後見制度の利用促進に関わる行政の庁内体制、相談窓口の状況

問1. 貴自治体における成年後見制度の利用に関わる部署の部署名を記入してください（複数回答可）。  
あわせて、その部署が所管している施策について、当てはまる番号全てに○をつけてください。

No.	部署名	主たる所管部署 (1つに○)	当該部署が所管する施策（全てに○）								
			1 統 括 社 会 福 祉 課 ・ 総 務 課	2 地 域 福 祉 課	3 高 齢 福 祉 課	4 障 害 福 祉 課	5 虐 待 対 応 課	6 首 長 申 立 後 見 の 課	7 生 活 保 護 課	8 生 活 困 窮 課	
例	地域福祉課			○							○
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

問2. 貴自治体における高齢者等の相談窓口についてうかがいます。  
(1) 相談窓口の箇所数を記入してください。

		直営	委託
地域包括支援センター	基幹型	か所	か所
	機能強化型	か所	か所
	その他	か所	か所
	ブランチ	か所	か所
基幹相談支援センター（障害）		か所	か所
障害者相談支援事業（基幹ではない一般的な相談窓口）		か所	か所
自立相談支援機関（生活困窮）		か所	か所

(2) 貴自治体の地域包括支援センターには認知症支援のための以下のような人員・チームが配置されていますか。  
(複数回答可。1か所でも配置されていれば「配置あり」としてください)

	1.認知症地域支援推進員
	2.認知症初期集中支援チーム
	3.上記の人員・チームは配置されていない



問3. 貴自治体では権利擁護センターを設置していますか。

※ ここでいう「権利擁護センター」とは、権利擁護センター、成年後見センター等の名称の如何を問わず、高齢者や障害者、日常生活上の判断に不安のある方が、地域で安心して生活できるよう、日常生活全般、財産の管理、消費・契約上の問題に関する相談に乗ったり、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を支援したりするセンターで、直営・委託・補助等により貴自治体が運営に関与しているセンターを言います。

(選択)	1.設置済み	3.庁外関係者を含めて設置について検討中
	2.行政内部で設置について検討中	4.設置について検討はしていない

【問3で「1～3（設置済み、または設置検討中）」と回答した方にうかがいます】

(1) 権利擁護センターの設置時期（予定含む）を記入してください。

(選択)	年度
------	----

(2) 権利擁護センターの運営形態（予定含む）を記入してください。

(選択)	1.直営	2.委託・補助	3.未定
------	------	---------	------

委託先： (選択) 1.社協 2.その他法人等 3.未定

(3) 権利擁護センターの事業対象地域（予定含む）を記入してください。

(選択)	1.単独市町村	2.広域（複数市町村）	3.未定
------	---------	-------------	------

(4) 権利擁護センターの成年後見制度の利用に関する機能（予定含む）について記入してください（複数回答可）。

【広報機能】			
	1.パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知		
	2.地域住民向けの説明会等の開催		
	3.地域包括支援センターや施設職員等への説明会等の開催		
	4.その他 →具体的に		
【相談機能】			
	5.窓口で各種相談や申立手続き支援（専門職（団体）の紹介を含む）		
	6.施設等への出張相談の実施		
	7.専門職による相談会の開催		
	8.その他 →具体的に		
【利用促進機能】			
	9.申立前に、適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦するための会議（受任調整会議）の実施		
	→対象となるケース（複数回答可）	ア.首長申立のケース	イ.首長申立以外のケース
	→対象となる候補者（複数回答可）	ア.専門職後見人	イ.法人後見
		ウ.市民後見人	エ.親族後見人
	10.市民後見人の養成		
	11.その他 →具体的に		
【後見人支援機能】			
	12.後見人等からの各種相談に対応		
	→対象（複数回答可）	ア.市民後見人	イ.親族後見人
		ウ.専門職後見人	エ.法人後見
		オ.支援関係者や家族	
	13.後見人の定期報告の手続支援を実施		
	→対象（複数回答可）	ア.市民後見人	イ.親族後見人
	14.専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施		
	15.後見人の連絡会を開催		
	→対象（複数回答可）	ア.市民後見人	イ.親族後見人
		ウ.専門職後見人	
	16.本人の状態やチームによる支援状況等についての見守り		
	17.本人の状況変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整		
	18.その他 →具体的に		
【その他】			
	19.法人後見の受任		
	20.後見監督の受任		

II. 成年後見制度の利用促進体制整備の取り組み方針

問4. 貴自治体では、成年後見制度の利用促進体制整備について庁内で検討する組織はありますか（複数回答可）。

<input type="checkbox"/>	1. 所管部署内に会議体がある																		
<input type="checkbox"/>	2. 庁内関係部署を集めた管理職レベルの会議体がある																		
<input type="checkbox"/>	→ 参画部署（全てに○）：																		
<input type="checkbox"/>	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ア. 福祉総務・総括</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>イ. 地域福祉</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ウ. 高齢福祉</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>エ. 障害福祉</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>オ. 虐待対応</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>カ. 成年後見の首長申立</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>キ. 生活保護</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ク. 生活困窮</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ケ. その他</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	ア. 福祉総務・総括	<input type="checkbox"/>	イ. 地域福祉	<input type="checkbox"/>	ウ. 高齢福祉	<input type="checkbox"/>	エ. 障害福祉	<input type="checkbox"/>	オ. 虐待対応	<input type="checkbox"/>	カ. 成年後見の首長申立	<input type="checkbox"/>	キ. 生活保護	<input type="checkbox"/>	ク. 生活困窮	<input type="checkbox"/>	ケ. その他
<input type="checkbox"/>	ア. 福祉総務・総括	<input type="checkbox"/>	イ. 地域福祉	<input type="checkbox"/>	ウ. 高齢福祉														
<input type="checkbox"/>	エ. 障害福祉	<input type="checkbox"/>	オ. 虐待対応	<input type="checkbox"/>	カ. 成年後見の首長申立														
<input type="checkbox"/>	キ. 生活保護	<input type="checkbox"/>	ク. 生活困窮	<input type="checkbox"/>	ケ. その他														
<input type="checkbox"/>	3. 庁内関係部署を集めた実務担当者レベルの会議体がある																		
<input type="checkbox"/>	→ 参画部署（全てに○）：																		
<input type="checkbox"/>	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ア. 福祉総務・総括</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>イ. 地域福祉</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ウ. 高齢福祉</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>エ. 障害福祉</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>オ. 虐待対応</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>カ. 成年後見の首長申立</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>キ. 生活保護</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ク. 生活困窮</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ケ. その他</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	ア. 福祉総務・総括	<input type="checkbox"/>	イ. 地域福祉	<input type="checkbox"/>	ウ. 高齢福祉	<input type="checkbox"/>	エ. 障害福祉	<input type="checkbox"/>	オ. 虐待対応	<input type="checkbox"/>	カ. 成年後見の首長申立	<input type="checkbox"/>	キ. 生活保護	<input type="checkbox"/>	ク. 生活困窮	<input type="checkbox"/>	ケ. その他
<input type="checkbox"/>	ア. 福祉総務・総括	<input type="checkbox"/>	イ. 地域福祉	<input type="checkbox"/>	ウ. 高齢福祉														
<input type="checkbox"/>	エ. 障害福祉	<input type="checkbox"/>	オ. 虐待対応	<input type="checkbox"/>	カ. 成年後見の首長申立														
<input type="checkbox"/>	キ. 生活保護	<input type="checkbox"/>	ク. 生活困窮	<input type="checkbox"/>	ケ. その他														
<input type="checkbox"/>	4. その他 → 具体的に																		
<input type="checkbox"/>	5. 庁内で検討する組織はない																		

問5. 貴自治体では、成年後見制度の利用促進体制整備について庁外関係者を含めて検討する組織はありますか。

<input checked="" type="checkbox"/>	1. 庁外関係者を含めて検討する組織がある
<input type="checkbox"/>	2. 庁外関係者を含めて検討する組織はない

【問5で「1. 庁外関係者を含めて検討する組織がある」と回答した方にうかがいます】

(1) 検討組織はどのような会議体ですか。（複数回答可）

(1)で選んだ会議体の中に、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「協議会」（各種専門職団体・関係機関が参加して、協力・連携強化を協議し、地域課題の検討・調整・解決などを行う会議体）として位置づけられているものはありますか。

<input type="checkbox"/>	1. 成年後見制度利用促進に向けた体制整備のために新設した合議体	→ <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	2. 成年後見制度利用促進計画の策定・進行管理のための委員会	→ <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	3. 自治体の福祉施策等について総合的な検討を行う審議会やその部会	→ <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	4. 地域ケア推進会議	→ <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	5. 障害者自立支援協議会	→ <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	6. 高齢者虐待防止ネットワーク連絡会	→ <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	7. 障害者虐待防止ネットワーク連絡会	→ <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	8. 権利擁護センター運営委員会	→ <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	9. その他 → 具体的に	→ <input type="checkbox"/>

(2) 検討組織でこれまで議題として取り上げた具体的なテーマを記入してください（複数回答可）。複数の組織がある場合、いずれか1つの組織でも議題として取り上げていれば「テーマあり」としてカウントしてください。

<input type="checkbox"/>	1. 中核機関の設置・運営方針
<input type="checkbox"/>	2. 中核機関の4つの機能（広報、相談対応、利用促進、後見人支援）の段階的・計画的整備方針
<input type="checkbox"/>	3. 「チーム」「協議会」の具体化の方針
<input type="checkbox"/>	4. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築方針
<input type="checkbox"/>	5. 成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定・評価
<input type="checkbox"/>	6. 成年後見制度の利用者、対象者の把握（人数、ニーズ）
<input type="checkbox"/>	7. 成年後見制度の担い手の確保
<input type="checkbox"/>	8. 地域の関係機関の状況把握（箇所数、方針等）
<input type="checkbox"/>	9. 広域対応の必要性
<input type="checkbox"/>	10. その他 → 具体的に

(3) 検討組織に参画しているメンバーを記入してください(複数回答可)。  
 複数の組織がある場合、いずれか1つでも参画していれば「参画あり」としてカウントしてください。

<input type="checkbox"/>	1.学識経験者	<input type="checkbox"/>	18.その他福祉系専門職 (専門職団体を含む)
<input type="checkbox"/>	2.市町村社会福祉協議会	<input type="checkbox"/>	19.その他士業団体 (行政書士、税理士、精神保健福祉士等)
<input type="checkbox"/>	3.地域包括支援センター	<input type="checkbox"/>	20.後見を行っている団体・法人
<input type="checkbox"/>	4.基幹相談支援センター (障害)	<input type="checkbox"/>	21.金融機関
<input type="checkbox"/>	5.自立相談支援機関 (生活困窮)	<input type="checkbox"/>	22.警察
<input type="checkbox"/>	6.介護支援専門員	<input type="checkbox"/>	23.消費生活センター
<input type="checkbox"/>	7.障害者相談支援専門員	<input type="checkbox"/>	24.家庭裁判所
<input type="checkbox"/>	8.福祉サービス施設・事業所	<input type="checkbox"/>	25.民生委員・児童委員
<input type="checkbox"/>	9.認知症地域支援推進員	<input type="checkbox"/>	26.自治会等地域関係団体
<input type="checkbox"/>	10.認知症初期集中支援チーム	<input type="checkbox"/>	27.NPO、ボランティア団体
<input type="checkbox"/>	11.認知症疾患医療センター	<input type="checkbox"/>	28.当事者団体
<input type="checkbox"/>	12.その他の医療機関	<input type="checkbox"/>	29.家族会
<input type="checkbox"/>	13.弁護士 (専門職団体を含む)	<input type="checkbox"/>	30.一般市民
<input type="checkbox"/>	14.司法書士 (専門職団体を含む)	<input type="checkbox"/>	31.都道府県行政
<input type="checkbox"/>	15.その他法律系専門職 (専門職団体を含む)	<input type="checkbox"/>	32.都道府県社会福祉協議会
<input type="checkbox"/>	16.社会福祉士 (専門職団体を含む)	<input type="checkbox"/>	33.その他 →具体的に <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	17.精神保健福祉士 (専門職団体を含む)	<input type="checkbox"/>	

問6. 貴自治体では、成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画を策定していますか(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	1.策定済み	<input type="checkbox"/>	3.庁外関係者を含めて策定について検討中
<input type="checkbox"/>	2.行政内部で策定について検討中	<input type="checkbox"/>	4.策定について検討はしていない

【問6で「1.～3.(策定済み、または策定検討中)」と回答した方にうかがいます】

(1) 計画期間(予定含む)を記入してください。

始期	(選択)	年度
終期	(選択)	年度

(2) 計画の位置づけ(予定含む)を記入してください。

<input type="checkbox"/>	1.単独の計画として策定	4.その他
	2.地域福祉計画と一体的に策定	→具体的に <input type="text"/>
	3.高齢・障害の分野別計画と一体的に策定	5.未定

(3) 計画の中に中核機関の設置・運営に関する内容は盛り込まれていますか(予定含む)(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	1.中核機関の設置・運営方針を盛り込んでいる
<input type="checkbox"/>	2.中核機関の4つの機能(広報、相談対応、利用促進、後見人支援)の段階的・計画的整備方針を盛り込んでいる
<input type="checkbox"/>	3.その他 →具体的に <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	4.中核機関の設置・運営については盛り込んでいない
<input type="checkbox"/>	5.未定

III. 中核機関の設置検討

問7. 貴自治体では中核機関を設置していますか。

(選択)	1. 設置済み	3. 庁外関係者を含めて設置について検討中
	2. 行政内部で設置について検討中	4. 設置について検討はしていない

【問7で「1.～3.（設置済み、または設置検討中）」と回答した方にうかがいます】

(1) 中核機関の設置に向けて、これまでに実施した取り組みについて記入してください（複数回答可）。

<input type="checkbox"/>	1. 成年後見制度利用促進法、国基本計画の内容を確認した
<input type="checkbox"/>	2. 国の「地域における成年後見制度利用促進に関する手引き等」の内容を確認した
<input type="checkbox"/>	3. 県等が開催するセミナーに参加した
<input type="checkbox"/>	4. 県に方針確認、相談した
<input type="checkbox"/>	5. 中核機関設置の所管部署を決定した
<input type="checkbox"/>	6. 先進地視察を実施した
<input type="checkbox"/>	7. 同規模・近隣自治体等に状況を照会した
<input type="checkbox"/>	8. 自治体内のニーズや社会資源の現状を把握した
<input type="checkbox"/>	9. 中核機関の設置・運営方針を決定した
<input type="checkbox"/>	10. 庁内で検討する組織を設置した
<input type="checkbox"/>	11. 庁外関係者を含めて検討する組織を設置した
<input type="checkbox"/>	12. 委託予定先と協議を実施した
<input type="checkbox"/>	13. 専門職団体と協議を実施した
<input type="checkbox"/>	14. 家庭裁判所と協議を実施した
<input type="checkbox"/>	15. その他の関係機関・団体と協議を実施した
<input type="checkbox"/>	16. 中核機関の設置検討や具体的な設置に向けた予算を確保した
<input type="checkbox"/>	17. 広域対応に向けて近隣市町村、県、関係機関・団体と協議を実施した
<input type="checkbox"/>	18. その他 →具体的に
<input type="checkbox"/>	19. 上記に実施した取り組みはない

(2) 中核機関の設置時期（予定含む）を記入してください。

(選択)  年度

(3) 中核機関の運営形態（予定含む）を記入してください。

(選択)	1. 直営	2. 委託・補助	3. 未定
------	-------	----------	-------

委託先： (選択) 1. 社協 2. その他法人等 3. 未定

(4) 中核機関の事業対象地域（予定含む）を記入してください。

(選択)	1. 単独市町村	2. 広域（複数市町村）	3. 未定
------	----------	--------------	-------

(5) 中核機関の設置方法（予定含む）を記入してください。

(選択)	【一機関に機能集中させるモデル】
	1.既存の権利擁護センターを中核機関と位置付け、機能を付加する
	2.既存の権利擁護センター以外の機関を中核機関と位置付け、機能を付加する
	3.新たに権利擁護センターを立ち上げ、中核機関とする
	4.新たに権利擁護センター以外の機関を立ち上げ、中核機関とする
	【機能分担モデル】
	5.複数の機関で中核機関の機能を分担する
	【その他】
	6.その他 →具体的に
	7.未定

【問7(5)で「1.～4.（一機関に機能集中させるモデル）」と回答した方にうかがいます】

- ① 成年後見制度の利用促進に求められる以下のような機能について、中核機関が設置された後は、主としてどの機関が対応する予定ですか。また、その機能は単独市町村、広域（複数市町村）のどちらの単位で提供されることが望ましいとお考えですか。

	主として対応する機関 (各項目1つに○)	提供単位 (各項目1つに○)
	1 中核機関 2 権利擁護センター 3 市町村行政 4 市町村社協 5 地域包括支援センター 6 基幹相談支援センター（障害） 7 自立相談支援機関（生活困窮） 8 専門職団体 9 都道府県 10 都道府県社協 11 その他 12 実施なし	1 単独市町村 2 広域
【広報機能】		
1.パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知	(選択)	(選択)
2.地域住民向けの説明会等の開催	(選択)	(選択)
3.地域包括支援センターや施設職員等への説明会等の開催	(選択)	(選択)
4.その他	(選択)	(選択)
【相談機能】		
5.窓口で各種相談や申立手続き支援（専門職（団体）の紹介を含む）	(選択)	(選択)
6.施設等への出張相談の実施	(選択)	(選択)
7.専門職による相談会の開催	(選択)	(選択)
8.その他	(選択)	(選択)
【利用促進機能】		
9.申立前に、適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦するための会議（受任調整会議）の実施	(選択)	(選択)
10.市民後見人の養成	(選択)	(選択)
11.その他	(選択)	(選択)
【後見人支援機能】		
12.後見人等からの各種相談に対応	(選択)	(選択)
13.後見人の定期報告の手續支援を実施	(選択)	(選択)
14.専門職の雇い上げ等により相談や手續支援を実施	(選択)	(選択)
15.後見人の連絡会を開催	(選択)	(選択)
16.本人の状態やチームによる支援状況等についての見守り	(選択)	(選択)
17.本人の状況変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整	(選択)	(選択)
18.その他	(選択)	(選択)
【その他】		
19.法人後見の受任	(選択)	(選択)
20.後見監督の受任	(選択)	(選択)

【問7(5)で「5（機能分担モデル）」と回答した方にうかがいます】

② 中核機関の機能分担する機関として、どこを想定していますか（予定含む）（複数回答可）。

<input type="checkbox"/>	1.権利擁護センター	<input type="checkbox"/>	5.基幹相談支援センター（障害）	<input type="checkbox"/>	9.都道府県社協
<input type="checkbox"/>	2.市町村行政	<input type="checkbox"/>	6.自立相談支援機関（生活困窮）	<input type="checkbox"/>	10.その他
<input type="checkbox"/>	3.市町村社協	<input type="checkbox"/>	7.専門職団体	→具体的に	
<input type="checkbox"/>	4.地域包括支援センター	<input type="checkbox"/>	8.都道府県	<input type="checkbox"/>	11.未定

③ 成年後見制度の利用促進に求められる以下のような機能について、中核機関が設置された後は、主としてどの機関が対応する予定ですか。また、その機能は単独市町村、広域（複数市町村）のどちらの単位で提供されることが望ましいとお考えですか。

	主として対応する機関 (各項目1つに○)	提供単位 (各項目1つに○)
	1 権利擁護センター 2 市町村行政 3 市町村社協 4 地域包括支援センター 5 基幹相談支援センター（障害） 6 自立相談支援機関（生活困窮） 7 専門職団体 8 都道府県 9 都道府県社協 10 その他 11 実施なし	1 単独市町村 2 広域
<b>【広報機能】</b>		
1.パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知	(選択)	(選択)
2.地域住民向けの説明会等の開催	(選択)	(選択)
3.地域包括支援センターや施設職員等への説明会等の開催	(選択)	(選択)
4.その他	(選択)	(選択)
<b>【相談機能】</b>		
5.窓口で各種相談や申立手続き支援（専門職（団体）の紹介を含む）	(選択)	(選択)
6.施設等への出張相談の実施	(選択)	(選択)
7.専門職による相談会の開催	(選択)	(選択)
8.その他	(選択)	(選択)
<b>【利用促進機能】</b>		
9.申立前に、適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦するための会議（受任調整会議）の実施	(選択)	(選択)
10.市民後見人の養成	(選択)	(選択)
11.その他	(選択)	(選択)
<b>【後見人支援機能】</b>		
12.後見人等からの各種相談に対応	(選択)	(選択)
13.後見人の定期報告の手続支援を実施	(選択)	(選択)
14.専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施	(選択)	(選択)
15.後見人の連絡会を開催	(選択)	(選択)
16.本人の状態やチームによる支援状況等についての見守り	(選択)	(選択)
17.本人の状況変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整	(選択)	(選択)
18.その他	(選択)	(選択)
<b>【その他】</b>		
19.法人後見の受任	(選択)	(選択)
20.後見監督の受任	(選択)	(選択)

(6) 高齢者の成年後見制度の利用促進において、地域包括支援センターは、総合相談・権利擁護の窓口として重要な位置を占めると考えられます。中核機関が設置された後の地域の関係機関の役割分担を想定した場合、成年後見制度の利用の各段階において、地域包括支援センターはどのようなかかわりを持つことが望ましいと考えますか。

	地域包括のかかわり (各項目1つに○)			
	1 対 応	2 主 た る 機 関 と し て	3 連 携 先 と し て 対 応 し な い	4 分 か ら な い
<b>【広報・啓発】</b>				
1.研修・講習会等による周知・広報				(選択)
2.相談を受けつけていることがわかるような工夫				(選択)
3.地域包括支援センターや施設職員等への説明会等の開催				(選択)
<b>【相談受付・アセスメント・支援方針の検討】</b>				
4.定期的な見守りなど、権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチするための取り組み				(選択)
5.成年後見制度の利用者コースの見極めのための取り組み				(選択)
6.検討のための会議への専門職（法律・福祉・医療など）の派遣の仕組み				(選択)
7.市区町村長申立ての判断のための検討会議				(選択)
8.任意後見契約を締結している利用者の監査人選任のタイミングに関する助言・サポート				(選択)
<b>【成年後見制度の利用促進（候補者調整）】</b>				
9.申立に関わる相談・支援				(選択)
10.診断書作成の支援				(選択)
11.申立前に、適切な候補者を推薦するための検討会議（受任調整会議等）（首長申立ケース）				(選択)
12.申立前に、適切な候補者を推薦するための検討会議（受任調整会議等）（首長申立以外のケース）				(選択)
13.専門職能団体から適切な候補者の推薦を受ける仕組み				(選択)
<b>【後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）】</b>				
14.後見人等と支援関係者の調整やコーディネート（支援会議、顔合わせ等）				(選択)
15.市民後見人からの相談受付				(選択)
16.親族後見人からの相談受付				(選択)
17.専門職後見人からの相談受付				(選択)
18.支援関係者や家族からの相談受付				(選択)
19.専門職団体等からの相談受付				(選択)
20.本人の状況の変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整（類型変更や後見人の交代等の検討）				(選択)
21.市民後見人の家庭裁判所への提出書類についての相談・助言				(選択)
22.親族後見人の家庭裁判所への提出書類についての相談・助言				(選択)
23.後見人同士の関係構築を支援するために定期的に集まる場（連絡会等）の開催				(選択)

問8. 貴自治体では、中核機関の設置・運営について、以下のような項目はどの程度課題になっていますか。

	(各項目1つに○)			
	1 と な っ て い る	2 非 常 に 大 き な 課 題 と な っ て い る	3 い 課 題 と な っ て い な い	4 分 か ら な い
1.庁内の関係者が中核機関の機能、イメージを持ってない			(選択)	
2.庁外の関係者が中核機関の機能、イメージを持ってない			(選択)	
3.庁内の関係者が抱えている中核機関のイメージのハードルが高い(機能が多い、負担が大きい)			(選択)	
4.庁外の関係者が抱えている中核機関のイメージのハードルが高い(機能が多い、負担が大きい)			(選択)	
5.成年後見制度の利用に関する地域のニーズ把握のやり方が分からない			(選択)	
6.人員、予算、その他の制約で成年後見制度の利用に関する地域のニーズ把握を実行できない			(選択)	
7.庁内の関係者が成年後見制度の利用に関する地域のニーズが小さい、または、現状でニーズは充足されていると考えている			(選択)	
8.庁外の関係者が成年後見制度の利用に関する地域のニーズが小さい、または、現状でニーズは充足されていると考えている			(選択)	
9.中核機関の運営の担い手を確保できない			(選択)	
10.業務が多忙で、中核機関について検討する時間が取れない			(選択)	
11.予算措置がなく、中核機関の検討や設置について対応ができない			(選択)	
12.複数部署にまたがるテーマであり、所管部署が決められない			(選択)	
13.庁内の関係部局の協議の場がないため対応の検討ができない			(選択)	
14.庁外の関係者も含めた協議の場がないため対応の検討ができない			(選択)	
15.庁内外の関係者とのネットワークはあるものの、連携して対応できていない			(選択)	
16.庁内の関係者が中核機関ができると自身の業務が増えると危惧している			(選択)	
17.庁外の関係者が中核機関ができると自身の業務が増えると危惧している			(選択)	
18.庁内の関係者が対応の必要性を感じていない			(選択)	
19.庁外の関係者が対応の必要性を感じていない			(選択)	
20.広域取り組みが必要で、単一市町村の取り組みには限界がある			(選択)	

問9. 中核機関の設置・運営、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、そこの市町村行政・地域包括支援センター等の役割について心配・不安に感じておられることや、中核機関の設置促進に向けて県・厚生局・国等に求めることがあれば、自由に記入してください。

■■■調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました■■■



## 成年後見制度利用促進における 中核機関の役割



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
成年後見制度利用促進室

0

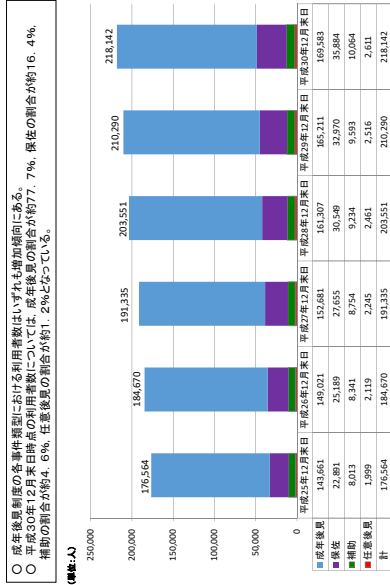
### 認知症の人の将来推計について

- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
  - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合：19%。
  - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合：20.6%。
- ※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。  
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。
- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成24年度厚生労働省高齢社会政策特別研究事業 九州大学 二宮敦樹)による推定値

	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
各年齢層の認知症有病者数(推定)	462万人	602万人	744万人	862万人	797万人	850万人	850万人
認知症の有病率(推定)	15.0%	17.2%	20.8%	21.4%	21.8%	25.3%	25.3%
各年齢層の糖尿病有病者数(推定)	15.0%	18.0%	23.2%	25.4%	27.8%	27.8%	27.8%
糖尿病の有病率(推定)	16.0%	18.0%	23.2%	25.4%	27.8%	27.8%	27.8%
認知症の有病者数(推定)	462万人	602万人	744万人	862万人	797万人	850万人	850万人
糖尿病の有病者数(推定)	15.0%	18.0%	23.2%	25.4%	27.8%	27.8%	27.8%
認知症の有病率(推定)	15.0%	18.0%	23.2%	25.4%	27.8%	27.8%	27.8%

### 成年後見制度の利用者数の推移(平成25年～平成30年)



1

### 成年後見制度の利用促進に関する必要性

#### 必要性

- 認知症等により判断能力が低下すると、
  - ① 預貯金の引出し等、**金銭管理が困難**
  - ② 介護サービスや入院が必要でも**契約困難**
  - ③ 住宅・金融・医療等の全般にわたり**支障、消費者被害、詐欺のターゲット**になるおそれ
- 今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、**成年後見制度の利用の必要性が高まっていく**
- 一方、成年後見制度の利用者は約21.3万人

必要なのに制度が利用されていない可能性

#### 課題

- **社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されていない**
- 法律専門職等が後見人に選任されるケースの中には、**意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用**がある
- 後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難な**家庭裁判所**が相応対応
- このため、**利用者が制度を利用するメリットを実感できていない**

3

## 成年後見制度利用促進基本計画について

- <経緯>
- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
  - H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
  - H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
  - H29. 1～2 パブリックコメントの実施
  - H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

### <計画のポイント>

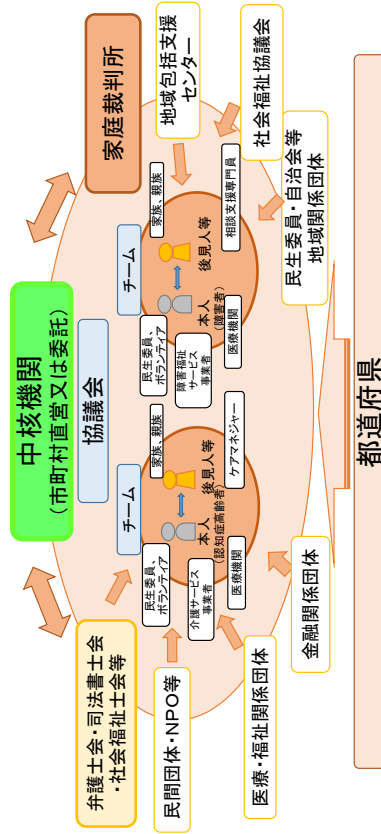
- ※計画対象期間:概ね5年間を念置。市町村は国の計画を踏襲して市町村計画を策定。
- (1) **利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善**  
⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代  
⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
  - (2) **権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり**  
⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備  
⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協働体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備
  - (3) **不正防止の徹底と利用しやすさとの調和**  
⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※裁判官の私直しに後見人等が関与

## 地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備について

### ● 実務的には、協議会の設置と、地域連携ネットワークの中核となる機関の指定等

#### “権利擁護のセーフティネット”

全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。



※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体  
※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一層になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

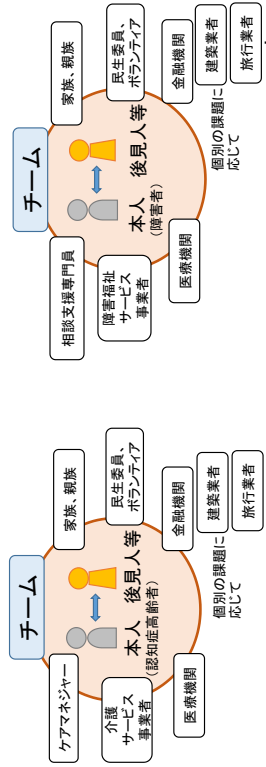
## 成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I 制度の周知		パンフレット、ポスターなどによる周知			
II 市町村計画の策定		国の計画の周知、市町村計画の策定(進捗)は、策定状況のフォローアップ			
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用		適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・診断書の在り方等については、意見を取りまとめることにより、診断書の在り方等について、国の策定等の検討、成果の共有等			
IV 地域連携ネットワークづくり		中核機関の選定・運営、地域連携ネットワークの整備 ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組			
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和		不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・念慮機関における予防的支援管理に係る自主的取組のための検討の促進等 ・不正防止の在り方の検討			
VI 成年被後見人等の保護・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討		医療・介護等の取組において関係者が対応を行動に参画となる取組の促進 ・専門職団体等による自主的取組の促進			
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し		成年被後見人等の権利制限の措置の見直し ・成年被後見人等の権利制限の措置の見直し			

※各年度状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を講ずる。  
※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各年度の実績状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

## 「チーム」について

● 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



内容: 本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況等を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み

メンバー例: ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護初期集中支援チーム、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション

家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等  
エリア: 日常生活圏など

## 「協議会」について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。



イメージ

**内容:** 後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体

**メンバー例:** 上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定(例:商工会や警察など)

**エリア:** 自治体圏域～広域圏域

※ 協議会の設置検討フローは、「中核機関の手引き」p.62に出ています。

## 「中核機関」について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークと共に、地域において、以下の4つの機能が発揮されるよう主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ① 広報、② 相談、③ 制度利用促進(受任者マッチング等)、④ 後見人支援

- 協議会の事務局

## 中核機関 (市町村直営又は委託)

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。  
(いわゆるハコモノ新設ではない。)
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務。「小さく生んで大きく育てる」という考え方

## 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能 (基本計画 p.11～p.15)

- ① **広報機能**
- ② **相談機能**
- ③ **成年後見制度利用促進機能**  
(a) **受任者調整(マッチング)等の支援**  
(b) **担い手の育成・活動の促進**  
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
- (c) **日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行**
- ④ **後見人支援機能**
- ⑤ **不正防止効果**

## ① 広報機能

### 【一般住民に向けた周知・広報】

- 制度について知ってもらおう
- 困ったときに相談してもらえよう、相談窓口を周知
- 判断能力が低下する前から、将来への備えについて検討(任意後見制度の活用等)
- 判断能力が低下し始めた頃から、対応を検討(保佐・補助類型の活用等)
- 興味を持ってもらえよう、より身近なテーマ(認知症、終活等)に引きつける等の工夫
- 各分野の専門職にも協力してもらおう(弁護士、司法書士、社会福祉士、医師等)

知らないと思われない

知らないと思われない

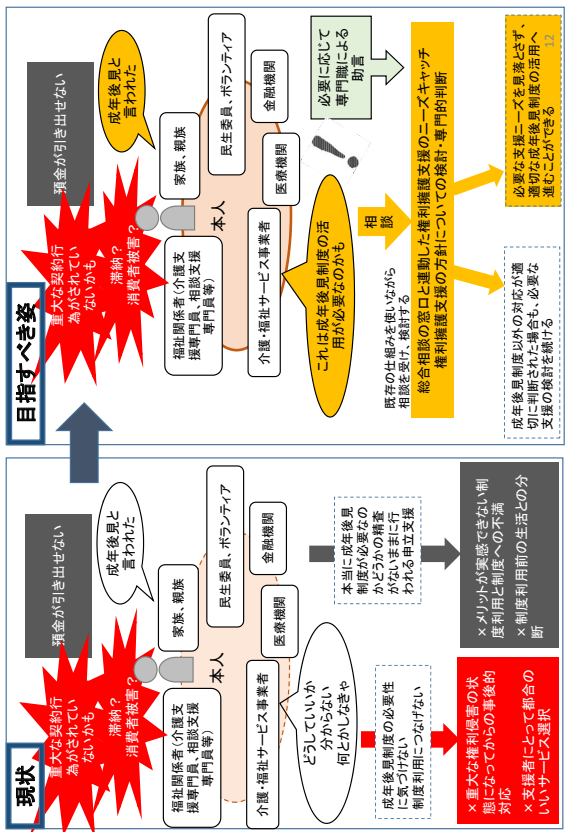
### 【権利擁護支援に携わる機関の職員に向けた周知・広報】

- 成年後見制度についての理解を深める。その他の権利擁護支援の諸制度も対象とすることが望ましい
- 本人を支援するチームの一員として適切に行動できるようにする
- **本人の課題を的確に捉え、本人に必要な支援の内容を適切に判断し、その支援につなぐことができるようにする**

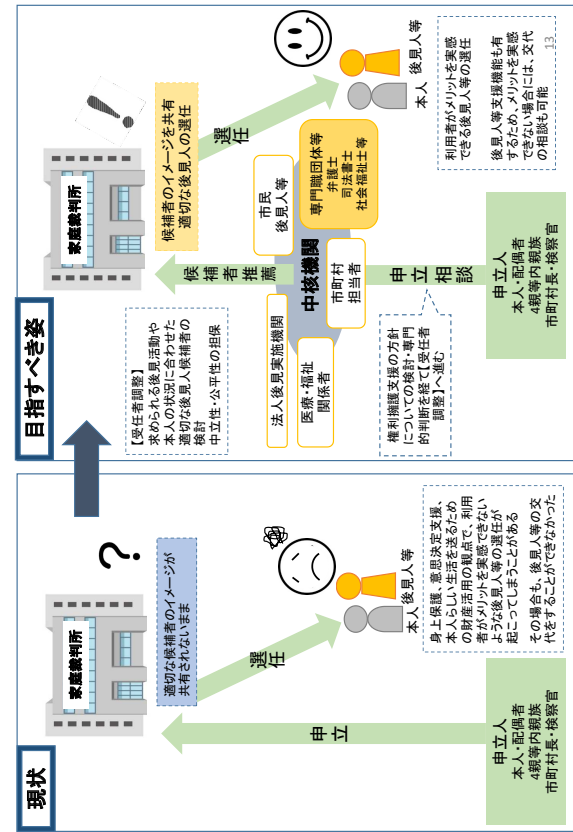
### 【周知・広報のためのツール例】

- リーフレット、ポスター、チラシ
- 回覧板、広報紙、会報誌
- メールマガジン、電子連絡帳(ICT)
- ローカルラジオ、ケーブルテレビ、プロモーションビデオ など

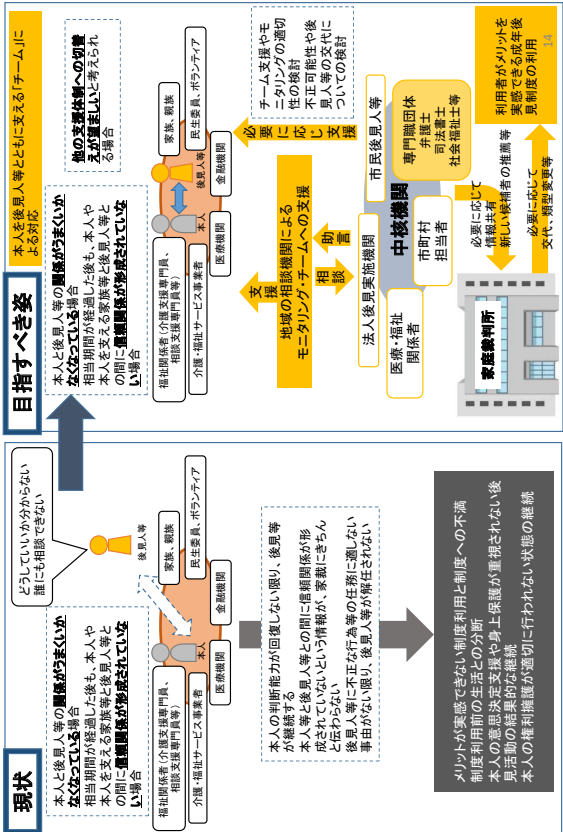
## ② 相談機能



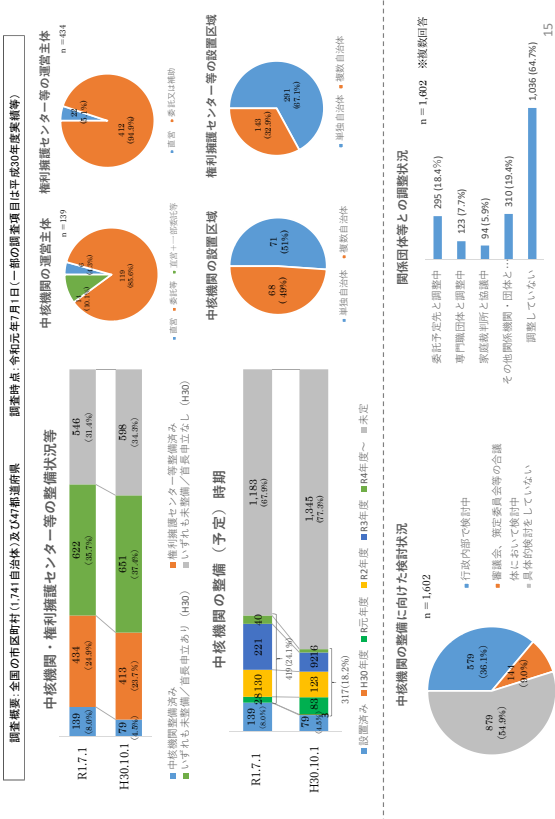
## ③ 受任調整(マッチング)機能



## ④ 後見人支援機能



## 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(速報値)



**成年後見制度利用促進の体制整備関係予算**

令和2年度予算案 8.0億円(3.5億円)

- 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 今般とりまとめられた認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に依るKPIを着実に達成するために必要な予算を計上。

**1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 5.7億円(3.5億円)**

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでも、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

- ・ 都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等

**新** 中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

**新 2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.5億円(委託費)**

利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

**新 3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 1.9億円(委託費)**

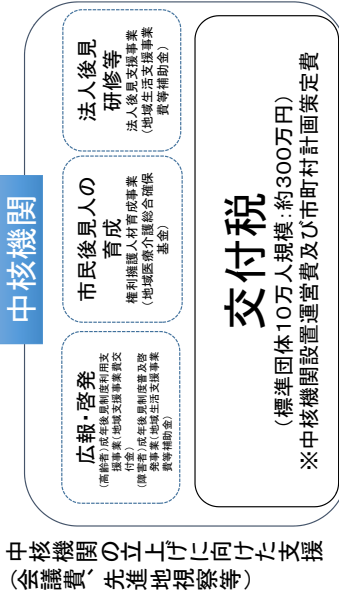
国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「(仮称)任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

4

**中核機関が活用できる財源のイメージ**

【令和元年度予算事業】

中核機関における先駆的取組の推進



中核機関の立ち上げに向けた支援(会議費、先遣地視察等)

**都道府県**  
 中核機関整備アドバイザー等による広域的体制整備  
 専門的相談窓口  
 中核機関職員、市町村職員等に対する研修、

- 【令和2年度新規要求】**
- ・ 中核機関における市民後見人・親族後見人の専門的バックアップ体制の強化
  - ・ 適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦の取組の推進

17

## 今日考えたいこと

中核機関の設置は努力義務→なぜ中核機関の設置が必要か？

- 中核機関がないことで市民が受ける不利益とは何か？
- 中核機関の機能（相談窓口の総合化、受任調整の場の設定、日常的な実務者ネットワーク構築等）があると、どんなメリットがあるか？

中核機関をどうつくり、活かせばよいか？

- 中核機関の機能・イメージはどんなもの？
  - ✓ 初めからフル装備でなければならないか？
  - ✓ 既存の機関・組織・事業で活用できるものはないか？
- 関係者の合意形成をどう進めるか？
  - ✓ 庁内の旗振り役は？関係各課をどう巻き込むか？
  - ✓ 庁外関係者との合意形成をどう進めるか？
- 地域にニーズはあるのか？それをどうやって把握するか？
- 運営の担い手をどう確保するか？
- 運営の財源をどう確保するか？
- 単一市町村で対応しきれないとき、どうするか？

## 委員会体制

### ■ 委員

学識	手島 洋	県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 講師 ※委員長
行政	兼重 仁彦	宇部市役所 健康福祉部 地域福祉・指導監査課 福祉総合相談センター 主任
社協、社会福祉士	中井 俊雄	(福)総社市社会福祉協議会 事務局次長 (公社)岡山県社会福祉士会 顧問
弁護士	寺垣 琢生	鳥取県弁護士会 高齢者・障がい者の権利に関する委員会 委員 (一社)とっとり東部権利擁護支援センター理事長
司法書士	根来川 弘充	(一社)松江後見センター 副理事長(司法書士)
地域包括支援センター	小山 峰志	広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会 副会長

### ■ オブザーバー

中国四国厚生局 地域包括ケア推進課  
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室  
広島高等裁判所

## アンケート調査 概要

調査対象	中国ブロック5県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)に所在する市町村の高齢者の権利擁護所管部局	
配布・回収数	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 配布:107件</li> <li>➤ 回収:103件(回収率96%)</li> </ul>	
調査時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2019年10月4日:県の権利擁護所管部局に管内市町村への調査票配布を依頼</li> <li>➤ 2019年10月24日:×切</li> <li>➤ 2019年12月13日:回収受付×切</li> </ul>	
調査方法	電子メールによる配布・回収	
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 行政の庁内体制、相談窓口 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 成年後見制度の所管部署</li> <li>✓ 相談窓口の箇所数</li> <li>✓ 権利擁護センター</li> </ul> </li> <li>➤ 取り組み方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 庁内の検討体制</li> <li>✓ 庁外を含めた検討体制</li> <li>✓ 市町村計画の策定(中核機関の設置検討状況)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 中核機関の設置検討状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中核機関の設置有無</li> <li>✓ 中核機関の設置に向けてこれまでに実施した取り組み</li> <li>✓ 中核機関の設置時期</li> <li>✓ 中核機関の運営形態</li> <li>✓ 中核機関の事業対象地域</li> <li>✓ 中核機関の設置方法、中核機関が対応する機能、提供するエリア</li> <li>✓ 地域包括支援センターのかかわり</li> <li>✓ 中核機関の設置・運営に関する課題</li> </ul> </li> </ul>

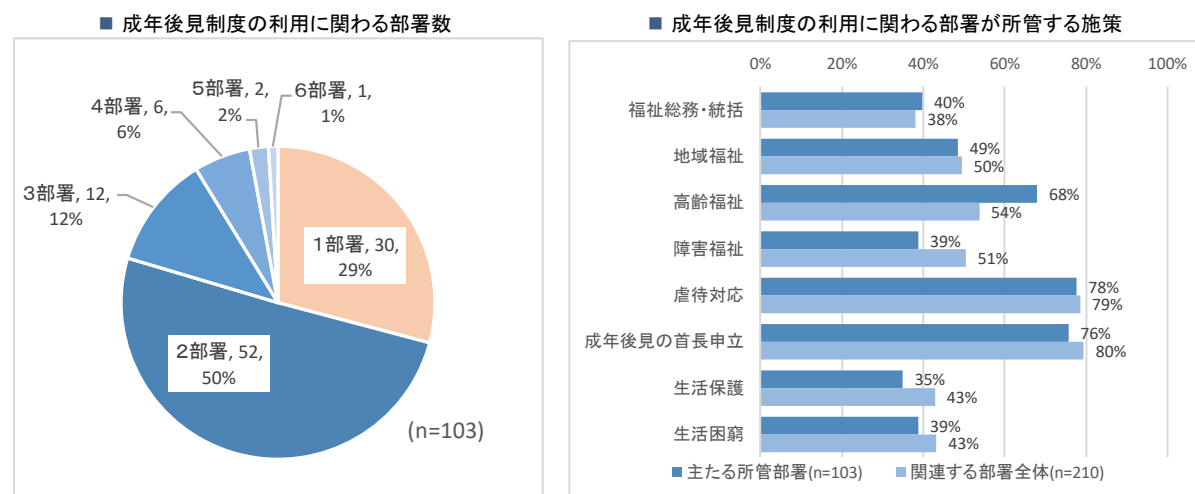
Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

3

## 成年後見制度の利用促進に関わる行政の庁内体制

関連部署が複数ある市町村が7割→庁内調整が必要

- ✓ 成年後見制度の利用促進に関わる部署数平均は2.0件
- ✓ **複数部署**がかかわる73件(71%)は**庁内調整が必要**
- ✓ 成年後見制度**利用者の多い高齢福祉が主たる所管部署**になる割合が高い



Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

4

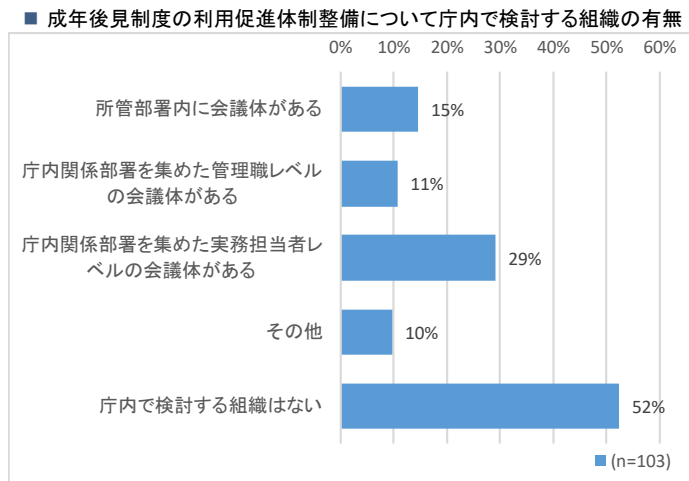
## 成年後見制度の利用促進について庁内で検討する組織

### 庁内検討のための組織がない市町村が過半数

- ✓ 関連部署の調整が必要だが、**庁内で検討する組織がない市町村が過半数**

庁内組織があったとしても...

- ✓ 取り組み方針の**組織決定**ができるような**管理職レベルの会議体がある市町村は1割**



Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

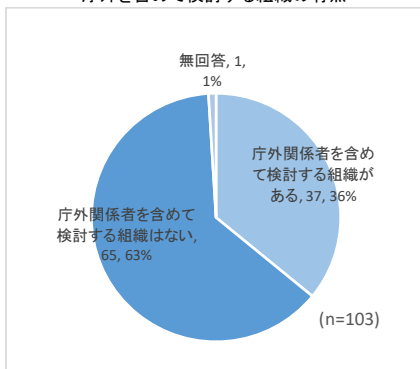
5

## 成年後見制度の利用促進について庁外を含めて検討する組織

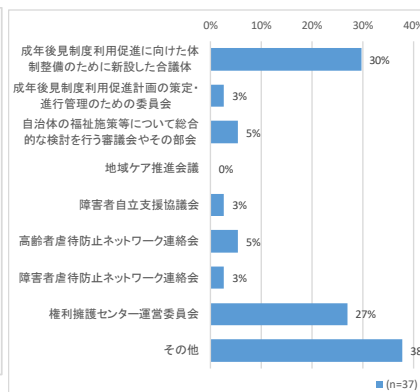
庁外検討組織がある1/3は、「協議会」には至らずも、中核機関について検討開始組織がない2/3は???

- ✓ **庁外含めて検討する組織があるのは37件(36%)**
- ✓ 位置づけ: 体制整備のために新設した会議体、権利擁護センター運営委員会  
→ **将来的には「協議会」に発展?**
- ✓ 議題: 中核機関の設置・運営方針、機能の整備方針

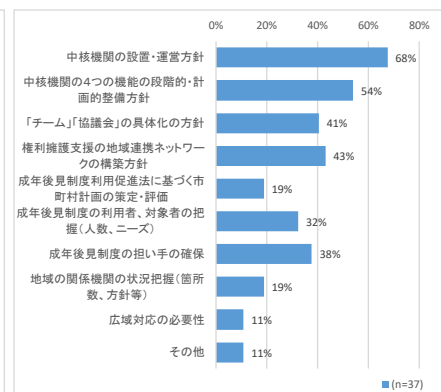
■ 成年後見制度の利用促進体制整備について  
庁外を含めて検討する組織の有無



■ 庁外を含めて検討する組織の位置づけ



■ 庁外を含めて検討する組織で取り上げた議題



Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

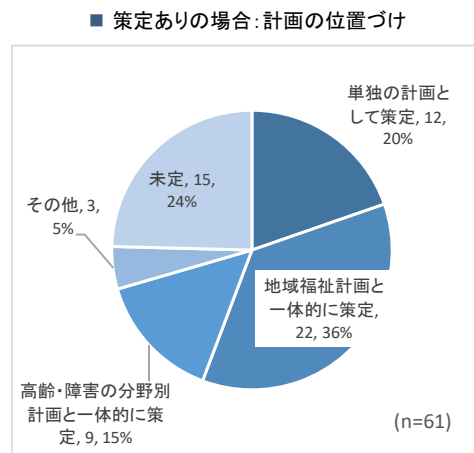
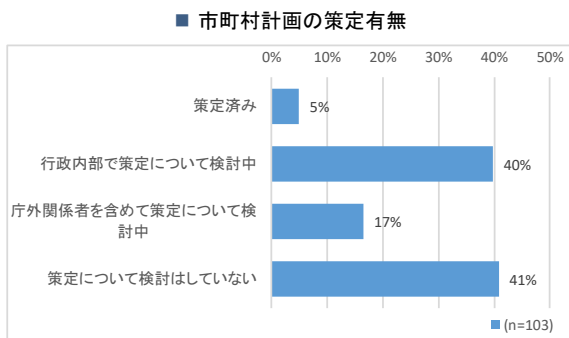
6



## 市町村としての成年後見利用促進計画の策定

計画策定について検討していない＝取り組みの推進力が小さい市町村が4割

- ✓ 市町村計画の策定について検討していない市町村が41%
- ✓ 計画策定している市町村：地域福祉計画や高齢・障害の分野別計画と一体的に策定が半数  
→事務負担軽減、庁内調整の装置として活用？



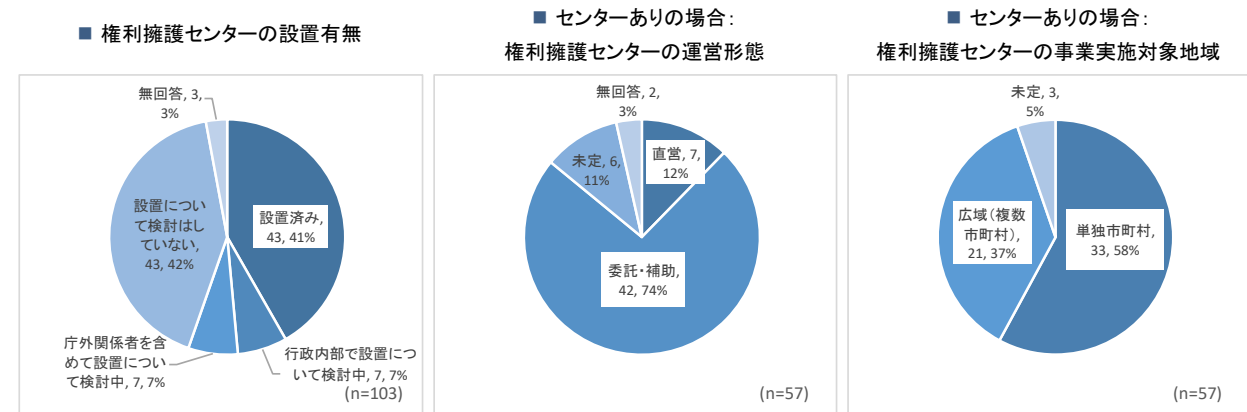
Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

7

## 権利擁護センターの設置状況

権利擁護センター設置済みは4割→中核機関と位置付けられる？

- ✓ 権利擁護センター設置済みは43件(41%)
- ✓ 権利擁護センターの運営形態は委託・補助が42件(74%)
- ✓ 権利擁護センターの事業実施対象地域は単独市町村が33件(58%)  
→市町村がもつ中核機関の運営イメージと合致していれば、  
中核機関として位置づけも可能。地域の関係者で協議を！



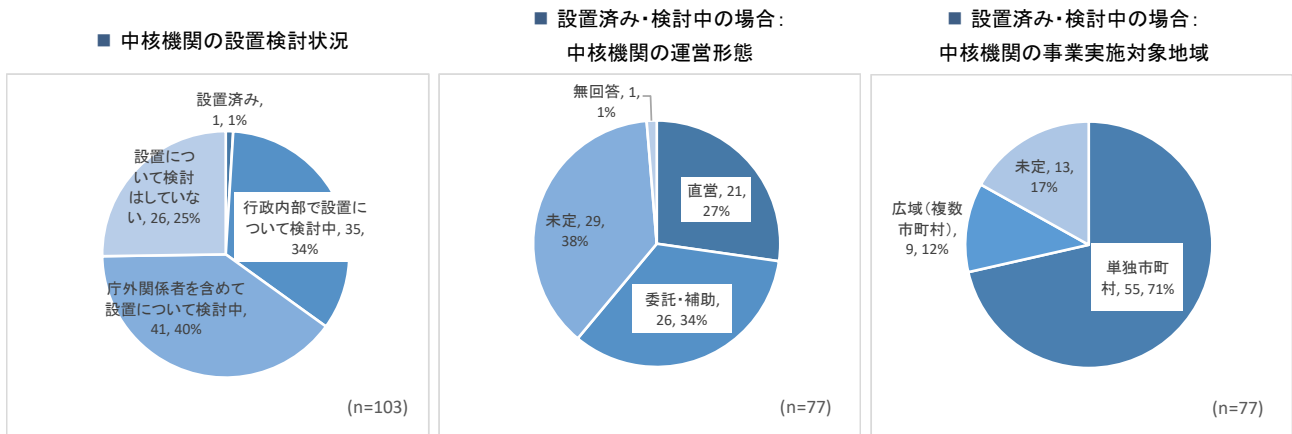
Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

8

## 中核機関の設置検討

中核機関を設置済み・検討中は3/4→残り1/4は???

- ✓ **中核機関を設置済み・検討中**は77件(75%)
  - ✓ 中核機関の運営形態は未定が29件(38%)
  - ✓ 中核機関の事業実施対象地域は単独市町村が55件(71%)
- 権利擁護センターに比べ、**まずは直営・単独市町村で立ち上げてみて様子見?**



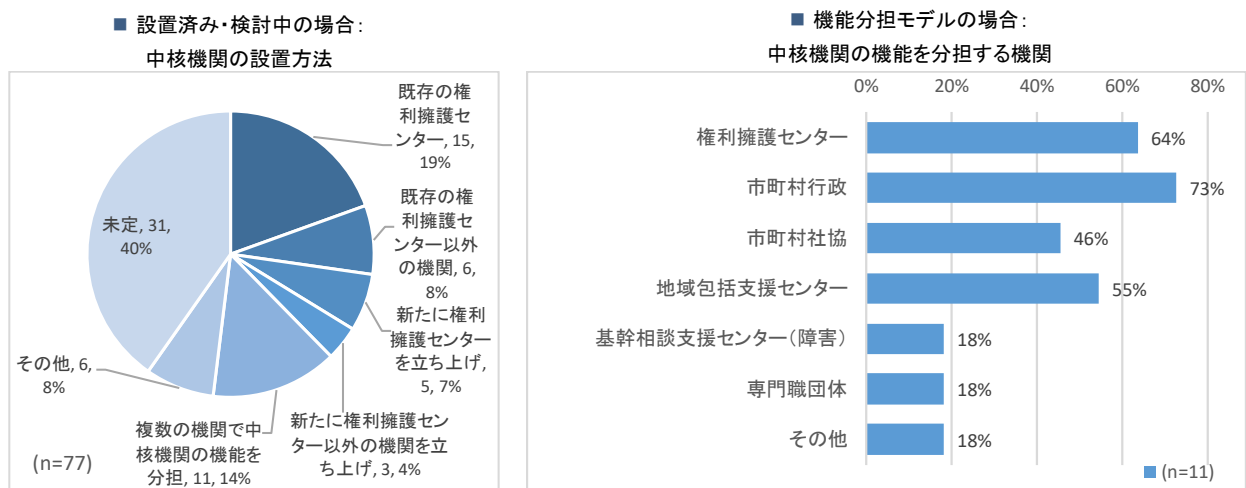
Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

9

## 中核機関の設置方法

一機関に機能集中が4割、複数で機能分担が14%

- ✓ 一機関に**機能集中**させるモデルが29件(38%)
- うち、7割(20件)は**権利擁護センターを活用**
- ✓ **機能分担**モデルが11件(14%)
- 機能を分担する機関は、**行政、権利擁護センター、地域包括支援センター、社協等**



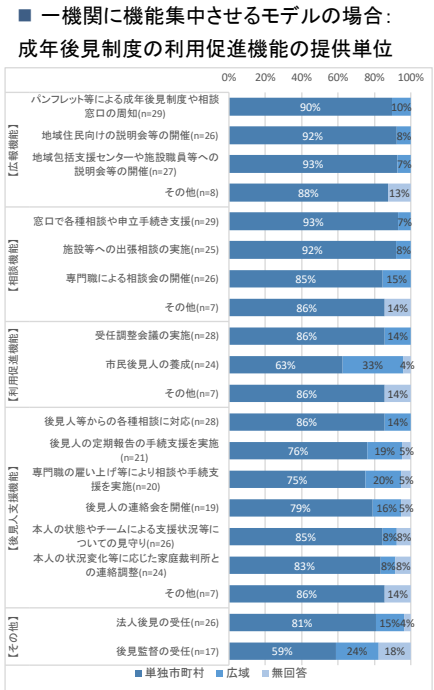
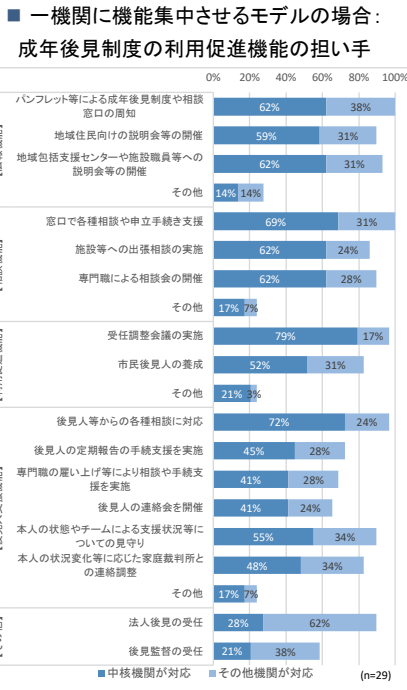
Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

10

# 中核機関の役割(一機関機能集中モデル)

受任調整会議、後見人の相談対応等に期待も、関係機関との連携は不可欠

- ✓ 多くの機能を中核機関が担う想定だが、**全てを抱え込むわけではない**
- 地域の状況に応じた担い手確保、関係機関の連携
- ✓ 成年後見制度の利用促進機能の**すべてを最初から整備するわけではない**
- 地域の状況に応じた段階的な機能整備のロードマップづくり
- ✓ 市民後見人の養成、後見人支援、後見監督等**広域対応のほうが円滑なもの**

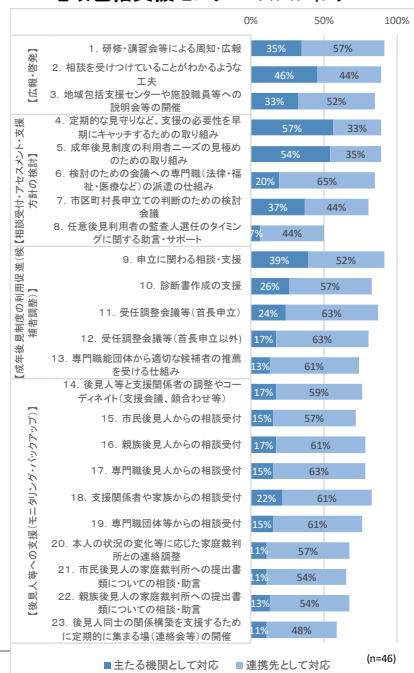


# 中核機関と地域包括支援センターのかかわり

ニーズキャッチ・見極め、身近な相談対応に期待

- ✓ **地域包括支援センター**は、総合相談・権利擁護の窓口として、高齢者の**成年後見制度の利用促進において重要な位置**を占める
- ✓ 中核機関設置後にセンターに期待されるのは、**利用者の身近できめ細かな情報を得ているからこそできる支援**
  - 定期的な見守りなど、支援の必要性を早期にキャッチするための取り組み
  - 成年後見制度の利用者ニーズの見極めのための取り組み
  - 市区町村長申立の判断のための検討会議
  - 相談を受け付けていることがわかるような工夫
  - 申立に関わる相談・支援

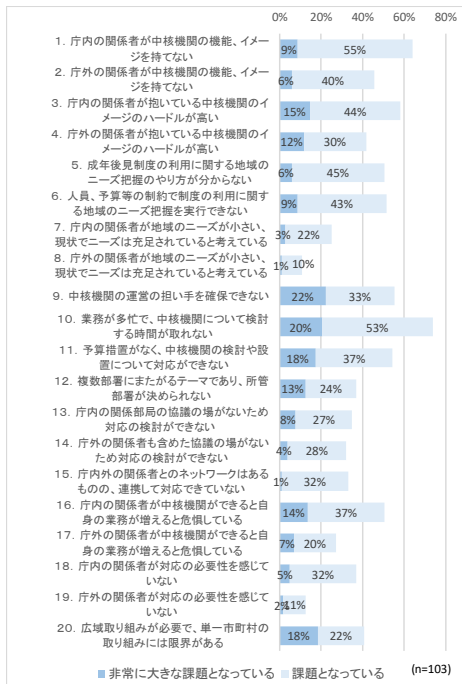
■ 中核機関の設置方法が決まっている場合：地域包括支援センターのかかわり



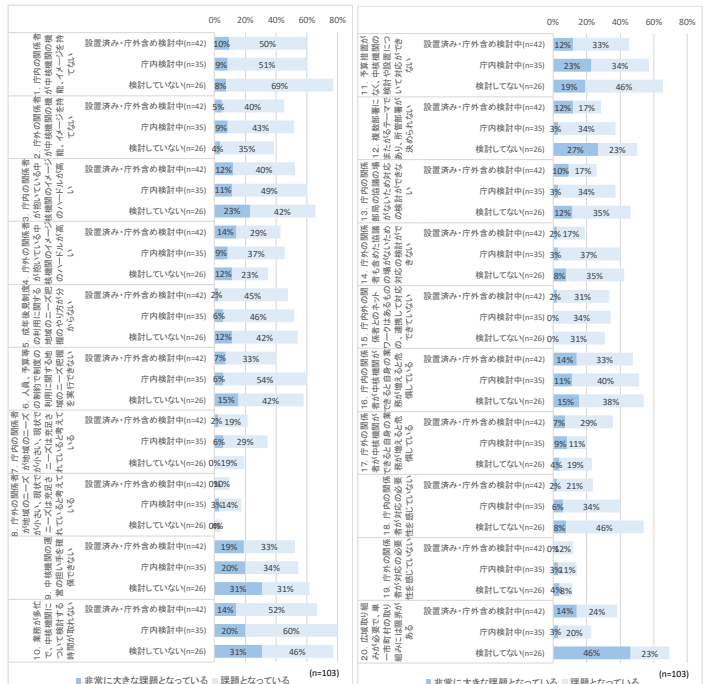
# 中核機関の設置・運営にかかる課題

## 庁内外の合意形成、ニーズ把握、担い手確保、予算措置、広域対応

■ 中核機関の設置・運営にかかる課題



■ 中核機関の設置・運営にかかる課題; 中核機関の検討状況別



Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

13

# 取り組み事例ヒアリング 概要

市町村名	人口	高齢化率	地域包括	取り組み概況	
鳥取県	鳥取市	188,286	28.4%	直営+委託	事例紹介 ✓ 西部圏域9市町村を活動エリアとする「権利擁護ネットワークほうき」と連携 ✓ 地域福祉計画の策定をきっかけに庁内連携が加速 ✓ 中核機関検討の場には県担当者も参加、県内市町村の状況を集約し情報提供
	米子市	148,524	28.4%	委託	
島根県	益田市	46,871	37.1%	委託	事例紹介 ✓ 益田・鹿足成年後見センターの定例会にあわせ、地域の関係者で勉強会を開催 ✓ 益田圏域の行政担当者(1市2町)で成年後見制度利用促進のための機能の整備状況を確認した上で、中核機関の設置について検討
	津和野町	7,421	47.5%	直営	
	吉賀町	6,288	43.0%	委託	
岡山県	総社市	69,151	27.8%	委託	事例紹介 ✓ 高齢者権利擁護推進会議での検討、権利擁護アドバイザーの助言等をふまえて中核機関の設置準備中 ✓ 地域包括支援センターが直営で市内のケースをほぼすべて把握しており、ニーズキャッチも容易 ✓ 岡山県が独自に作成した「岡山版中核機関設置マニュアル」(A3 2枚程度)で中核機関設置に必要な事項の目安が分かり検討が加速
	井原市	40,639	35.9%	直営	
広島県	広島市	1,196,138	24.8%	委託	✓ 市民後見人養成の検討会議を成年後見制度利用促進の検討会議に衣替えし、中核機関の設置を検討中 ✓ 地域ニーズを把握するため、介護事業所、金融機関等(相談を受ける機関)にアンケート調査を実施
山口県	山口市	192,246	28.9%	直営+委託	✓ 市関係各課と社協が集まり、中核機関に関する勉強会を開催。成年後見制度の利用促進のための機能が地域に一定程度整備済みであることを確認(日常生活自立支援事業によるニーズ掘り起し等) ✓ 三士会と中核機関のあり方について協議
	宇部市	165,409	32.5%	委託	

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

14

人口・高齢化率の出所：平成31年1月1日住民基本台帳年齢別人口

## 今日考えたいこと

中核機関の設置は努力義務→なぜ中核機関の設置が必要か？

- 中核機関がないことで市民が受ける不利益とは何か？
- 中核機関の機能(相談窓口の総合化、受任調整の場の設定、日常的な実務者ネットワーク構築等)があると、どんなメリットがあるか？

中核機関をどうつくり、活かせばよいか？

- 中核機関の機能・イメージはどんなもの？
  - ✓ 初めからフル装備でなければならないか？
  - ✓ 既存の機関・組織・事業で活用できるものはないか？
- 関係者の合意形成をどう進めるか？
  - ✓ 庁内の旗振り役は？関係各課をどう巻き込むか？
  - ✓ 庁外関係者との合意形成をどう進めるか？
- 地域にニーズはあるのか？それをどうやって把握するか？
- 運営の担い手をどう確保するか？
- 運営の財源をどう確保するか？
- 単一市町村で対応しきれないとき、どうするか？

## 委員会体制

### ■ 委員

学識	手島 洋	県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 講師 ※委員長
行政	兼重 仁彦	宇部市役所 健康福祉部 地域福祉・指導監査課 福祉総合相談センター 主任
社協、社会福祉士	中井 俊雄	(福)総社市社会福祉協議会 事務局次長 (公社)岡山県社会福祉士会 顧問
弁護士	寺垣 琢生	鳥取県弁護士会 高齢者・障がい者の権利に関する委員会 委員 (一社)とっとり東部権利擁護支援センター理事長
司法書士	根来川 弘充	(一社)松江後見センター 副理事長(司法書士)
地域包括支援センター	小山 峰志	広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会 副会長

### ■ オブザーバー

中国四国厚生局 地域包括ケア推進課  
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室  
広島高等裁判所

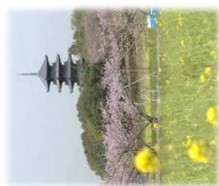
令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

「認知症高齢者等を支えるやさしい地域づくりに向けた成年後見制度の利用に係る相談体制とネットワーク構築に関する調査研究」事業報告会

2020年2月14日 (金) 13:50~14:50

## 事例紹介

### 「中核機関の設置に向けた取り組み」



社会福祉法人 総社市社会福祉協議会  
事務局次長 中井 俊雄

1

## 岡山県総社市の概要

人口	★69,123人
世帯	★28,016世帯
高齢者人口	★19,346人
高齢化率	★27.99%
生活保護世帯	302世帯
ひとり暮らし世帯	602世帯
手帳保持者	身体: 2,231人 療育: 499人 精神: 343人
町内自治会	390団体
民生児童委員	162人
福祉委員	589人

※印は、令和元年6月末現在  
平成31年9月末現在



～総社市第2次総合計画～

全国屈指の福祉文化先駆都市

2

## 横断的な総合相談支援体制の確立

延相談件数

H21～/障がい者基幹相談支援センター	22,703件 (2018年度)
H24～/障がい者千人雇用センター	17,154件 (2017年度)
H25～/権利擁護センター“しえん”	15,865件 (2016年度)
H26～/生活困窮支援センター	
H28～/そうじや60歳からの人生設計所	
H29～/ひきこもり支援センター	
H30～/復興支援センター	

## 総社市権利擁護センター

総社市権利擁護センター「しえん」

602生活保護世帯に支えるやさしい地域づくりを推進する

生活困窮者の相談支援

認知症高齢者等の相談支援

障害者・高齢者の生活支援

児童福祉サービスの相談支援

総社市 社会福祉協議会

## 総社市権利擁護センター設置状況

- (平成23年4月) かさおか権利擁護センター
- (平成25年4月) **総社市権利擁護センター**
- (平成26年4月) 瀬戸内市権利擁護センター
- (平成26年10月) あさくち権利擁護推進センター
- (平成27年4月) 美咲町権利擁護センター
- (平成28年4月) 美作市権利擁護センター
- (平成29年4月) 津山市権利擁護センター
- (平成31年4月) 岡山市権利擁護センター

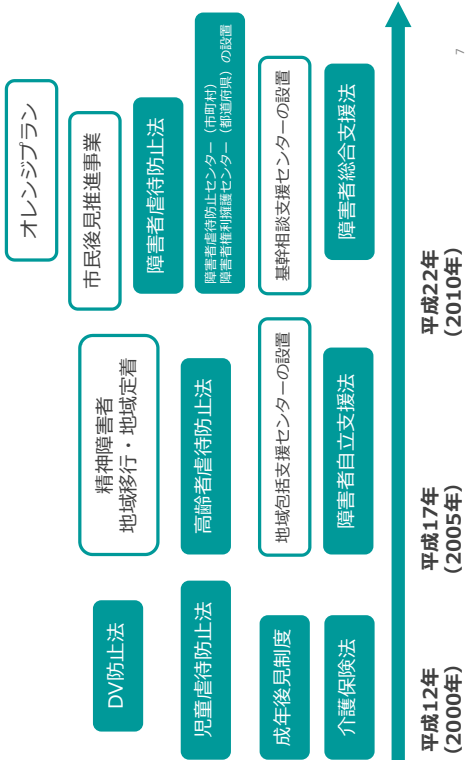


岡山県

5

## 権利擁護センターの法的根拠は？

## 総社市権利擁護センター発足の背景



- ・半年間で8回の協議 + 視察3か所
- ・委員長に岡山大学大学院法務研究科 西田 和弘 教授
- ⇒ 成年後見制度や虐待等に対応する権利擁護システム及び体制のあり方を検討

## 総社市権利擁護センター発足のプロセス



総社市の権利擁護のしくみづくりに関する検討委員会  
(平成24年9月～平成25年3月)

## 総社市権利擁護センターコンセプト

### ① 公的責任による権利擁護

ー 総社市として財政及び運営に一定の責任を負う。

### ② 総合的・ワンストップ

ー 人的対象別・法制度別ではなく、法制度横断的に対応し、多問題重複ケースにも対応できる。

### ③ 市民生活の支援

ー 成年後見制度に特化するのではなく、「市民サービスとしての幅広い権利擁護」を担う組織とする。

(総社市の権利擁護の仕組みづくりに関する検討委員会報告書より)

。

## 運営委員会と支援検討委員会

### 運営委員会

委員：学識経験者  
開催頻度：年3回程度

- ・センター運営のための事業計画の審議や事業の進捗状況の管理
- ・関連する規定の改廃等を審議する。等

(運営委員・支援検討委員)

学識経験者、弁護士、社会福祉士、  
○地域包括ケア会議、○地域自立支援協議会、  
課)、総社市社協、総社市権利擁護センター

### 支援検討委員会

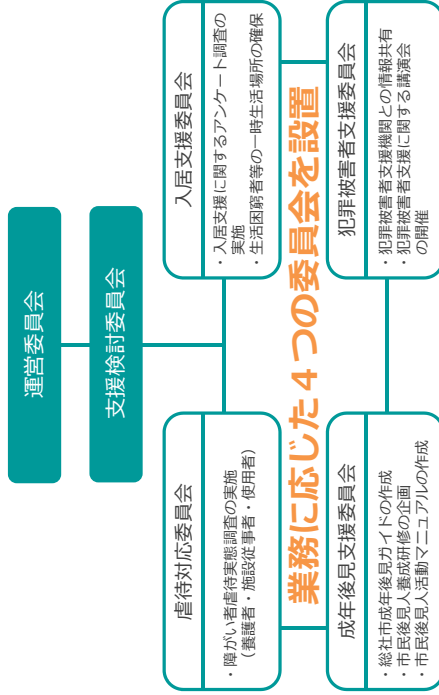
委員：総社市社協  
開催頻度：毎月開催

- ・困難事例の検討、事例研究(例)虐待事例、多問題重複事例、市長申立て、後見受任者調整、総社市社協の法人後見受任の可否。等

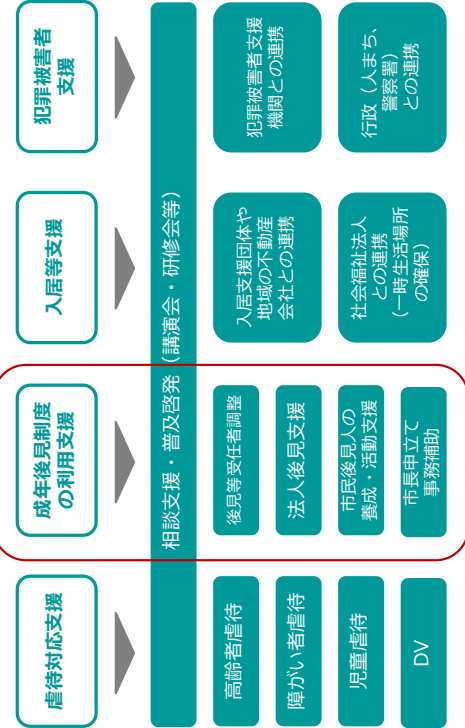
医師、○民生委員児童委員協議会、  
総社市(保健福祉部長、関係5

(※○は運営委員のみ)

## 総社市権利擁護センター組織図 (平成25～28年度)



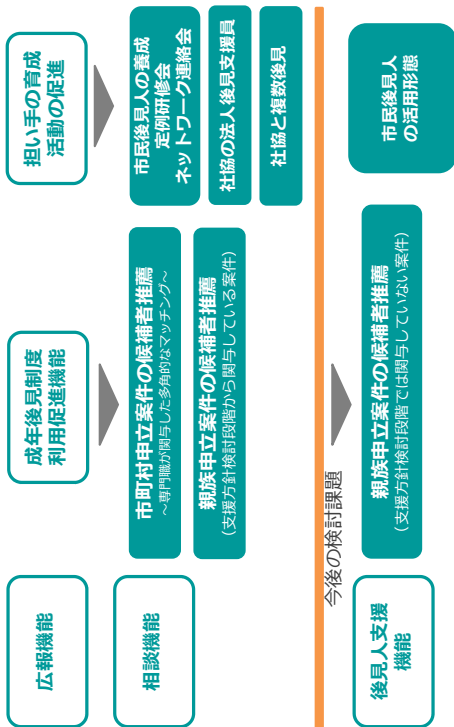
## 総社市権利擁護センターの業務内容





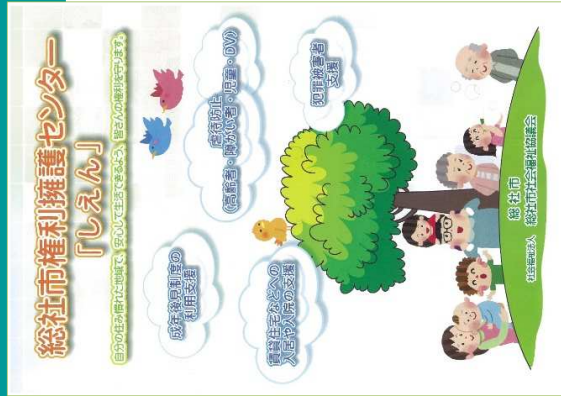


## 総社市権利擁護センター（中核機能）



## ① 広報機能

- 研修・講演会等による周知・広報
- ・ 成年後見セミナーの開催
- ・ 権利擁護センターパンフレットでの広報
- ・ 民児協定例会での周知
- 家庭裁判所から、センターを紹介



## ② 相談機能

- 明確な相談窓口の設置
- 本人・親族・施設・病院・事業所等への相談対応・相談会
- ・ 成年後見制度における無料相談会（市内の成年後見制度を利用している方々へ幅広く相談をいただいた体制の整備）
- ・ 弁護士・社会福祉士による成年後見制度に関する無料相談会

## ③ 成年後見制度利用促進機能

- ア. 後見人候補者推薦（マッチング）
- ・ 市長村長申立案件の候補者推薦
  - ・ 親族申立案件の候補者推薦  
(方針検討段階から関与している案件)
  - ・ 親族申立案件の候補者推薦  
(方針検討段階では関与していない案件)

権利擁護センター支援検討委員会での検討・受任調整（候補者推薦）

- 市内で活動できる方のリスト化
- ・ 弁護士・司法書士・社会福祉士・法人等
- ・ 登録案件、内容、様式などの検討
- 後見候補者の推薦
- ・ 候補者選定の考え方、基盤づくり
- ・ 協議し、決定する仕組みづくり

主催：総社市・総社市権利擁護センター「しえん」  
弁護士・社会福祉士による

### 成年後見制度 に関する無料相談会

☎0866-92-8374

対象：成年後見制度の利用を検討している、ご本人・親族・施設（利用施設）  
・ 成年後見制度や成年後見制度の利用に関心がある方、ご家族、など  
・ 成年後見人等として後見業務を行っている、親族後見人、第三者後見人（利用あり、無報酬）に就任した方、相談の依頼を受けて、後見業務を行っていることに関心がある方など

日時：毎月第2木曜日 14:00～16:00

場所：総社市社会福祉センター（総社市中央一丁目1番3号）

step1 事前に電話予約（メールでも可）  
※電話予約は必ずおこなってください。

step2 ご予約におよんだ日時にお集まりください。  
※お集まりの人数が定員を超えた場合は、抽選となります。

step3 弁護士・社会福祉士が相談を行います。

問い合わせ：総社市権利擁護センター「しえん」  
総社市中央一丁目1番3号  
総社市社会福祉センター1F  
電話：0866-92-8374  
メール：shien@sojasyakyo.or.jp

### ③ 成年後見制度利用促進機能

- イ. 担い手の育成・活動の促進
- ・ 市民後見人の育成・活用

■ **総社市における市民後見人の定義**  
市民後見人養成研修を修了し、総社市が設置する「市民後見人バンク」へ登録した成年後見制度に関する一定の知識・態度を身につけた社会貢献への意欲の高い一般市民のこと。  
(総社市市民後見人活動マニュアルより)

- ・ 法人後見の担い手の育成・活動支援

### 法律三二講座



### 犯罪被害者支援フォーラム



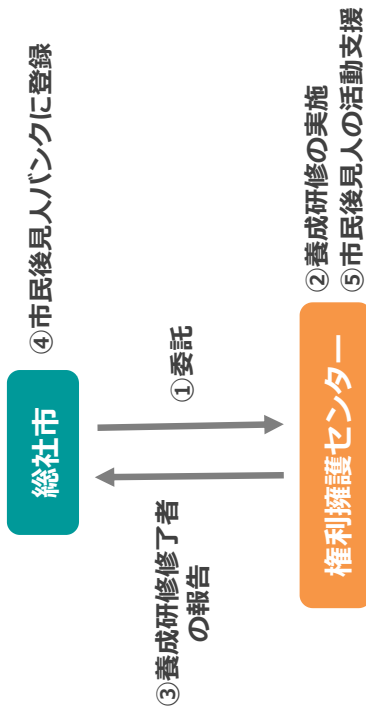
### 総社市における市民後見人とは

#### ■ 総社市における市民後見人の定義

市民後見人養成研修を修了し、総社市が設置する「市民後見人バンク」へ登録した成年後見制度に関する一定の知識・態度を身につけた社会貢献への意欲の高い一般市民のこと。

(総社市市民後見人活動マニュアルより)

## 市民後見人養成のしくみ



## 成年後見セミナー（平成30年12月13日開催）



## 市民後見人養成研修の過程



## 平成30年度修了者

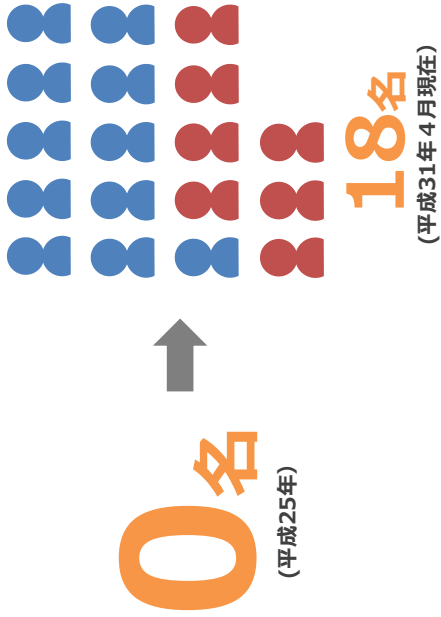


## 市民後見人養成研修の内容

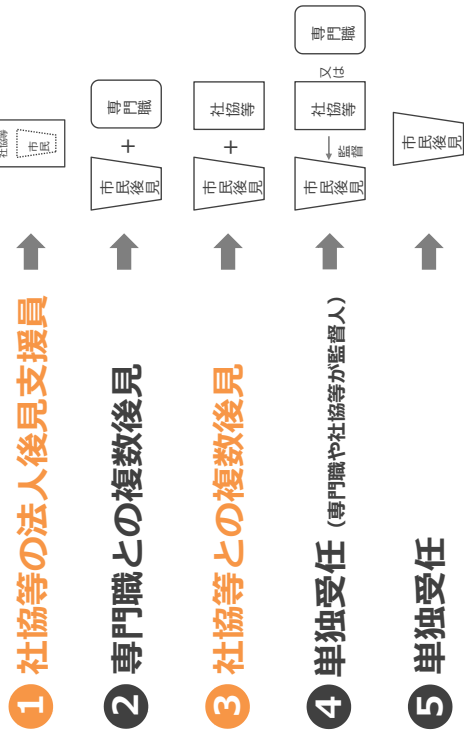
岡山県 市民後見人養成講座	総社市 市民後見人養成研修
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 10月から12月まで7日間</li> <li>■ 専門職が講師となり、成年後見制度の概要や関係する法制度について学習。</li> </ul> 例) 「成年後見制度概論」 「民法の基礎」 「対象者の理解」 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1月から3月まで4日間+実習(施設見学・後見人業務同行)</li> <li>■ 総社市の福祉施策を中心に学習。</li> </ul> 例) 「地域福祉の取組み」 「障がい者施策と障害者虐待防止法」 等

(※平成30年度開催内容)

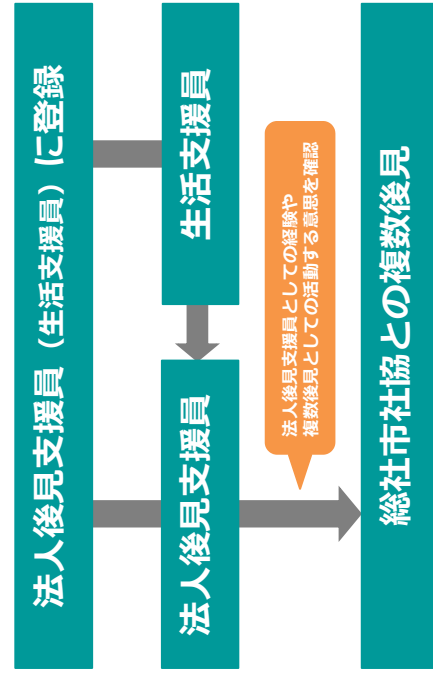
## 市民後見人バンク登録者数



## 代表的な市民後見人の活動形態



## 市民後見人の活動の流れ (バンク登録後)



## 市民後見人の活動実態

法人後見支援員 **5名**

総社市社協との複数後見 **4名**

生活支援員 **10名**

総社市社協法人後見受任数 **14件**

日援事業利用契約件数 **13件**

## 市民後見人の活動支援



### 市民後見人定例研修会と ネットワーク連絡会 (隔月開催)

- 専門的知識の取得や援助技術の研修
- 専門職への後見業務の相談
- 市民後見同士のつながりづくり
- 活動の情報共有 等

行政・専門職・権利擁護センターが一体となり支援

## 市民後見人定例研修会



## ④ 後見人支援機能


- チーム等支援会議の調整・コーディネート
- 後見人等の相談窓口の明確化・バックアップ
- 家庭裁判所との連携調整
- 報告書等書類作成支援

ここからは今後の協議です…まだできていません(>\_<)

成年後見制度利用促進法・  
成年後見制度利用促進基本計画

## 鳥取県における 成年後見ネットワーク

一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター  
(愛称：アドサポセンターとっとり) 理事長 寺垣 琢生  
(鳥取県弁護士会高齢者障がい者の権利に関する委員会委員)



## はじめに (自己紹介を兼ねて)

(弁護士会等)  
昭和63年4月 鳥取市にて弁護士開業、鳥取県弁護士会所属  
平成10、21年度 鳥取県弁護士会会長、日弁連理事  
平成16、17年 法テラス鳥取準備委員会委員長  
平成18、19、24～27年度 法テラス鳥取所長  
平成27年度 日弁連高齢社会対策本部 本部長代行  
平成28、29年度 日弁連高齢者・障害者権利支援センター センター長

(地域権利擁護関係)  
平成14年3月 成年後見ネットワーク鳥取設立  
平成14～17年度 同副代表・18～23年度 同代表  
平成24年6月 一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター設立  
(愛称：アドサポセンターとっとり)  
平成24～ 同代表理事  
▶ 成年後見・保佐・補助の経験



## 鳥取県における 中核機関等設置状況

全国1741市町村のうち、2019年6月時点で  
a) 中核機関設置済み 79 (4.5%)  
b) 権利擁護センター等設置済み 413 (23.7%)  
c) いずれも未設置だが首長申立あり 651 (37.4%)  
d) いずれも未設置で首長申立なし 598 (34.3%)  
(厚労省調査)

鳥取県は、すべての市町村が  
b) 権利擁護センター等設置済み  
と回答している。  
**全国の都道府県で唯一**



鳥取県人口は565,233人 (H29,10,1) 全国最少人数の県  
鳥取県は歴史的、文化的に3つの地域に分かれる。  
①東部 (1市4町)・・・鳥取地区約23万人  
②西部 (2市6町1村)・・・米子地区約23万人  
③中部 (1市4町)・・・倉吉地区約10万人

裁判所の管轄も3地区と一致。

その3つの地区に専門職委員会とする「一般社団法人」形式で  
3つの「後見支援センター」が**広域的**に誕生した。

そして、その後見支援センターに、鳥取県及びそれぞれの地区  
の市町村が**補助金・委託金**を出している。



## 鳥取県の成年後見関係の特徴

### 1 専門職の動き

1) まず任意団体「**成年後見ネットワーク**」が東部・中部で平成14年（中部が18年独立）、西部で同16年にそれぞれの地区にできた。

会員は弁護士、司法書士、社会福祉士を中心に医師、行政書士、精神保健福祉士、行政職員等20～30名。

2) H22年度社会福祉士会が「**福祉後見支援センター構想**」を出す。

これを3地区の成年後見ネットワークが賛同

H23年弁護士会が「社会保障と成年後見」をテーマにシンポジウム

H23年11～12月成年後見ネットワーク鳥取が

「権利擁護支援に関するアンケート」実施。

### 2 行政の動き

1) 鳥取県が平成19年、20年から3つの成年後見ネットワーク（任意団体）に**高齢者虐待対応のための専門職チーム派遣事業**を委託した。

現在は3つの一般社団法人が受託している。

現在は権利擁護相談や権利擁護のためのケース会議派遣も可

現在は障害者についても可

2) **鳥取県**が平成24年4月から3つの一般社団法人に300万円ずつの補助金を出すことを決定（ただし該当市町村が同額以上負担することが条件）

3) **西部9市町村**がH24年4月から合計300万円の委託金を出すことを決定し、「**うえるかむ**」に計金600万円の委託金。

4) 平成25年4月から**東部5市町**、**中部5市町**がそれぞれ300万円の委託金・補助金を出すことを決定し、「アドサボ」「ミットレーベン」にそれぞれ計金600万円の補助金・委託金。

### 3) 法人化

さらにそれぞれのネットワークが法人後見できるように、まず平成20年に中部が、次に平成24年に東部、西部がそれぞれ法人となった。

東部・・・一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター

（愛称：アドサボセンターとっとり）

西部・・・一般社団法人権利擁護ネットワークほうき（うえるかむ）

中部・・・一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉（ミットレーベン）

### 4) 3センター協議会

3地区の一般社団法人は、平成24年以降後見支援センターとして活動し、今日まで毎年3回協議会を開催し、情報交換、課題の共有を図っている。鳥取県も参加してきた。

H29以降弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会及び家庭裁判所にも声をかけ、オブザーバーとして参加いただいている。

### 5) 市町村の成年後見制度利用支援事業（報酬部門）の充実

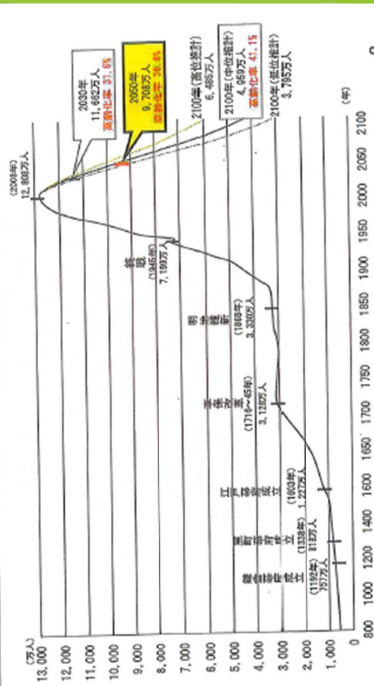
#### 平成30年度実績額

	高齢	障害	（円）
東部	鳥取市	13,432,000	4,896,000
	岩美町	516,000	
	八頭町	2,292,000	1,200,000
	智頭町	420,000	430,000
西部	米子市	420,000	
	南部町	209,000	
	大山町	126,000	130,000
	日南町	80,000	
中部	倉吉市	3,276,000	640,000



## 2-(1) 日本の総人口の推移と推計

○2008年の1億2808万人をピークに減少に転換。中位推計で2050年に9708万人となる見通し。



## 2) 市民後見人養成について

現在までに鳥取市で5人(7件)の市民後見人が誕生

- ・H25,3アドサポ理事5名で大阪市立大学岩間教授を訪問
- ・H25,7~市民後見PT(project team)を月1回開催

市と市社協の協力必須(市民後見人を孤立させてはいけない)

- ・H27~鳥取市市民後見人養成講座開始

- ・H29,6~市民後見PT→市民後見S T(支援チーム)へ

- ・H29,6,7,8~家裁との協議 鳥取市、鳥取市社協、アドサポ

- ・H29,9 第1号鳥取市市民後見人誕生

- ・H30より 鳥取市市民後見人養成講座受講の4町在住者への拡大

→4町在住者が市民後見人として選任される仕組み作りが課題

成年後見制度利用支援事業の利用条件に、

- 「市町村長申立に限る」
- 「生活保護受給者に限る」としている市町村がある。

鳥取県では、

- が残っているのは、西部1市2町と中部4町
- は残っていない。

ただし「生活保護受給者・生活困窮者に限る」あるいは「生活保護受給者及びこれに準ずる者」が多い。

## 東部(鳥取市と4町)

住民約23万人

アドサポセンターとつとりが中核機能的な位置にある。令和2年度の鳥取市とアドサポとの委託契約書に「中核機関」という文言を入れる予定

### 1) 法人後見

H24~アドサポセンターとつとり

現在56件(後見31; 保佐19; 補助5; 後見監督1)

法人後見の担当者は専任職員(社会福祉士)

常勤2名 非常勤1名

補助員(市民後見人養成講座修了者で市民後見人バンクに登録した人で希望した人)6~9名。

H27~鳥取市社会福祉協議会「かけはし」現在20件(8; 11; 1)

H27~智頭町社会福祉協議会 現在10件(6; 4; 0) 町人口約6900人

3) 受任調整会議

H27発足の鳥取市市民後見運営協議会が、令和元年6月から鳥取市・鳥取市社協・アドサボに加入して弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会を含めた鳥取市後見人等受任調整会議に発展（結果、市民後見運営協議会は、受任調整会議で市民後見人案件と判断された場合に開催することとなった。）・・・自然発生的

令和元年6月6日を第1回として、毎月1回開催している。

現在毎回2~5件を調整している。

課題1：この仕組みを4町が有効利用できないか

課題2：現在市長申立案件がほとんどであるが、

各機関が申立支援している案件まで拡大すること

鳥取市後見人等受任調整会議振分け状況  
令和元年

令1	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
市民後見人	1						1	2
弁護士会	1		1	1	1	1		4
司法書士会	1		1			1	1	4
社会福祉士会	1		1	1		1		4
行政書士会		1	1	1	1			4
鳥取市社会福祉協議会		1				1	1	3
アドサボセンターとっとり		1				1		2
								合計23件

4) 意思決定支援や身上監護に重点を置いた支援の取り組みについて  
ア 日弁連作成の意思決定支援寸劇シナリオの読み合わせをしている。

・市民後見S Tで、H29、30

・市民後見人養成講座の事例研修で、H29、H30、R1

・1市4町担当者研修会で、H30、R1

イ 個別事案について

アドサボ・医療・福祉連携して家裁申し入れ

→アドサボが家裁に情報提供書提出へ

5) 地域連携ネットワーク

家裁の東部関係機関と鳥取家庭裁判所との意見交換会を引き継いで、アドサボ主催で

令和元年7月9日とりぎん文化会館（第3会議室）第1回

「鳥取県東部『権利擁護に関する地域連携ネットワーク』意見交換会」

（参加者 31団体・機関の43名）

を開催した。

第2回 令和元年11月27日予定

「見つけて→つなげて→支援する」をテーマに

第3回 令和2年3月4日予定

## 西部（米子市と1市6町1村）

住民約23万人

一般社団法人権利擁護ネットワークほうきが中核機関と名乗っては  
いないが、中核機関的な位置にある。

同法人は中核機関は地方自治体が主体的に設置すべきと考えて、各自  
治体の問題を把握して各自自治体の主体的な動きを①待つて②期待して  
いる③働きかけをするを使いつけている。

9市町村で「なんでも相談会」開催

→「**成年後見制度運用地域連携ネットワーク懇談会**」を地域に構築す  
ることが重要

### 1) 法人後見

H24～一般社団法人権利擁護ネットワークほうき

現在104件（後見73；保佐29；補助10；後見監督1；任意後見1）

法人後見の担当者は会員2名が原則（法律職と福祉職）

H28～あんしん後見せいぶ（知的障害者の保護者の会）

### 2) 市民後見人養成について

裁判所が個人を選任した市民後見人はいない。

市民後見人養成講座修了者を**法人の社員**として、

法人後見の担当者を選任している。

H23年～市民後見人養成講座開催し、市民後見人登録者は

H24年～30年までに15人、14人、18人、29人、15人、12人、15人

の合計118人が登録している。

現在までに9人（20件）の法人担当者たる市民が誕生

→「**市民後見人の会作り構想**」あり

### 3) 定例学習会

毎月15～25名集まり、成年後見に関わるタイムリーな諸問題につ  
いて、学習会を開催している。

## 中部（倉吉市と4町）

住民約110万人

一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉（ミットレーヴエン）が  
中核機関とは名乗っていないが、中核機関的な位置にある。

### 1) 法人後見

H20～ミットレーヴエン 現在38件（後見20；保佐12；補助6）

法人後見の担当者は専任職員（社会福祉士）

常勤2名非常勤1名

H30～倉吉市社会福祉協議会

H～北栄町社会福祉協議会

H～琴浦町社会福祉協議会

H～NPO法人一粒の麦

市民後見人の育成もしている

### 2) 市民後見人養成について

平成29年～養成講座開始

### 3) 地域連携ネットワークの構築（H～）

「**中部地区高齢者・障がい者等権利擁護支援ネットワーク会議**」

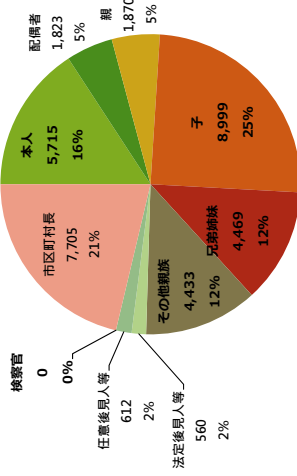
1市4町行政に地域包括支援センター、鳥取県、鳥取家庭裁判所倉吉  
支部、社会福祉協議会、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉  
士、行政書士、税理士、手をつなぐ育成会、NPO法人一粒の麦

## 成年後見の社会化 社会保障としての成年後見

- ▶ 介護保険と同時に施行された成年後見制度
- ▶ 介護の社会化と同様、成年後見の社会化が顕著になってきている。
- ▶ 超高齢社会の中で、認知症高齢者、身寄りのない単身高齢者が増えている。障がい者の頼りきり後問題の急増。
- ▶ 関わる家族・親族がいない人が増えてきている
- ▶ 申立てる人がいない→市町村長申立の増加  
成年後見人になる親族がない  
→専門職・市民後見人など第3者の後見人
- ▶ 鳥取県では受け手がいない時のセフティネットとして  
東部「アドサポセンターとっとり」  
中部「ミットレーベン」  
西部「うえるかむ」がある。

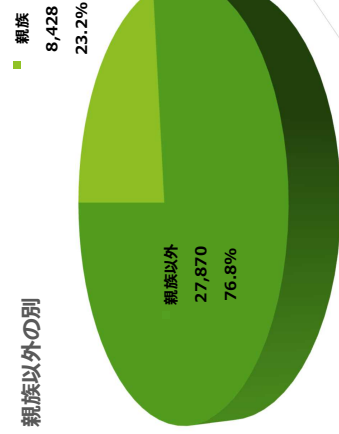
## 申立人と本人との関係について (以下は2018年(平成30年)度の集計)

申立人と本人との関係別件数・割合



## 成年後見人等と本人との関係について

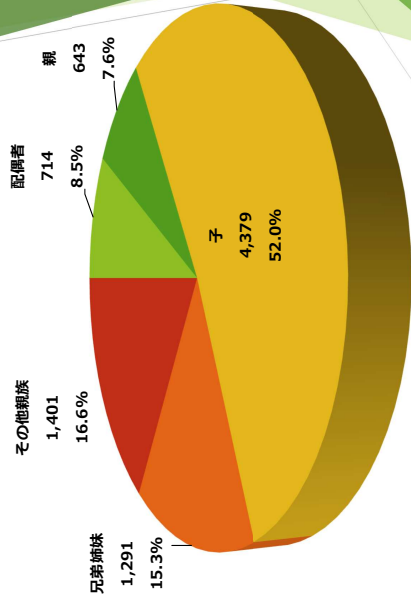
①親族、親族以外の別



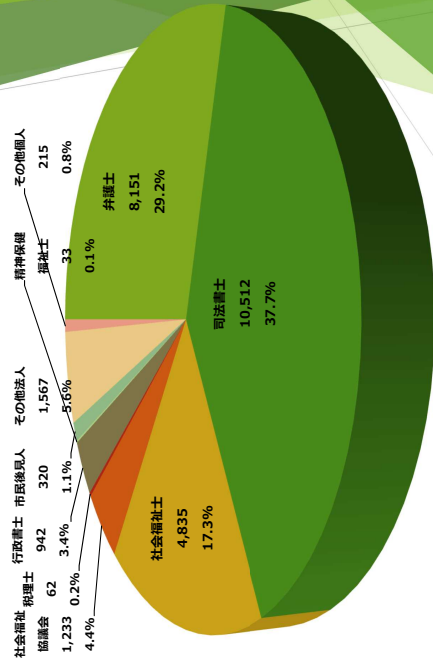
市区町村長申立  
「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」  
老人福祉法32条、  
知的障害者福祉法28条、  
精神保健・精神障害者福祉法51条の11の2

管内	総数	市区町村長申立	割合
鳥取県	4,924	1,185	24.1%
三朝町	2,784	647	23.2%
三朝町	1,022	440	43.1%
水戸町	487	108	22.1%
津町	292	43	14.7%
津町	1,201	167	13.9%
甲部	241	58	24.1%
甲部	914	153	16.7%
大東	3,111	644	20.7%
大東	1,766	275	15.6%
赤松	431	80	18.6%
赤松	259	60	23.1%
邑智郡	1,441	287	19.9%
津町	363	62	17.1%
津町	222	61	27.5%
鳥取市	394	78	19.8%
鳥取市	414	60	14.5%

### ②親族の内訳



### ③親族以外の内訳



### 各士業の人数

弁護士	41,050人 (2019年10月1日)
司法書士	22,632人 (2019年4月1日)
社会福祉士	22,628人 (2018年9月末)
行政書士	48,549人 (2019年4月1日)
税理士	67,479人 (2019年6月)

### 成年後見制度利用促進法

平成28年4月成立 同5月施行

同法第11条柱書が重要

「成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえ、高齢者・障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。」

- a) 成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえる
  - 障害者権利条約 障害を理由とする行為能力制限の禁止
  - 意思決定支援
- b) 高齢者・障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ
  - 今ある4つの施策との有機的連携
    - ① 首長申立、② 成年後見制度支援事業、③ 市民後見人養成、④ 日常生活自立支援事業

- ▶ 各市町村に求められること（同法第11条7号、8号、9号）

7号

成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること

8号

地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会を確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること

9号

前2号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

- ▶ つまり、「市町村が**需要（7号）**を把握してちゃんと**供給（8号）**してね。」ということ。

「成年後見制度が必要な人がいるのに、成年後見人等の手がいないから申し立てられない。」ということはやめて欲しいということ。

- ▶ **民法の世界（申立人になるかどうか自由、後見人になるかどうか自由）とは違う。**

必要な人がいたら、市町村長申立もする。

後見人・保佐人・補助人のなり手がなかったら受ける**セルフティ**

**ネットとしての成年後見**の担い手（法人後見）を確保する。

そのために**公的資金をつかう（9号）**という決意の法律。

## 雑感（専門職に求められるもの）

- ▶ 核家族化と日本の人口減少
- ▶ 身寄りの無い単身高齢者・認知症高齢者の増加
- ▶ 障害者の親なき後問題
- ▶ 8050問題など増え続ける

→つまり関わる家族・親族がいない人増える。

関わる家族がいても虐待したりする。

社会で権利擁護する必要がある。

→成年後見の社会化は進む。

セルフティネットとしての成年後見、

社会保障としての成年後見がより増加し、重要となっていく。

しかし、日本の高齢対策・障がい者施策等は付け焼き刃。

その点フランスは100年以上かけて高齢社会になった。

例えばユニバーシティによる介護・看護が参考になる。

→仕事として他人の成年後見を担う専門職がより重要な地位を

占めてくる。

そしてその質が問われる。

その質とは？

## 終わりに

- (1) 弁護士立場で  
個人の尊厳ということ  
ア 契約関係について  
個人の尊厳→自由意志→契約→契約の拘束力→責任  
自由意思でなければ責任なし (公序良俗法違反で無効・責任なしにも注意)  
自由意思でないとは ①詐欺 ②脅迫 ③錯誤

- (2) 自分が何のために成年後見をするか考えてみる。


本人の権利擁護・意思決定支援  
本人の意思の尊重が前提 vs 本人の保護 (安全確保)  
→本人の最善の利益?  
(判断は誰が・判断の基準は本人の価値観)  
愚行権? vs 消費者被害・犯罪  
丁度よい支援とは?  
いつも悩んでいる…永遠の課題  
ただど丁度よい支援ができたと思えたときはうれしい。

## イ 権利擁護関係でも

個人の尊厳→本人の意思決定の尊重 (家族、親族ではなくて本人)

まず 個人毎に考える ……分析  
あとで 家族・世帯など総合的に考える ……統合  
たとえば虐待案件 生活保護は世帯単位→世帯分離

- \* 管理しようとするところに虐待の萌芽あり
- \* 「誇り・見方・居場所—私の社会保障論」  
(大熊由紀子著 ライカポート社)



2/14 中核機関のつくりかた・活かし方  
～地域の支援システムと成年後見制度の利用促進～  
石見の海岸線 日本海の夕陽

## 中核機関の設置に向けた取り組み

島根県益田市 福祉環境部 高齢者福祉課  
地域包括推進係 社会福祉士 渡辺 秀美

---

## 益田市の紹介

面積 733.19km<sup>2</sup> (島根県内最大)  
人口 46,206人  
高齢者数 17,348人  
高齢化率 37.54% (令和元年12月末現在)



清流高津川  
ワサビ  
フサビ  
ハマグリ


## 益田市の業務体制 (福祉関係)

**【市役所本庁】**  
保険課  
福祉総務課  
障がい者福祉課  
高齢者福祉課  
環境衛生課

**【保健センター】**  
子ども福祉課  
子ども家庭支援課  
健康増進課  
地域医療対策室

**【美都・匹見総合支所】**  
美都・匹見分室  
子育て支援センター  
人権センター  
久城が浜センター

**福祉環境部**

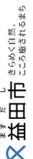


益田市 島根県庁所在地、  
この位置にいます

---

## 高齢者福祉課の体制

介護給付係	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険に関する資格管理</li> <li>介護認定、介護給付</li> <li>介護保険事業計画策定</li> </ul>
事業者指導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型サービスの指定、更新</li> <li>介護サービス事業所実地指導、集団指導</li> </ul>
高齢者福祉係	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉計画策定</li> <li>養護老人ホームへの措置</li> </ul>
地域包括推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域支援事業に関すること (委託型地域包括支援センターの支援) (認知症、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備)</li> <li>高齢者虐待対応</li> <li>成年後見制度に関すること</li> </ul>

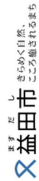


益田市 島根県庁所在地、  
この位置にいます



## 成年後見制度に関する業務

- 成年後見制度に関する相談対応
- 市長申立
- 成年後見制度利用支援事業
- 益田・鹿足成年後見センターへの参加  
(毎月第3水曜日 18:30~20:30)
- 権利擁護人材育成事業 (県から補助)  
市民後見人の養成  
地域住民への理解促進



5

## 益田・鹿足成年後見センター

【設立】2009年4月

【目的】

益田市・吉賀町・津和野町における成年後見制度にかかわるものの相互支援、交流、研鑽等を行い、もって成年後見制度の利用促進、発展を図る

【会員】

個人会員：弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士など

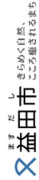
法人会員：行政 (益田市・吉賀町・津和野町)

社会福祉協議会 (益田市・吉賀町・津和野町)

その他社会福祉を目的とする法人

【活動】

- \* 成年後見制度に関する情報交換や活動の相互支援
- \* 成年後見に関する相談受付、後見人候補者の推薦
- \* その他研修会 (講演会)、勉強会の開催



6

## 中核機関について

益田・鹿足成年後見センターに参加する中で...

8月 「中核機関に関する勉強会をしましょう」

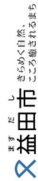
「中核機関」ってなに？  
成年後見制度に関する新たな機関ができるのかな？

9月 「厚生労働省の調査研究事業に協力依頼が・・・」

「中核機関」って自治体が設置するもの？  
協力依頼って自治体に向けたものでしょうか？

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査への回答をする中で...

なぜ「中核機関」に関することが  
こんなに頻繁に話題になっているんだろう？？



7

## まず、取りかかったこと

成年後見制度利用促進基本計画を読むことから始めました

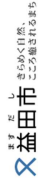
読んでみて、わかったこと・感じたこと

- \* この計画は平成29年3月に閣議決定されていた
- \* 計画は平成29年度から平成33年度までの5年間であり、現在はその中間年であること
- \* この計画の中に中核機関に関することが書かれていること
- \* 市町村は国の計画を勘案して計画策定することが求められている (が、努力義務？)
- \* 中核機関の設置主体は市町村？

いろいろな疑問が浮かび、でも「必要なことならやらなくちゃ」

この事業を受けて結果が見えなくてもいいのかな・・・？

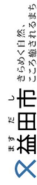
→ 今回の調査研究事業に協力することにしました！



8

## 本日までの取り組み

- 三菱総研担当者との確認・打合せ（随時電話・メール）
- 令和元年 1 1 月
  - \* 「中核機関に関する勉強会・意見交換会」
    - ➔ 益田・鹿足成年後見センター定例会に合わせて開催
  - \* 「1回目行政ヒアリング」（益田市・吉賀町・津和野町）
- 令和元年 1 2 月
  - \* 「中核機関に求められる機能を整理」
    - ➔ 益田市にある既存の社会資源を、中核機関の機能別に整理
  - \* 「内部協議」
    - ➔ 高齢者福祉課・障がい者福祉課・福祉総務課で協議

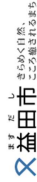


益田市  
益田市 暮らしの窓口

9

## 本日までの取り組み

- 令和 2 年 1 月
    - \* 「益田市・吉賀町・津和野町の担当者協議」
      - ➔ 3 市町で整理したものを共有
    - 2 回目の行政ヒアリングでの質問内容を確認
  - \* 「2回目行政ヒアリング」
    - ➔ 3 市町合同で実施
- 中核機関の設置に向けて、今後の進め方についてアドバイスを受けた

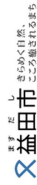


益田市  
益田市 暮らしの窓口

10

## ここまでの取り組みを通して

- わかったこと
- \* 益田市・吉賀町・津和野町とも、**中核機関の機能はある程度満たしていること（既に存在している）**
  - \* 益田・鹿足成年後見センターや家庭裁判所などは、3 市町を管轄しており、**広域的な機能を満たしていること**
  - \* 3 市町が有する機能と広域の**機能を使い分けける必要があること**



益田市  
益田市 暮らしの窓口

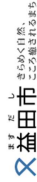
11

## これからの進め方

- ① 直営か・部分的に委託するのか方針を決める
- ② 関係機関との協議  
(行政・成年後見センター・家庭裁判所・社協など)
- ③ 必要となる手続き（要綱の制定など）
- ④ 委託する場合は委託内容や条件などの検討
- ⑤ 委託先との協議

進めていくうえでのポイント

- \* **今あるものを一つひとつ確認していく**
- \* **取組の質を高めていく作業**  
(あるからOKではなく、機能しているかどうかをチェック)



益田市  
益田市 暮らしの窓口

12



今後も、できることから取り組みたいと思います。  
ご清聴ありがとうございました。



「認知症高齢者等を支えるやさしい地域づくりに向けた成年後見制度の利用に係る  
相談体制とネットワーク構築に関する調査研究事業」  
委員会名簿

【委員】

氏名	所属等
◎ 手島 洋	県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 講師 ※委員長
兼重 仁彦	宇部市役所 健康福祉部 地域福祉・指導監査課 福祉総合相談センター 主任
中井 俊雄	(福) 総社市社会福祉協議会 事務局次長 (公社) 岡山県社会福祉士会 顧問
寺垣 琢生	鳥取県弁護士会 高齢者・障がい者の権利に関する委員会 委員 (一社) とっとり東部権利擁護支援センター理事長
根来川 弘充	(一社) 松江後見センター 副理事長 (司法書士)
小山 峰志	広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会 副会長

◎は委員長

【オブザーバー】

氏名	所属等
高原 伸幸	厚生労働省中国四国厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課長
高橋 孝一	〃 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進官
木下 友里	〃 地域包括ケア推進課 係員
住田 雪音	〃 地域包括ケア推進課 係員
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室	
広島高等裁判所	

【事務局】

氏名	所属等
高森 裕子	三菱総合研究所 ヘルスケア・ウェルネス事業本部 主席研究員
金尾 翔悟	〃 研究員

※所属等は、令和元年8月2日現在

令和元年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）  
「認知症高齢者等を支えるやさしい地域づくりに向けた成年後見制度の利用に係る  
相談体制とネットワーク構築に関する調査研究」報告書

発行：令和2年（2020年）3月

発行者：株式会社三菱総合研究所 ヘルスケア・ウェルネス事業本部  
〒100-8141 東京都千代田区永田町2-10-3  
電話 03-5157-2111（代表）